

目次

8. 資料編	91
8.1. 普及委員会	91
8.1.1. 普及推進 WG	91
(1) 普及推進活動実績概況報告	91
(2) 完工高 300 億円以上の発注側企業の分類結果およびアプローチ (案)	109
(3) 「CI-NET を活用した電子商取引説明会」アンケート集計結果	121
(4) CI-NET 利用状況調査結果	144
(5) 発注企業における実用化実態調査結果	202
(6) 民間発注者と元請間の契約に関するヒアリング結果	239
(7) 導入のための参考資料サイトアクセス状況	244
8.1.2. 設備見積 WG	245
(1) 設備見積業務における CI-NET 形式データ作成の解説	245
(2) 設備見積拾い区分(中項目区分) DRAFT IV(案)	292
8.2. 標準委員会	308
8.2.1. 標準 BPWG	308
8.2.1.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコル 改善要求 (平成 29 年度分)	308
(1) B-2017-001 建築積算業務に係るデータ項目の新設	308
(2) B-2017-002 発注者および受注者の特定に係るデータ項目の新設	313
(3) B-2017-003 契約条件に係るデータ項目 ([1363]法定福利費) の新設	318
8.2.1.2. <参考>CI-NET 標準ビジネスプロトコル 改善要求(平成 28 年度分)	322
(1) B-2017-001 建設業許可工事業種の追加	322
(2) B-2017-004 データ交換運用マニュアルへの ASP の追加	326
(3) B-2017-005 暗号変更に伴うデータ交換協定書への追記	333
(4) B-2017-006 機械設備機材コード改訂	337
(5) B-2017-007 電気設備資機材コード改訂	340
(6) B-2017-008 ebMS 利用に対応したデータ交換協定書の変更	342
8.2.2. LiteS 規約 WG	352
8.2.2.1. CI-NET LiteS 実装規約 改善要求 (平成 29 年度分)	352
(1) L-2017-002 発注者および受注者の特定に係るデータ項目の新設	352
(2) L-2017-003 契約条件に係るデータ項目 ([1363]法定福利費) の新設	360
(3) L-2017-015 新暗号アルゴリズムへの移行に伴うセキュリティ方式および電	

子証明書プロファイルの改訂	364
(4) L-2017-016 全体工期等の新設	375
8.2.2.2. <参考>CI-NET LiteS 実装規約 改善要求（平成28年度分）	380
(1) L-2016-001 建設業許可工事業種の追加	380
(2) L-2016-002 圧縮解凍方式の変更	385
(3) L-2016-003 バージョン命名ルールの作成	396
(4) L-2016-006 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目の明記	404
(5) L-2016-007HTTP1.1 の RFC 改訂に伴う変更	420
8.2.3. 技術検討 WG	423
(1) 「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」に係るチェックリスト実施方法	423

別紙

8.2.2. LiteS 規約 WG

- (2) CR 別添① 新設データ項目の属性および摘要 一覧表
- (3) CR 別添② メッセージと新設データ項目の対応 一覧表

8. 資料編

8.1. 普及委員会

8.1.1. 普及推進 WG

(1) 普及推進活動実績概況報告

区分欄の表示

説：CI-NET 説明会 勉：勉強会

個：個別支援及びベンダー支援

個 1、2、3 の数値は企業を示す

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
北海道	説	土木技術会 建設マネジメント研究委員会 建設経営革新小委員会	高野先生経由の依頼。 高野政策委員会委員長が建設マネジメント研究委員会委員長		2013/8/29 建設経営革新小委員会主催 セミナーにて 広報セミナー開催(民間企業11社、北海道開発局、北海道庁等合計33名参加)				
	個 1	土屋ホールディングス							2013/8/30 導入後のフォロー
	個 2	伊藤組土建(株)	2017/3/13 CI-NET 説明訪問						
	個 3	岩田地崎建設(株)	2017/3/13 CI-NET 説明訪問						

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
宮城県		東北地方整備局	2016/11/10 石塚係長に CI-NET 説明 その後要請が ありパンフレッ ト送付 2017/6/9 CI-NET 説明 建設業法令遵 守等講習会で CI-NET 説明 機会を頂まし た。 (青森県 11/8、 山形県 11/10、福島 県 11/15、秋 田県 11/27、 岩手県 11/30)						
	個 1	橋本店	2013/3 CI-NET 導入 を公表	2013/3 社長を訪問	2016/11/22 説 明会参加。	→→→	→→→	→→→	2013/3/15 導入発表。 2013/7 段階的運用開 始(76社、うち 新規 36社)
	勉	公共工事事質 確保安全施工 協議会(9社)	2013/3 上記企業から の発案により 活動開始	2013/4 9社(上記の1 社を含む)訪 問	※9社の導入・ 導入検討が進 捗する段階 で、建設業協 会と連携した 勉強会を実施	→→→	2013/6/10 勉強会開催(9 社参加) 2013/7/23 勉強会第2回 導入検討担当 者を対象に開 催(8社参加) 2013/8/20 勉強会第3 回、1社参加 にて開催	2013/12/16 勉強会参加担 当者が入院の ため稟議遅延	
		建設業協会	2014/5 建設業しんこ う2014/4号特 集「CI-NET 地 域企業への展 開」にて橋本 店導入事例」 掲載。協会員 に配布						
	個 2	(株)丸本組	2017/2/20 CI-NET 概要 資料送信						

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個3	1社	2017/6/9 調達関係担当者 業務多忙の欠席 総務の方に資料を渡した。						
	個4	1社	2017/6/12 経理部と情報システムの方に CI-NET 説明						
新潟県 (重点)	説	建設業協会	2012/8 新潟県内総合建設企業3社による合同導入により活動開始	→→→	2013/2 広報セミナー開催(34社37名参加) 2016/7/27 電子商取引説明会開催 10社14名	2013/5 関心のある会社(3社)と地域5大企業(1社)を個別訪問	2013/7/31 県協会巻支部で勉強会実施(3社参加)	2013/12/16 他社動向様子見とする	2014/12/19 新潟3社地域意見交換会実施
	個1	(株)水倉組	以前より CI-NET 関心あり	ベンダ営業	2016/7/27 説明会参加	2015/12/11 主要取引先にアンケートをし、検討開始しようとする。検討が動き出したら連絡する。	2013/7/31 勉強会参加	2014/12/19 訪問	
	個2	1社			2016/7/27 説明会参加	2016/8/5 システム部門で情報収集段階。			
	個3	1社			2016/7/27 説明会参加	2016/8/8 業界全体の動きを注視し検討を進めたい。			
	個4	1社			2016/7/27 説明会参加	2016/8/8 受注側では CI-NET 利用中。発注側でも導入検討をしたい。			

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 5	㈱かねこ							2014/11/25 創和ジャステック建設-かねこ間で CI-NET 導入 2017/6/20 創和ジャステック建設-かねこ間状況ヒアリング
	個 6	㈱植木組	2017/6/21 CI-NET 説明 (依頼済み)						
	説	北陸地方整備局	2014/6/6 CI-NET 資料持参 2015/9/30CI-NET 説明 地整主宰の説明会があるので来年度説明メニューに入れる場合は連絡しますとのこと。 2016/7/27CI-NET 説明。						
石川県	説	石川県建設業協会	2017/3/22 いしけんeコマースについてヒアリング実施						
	個 1	真柄建設㈱	2017/3/22 CI-NET 説明						
富山県	説	富山県建設業協会	2017/3/21 CI-NET 説明 2017/6/20 建築委員会にて CI-NET 説明						
茨城県	個 1	1 社	2013/7/3 担当者が経営層より導入に関し検討するよう指示あり	2013/7/18 CI-NET 説明 2013/8/8 社内システム改善構想より開始する、電子商取引導入はまずは棚上げ	2017/1/20 説明会参加				

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況	
	説	建設業協会	2014/8/29 協会事務局へ説明							
東京都	説	(社)日本埋立 浚渫協会	2012 セミナー開催 を依頼	→→→	2012/11/1 部会にて広報 セミナー開催 (11社11名参加)	2013/7/25 1社に説明				
	説	(社)日本ツー バイフォー建 築協会	2012 セミナー開催 を依頼	→→→	2012/12 広報セミナー 開催(6社6名 参加)	2013/5 1社より問合せ 受け、 CI-NET 説明 実施				
	個2	1社				2013/11/14 工務部と上位 10社で始めよ うと話している。 2014/2/20 説明日程調整 回答待ち(調 整できず)				
	個3	1社	2013/10/22 購買部等に CI-NET 説明		2014/9/5 CI-NET 説明 会参加 2017/1/20 説 明会参加					
	個4	1社	2013/12/4 請負工事のほ とんどはメンテ ナンスなので 契約金額が 100万未満の ものが多い。 受注者側は個 人も多いの で、導入に係 る負担費用が ネックとなる 2014/1/14 業務システム ベンダと業務・ 電子商取引の 共同提案説明							
	個5	1社	2014/8/7 CI-NET 説明 会案内							
個6	1社	2014/8/7 CI-NET 説明								

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
									
			会案内						
	個7	1社	2014/8/7 CI-NET 説明 会案内						
	個8	1社	2014/9/18 CI-NET 説明	2014/11 グループ会社 に対し、説明 会を予定した が、調整でき ず					
	個9	1社	2015/8/25 CI-NET 説明		2017/1/20 説 明会参加				
	個10	松下産業			2015/11 東京 説明会参加。 決算期なので 2月以降で願 いたい。				
	個11	銭高組			2015/11 東京 説明会参加。 ペンダに相談 している。費 用面で社内説 得が暗礁。 2016/11/16 説 明会参加。				
	個12	ツツミワークス			2015/11 東京 説明会参加。	2016/1 下旬説 明			
	個13	トピー実業			2015/11 東京 説明会参加。 西松建設と取 引先にて実施				
	個14	パナソニック ES ネットワー クス			2015/11 東京 説明会参加。 電気通信業許 可あり、発注 側希望。	2016/1 システ ム刷新の検討 開始を検討。 電子商取引は その中で考え たい。			
	個15	日本建設			2015/11 東京 説明会参加。 長澤 現在別 案件で多忙。 2016/3 以降検 討を開始した い。同規模の 実施状況を知 りたい。				

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況	
	個 16	オムロンワールドエンジニアリング			2015/11 東京説明会参加。社内で勉強中。概要が分かった時点で説明等の依頼を連絡する。2016/11/16 説明会参加。					
	個 17	1 社	2016/1/22 受注側で実施済み。発注側で電子商取引を検討開始したい。							
	個 18	1 社	2017/2/6 CI-NET 説明 2017/3/2 検討開始 アンケート実施中							
	個 19	1 社	2017/4/27 CI-NET 説明 2017/9/14 実施確定							
	個 20	(株)ピーエス三菱	2017/2/21 電話問い合わせ有り CI-NET 注文書形式を送信							
	個 21	クボタ環境サービス(株)	2017/4/13 電話問い合わせ 取引先に CI-NET アンケート実施中							
	個 22	都築電気(株)	2017/4/20 CI-NET 説明							
	個 23	1 社	2017/4/25 2017/7 よりグループ内で実施、その後展開を指向							
	個 24	1 社	2017/7/14 愛知電子商取引説明会に出席。電子商取引について非常に興味があり。説明を提示。							

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 24	1 社		2017/8/2 CI-NETの2次展開を希望する企業へのヒアリング					
	個 25	1 社		2017/8/21 CI-NETの2次展開を希望する企業へのヒアリング					
	個 26	1 社		2017/8/24 CI-NETの2次展開を希望する企業へのヒアリング					
	個 28	1 社(土木)	2017/8/21 2次協力会社の展開についてヒアリング						
	個 29	1 社(鉄筋)	2017/8/24 2次協力会社の展開についてヒアリング						
	個 30	1 社	2017/9/12 CI-NET 説明。電子商取引について非常に興味があり。						
	個 31	1 社(電気)	2017/11/6 2次協力会社の展開についてヒアリング						
	個 32	1 社(空調)	2017/11/16 2次協力会社の展開についてヒアリング						
	個 33	鹿島建設							2017/11/8 民間発注者の契約形態に関するヒアリング
	個 34	大林組							2018/1/17 民間発注者の契約形態に関するヒアリング
	個 35	西松建設							2018/1/22 メールにて民間発注者の契約形態に関するヒアリング

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 36	戸田建設							2018/1/23 民間発注者の契約形態に関するヒアリング
	個 37	日鉄住金環境							2018/1/26 民間発注者の契約形態に関するヒアリング
埼玉県	説	埼玉電業協会			2014/1/16 広報セミナー 「建設産業における電子商取引」埼玉県電業協会主催 (20社20名参加)				
	説	埼玉建産連	2014/9/3 事務局へ説明						
	個 1	1社			2014/8/27 CI-NET 説明会出席	個別に連絡	2014/11/12 勉強会実施		
神奈川県	説	神奈川県建設業協会	2013/2 CI-NET 説明、 広報セミナー 開催を依頼	→→→	2013/7/17 広報セミナー 開催(9社9名参加)				
	個 1	小俣組	2014/5 建設業しんこう2014/4号特集 「CI-NET 地域企業への展開」にて小俣組導入事例」掲載。関係先に配布依頼						2013/4/24 導入発表。3月取引先20社開始、8月より拡大予定。 2013/10/10 事例作成用ヒアリング 2015/2/24 地域意見交換会実施
	個 2	大洋建設							2014/4 稼働 2014/5 導入済 2015/6/8 地域意見交換会実施
	個 3	1社							2014 度稼働

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	説	横浜建設業協会	2013/8/28 広報セミナー開催を依頼したが、集客の目処たらず断念。勉強会など他の方法にてアプローチする 2015/10/23 協会幹部会議にてCI-NET 説明。 2015/2/4 訪問、CI-NET 説明。 2016/6/15 会員向け案内と合わせCI-NET パンプを配布してもらう。						
	個 3	1 社	2014/8/7 CI-NET 説明会案内						
	個 4	1 社							2014 導入済
	個 5	1 社(鉄筋)	2017/8/2 2次協力会社の展開についてヒアリング						
山梨県	説	建設業協会	2013/6/25 協会事務局へ説明						
長野県	説	建設業協会	2013/2 協会来訪時にCI-NETを紹介	2013/2 支部長会合にてセミナー開催を申し入れ	2013/12/19 広報セミナー開催(31社31名参加)				
	説	長野県	2014/1/30 長野県庁へ説明						
	個 1	北野建設	2013/4 ベンダ主催研究会を通じてCI-NET 紹介を依頼	2013/4 購買部へCI-NET の説明実施 2014/5/23 CI-NET の説明 2013/6/25 コストシミュレーション説明		2014/12/12 進捗状況確認(内部資料を作成し、購買部と調整中) 2015/5/27 実務者が長期離脱。よって中断。 2016/1/13CI-			

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
						NET 説明。			
	個 2	ヤマウラ			2015/7/17 電子商取引説明会(愛知)参加。個別説明希望(2015/12)。	2016/01/13CI-NET説明。基幹システム刷新計画。電子商取引はその後。			
静岡県	説	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2～5 協会にセミナー開催を申し入れ 新聞社に開催案内記事依頼	2013/6/7 広報セミナー開催(9社11名参加)	2014/2/7 浜松地区で個別1社訪問			
	個 1	1社		2016/07/11 CI-NET説明	2017/2/17 2/21の週にデモを実施				
愛知県(重点)	説	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2～3 協会にセミナー開催を申し入れ	2013/4 県建設業協会にて広報セミナー開催(19社29名参加) 2013/10 土木委員会にて広報セミナー開催(8社8名参加)	2013/7/23 関心のある会社アプローチ 2社訪問(1社継続フォロー、1社導入に向けて前向き)			
	説	愛知県建設業協会	2015/6/22、7/17 説明会支援依頼(専務理事)		2015/7/17 電子商取引説明会 14社21名 2016/7/22 電子商取引説明会開催 13社22名				

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	勉1	アイシン開発	2012/12 CI-NET 説明 の依頼受け		→→→	→→→	2013/2~3 勉強会(計3 回)開催	→→→	2014/4 導入。 2ヶ月で67社 と取引、電子 化率28%(取引 件数ベース) 2015/6/22 地 域意見交換会 実施
	個2	近藤組			2013/4 広報セミナー 参加				2013/5/28 導入発表。11 月15社と試 行。 2014/4 注文・出来高 請求業務を本 稼働 2015/6/22 地 域意見交換会 実施
	個3	350社アンケ ート企業			2013/4 広報セミナー 参加 2016/11/22 説 明会参加。	2013/7/23 1社(概要説明 →継続フォロ ー) 11/18、12/11			
	個4	350社アンケ ート企業			2013/4 広報セミナー 参加	2013/7/23 2013/10/2 説 明			
	個5	350社アンケ ート企業			2013/4 広報セミナー 参加 2015/7/6 説明会愛知 7/17開催案内	2013/10/2 導入検討開始 意向			
	個6	350社アンケ ート企業			2013/4 広報セミナー 参加 2015/7/17 説 明会愛知参加	2013/7/29 1社(注文/注 文請けから導 入検討前向 き) 2014/1/27 実施企業の近 藤組にヒアリ ング			
	個7	350社アンケ ート企業			2013/4 広報セミナー 参加 2016/7/22 説 明会参加。	2013/11/18 説明 2015/9/29 良 好に検討中 契約業務のみ で導入検討中 であり、勉強 会希望。			

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 8	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/11/19 説明			
	個 9	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/10/16 トップの了承済みで準備を進めている。進め方を検討中で、具体的には至っていない			
	個 10	350 社アンケート企業				2013/12/11 鉄道軌道事業(メンテナンス工事)が1/3あり、少額で、2/3を電子化率70%としても全社で約40%程度の電子商取引年必ず、メリットが小さいと想定			
	個 11	350 社アンケート企業				2013/10/17 時期尚早			
		建設業協会	2014/5 建設業しんこう2014/4号特集 「CI-NET 地域企業への展開」にて近藤組導入事例」掲載。協会員に配布						
	個 12	1 社	2014/07/17 訪問(CI-NET説明会案内) 2015/7/6 説明会愛知7/17開催案内		2014/8/27 説明会参加				
	個 13	1 社	2014/07/17 訪問						

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況	
	説	中部地方整備局	2014/07/17 CI-NET 説明 2015/06/22 建政部建設産業課課長補佐、経営支援係長に CI-NET 説明 2017/7/14 課長補佐、経営支援係長、 CI-NET 説明							
岐阜県	個 1	1 社			2016/7/22 説明会参加	2016/8/8 2016 は忙しい。社内で検討し、その後勉強会等をお願いしたい。 2017/7/18 現在の状況をヒアリング				
	個 2	岐建株式会社	2017/7/18 訪問							
大阪府	説	近畿地方整備局建政部建設業法令遵守指導監督室長	2014/9/2 CI-NET 説明 2015/7/30 CI-NET 説明 2017/7/13 CI-NET 説明							
	説	建設業協会	2013/5 電子商取引研究委員会立ち上げ 2015/7/17CI-NET 説明		2013/6/19 建設業協会/電子契約部会で CI-NET 説明(9 社 9 名参加) 2015/7/17 電子商取引説明会実施 17 社 28 名 2016/7/22 電子商取引説明会開催 17 社 30 名		2014/2/4 鴻池組(大阪本社)に建設業協会会員が見学			
	個 1					2013/6/18 他社視み				
	個 2				2016/7/22 説明会参加	2013/6/18 他社視み				

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個3	浅沼組	2014/9/2 CI-NE 説明						
	個4				2015/7/13 説明会大阪参加	2016/1/21 検討開始。			
	個5			2016/6/28 2016/11に発注側として導入予定。	2016/7/22 説明会参加				
	個6				2016/7/22 説明会参加	2016/8/8 2017から検討を始めた。			
兵庫県	個1	1社	2014/9/3 CI-NET 説明 2015/7/13 説明会大阪 7/30開催案内を送信済み。						
	個2	ノバック	2014/9/3 CI-NE 説明 経営陣やシステム関係者にも説明希望 2015/7/6 説明会大阪 7/30開催案内を送信済み。	2015/10/16 大阪支店訪問。					
	個3				2016/7/22 説明会参加	2016/8/5 検討を進めたい、勉強会等について社内調整をする。			
島根県	説	島根県建築技術協会(松江地区)			2015/1/28 説明会開催 33社参加				
		島根県建築技術協会(浜田地区)			2015/1/29 説明会開催 20社参加				
	個1	今井産業(株)	2017/3/17 CI-NET 概要説明						
広島県		中国地方整備局	2017/11/13 CI-NET の概要説明						
		広島県建設工業協会	2017/11/13 CI-NET の普及促進のため訪問						
	個1	1社	2013/5	2013/5		2015/5/26			

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			購買部よりCI-NET 検討の要請受け	CI-NET 説明資料一式を送付 2013/8/26 導入を検討中		新基幹システムは 2015/4 稼働。半年くらい慣れるまで待ち、その後電子商取引(CI-NET)を検討			
香川県		四国地方整備局	2014/6/6 CI-NET 説明 2015/10/19CI-NET 説明 2017/11/13 CI-NET の概要について説明						
	説	香川県建設業協会	2017/11/13 協会事務局へ説明 協会会員へチラシの配布予定						
福岡県	説	建設業協会	2012/7 定例会にてCI-NET 説明実施 2013/1 デモ実施の要請受け	2013/7/11 建設業協会内の福岡建設協会会長にCI-NET 説明、試行のための導入					
	説	建設業協会久留米支部	建設業協会の紹介	→→→	2013/11/6 広報セミナー(17社30名参加)				
	個1	1社	2017/9/25 電子商取引はしていない、これからもする予定はない。						
	個2	1社			2016/7/22 説明会(大阪)参加 2016/11/22 説明会(東京)参加。				

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 3	三軌建設(株)	2017/7/14 CI-NET 説明。 JR 九州グループ 36 社の調達システム構築 3 年計画の 2 年目で、CI-NET は検討せず。						
	個 4	(株)サニックス	2017/8/24 CI-NET 説明						
	個 5	1 社	2017/9/13 CI-NET の 2 次展開を希望する企業へのヒアリング						
佐賀県	個 1	350 社アンケート企業	→→→	→→→	→→→	2013/11/21 以前から CI-NET は認識していた長年使用している基幹システムとの連携により社内が混乱することと協力会社の現況により未導入			
熊本県	個 1	1 社	2014/9/2 CI-NET 説明						
	説	熊本県建築協会	2014/9/2 CI-NET 説明		2014/12/8 説明会実施 14 社参加				
		九州地方整備局	2015/11/6 久世課長、小柴係長に CI-NET 説明 2016/11/14 重松課長、小柴係長に CI-NET 説明。						
鹿児島県	説	鹿児島県土木部	2017/9/11 建設産業支援策等セミナーにて CI-NE 説明予定 (九州地方整備局より紹介)						

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個1	南生建設(株)	2017/9/12 CI-NET 概要説明						
	個2	(株)植村組	2017/9/12 CI-NET 概要説明						
	個	あさかわシステムズ	2015/6/15 福岡支店訪問、西日本をカバー 2015/8/11 連携戦略のヒアリング実施(東京支店、東日本をカバー)						2015/10/20 ベンダ会届出書受理
	個2	オービック		2015/8/27 CI-NETとの連携打合せ 2017/7/14 アイシン開発の社内システムとの連携をヒアリング					
	個3	富士通エンジニアリングテクノロジー(株)	2015/10/23 横浜本社訪問。届出書提出を依頼。						2015/12/16 ベンダ会届出書受理
	個4	ハynesソリューションズ(株)		2015/3 CI-NETとの連携打合せ					2016/03/15 ベンダ会届出書受理
	個5	(株)コア・システムデザイン	2016/5/19 ヒアリング						2016/5/19 ベンダ会届出書受理
	個6	協栄産業(株)	2016/6/9 ヒアリング						2016/6/9 ベンダ会届出書受理
	個7	(株)東計電算(CI-NET 連携未実績)	2016/7/19 CI-NET 概要説明						2016/7/20 ベンダ会届出書受理

(2) 完工高 300 億円以上の発注側企業の分類結果およびアプローチ（案）

完工高 300 億円以上の発注側企業の分類およびアプローチ（案）

1. 主旨

第3次3ヵ年計画(平成29～31年度)では、新規ゼネコン導入企業数10社以上、CI-NET利用企業数12,000社以上とすることを目標に掲げており、目標達成に向けて完工高300億～2000億円の発注側企業について重点的に普及拡大を進めていくことにしている。そこで、完工高300億～2000億円の発注側企業を優先的に対応すべき企業とアプローチの方向性から分類し、具体的なアプローチ方法について検討する。

2. 分類方針・結果

完工高300億円以上の発注側企業の分類方針および結果を下記に示す。

2.1 対象企業数の設定

完工高300億円以上2000億円未満の企業の対象企業数の設定について下記に示す。

【対象企業数：計99社（84社+20社-4社-1社）】

- 84社：建設工業新聞等調べによる完工高300億円以上2000億円未満の企業
- +20社：84社以外の完工高300億円以上2000億円未満の有力企業
- -4社：対象企業のうち、CI-NET発注側機能を導入済であった企業
- -1社：対象企業の中に同じ建設社を重複してカウントしていたため

2.2 アプローチの方向性に関する対象企業の分類

アプローチ対象とする企業の優先順位は以下の2点で分類・抽出する。

(1) 過去のアンケート等による導入意向

対象企業について、現在の各社の意向を分類し、アプローチの方向性を検討する。電子商取引説明会の参加状況とアンケートの回答結果から3つのケースに分類した。

に各社の意向の分類とアプローチの方向性を示す。

表 アプローチの方向性の分類

分類	電子商取引説明会の参加状況とアンケート回答	企業数	アプローチの方向性
Case1	「導入を検討している」または「個別支援サービスを希望している」と回答した企業	9社	導入に向けた個別支援の実施
Case2	2016年度、2017年度の電子商取引説明会に参加しているが、「資料収集中である」等かつ「個別支援サービスを希望しない」と回答した企業	20社	個別説明および検討状況の調査
Case3	2016年度、2017年度の電子商取引説明会に参加していない企業	70社	電子商取引説明会への参加案内および動向調査

(2) CI-NET 電子証明書取得済企業

CI-NET 電子証明書を取得済の企業（発注者機能未使用）は、既に CI-NET（受注者側機能）を利用した経験があり、内容を把握している可能性が高い。そこで、CI-NET 電子証明書取得済企業に対して優先的にアプローチする。

上記 2 点に基づき、基本的には「(1) 過去のアンケート等による導入意向」に基づくが、「(2) CI-NET 電子証明書取得済企業」であるかどうかも参考に、アプローチ対象企業を選定する。

2.3 アプローチの実施について

上記に示したアプローチ対象企業選定の考え方より、優先順を設定して普及推進 WG 委員と事務局で構成された訪問グループごとにアプローチを実施する。

- ・過去のアンケート調査におけるアプローチ対象企業の回答内容や説明会等の普及活動の経緯より、現時点で把握可能な各社の状況を整理。（カルテ.P5を参照）
- ・カルテに基づき、改めて確認すべき事項を整理してヒアリング項目を作成するとともに、導入に向けて課題が明確になっている場合は、その課題の解決方策（案）を併せて提示。
- ・平成 29 年度内に 1～3 社（予定：Case1 の銭高組、NTT ファシリティーズ、日本メックス）を訪問する。その結果を受けて、アプローチ方法やヒアリング項目について調整。
- ・平成 30 年度は、Case1 および（特に企業識別コード取得済企業）を中心にアプローチ。

表 各訪問グループのアプローチ対象企業 (案)

訪問グループ※1	対象企業 (Case1のみ) ※2
グループⅠ：★富樫、島田、山本、種田、中島、事務局	TSUCHIYA 株式会社、株式会社藤木工務店
グループⅡ：★山口、村瀬、由井、加藤、岩村、事務局	村本建設株式会社
グループⅢ：★西村、吉田、富田、傳法谷、藤崎、事務局	株式会社浅沼組
グループⅣ：★丹羽、高橋、黒田、辻野、勝山、事務局	第一建設工業株式会社
グループⅤ：★臂、遊佐、堀、中野、事務局	高松建設株式会社

※1：初回は事務局で参加を調整。その後はグループ内で調整 (敬略称・★印はリーダー)

※2：上記の候補のうち、平成29年度は可能な範囲でアプローチを想定

表 平成29年度アプローチスケジュール (案)

	2月	3月以降
アプローチ スケジュール	1~3社実施【予定】 ※ 事務局を中心に実施※ 実施結果の取りまとめ (以降の方針整理)	
委員会/WG等	2/21：第3回普及委員会予定 (実施結果報告)	4月上旬 政策委員会予定

3. アプローチの流れ

アプローチでは、以下の流れで行い、各社の意向や課題認識を把握し、特徴に応じた個別対応を行う。なお、各社のニーズに対応する資料を取りまとめ、必要な資料については編集あるいは新規作成する。(※現在 CI-NET ホームページ等で公開している資料類は P9 を参照。)

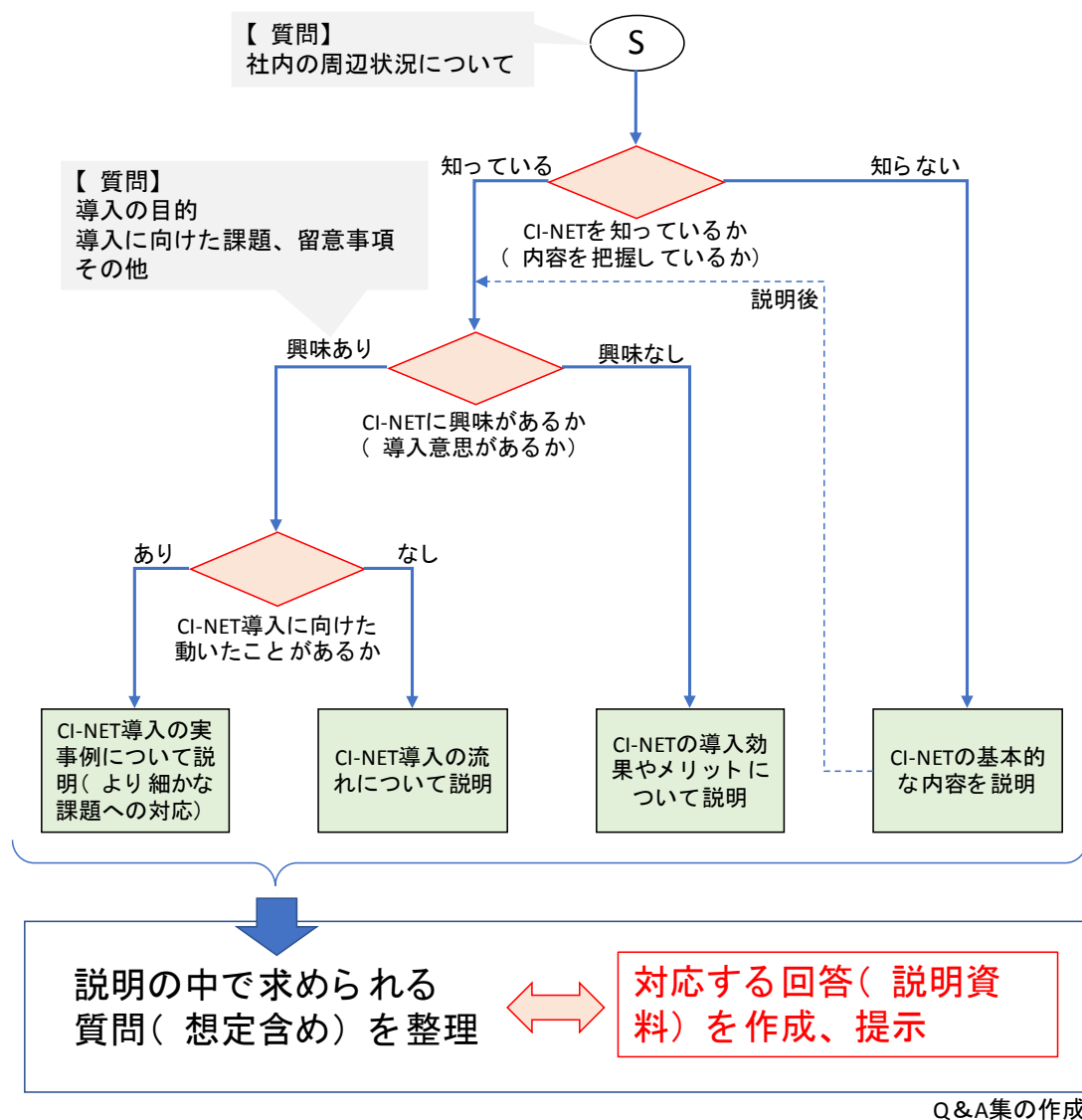


図 アプローチの流れ (イメージ)

アプローチに必要な項目(各社状況や計画、質問事項) (案) を整理した。

アプローチ項目 (案)

1. 社内の周辺状況について

- ・ 貴社の注文書の件数
- ・ 集中購買の実施状況
- ・ CI-NET 導入にあたっての担当部署
- ・ 社内システム部門の有無
- ・ CI-NET を導入するうえでキーとなる部署、人物の存在
- ・ 社内システムはパッケージを使用しているか。また、取引先とのやり取りではどのようなにしているか (Excel、電話等)
- ・ 施工協力会の有無

2. 導入の目的

- ・ 現状の取引における課題 (CI-NET に期待する効果)

例：生産性向上、経費削減（印紙、印刷経費の負担軽減）、コンプライアンス（法令順守）、電子データの活用 等

3. 導入に向けた課題、留意事項 ← 【カルテで整理】

- ・ 過去に CI-NET の導入を検討した経緯があるか
- ・ CI-NET を導入するにあたり、課題となっていること

例：社内システムとの連携、社内説明、業務プロセスの変更は必要、導入コスト 等

- ・ 今後の導入に向けた予定、意向

例：CI-NET を導入する場合、社内システムと連携するか。または ASP を利用することになるか。

- ・ 社内システムについて、次回の更新時期

4. その他

- ・ CI-NET 導入に向けて、社内への説明用に必要な資料

例：他社の導入事例（導入効果）、普及状況、各社システムに関する資料 等

- ・ その他、CI-NET について知りたいこと

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

【参考】各社カルテ（例：銭高組、NTT ファシリティーズ、日本メックスの過去アンケート回答）

No.	36	企業名	株式会社銭高組			完工高 (百万円)	115,747		ケース分類	1	
日建連 会員	○		企業識別コード 取得	0		都道府県 コード	27大阪府		地区コード	06近畿（大阪）	
対象業務 (規模、範囲)	取引先数	0	注文件数	0	請求書件数	0	分野	0	受発注の立場	0	
説明会アンケート			大阪		愛知		東京		大阪		新潟
			2017/7/13		2017/7/14		2016/11/16		2016/11/22		2016/7/27
Q4 貴社のCI-NET導入予定・検討状況について			0		0		①導入を検討している		0		②まだ検討段階である
Q5 個別支援サービス（勉強会等）の希望について			0		0		②希望しない		0		②希望しない
H17「CI-NETに関するアンケート調査」【日建連】											
・CI-NETへの関心			興味がある								
・今後の導入予定			未定								
・導入に向けた準備			0								
・CI-NETを利用しない理由			費用対効果がみえない、現場と調達部門のやり取りが書類で行われており、調達部門だけ電子化しても非効率なため								
・国交省や振興基金への要望			0								
H19「CI-NETの導入検討状況に関する調査」【日建連】											
・CI-NETへの関心			興味がある								
・CI-NETを利用しない理由			費用対効果がみえない、調達部門だけ電子化しても非効率なため								
・今後の導入予定			未定								
・導入に向けた準備			0								
・国交省や振興基金への要望			0								
H20「CI-NETを利用した電子商取引に関する調査」【上位300社】											
・事業分野の完工高の割合			0								
・業務処理の実態			0								
・CI-NETを利用しない理由			0								
・電子商取引への関心			0								
・今後の導入予定			0								
・導入に向けた準備			0								
・希望する施策			0								
・国交省や振興基金への要望			0								
H24「発注業務における電子商取引に関する調査」【上位300社】											
・事業分野の完工高の割合			0								
・発注先（協力業者）との間の取引の実態			0								
・利用している社内システム			0								
・CI-NETを利用した電子商取引の仕組みの認知度			0								
・CI-NETを利用しない理由			0								
・電子商取引への関心			0								
・今後の導入予定			0								
・導入に向けた準備			0								
・受けてみたい支援サービス			0								
・国交省や振興基金への要望			0								
H26「CI-NET 利用状況調査」											
・CI-NETを導入してほしいゼネコン（対象）			0								
・2次下請電子商取引を展開したいか			0								
・振興基金への要望			0								
H28「CI-NET 利用状況調査」											
・2次下請電子商取引を展開したいか			0								
・CI-NETを導入してほしいゼネコン（対象）			【被要望数：28】								
・CI-NETに対する要望			0								
普及活動の経緯											
0											
確認事項											
0											

※完工高なしは売上で補正

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

No.	7	企業名	株式会社NTTファシリティーズ			完工高 (百万円)	78,474		ケース分類	1	
日建連 会員	0		企業識別コー ド取得	0		都道府県 コード	13東京都		地区コード	0	
対象業務 (規模、範囲)	取引先数	0	注文件数	0	請求書件数	0	分野	0	受発注の立場	0	
説明会アンケート					大阪	愛知	東京	東京	大阪	愛知	新潟
					2017/7/13	2017/7/14	2016/11/16	2016/11/22	2016/7/22	2016/7/22	2016/7/27
Q4 貴社のCI-NET導入予定・検討状況について					0	0	①導入を検討している	0	0	0	0
Q5 個別支援サービス(勉強会等)の希望について					0	0	①希望する	0	0	0	0
H17「CI-NETに関するアンケート調査」【日建連】											
・CI-NETへの関心					0						
・今後の導入予定					0						
・導入に向けた準備					0						
・CI-NETを利用しない理由					0						
・国交省や振興基金への要望					0						
H19「CI-NETの導入検討状況に関する調査」【日建連】											
・CI-NETへの関心					0						
・CI-NETを利用しない理由					0						
・今後の導入予定					0						
・導入に向けた準備					0						
・国交省や振興基金への要望					0						
H20「CI-NETを利用した電子商取引に関する調査」【上位300社】											
・事業分野の完工高の割合					0						
・業務処理の実態					0						
・CI-NETを利用しない理由					0						
・電子商取引への関心					0						
・今後の導入予定					0						
・導入に向けた準備					0						
・希望する施策					0						
・国交省や振興基金への要望					0						
H24「発注業務における電子商取引に関する調査」【上位300社】											
・事業分野の完工高の割合					0						
・発注先(協力業者)との間の取引の実態					0						
・利用している社内システム					0						
・CI-NETを利用した電子商取引の仕組みの認知度					0						
・CI-NETを利用しない理由					0						
・電子商取引への関心					0						
・今後の導入予定					0						
・導入に向けた準備					0						
・受けてみたい支援サービス					0						
・国交省や振興基金への要望					0						
H26「CI-NET 利用状況調査」											
・CI-NETを導入してほしいゼネコン(対象)					0						
・2次下請電子商取引を展開したいか					0						
・振興基金への要望					0						
H28「CI-NET 利用状況調査」											
・2次下請電子商取引を展開したいか					0						
・CI-NETを導入してほしいゼネコン(対象)					【被要望数:0】						
・CI-NETに対する要望					0						
普及活動の経緯											
0											
確認事項											
0											

※完工高なしは売上で補正

情報化評議会(CI-NET) 2018年度 資料1
2018年4月26日

No.	67	企業名	日本メックス株式会社			完工高 (百万円)	33,488		ケース分類	1	
日建連 会員	0		企業識別コード 取得	○		都道府県 コード	13東京都		地区コード	0	
対象業務 (規模、範囲)	取引先数	0	注文件数	0	請求書件数	0	分野	0	受発注の立場	0	
説明会アンケート					大阪 2017/7/13	愛知 2017/7/14	東京 2016/11/16	東京 2016/11/22	大阪 2016/7/22	愛知 2016/7/22	新潟 2016/7/27
Q4 貴社のCI-NET導入予定・検討状況について					0	0	①導入を検討している	0	0	0	0
Q5 個別支援サービス(勉強会等)の希望について					0	0	②希望しない	0	0	0	0
H17「CI-NETに関するアンケート調査」【日建連】											
・CI-NETへの関心					0						
・今後の導入予定					0						
・導入に向けた準備					0						
・CI-NETを利用しない理由					0						
・国交省や振興基金への要望					0						
H19「CI-NETの導入検討状況に関する調査」【日建連】											
・CI-NETへの関心					0						
・CI-NETを利用しない理由					0						
・今後の導入予定					0						
・導入に向けた準備					0						
・国交省や振興基金への要望					0						
H20「CI-NETを利用した電子商取引に関する調査」【上位300社】											
・事業分野の完工高の割合					0						
・業務処理の実態					0						
・CI-NETを利用しない理由					0						
・電子商取引への関心					0						
・今後の導入予定					0						
・導入に向けた準備					0						
・希望する施策					0						
・国交省や振興基金への要望					0						
H24「発注業務における電子商取引に関する調査」【上位300社】											
・事業分野の完工高の割合					0						
・発注先(協力業者)との間の取引の実態					0						
・利用している社内システム					0						
・CI-NETを利用した電子商取引の仕組みの認知度					0						
・CI-NETを利用しない理由					0						
・電子商取引への関心					0						
・今後の導入予定					0						
・導入に向けた準備					0						
・受けてみたい支援サービス					0						
・国交省や振興基金への要望					0						
H26「CI-NET 利用状況調査」											
・CI-NETを導入してほしいゼネコン(対象)					0						
・2次下請電子商取引を展開したいか					0						
・振興基金への要望					0						
H28「CI-NET 利用状況調査」											
・2次下請電子商取引を展開したいか					0						
・CI-NETを導入してほしいゼネコン(対象)					【被要望数:0】						
・CI-NETに対する要望					0						
普及活動の経緯											
0											
確認事項											
0											

※完工高なしは売上で補正

【参考】2.2で示した分類により、3ヵ年（平成29年度～平成31年度）にかけてアプローチを実施する。

アプローチ対象企業リスト

分類		企業名	都道府県	分類		企業名	都道府県
(1)	(2)			(1)	(2)		
1		株式会社浅沼組	大阪府	3	○	新日鉄住金エンジニアリング株式会社	東京都
1		株式会社NTTファシリティーズ	東京都	3		スターツCAM株式会社	東京都
1		株式会社銭高組	大阪府	3		株式会社西武建設	埼玉県
1		第一建設工業株式会社	新潟県	3	○	世紀東急工業株式会社	東京都
1		高松建設株式会社	大阪府	3		仙建工業株式会社	宮城県
1	○	TSUCHIYA株式会社	岐阜県	3	○	大成ロテック株式会社	東京都
1	○	日本マックス株式会社	東京都	3		ダイダン株式会社	
1		株式会社藤木工務店	大阪府	3		太平工業株式会社	東京都
1		村本建設株式会社	奈良県	3		大日本土木株式会社	岐阜県
2		青木あすなろ建設株式会社	東京都	3		大豊建設株式会社	東京都
2		岩田地崎建設株式会社	北海道	3		大末建設株式会社	大阪府
2	○	株式会社植木組	新潟県	3		大和小田急建設株式会社	東京都
2	○	奥村組土木興業株式会社	大阪府	3		株式会社丹青社	東京都
2	○	株式会社奥村組	大阪府	3		鉄建建設株式会社	東京都
2	○	鹿島道路株式会社	東京都	3		東亜建設工業株式会社	東京都
2		共立建設株式会社	東京都	3	○	東亜道路工業株式会社	東京都
2		株式会社合田工務店	香川県	3		東芝キヤリア株式会社	東京都
2		大鉄工業株式会社	大阪府	3		東洋建設株式会社	東京都
2	○	株式会社竹中土木	東京都	3	○	東洋熱工業株式会社	東京都
2		東鉄工業株式会社	東京都	3	○	飛鳥建設株式会社	神奈川県
2		東建コーポレーション株式会社	愛知県	3		株式会社ナカノフド一建設	東京都
2		トヨタT&S建設株式会社刈谷営業所	愛知県	3	○	南海辰村建設株式会社	大阪府
2	○	日本道路株式会社	東京都	3		株式会社NIPPO	東京都
2		パナソニック産機システムズ株式会社	東京都	3	○	日特建設株式会社	東京都
2		株式会社松村組	大阪府	3		日本建設株式会社	東京都
2		名工建設株式会社	愛知県	3		日本国土開発株式会社	東京都
2		株式会社森組	大阪府	3	○	株式会社長谷工リフォーム	東京都
2		矢作建設工業株式会社	愛知県	3	○	日比谷総合設備株式会社	東京都
2	○	株式会社ヤマト	群馬県	3	○	株式会社ピーエス三菱	東京都
3		アイサワ工業株式会社	岡山県	3	○	不二サッシ株式会社	神奈川県
3		株式会社イチケン	東京都	3		株式会社不動テトラ	東京都
3	○	大林道路株式会社	東京都	3	○	前田道路株式会社	東京都
3		株式会社大本組	岡山県	3		真柄建設株式会社	石川県
3	○	オリエンタル白石株式会社	東京都	3		松井建設株式会社	東京都
3	○	株式会社ガイアート	東京都	3	○	松尾建設株式会社	佐賀県
3	○	株式会社角藤	長野県	3		馬淵建設株式会社	神奈川県
3		株木建設株式会社	東京都	3	○	水谷建設株式会社	三重県
3	○	川田工業株式会社	富山県	3		三菱マテリアルテクノ株式会社	東京都
3		関東建設工業株式会社	群馬県	3		みらい建設工業株式会社	東京都
3		木内建設株式会社	静岡県	3		株式会社守谷商会	長野県
3		岐建株式会社	岐阜県	3		株式会社森本組	大阪府
3		北野建設株式会社	長野県	3		ユニオン建設株式会社	東京都
3	○	九鉄工業株式会社	福岡県	3	○	株式会社横河ブリッジ	東京都
3	○	栗本建設工業株式会社	大阪府	3		横河ソリューションサービス株式会社	東京都
3		広成建設株式会社	広島県	3	○	寄神建設株式会社	兵庫県
3	○	株式会社駒井ハルテック	東京都	3	○	ライト工業株式会社	東京都
3		佐田建設株式会社	群馬県	3	○	株式会社LIXIL	東京都
3		佐藤工業株式会社	東京都	3		りんかい日産建設株式会社	東京都
3		JFEシビル株式会社	東京都	3		若築建設株式会社	東京都
3	○	ショーボンド建設株式会社	東京都				

分類：(1) 過去のアンケート等による導入意向 (2) 企業識別コード取得済企業

【参考】現在 CI-NET ホームページで公開している資料類（リスト）

■1.CI-NET 導入のための資料検索システム

名称	作成年月
CI-NET導入のための資料検索システム	2013年12月

■2.CI-NET パンフレット・リーフレット

名称	作成年月
電子商取引(CI-NET)に取り組みませんか	2017年6月
CI-NETによる電子商取引(パンフレット)	2016年4月
CI-NETで簡単電子契約	2014年9月
CI-NETの受注者導入メリット紹介	2014年4月
CI-NETを活用した電子商取引のご案内	2013年10月
電子契約の「技術的基準」と「施工体制台帳」の取り扱いに関するガイドライン	2013年10月
CI-NETサービス(ASP等)における発注者向け「確定注文」作成・送信画面／受注者向け「確定注文」受信閲覧画面(リーフレット)	2013年10月
社内システムとCI-NETの連携方法(リーフレット)	2013年10月
スモールスタートで安価・簡易にCI-NET導入(リーフレット)	2013年3月

■3.建設業法に関連するガイドライン等（国土交通省）

名称	作成年月
建設業法令遵守ガイドライン(第5版)	2017年3月
建設業法令遵守ガイドライン(第5版)新旧対比表	2017年3月
ガイドライン「技術的基準と施工体制台帳」(リーフレット)	2016年12月
建設業法令遵守の推進	2012年2月
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	2011年8月
「建設業電子商取引(CI-NET)導入検討事例集」の公開	2011年7月
建設業における法令遵守の徹底(パンフレット)	2011年4月
建設産業における電子商取引発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順 冊子	2007年6月
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン	2005年3月
異なるASPを利用する企業間でのCI-NETを利用した電子商取引の実現に向けて	2005年3月
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについての通知	2005年3月
建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル	2004年9月
建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン	2001年3月

■4.導入解説書等

名称	作成年月
CI-NETによる電子商取引(情報化評議会)	2017年1月
CI-NET導入検討に向けて相談できるベンダ企業紹介(一覧)	2016年11月
CI-NET導入ガイド	2016年1月
CI-NETによる電子商取引	2014年5月
国土交通省における建設業の電子商取引への取り組みについて	2014年3月
電子商取引導入効果シミュレーション(発注者編注文業務版)	2014年2月
CI-NET導入・利用概算費用表(導入タイプ別)	2013年7月
CI-NET導入に伴う社内システム修正内訳(事例)	2013年2月
建設業電子商取引 導入支援「勉強会」のご紹介	2012年12月
プロセス図(現行業務図・CI-NET適用時想定図)	2012年9月
CI-NET導入雛形参考例	2012年9月

名称	作成年月
国土交通省における建設業の電子商取引への取り組みについて	2012年2月
電子商取引導入効果シミュレーション(発注者編詳細版)	2011年7月
電子商取引導入効果シミュレーション利用者マニュアル(発注者編詳細版)	2011年7月
CI-NETの規約理解促進のために	2011年3月
建設産業における電子商取引の推進について	2011年2月
プロセス図(現行業務図・CI-NET適用時想定図・詳細版)	2011年1月
建設業電子商取引体験講習会テキスト(平成22年版)	2010年11月
EDI データの保存について『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』(電子帳簿保存法 施行規則第8条1項二号の規程 参考例)	2006年3月
請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の解説	2005年3月
CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説「建設業法施行規則第13条の2 第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	2004年6月
建設工事の電子契約についての解説「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	2002年2月

■5.導入事例等

名称	作成年月
CI-NETを活用した購買システムの導入事例紹介 日鉄住金環境(東京)	2017年7月
受注者の導入事例 雅(大阪、建築金物)	2017年7月
CI-NETの導入事例紹介 フジタ(東京)	2017年7月
CI-NET利用受注者の 導入事例 明治大理石(大阪)	2017年1月
CI-NET導入事例 大洋建設(神奈川)	2017年1月
CI-NET導入事例 鴻池組(大阪)	2017年1月
CI-NET導入事例 三井デザインテック(東京)	2016年7月
CI-NETを利用した電子商取引の導入について 総合建設業(北陸)	2016年7月
CI-NET導入の取り組み 西松建設(東京)	2016年7月
電子商取引の導入・運用事例一覧表	2016年1月
電子商取引の導入・運用事例(元請・下請の両面で利用)	2015年12月
電子商取引の導入・運用事例(地域建設企業 関東)	2014年3月
電子商取引の導入・運用事例(地域建設企業 中部)	2014年3月
電子商取引の導入・運用事例(ハウズビルダー)	2013年8月
CI-NET導入プレスリリース	2013年8月
電子商取引の導入・運用事例(総合建設企業)	2013年8月
電子商取引の導入・運用事例(地域建設企業_北陸)	2013年8月
電子商取引の導入・運用事例(ミルックス)	2012年2月
電子商取引の導入・運用事例(五洋建設)	2012年2月
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談(安藤建設)	2011年10月
電子商取引の導入・運用事例(鴻池組)	2011年2月
購買EDIの導入と現状(戸田建設)	2011年2月
電子商取引の導入・運用事例(鹿島建設)	2010年2月

■6.運用参考資料等

名称	作成年月
平成29年度CI-NET利用状況調査結果報告	2017年10月
平成29年度CI-NET発注企業における実用化実態調査報告	2017年10月
CI-NET での外字(機種依存文字)の取扱い	2015年3月

名称	作成年月
CI-NETにおける法定福利費の対応について(法定福利費明示方法の例示)	2015年3月
消費税率変更に伴うCI-NETの対応例	2013年8月
電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル(参考例)	2009年5月
電子データ交換協定書(例)	2009年5月

(3) 「CI-NET を活用した電子商取引説明会」アンケート集計結果

1) 大阪会場

a) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第1回	平成29年7月13日(木) 15:00～17:00 大阪建設会館	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室 株式会社フジタ 日鉄住金環境株式会社 株式会社雅 情報化評議会 事務局	19社 31名

b) 主な意見等

Q1. 取引先への周知は重要と思うが、基金などはどのようなことをされていますか？

A. 基金:かつて体験講習会を実施した。発注側と受注側に分かれて実際にパソコンを操作し、見積書、注文書などをやりとりした。現在は取引先への周知や教育は、ASPベンダーが発注側の依頼をうけて支援している。

Q2. CI-NET 導入に際し、スモールスタートだけに投資するにはもったいないように思われますが、別なことに利用できないでしょうか？

A. 日鉄住金環境(株):注文請書データの単価など社内システムに蓄積し分析などに利用できる。

フジタ(株):基本契約など工事約款の授受もできる。

c) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1:本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をお付けください。

(1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 3/25 ②ちょうど良い 22/25 ③範囲が狭すぎる 0/25

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 1/25 ②ちょうど良い 23/25 ③難しすぎる 1/25

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・CI-NETによる期待される効果(村本建設㈱)

(2) ①「CI-NETの概要」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 2/25 ②ちょうど良い 23/25 ③範囲が狭すぎる 0/25

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 1/25 ②ちょうど良い 23/25 ③難しすぎる 1/25

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・CI-NET導入方法4タイプ(村本建設㈱)

(2) ②「電子商取引の業務、操作等のイメージを紹介」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 2/25 ②ちょうど良い 20/25 ③範囲が狭すぎる 3/25

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 3/25 ②ちょうど良い 17/25 ③難しすぎる 5/25

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(3) 「CI-NET導入事例(株式会社フジタ)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/25 ②ちょうど良い 25/25 ③範囲が狭すぎる 0/25

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/25 ②ちょうど良い 25/25 ③難しすぎる 0/25

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・業者への普及・促進について、時間短縮への役立ち(出稿請求)、協力業者の電子化率(村本建設㈱)

・CI-NET運用開始までの流れ(村本建設㈱)

(4) 「CI-NET導入事例(日鉄住金環境株式会社)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/25 ②ちょうど良い 24/25 ③範囲が狭すぎる 0/25

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/25 ②ちょうど良い 24/25 ③難しすぎる 1/25

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・導入の経緯、検討期間(3年)〈村本建設㈱〉
- ・システム構築ポイント、対象区分及び範囲〈村本建設㈱〉

(5) 「CI-NET 導入事例(株式会社雅)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/25 ②ちょうど良い 24/25 ③範囲が狭すぎる 1/25

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 1/25 ②ちょうど良い 24/25 ③難しすぎる 2/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・協力業者側の生の声が聞けたことが非常に良かった〈榊浅沼組〉
- ・協力業者サイドからの説明で問題点等が解かりやすかった。また注文者の便利の説明も良かった。電子化率 90%〈村本建設㈱〉
- ・受注者ユーザーの意見、ヘルプデスクに質問等、注文書発行スピードが速い〈村本建設㈱〉

(6) 「講演者との意見交換」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/23 ②ちょうど良い 22/23 ③範囲が狭すぎる 0/23

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/23 ②ちょうど良い 22/23 ③難しすぎる 1/23

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・紙との併用の運用や社内システムとの連携について、どういふふうにしたあのかというところ〈ダイダン㈱〉
- ・導入企業の今後の課題等〈村本建設㈱〉

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○を お付けください。

①大変満足 0/25 ②満足 22/25 ③どちらでもない 2/25 ④不満 1/25 ⑤大変不満 0/25

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・導入について検討する〈榊浅沼組〉

- ・導入事例を開けたこと(株浅沼組)
- ・導入時のイメージが具体的に理解できた(株奥村組)
- ・段取りが悪い。会場・受付等(北川ヒューテック株)
- ・契約からでも検討していこうと思います。(株合田工務店)
- ・具体的な画面のイメージがあれば、分かりやすかった(生和コーポレーション株)
- ・業務コスト削減、時間短縮につながるので検討していきたい。(株日さく)
- ・実際に使用している事例を開けたこと(株藤木工務店)
- ・段取りが悪い。会場・受付等(北川ヒューテック株)
- ・導入にあたり経験された話等、参考になった(村本建設株)
- ・CI-NET 利用企業の実際の思いや導入事例を聞く事ができた。H29.6月より導入プロジェクト編成し
H31より導入予定である(村本建設株)

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- | | |
|-------------|--|
| ① 導入を検討している | 6/23 (株浅沼組、村本建設株) |
| ② まだ検討段階である | 2/23 (株奥村組、三和建设株) |
| ③ 資料収集中である | 8/23 (クボタ環境サービス株、高松建設株、西田工業株、株日さく、日本道路株、株藤木工務店、株松村組) |
| ④ 導入の予定はない | 5/23 (北川ヒューテック株、株合田工務店、大鉄工業株、奈良建設株、株藤木工務店) |
| ⑤ その他 | 2/23 (株鴻池組、ダイダン株) |
- ・導入済(株鴻池組)
 - ・利用者側の利用はしているが、発注者側では今のところ予定なしです(ダイダン株)

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施してます。希望しますか。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 希望する(Q6へ) | 8/20 (株浅沼組、高松建設株、株藤木工務店、村本建設株) |
| ② 希望しない(Q7へ) | 12/20 |

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- | | |
|---|----|
| ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) | 6件 |
| ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) | 5件 |

(2) 導入・運用費用の検討支援

① 適切なシステム構成方法	2件
② 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス	1件
③ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス	4件
④ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介	1件
(3) その他の情報提供(事例紹介)	
① CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等)	3件
② 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等	1件
③ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等)	4件
④ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法	3件
⑤ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等)	1件
⑥ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等)	1件
⑦ 同業他社状況	5件
Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。	
・コストの引下げ。CI-NET 利用業者を定期的に収集したい<西田工業<株>	
Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。	
(1)必要:①CI-NET の最新の動向 6件 ②ASP サービス 5件 ③その他	
(2)不要 15件	
・今後必要になればご連絡します<株奥村組>	

2) 愛知会場

a) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第2回	平成29年7月14日(金) 15:00~17:00 栄ガスビル	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室 株式会社フジタ 日鉄住金環境株式会社 株式会社雅 情報化評議会 事務局	14社19名

b) 主な意見等

Q1. 検討の経験はあったか?

- A. 矢作建設工業(株):資材など、請負契約以外には対応していないと聞き断念した。
事務局:平成 29 年度からサービス開始しそう。もう少し待っていただきたい。
太啓建設(株):グリーンサイト導入を優先して、CI-NET 検討は一旦止めていた。

Q2. メタウォーター(株):予想外の費用はどのようなものがあったか。

- A. 日鉄住金環境(株):構築時は予定通りだった。運用時に 2 件あった。CI-NET サービスを実施している ASP 各社の具体的なデータ処理は実案件に接した際に聞かないとわからなかったため、その対応改善があった。

(株)フジタ:端数調整が CI-NET サービスベンダによって異なっており、その対応があった。

Q3. (株)日さく:取引先の拡大はいかがか?

- A. 日鉄住金環境(株):当初は取引先範囲は 50 社で良しとしていたし、効果面で十分である。それ以上は取引先量の多い取引先に対して勧誘している。

(株)フジタ:注文では電子商取引が 60%だが、出来高業務はまだみだである。当社作業所ごとにその割合が偏っており、まずは社内説明が必要と考えている。

c) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1:本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○を ひとつ お付けください。

(1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/17 ②ちょうど良い 16/17 ③範囲が狭すぎる 0/17

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 1/16 ②ちょうど良い 15/16 ③難しすぎる 0/16

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・時間が短すぎる。(矢作建設工業(株))

(2) ① 「CI-NET の概要」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 2/17 ②ちょうど良い 14/17 ③範囲が狭すぎる 0/17

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 15/15 ③難しすぎる 0/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・説明が速すぎる。〈矢作建設工業㈱〉
- ・ザックリし過ぎてわかりづらい。〈矢作建設工業㈱〉

(2) ②「電子商取引の業務、操作等のイメージを紹介」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/15 ②ちょうど良い 13/15 ③範囲が狭すぎる 1/15

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 15/15 ③難しすぎる 0/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・ザックリし過ぎてわかりづらい。〈矢作建設工業㈱〉

(3) 「CI-NET 導入事例(株式会社フジタ)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/16 ②ちょうど良い 15/16 ③範囲が狭すぎる 0/16

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/16 ②ちょうど良い 15/16 ③難しすぎる 1/16

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(4) 「CI-NET 導入事例(日鉄住金環境株式会社)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 2/16 ②ちょうど良い 14/16 ③範囲が狭すぎる 0/16

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 14/15 ③難しすぎる 1/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・雇用フロー、基幹システムの変更→再構築。〈須山建設㈱〉
- ・コンプライアンスの強化を主体に取り組みられて良いと思った。〈太啓建設㈱〉
- ・わかりやすかった。〈矢作建設工業㈱〉

(5) 「CI-NET 導入事例(株式会社雅)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/16 ②ちょうど良い 16/16 ③範囲が狭すぎる 0/16

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/16 ②ちょうど良い 16/16 ③難しすぎる 0/16

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・思っていたより受注者側の方が受け入れやすい様に思った。〈須山建設㈱〉
- ・90%の電子化率は素晴らしい。〈太啓建設㈱〉
- ・受注者側の事情がわかった。〈矢作建設工業㈱〉

(6) 「講演者との意見交換」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/13 ②ちょうど良い 12/13 ③範囲が狭すぎる 0/13

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/13 ②ちょうど良い 12/13 ③難しすぎる 1/13

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○を ひとつ お付けください。

①大変満足 0/13 ②満足 10/13 ③どちらでもない 2/13 ④不満 1/13 ⑤大変不満 0/13

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・全体の流れは把握できた。〈㈱浅沼組〉
- ・会社システムとの連動と費用のバランスコントロールが難しい。これを改善できれば、導入に進むと判断できる。〈太啓建設㈱〉
- ・CI-NETの導入状況や運用状況について参考になった。〈前田建設工業㈱〉
- ・CI-NETの具体的なイメージをつかみ良かった。〈吉川建設㈱〉

Q4: 貴社のCI-NET導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 1/12 〈㈱竹中工務店〉
- ② まだ検討段階である 1/12 〈前田建設工業㈱〉
- ③ 資料収集中である 6/12 〈㈱浅沼組(2件)、小原建設㈱、㈱ミサトアイラス、㈱日さく、㈱河村産業所〉

④ 導入の予定はない 2/12 (岩田地埵建設(株)、(株)ビーイング)

⑤ その他 2/12 (須山建設(株)、吉川建設(株))

・動向調査中。(須山建設(株))

・導入検討前の情報収集段階。(吉川建設(株))

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しております。希望されますか。

① 希望する(Q6へ) 4/7 (須山建設(株)、(株)ビーイング、前田建設工業(株)、(株)ミサトアイラス)

② 希望しない(Q7へ) 3/7 (小原建設(株)、(株)竹中工務店、(株)河村産業所)

・社内相談による(吉川建設(株))

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 2件

② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) 1件

(2) 導入・運用費用の検討支援

① 適切なシステム構成方法 0件

② 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス 0件

③ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス 2件

④ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 2件

(3) その他の情報提供(事例紹介)

① CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) 3件

② 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 0件

③ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) 0件

④ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 0件

⑤ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) 2件

⑥ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) 2件

⑦ 同業他社状況 2件

Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

Q8:電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

- (1)必要:①CI-NETの最新の動向 5件 ②ASPサービス 2件 ③その他 0件
(2)不要 3件

3) 東京会場 (第1回)

a) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第3回	平成29年11月15日(水) 15:00~17:00 日本消防会館 第二会議室	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室 株式会社橋本店 日鉄住金環境株式会社 株式会社雅 情報化評議会 事務局	9社12名

b) 主な意見等

特に質問事項が出なかったため、参加各社を指名した。

- ① 導入を検討中のため事例は参考になった。ソネック(株)
② 生和コーポレーション(株)、第一建設工業(株)、クボタ環境サービス(株)の3社は、導入を検討するため参加。

c) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1:本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をお付けください。

- (1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

a) 内容について

- ①範囲が広すぎる 4/12 ②ちょうど良い 7/12 ③範囲が狭すぎる 1/12

b) 理解の度合い

- ①簡単すぎる 2/12 ②ちょうど良い 7/12 ③難しすぎる 2/12

- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・icsの導入に期待したいです(生和コーポレーション(株))

(2) ① 「CI-NET の概要」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/12 ②ちょうど良い 10/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 10/12 ③難しすぎる 2/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(2) ② 「電子商取引の業務、操作等のイメージを紹介」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/12 ②ちょうど良い 9/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 8/12 ③難しすぎる 2/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・もう少し具体的な内容が紹介されるとありがたい<クボタ環境サービス㈱)

(3) 「CI-NET 導入事例(株式会社橋本店)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/12 ②ちょうど良い 10/12 ③範囲が狭すぎる 1/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 10/12 ③難しすぎる 1/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(4) 「CI-NET 導入事例(日鉄住金環境株式会社)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/12 ②ちょうど良い 12/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 12/12 ③難しすぎる 0/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(5) 「CI-NET 導入事例(株式会社雅)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/12 ②ちょうど良い 12/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 12/12 ③難しすぎる 0/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(6) 「講演者との意見交換」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/12 ②ちょうど良い 11/12 ③範囲が狭すぎる 1/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 1/12 ②ちょうど良い 10/12 ③難しすぎる 1/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・問題点、これからの課題等、説明してもらい参考になりました(生和コーポレーション㈱)
- ・各社の取組、対応について(京王建設株式会社)

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○を(ひとつ)お付けください。

①大変満足 0/12 ②満足 8/12 ③どちらでもない 3/12 ④不満 1/12 ⑤大変不満 0/12

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・元請・下請両方の意見が聞けて良かった(㈱佐山)
- ・不勉強で来てしまったので理解が追いつかなかった。一方、発注者側の生の声が聞け参考となった(クボタ環境サービス㈱)
- ・導入コストを知りたい(生和コーポレーション㈱)
- ・社内業務で CI-NET 利用の有無の混在により、協力会社からの情報収集が煩雑になっていることから、興味を持って拝聴させていただきました(鹿島建設㈱)
- ・CI-NET の細かい説明が無い。時間が短いと思う。(第一建設工業㈱)

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 1/12 〈㈱ソネック〉
 - ② まだ検討段階である 4/12 〈クボタ環境サービス㈱、生和コーポレーション㈱、第一建設工業㈱、
㈱ソネック〉
 - ③ 資料収集中である 2/12 〈松井建設㈱〉
 - ④ 導入の予定はない 1/12 〈京王建設株式会社〉
 - ⑤ その他 2/12 〈㈱佐山〉
- ・導入済みです〈㈱佐山〉

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しています。希望しますか。

- ① 希望する(Q6へ) 3/12 〈㈱佐山、生和コーポレーション㈱〉
- ② 希望しない(Q7へ) 6/12

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 1件
- ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) 1件

(2) 導入・運用費用の検討支援

- ① 適切なシステム構成方法 1件
- ② 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス 1件
- ③ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス 0件
- ④ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 0件

(3) その他の情報提供(事例紹介)

- ① CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) 0件
- ② 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 0件
- ③ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) 1件
- ④ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 1件
- ⑤ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) 1件
- ⑥ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) 0件
- ⑦ 同業他社状況 0件

Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご

自由にお書きください。

- ・もう少し、機会があれば導入事例のセミナーに参加して情報を収集したい(松井建設(株))
- ・もっと全国的に進めて下さい(生和コーポレーション(株))

Q8:電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

- (1)必要:①CI-NETの最新の動向 2件 ②ASPサービス 2件 ③その他 0件
(2)不要 4件

4) 東京会場 (第2回)

a) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第4回	平成29年11月20日(月) 15:00~17:00 建設業振興基金 301会議室	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室 株式会社橋本店 日鉄住金環境株式会社 株式会社雅 情報化評議会 事務局	10社14名

b) 主な意見等

コーディネーターから参加企業を指名して、意見を聞くこととした。

- ① 大林道路(株)はすでに受注者側として導入済みだが、今後発注側として導入を検討するため参加
- ② メタウォーター(株)は愛知での開催でも参加しており2回目となる。社内で導入に向けて検討している。
- ③ (株)関電工からは2次への展開を社内で検討している模様。
- ④ (株)加藤組:印紙が不要とのことだが、具体的に法令ではどこに明記されているのか。
・法律で明記されてはいない。ただ文書として受け渡しが行われる場合に課税文書となるが、電子商取引の場合は文書での受け渡しはできないので非課税となる。福岡国税のQ&Aに記載されている。

c) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1:本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください。

(1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/14 ②ちょうど良い 12/14 ③範囲が狭すぎる 0/14

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 1/14 ②ちょうど良い 11/14 ③難しすぎる 2/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・導入事例〈メタウォーター株式会社〉
- ・i-construction 2025年度までに2割UP〈榊関電工〉

(2) ① 「CI-NETの概要」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/14 ②ちょうど良い 13/14 ③範囲が狭すぎる 0/14

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/14 ②ちょうど良い 10/14 ③難しすぎる 4/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(2) ② 「電子商取引の業務、操作等のイメージを紹介」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 2/14 ②ちょうど良い 10/14 ③範囲が狭すぎる 2/14

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/14 ②ちょうど良い 10/14 ③難しすぎる 3/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(3) 「CI-NET導入事例(株式会社橋本店)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/14 ②ちょうど良い 12/14 ③範囲が狭すぎる 2/14

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/14 ②ちょうど良い 12/14 ③難しすぎる 2/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・専属部門の必要性、現在の運用における紙ベースでの添付書類の必要性〈大林道路㈱〉
- ・ガリバー・プロステージの具体的な役割について〈大林道路㈱〉
- ・実務者の説明はよく伝わります〈㈱関電工〉
- ・実感が伴っていた。もっと知りたかった。〈㈱加藤組〉

(4) 「CI-NET 導入事例(日鉄住金環境株式会社)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/14 ②ちょうど良い 12/14 ③範囲が狭すぎる 1/14

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/14 ②ちょうど良い 12/14 ③難しすぎる 1/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・協力会社の説明会〈㈱関電工〉

(5) 「CI-NET 導入事例(株式会社雅)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/14 ②ちょうど良い 12/14 ③範囲が狭すぎる 1/14

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/14 ②ちょうど良い 13/14 ③難しすぎる 0/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(6) 「講演者との意見交換」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 3/14 ②ちょうど良い 7/14 ③範囲が狭すぎる 1/14

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/14 ②ちょうど良い 6/14 ③難しすぎる 2/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・基本契約もワーキング検討中。資材メーカーへの発注も効率化がはかられている〈㈱関電工〉

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○を「ひとつ」お付けください。

①大変満足 0/14 ②満足 5/14 ③どちらでもない 6/14 ④不満 1/14 ⑤大変不満 0/14

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・参加会社からの質疑が少ない為、時間を設けて欲しい〈メタウォーター株式会社〉
- ・導入済〈丸磯建設株〉
- ・あらためて購買部のニーズを確認し、今後のヒアリングに対応いたします。〈㈱関電工〉
- ・まだ勉強不足で、システムそのものの理解がなかったが、基本的な部分の理解ができた点が良かった。
〈日本国土開発株〉
- ・勉強中〈㈱加藤組〉

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 0/14
- ② まだ検討段階である 1/14 〈日本国土開発株〉
- ③ 資料収集中である 3/14 〈㈱加藤組、㈱ソネック〉
- ④ 導入の予定はない 0/14
- ⑤ その他 2/14 〈㈱関電工、㈱藤木公務店〉

- ・購買部のニーズを確認中〈㈱関電工〉
- ・本社の考え方もあるので分かりません。〈㈱藤木公務店〉

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施してます。希望しますか。

- ① 希望する(Q6へ) 1/14 〈㈱加藤組〉
- ② 希望しない(Q7へ) 3/14

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から③の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 0件

② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス)	1件
(2) 導入・運用費用の検討支援	
① 適切なシステム構成方法	0件
② 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス	0件
③ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス	1件
④ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介	1件
(3) その他の情報提供(事例紹介)	
① CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等)	0件
② 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等	0件
③ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等)	0件
④ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法	0件
⑤ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等)	0件
⑥ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等)	0件
⑦ 同業他社状況	1件
Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。	
・ヒアリングの日程を調整いたします。(㈱関電工)	
・今後勉強していきたいと思います。(日本国土開発㈱)	
Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。	
(1)必要 1件:①CI-NET の最新の動向 0件 ②ASP サービス 0件 ③その他 0件	
(2)不要 3件	

5) 仙台会場

a) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第5回	平成29年12月15日(金) 15:00～17:00 宮城県建設産業会館 4F 第3会議室	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室 株式会社橋本店	10社12名

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
		日鉄住金環境株式会社 藤田建設株式会社 情報化評議会 事務局	

b) 主な意見等

意見交換会の中で、コーディネーターが各社から意見を伺った。

- ① 阿部建設:発注の際伺書を出し、所長のOKを取って、注文書を発行している。CI-NETを利用した場合、この仕組みはどうするか不明である。資材購入など請求書のみの取引も多くある。
- ② 仙建建設:CI-NET利用となると、基幹システムの刷新を伴うようで、大がかりになる。橋本店事例からすると、導入は大変そうだ。
- ③ コーディネータ:注文のみなどのスモールスタート方法もあり、最近の導入企業はスモールスタートが多い。
- ④ 東華建設:費用が重要である。極小さい取引先もある。
- ⑤ 伸和工業:契約日付は電子契約となったらどうなるか、不安である。

c) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1:本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をお付けください。

(1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 2/12 ②ちょうど良い 10/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 11/12 ③難しすぎる 1/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(2) ① 「CI-NETの概要」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 2/12 ②ちょうど良い 10/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 11/12 ③難しすぎる 1/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(2) ②「電子商取引の業務、操作等のイメージを紹介」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 3/12 ②ちょうど良い 8/12 ③範囲が狭すぎる 1/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 10/12 ③難しすぎる 2/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(3) 「CI-NET 導入事例(日鉄住金環境株式会社)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 1/12 ②ちょうど良い 10/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 11/12 ③難しすぎる 0/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(4) 「CI-NET 導入事例(株式会社橋本店)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/12 ②ちょうど良い 12/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 12/12 ③難しすぎる 0/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・協力会社の説明会(株関電工)

(5) 「CI-NET 導入事例(藤田建設株式会社)」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/12 ②ちょうど良い 10/12 ③範囲が狭すぎる 2/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 2/12 ②ちょうど良い 10/12 ③難しすぎる 0/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・元請と下請けの協力体制(榊佐元工務店)

(6) 「講演者との意見交換」について

a) 内容について

①範囲が広すぎる 0/12 ②ちょうど良い 10/12 ③範囲が狭すぎる 0/12

b) 理解の度合い

①簡単すぎる 0/12 ②ちょうど良い 10/12 ③難しすぎる 0/12

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○を「ひとつ」お付けください。

①大変満足 0/12 ②満足 7/12 ③どちらでもない 4/12 ④不満 0/12 ⑤大変不満 0/12

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

・もっと説明会を広く、大手ゼネコンの導入状況をききたい(阿部建設(株))

・まだ時期尚早かと思う(阿部建設(株))

・情報収集(榊深松組)

・業務の効率化、コンプライアンスについて(那須建設(株))

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 0/12
- ② まだ検討段階である 1/12 (阿部建設(株))
- ③ 資料収集中である 6/12 (阿部建設(株)、榊佐藤工務店、榊佐元工務店、榊深松組、仙建工業(株))
- ④ 導入の予定はない 2/12 (阿部建設(株)、東華建設(株))
- ⑤ その他 0/12

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施してます。希望しますか。

- ① 希望する(Q6へ) 4/12 (阿部建設㈱、㈱佐藤工務店、仙建工業㈱)
② 希望しない(Q7へ) 4/12

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 1件
② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) 2件

(2) 導入・運用費用の検討支援

- ① 適切なシステム構成方法 2件
② 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス 1件
③ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス 1件
④ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 1件

(3) その他の情報提供(事例紹介)

- ① CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) 1件
② 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 0件
③ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) 0件
④ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 2件
⑤ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) 1件
⑥ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) 0件
⑦ 同業他社状況 1件

Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

・未だ情報収集段階です(㈱佐藤工務店)

Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

- (1)必要 4件:①CI-NET の最新の動向 4件 ②ASP サービス 1件 ③その他 0件
(2)不要 3件

6) アンケート集計

設問		選択肢	2017/07/13 大阪会場	2017/07/14 愛知会場	2017/11/15 東京会場1	2017/11/20 東京会場2	2017/12/15 仙台会場
Q1(1) 「国土交通省 の電子商取引 への取組、狙 い」について	a) 内容に ついて	①範囲が広すぎる	3	1	4	1	2
		②ちょうど良い	22	16	7	12	10
		③範囲が狭すぎる	0	0	1	0	0
	b) 理解の 度合い	①簡単すぎる	1	1	2	1	0
		②ちょうど良い	23	15	7	11	11
		③難しすぎる	1	0	2	2	1
Q1(2)① 「CI-NET の 概要」につい て	a) 内容に ついて	①範囲が広すぎる	2	2	1	0	2
		②ちょうど良い	23	14	10	13	10
		③範囲が狭すぎる	0	0	0	0	0
	b) 理解の 度合い	①簡単すぎる	1	0	0	0	0
		②ちょうど良い	23	15	10	10	11
		③難しすぎる	1	0	2	4	1
Q1(2)② 「電子商取引 の業務、操作 等のイメージ を紹介」につ いて	a) 内容に ついて	①範囲が広すぎる	2	1	1	2	3
		②ちょうど良い	20	13	9	10	8
		③範囲が狭すぎる	3	1	0	2	1
	b) 理解の 度合い	①簡単すぎる	3	0	0	0	0
		②ちょうど良い	17	15	8	10	10
		③難しすぎる	5	0	2	3	2
Q1(6) 「講演者との 意見交換」に ついて	a) 内容に ついて	①範囲が広すぎる	1	1	0	3	0
		②ちょうど良い	22	12	11	7	10
		③範囲が狭すぎる	0	0	1	1	0
	b) 理解の 度合い	①簡単すぎる	0	0	1	0	0
		②ちょうど良い	22	12	10	6	10
		③難しすぎる	1	1	1	2	0

(4) CI-NET 利用状況調査結果

CI-NET 利用状況調査結果報告

1. アンケート実施概要

(1) 実施目的

CI-NET 導入企業に対する CI-NET 利用の実態把握および普及のための課題把握

(2) 実施対象

CI-NET 企業識別コード登録企業のうち、企業識別コード取得手続き外目的での連絡先使用許諾企業 7,348 社

(3) 実施時期

平成 29 年 5 月 16 日～平成 29 年 6 月 6 日

(4) 回収状況

全回答数 : 3634 社
無効回答数 : 73 社 (無回答等)
有効回答数 : 3561 社
回収率 : 48.5%

2. 集計結果報告 (概要)

(1) 回答企業のプロフィール

回答企業の約 1/3 が資本金 1000 万以上～2000 万円未満の企業であった。一方、500 万円以下の小規模企業や 1 億円以上の大規模企業の回答はそれぞれ 1 割以下であった。

営業地域に関しては、全国展開していない企業が全体の 86%であった。そのうち、営業展開している地域が 1 都道府県に留まる企業は全体の 1/4 であった。また、半数を超える企業で営業地域の都道府県数が 5 つ以下であったため、地域に特化した企業が多かった。

(2) CI-NET の利用状況

回答企業の 98%が受注者の立場で CI-NET を利用している。また、84.7%が CI-NET の利用年数が 3 年以上 (一度以上の更新をしている) であった。

過去に CI-NET を行った発注元企業数 (累積) について、1 社と回答した企業が 46.7%を占めている。また、現在の発注元企業数 (現行) についても、0 社と回答した企業が約 1 割程度存在している。

昨年的一年間における取引のうち、電子商取引の割合 (取引件数) が半数を超えた企業は全体の約 1/4 であった。一方で、取引全体における電子商取引の割合の傾向を確認したところ、約 4 割の企業が増加傾向と回答し (「増加している」、「やや増加している」)、約 5 割の企業が「変わらない」と回答している。

(3) CI-NETの利用対象業務

利用業務は、「注文請け」が最も多く、95%が利用している。次いで、「出来高報告・請求」が80%、「購買見積回答」が64%となっている。なお、全体傾向は前回調査(平成26年)時点と大きな変化はなかった。

(4) CI-NETの導入メリット(受注者の立場)

受注者の意見として、利用メリットが最も感じられるものは、「収入印紙代の削減」であり、「メリットを感じる」「ややメリットを感じる」と回答した企業を合わせて79.1%の回答があった。次いで、「契約までの時間短縮」、「通信費、交通費の負担軽減」「データの見える化」がいずれも60%を超えている。

収入印紙税の負担軽減に関して、「軽減した」「やや軽減した」と回答した企業は78.6%であった。一方で、CI-NET利用費用について、「安い」「やや安い」と感じている企業は、約1割程度であった。

CI-NETの利用企業の殆どが1次下請の専門工事業者であるが、2次下請電子商取引の展開に関しては、93%の企業が「今のところ考えていない」と回答している。一方で、展開に前向きな企業は5.6%(107社)存在している。

(5) CI-NETの導入メリット(発注者の立場)

発注者の意見として、利用メリットが最も感じられる効果は、「収入印紙の削減」であった。また、「契約までの時間短縮」について「メリットを感じる」「ややメリットを感じる」と回答した企業が66%であった。

(6) 今後の展開

受注者の電子化率を向上させるためCI-NETを導入してほしいゼネコンとして、338社があげられた。また、ゼネコンに拡大してほしい業務として、回答した約8割が「出来高請求業務」をあげている。

(7) CI-NETに係る要望

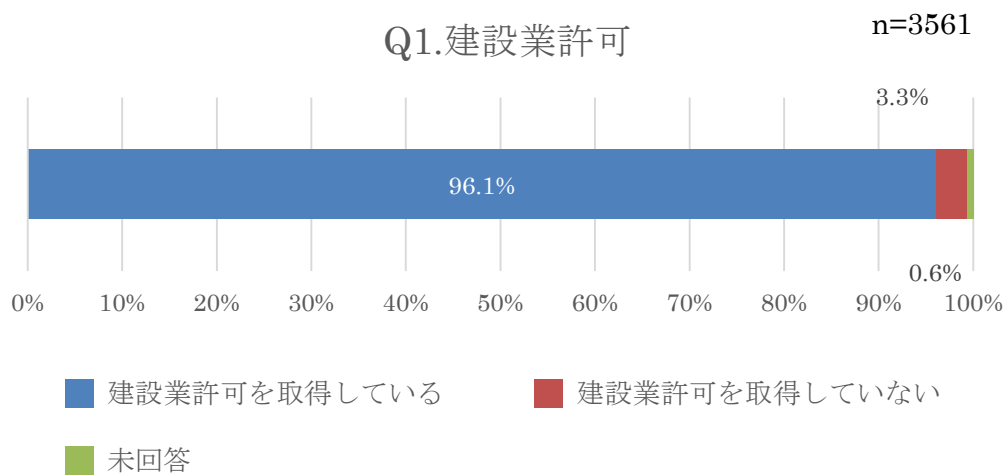
CI-NETへの意見や要望、課題、困りごと等に関しては、ベンダを対象とした意見が多かった。特に、ゼネコンへの要望として「運用の統一化」に関する意見、ベンダへの要望として「機能の改善」に関する意見が多くあげられた。

3. 集計結果報告

3.1 回答企業のプロフィール

(1) 建設業許可の取得状況

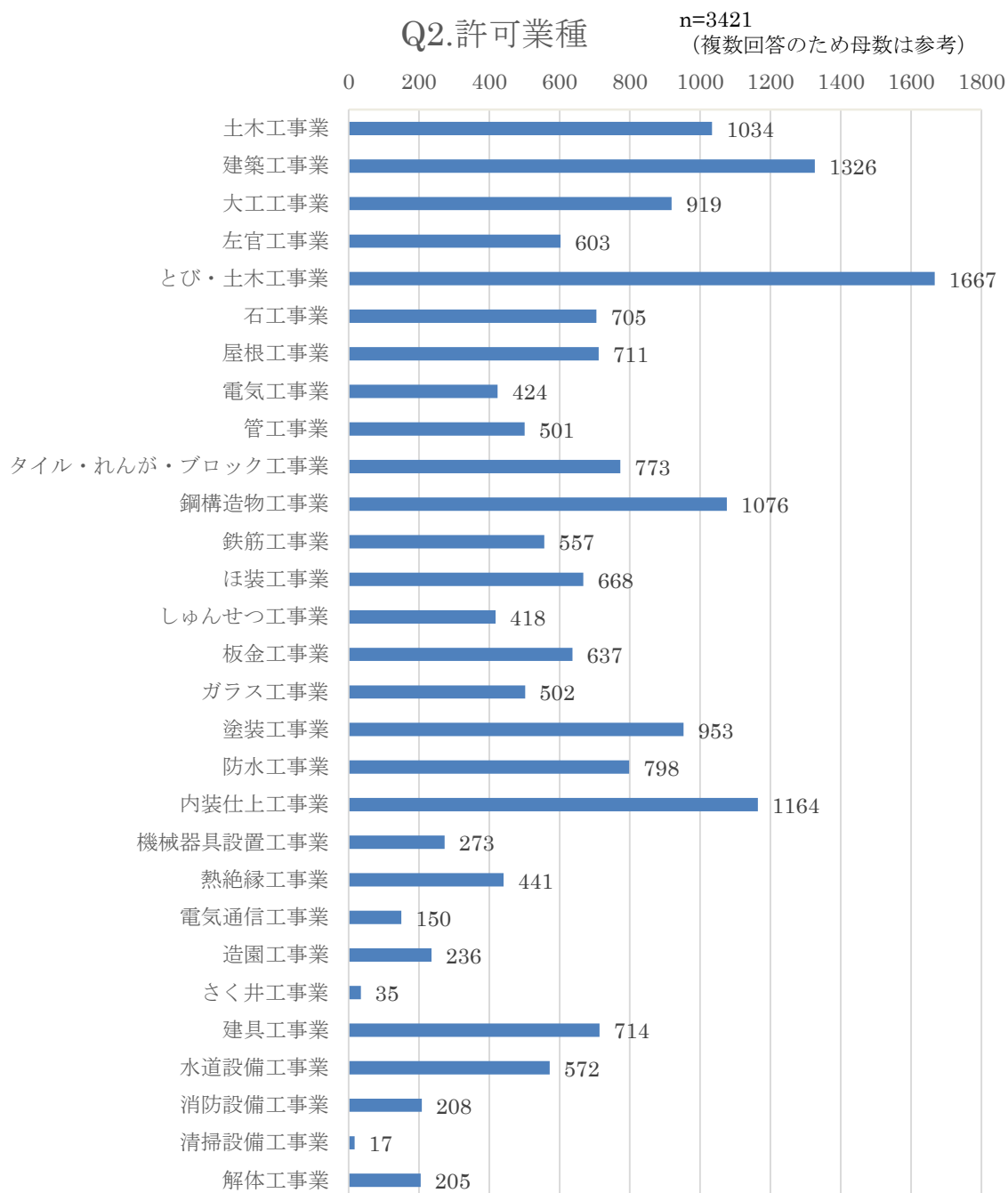
- 問1 貴社は建設業許可を取得していますか？



(2) 許可業種、その他の業種

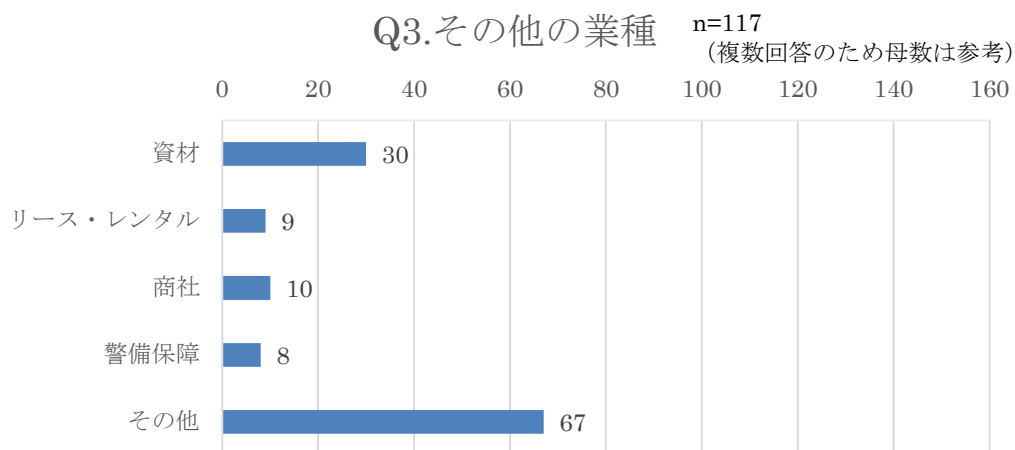
<問1で、「1.建設業許可を取得している」を選んだ方へ>

■ 問2 貴社の許可業種を、以下の選択肢の中からいくつでも選んでください。



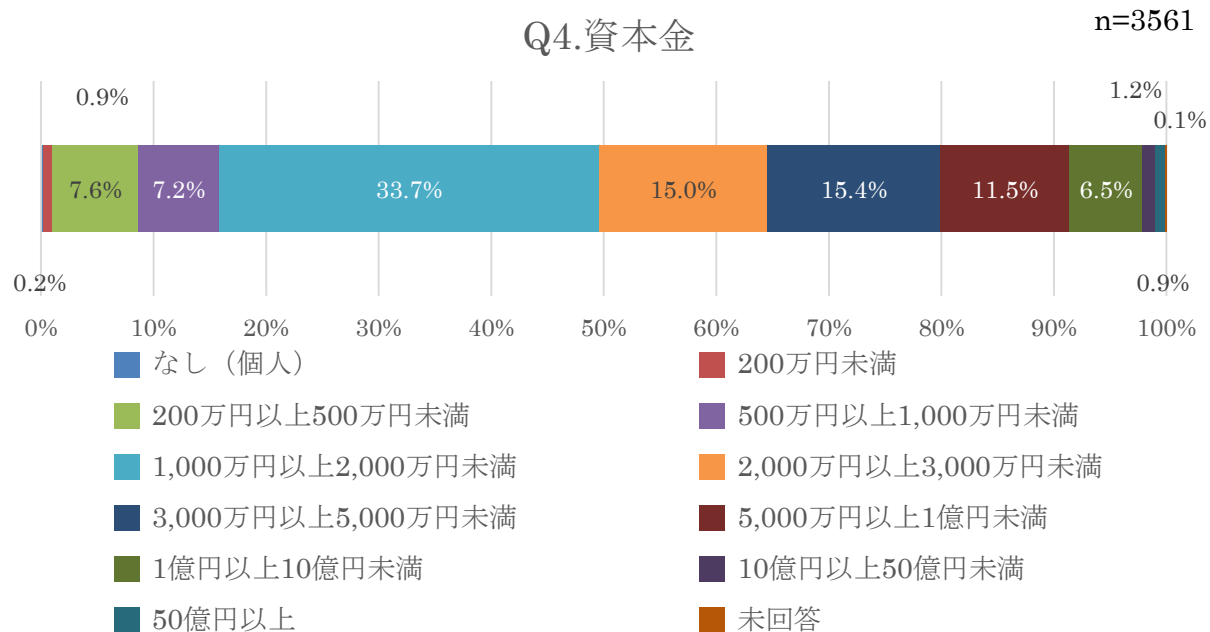
<問1で、「2. 建設業許可を取得していない」を選んだ方へ>

- 問3 貴社の業種について、次の選択肢の中からあてはまるものをいくつでも選んでください。「5.その他」を選ばれた場合は、空欄に具体的に内容をご記入ください。

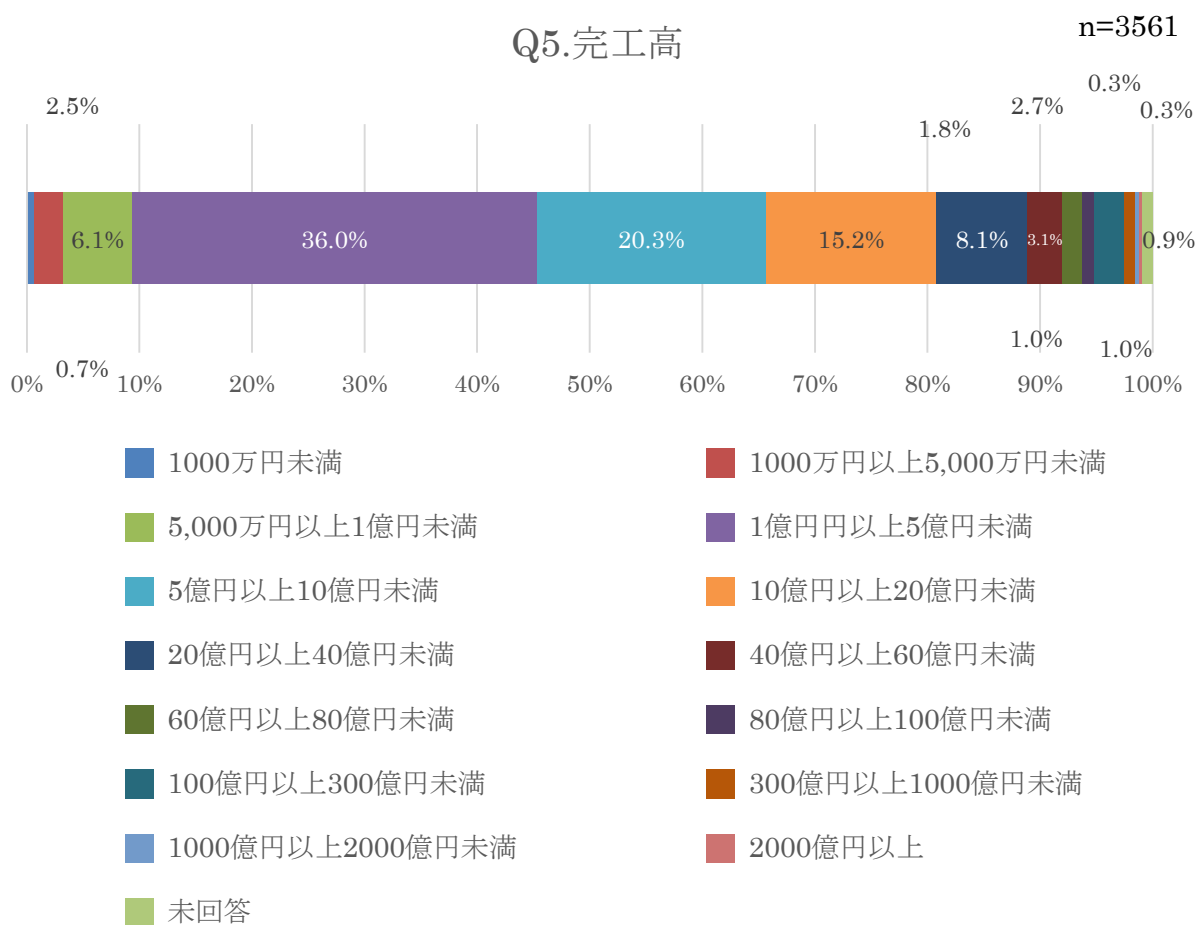


(3) 資本金、概算完工高（年間）、収入印紙代概算額（年間）

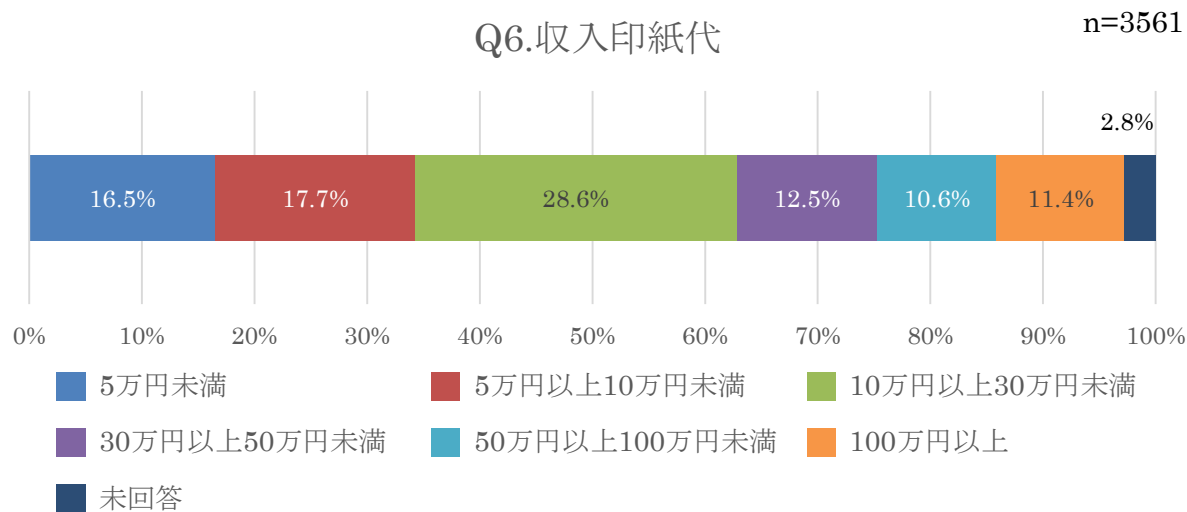
- 問4 貴社の資本金を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。



■ 問5 貴社の年間の概算完工高を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

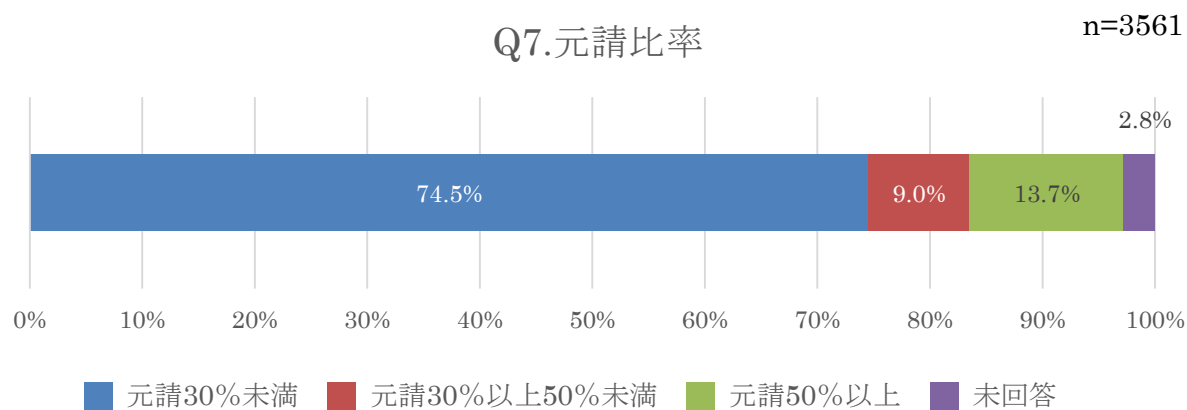


■ 問6 貴社の1年間の収入印紙代概算額を次の選択肢の中から選んでください。

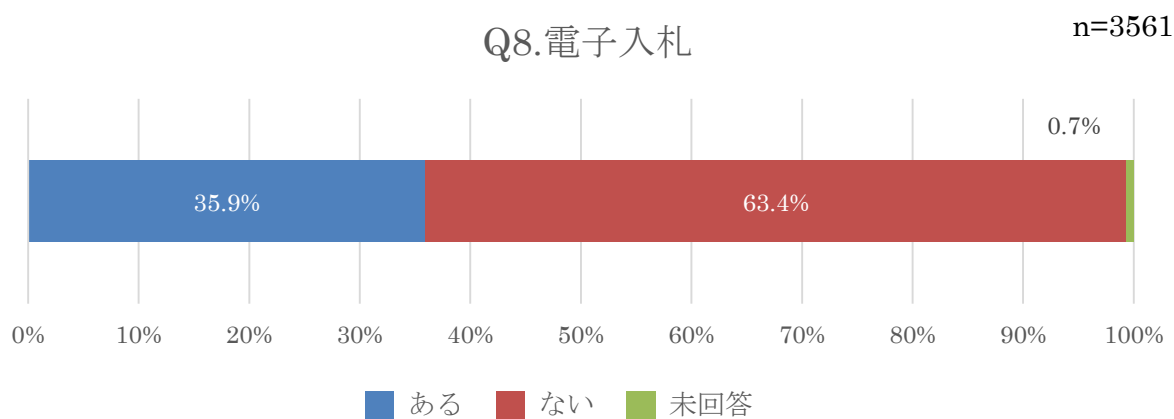


(4) 元請比率、電子入札の有無、全完工高における公共工事比率

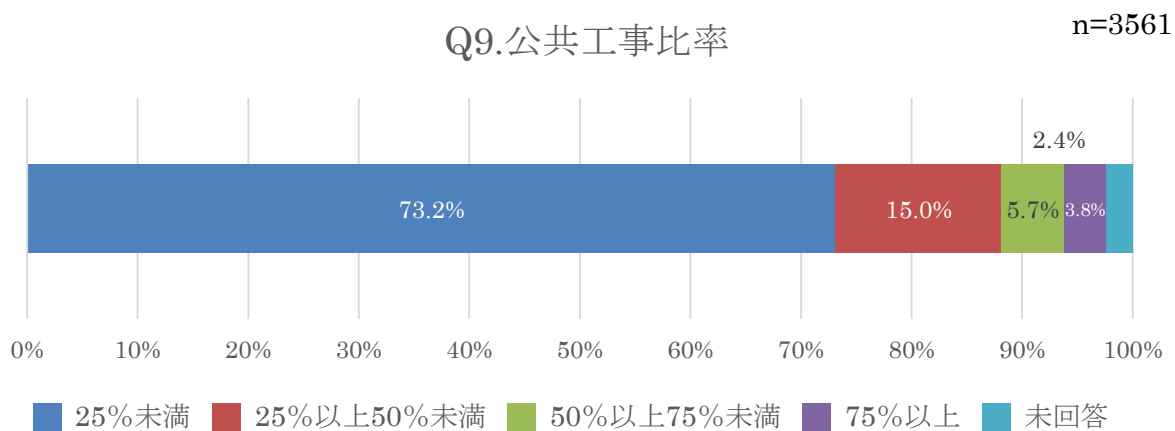
- 問7 貴社が元請となる比率（完工高）を、以下の選択肢の中から選んでください。
（設備会社等ゼネコン以外も含めて、直接発注者から受注している割合）



- 問8 貴社は公共工事において、これまで電子入札を行ったことがありますか？

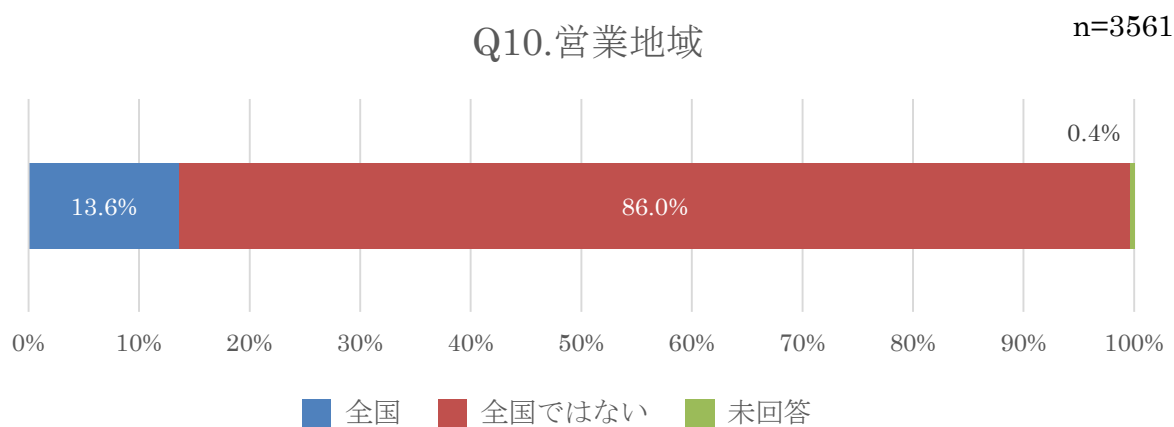


- 問9 貴社の全完工高における公共工事の比率を以下の選択肢の中から選んでください。

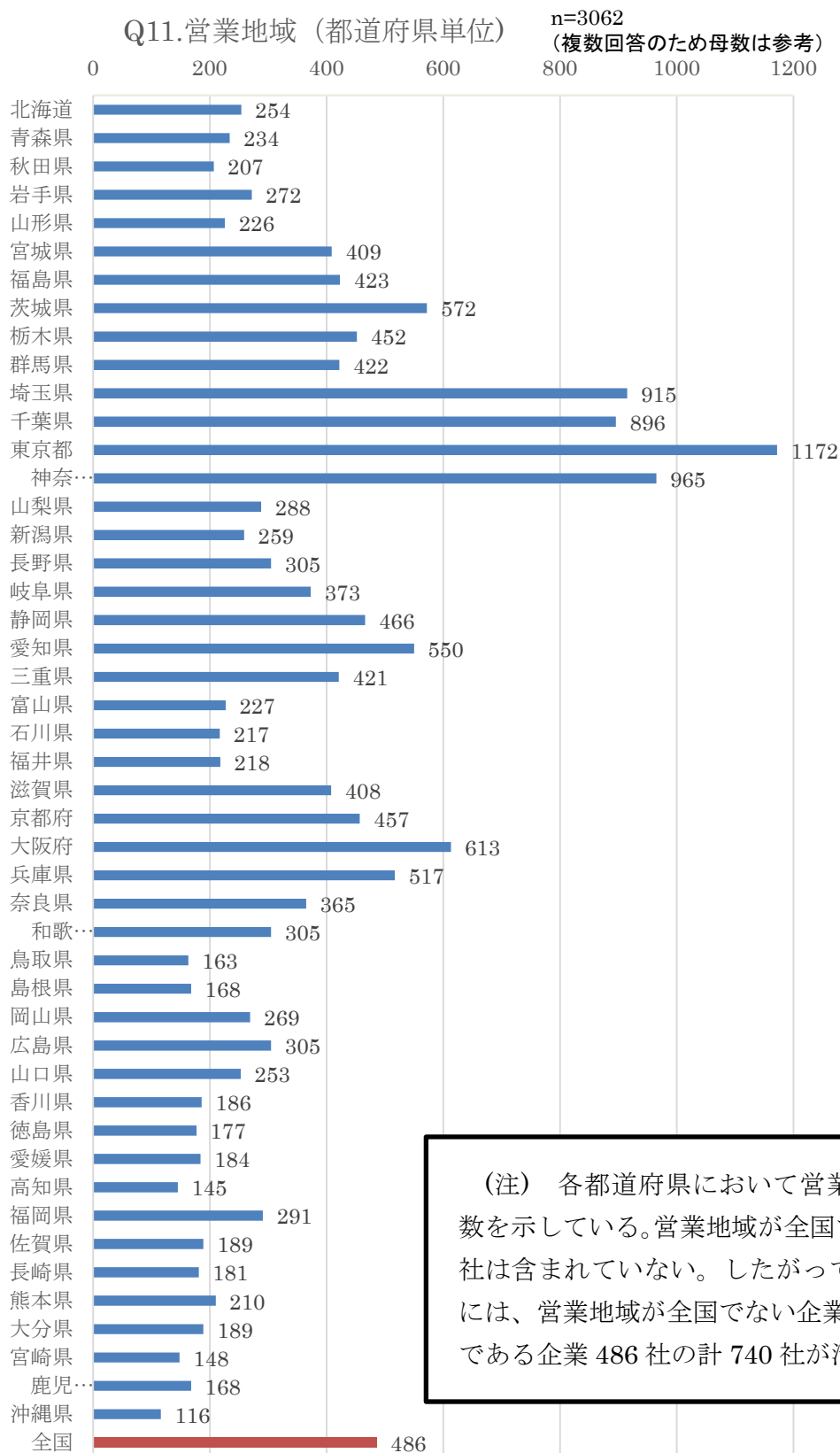


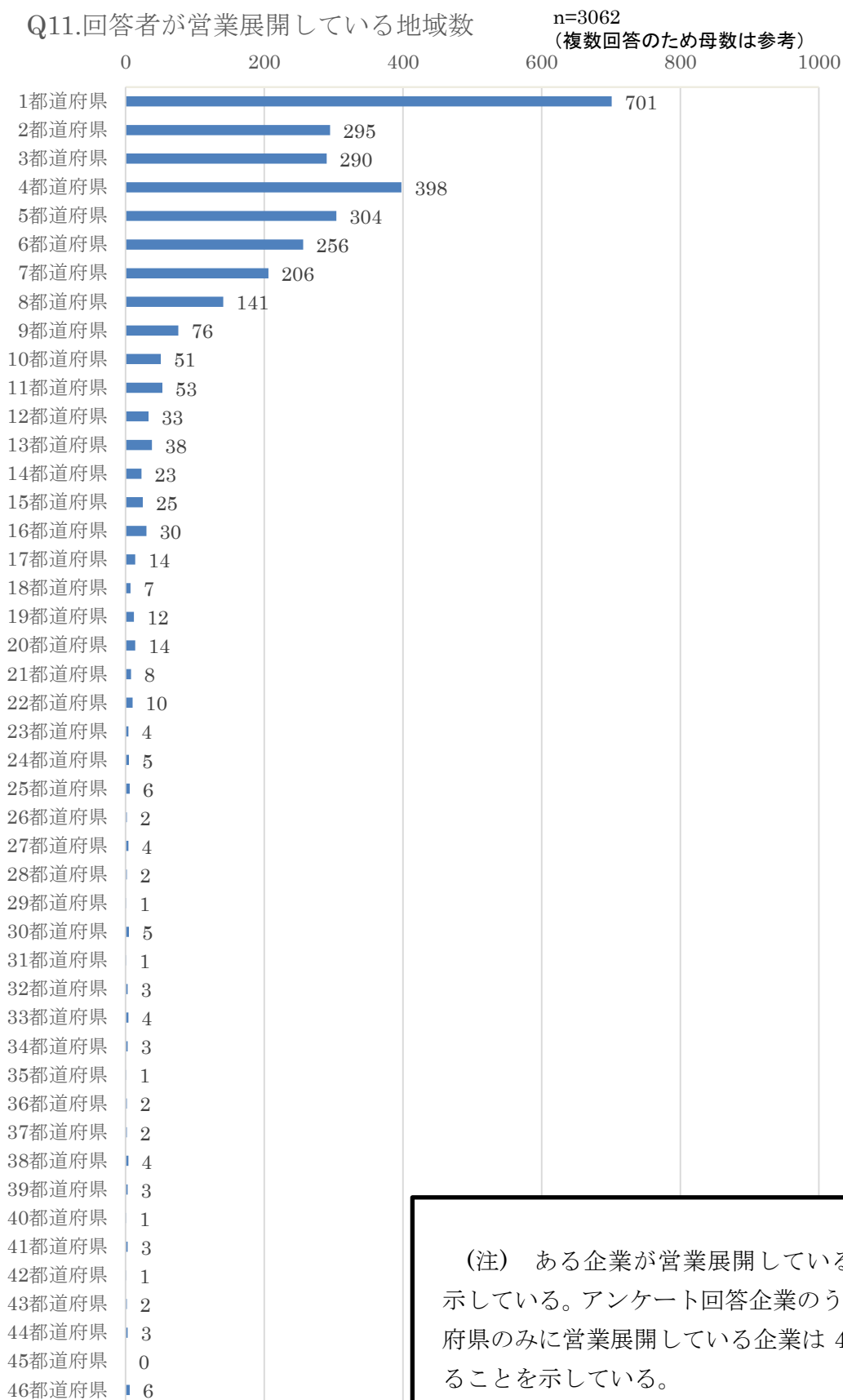
(5) 営業地域

- 問10 貴社の営業地域は全国ですか？



■ 問11 貴社の営業地域を都道府県単位でいくつでも選んでください。



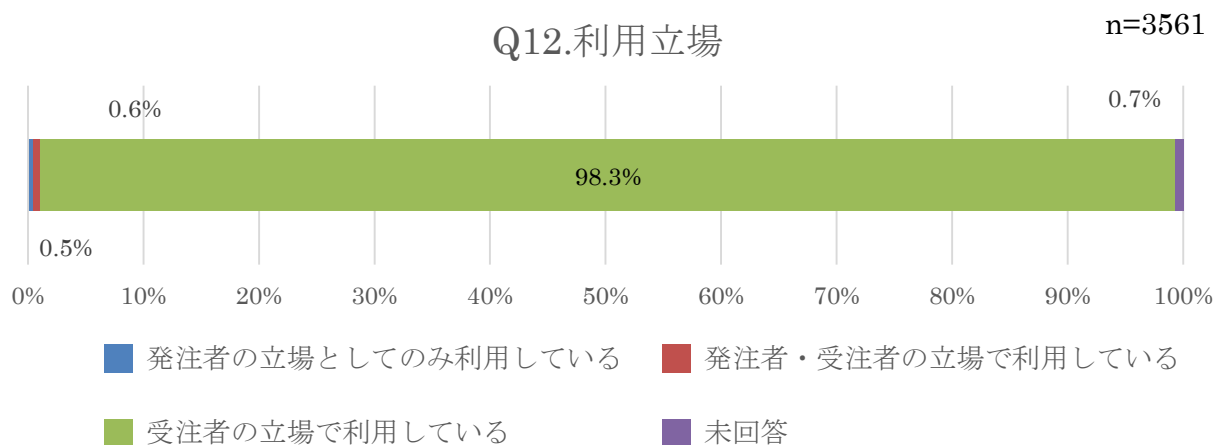


(注) ある企業が営業展開している地域数を示している。アンケート回答企業のうち、1都道府県のみ営業展開している企業は445社であることを示している。

3.2 CI-NET の利用状況

(1) CI-NET 利用の立場

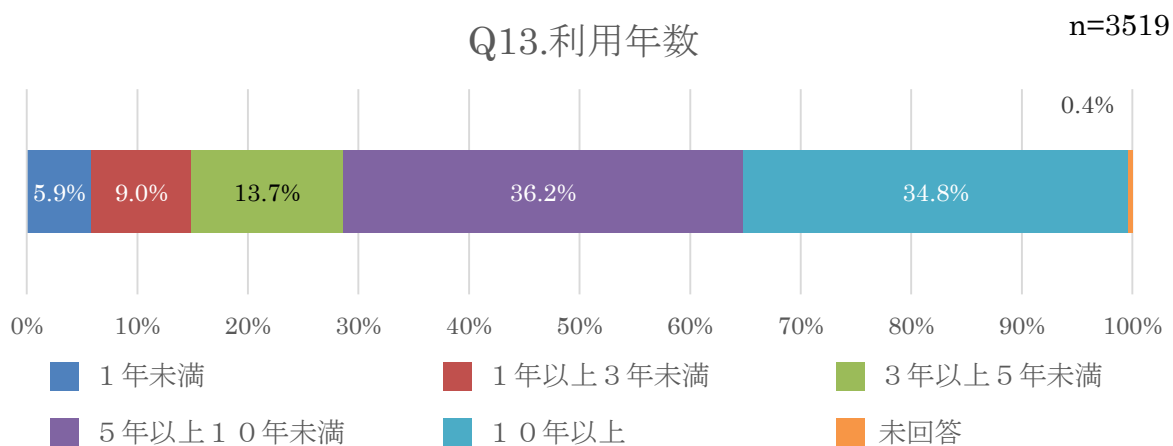
- 問12 貴社では、CI-NET をどの立場で利用されていますか？



(2) 利用年数

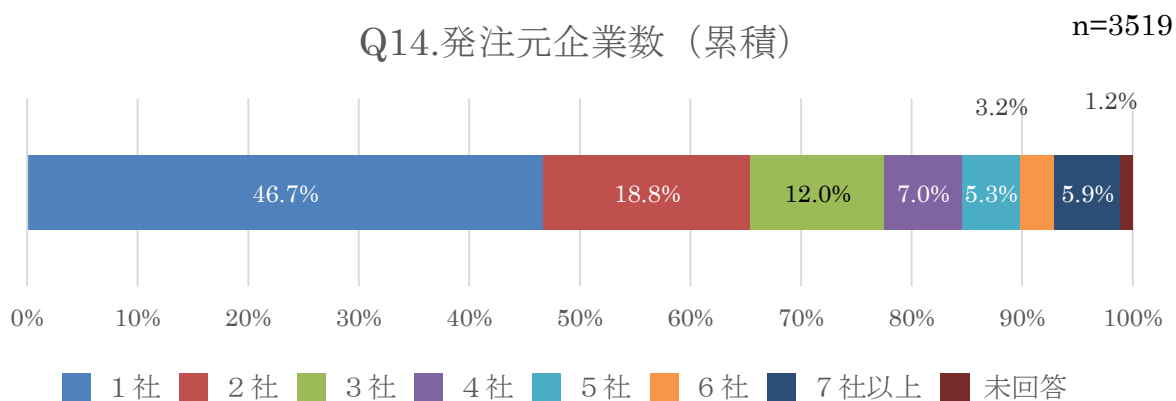
<問13から問30までは、問12で2または3を選んだ方（CI-NETを受注者の立場でご利用いただいている方）におうかがいします。受注者の立場でご回答ください。>

- 問13 貴社のCI-NETの利用年数を、以下の選択肢の中から選んでください。

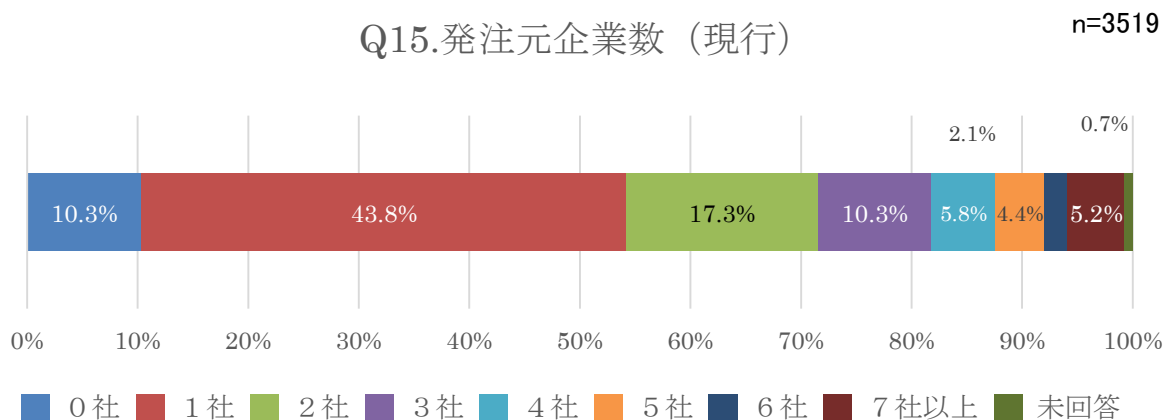


(3) 発注元企業数

- 問 14 貴社がこれまで CI-NET を行った発注元企業数を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

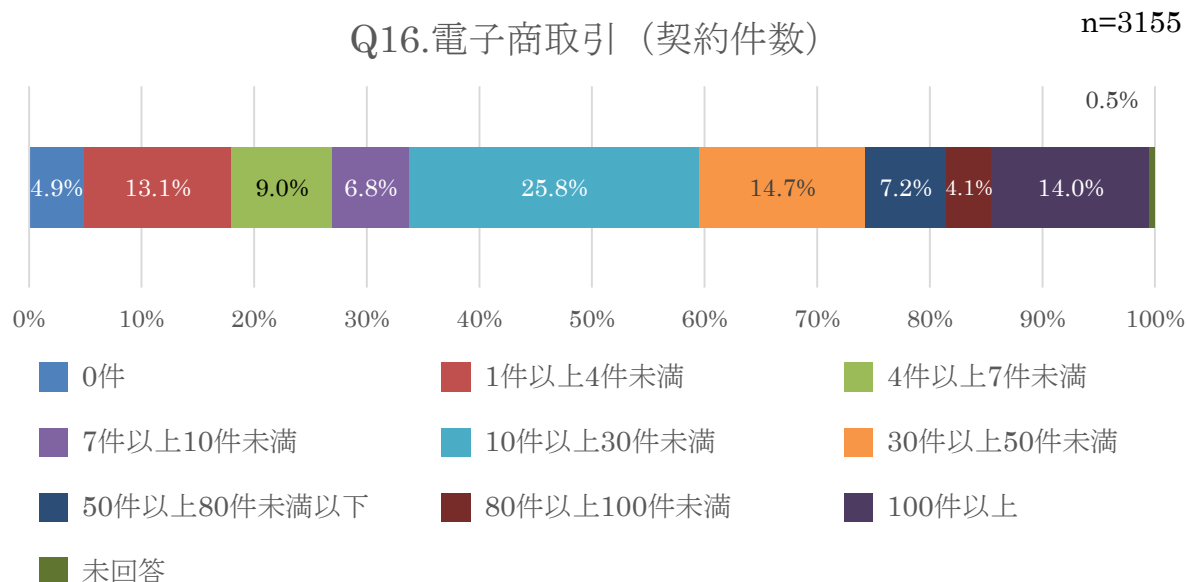


- 問 15 貴社が現在 CI-NET を行っている発注元企業数を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

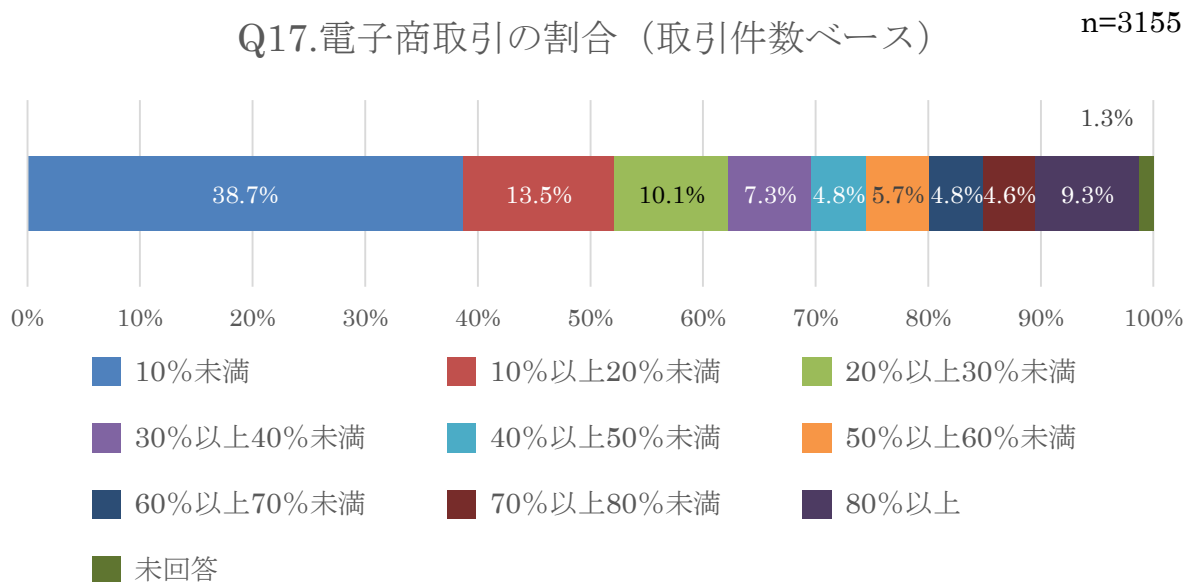


(4) 電子商取引の契約件数、割合

- 問16 貴社の平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)の電子商取引を行った契約件数を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。



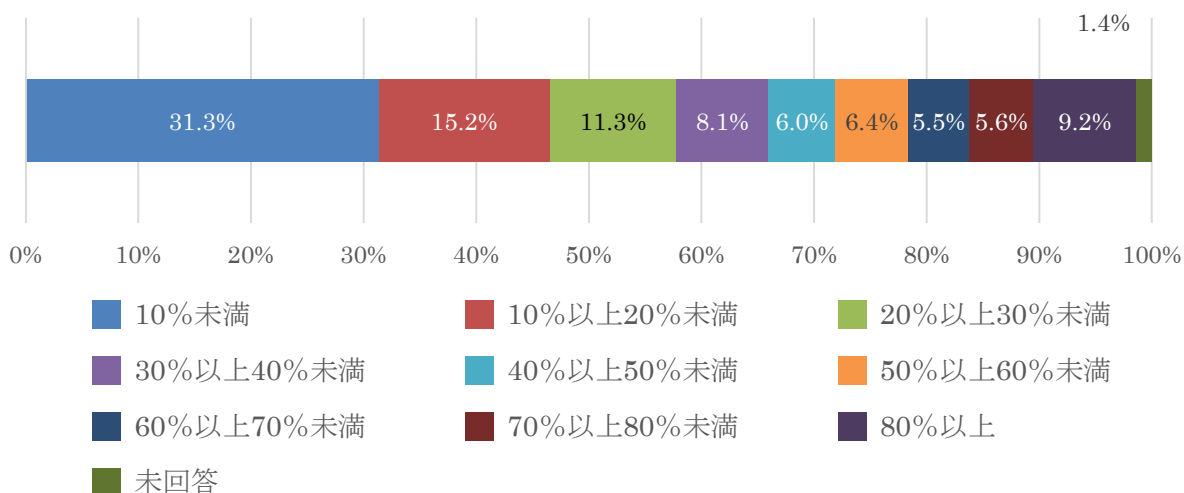
- 問17 貴社の平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)の主要な取引のうち、電子商取引の割合を「取引件数ベース」でお答えください。



- 問 18 貴社の平成 28 年度(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)の主要な取引のうち、電子商取引の割合を「契約金額ベース」でお答えください。

Q18.電子商取引の割合（契約金額ベース）

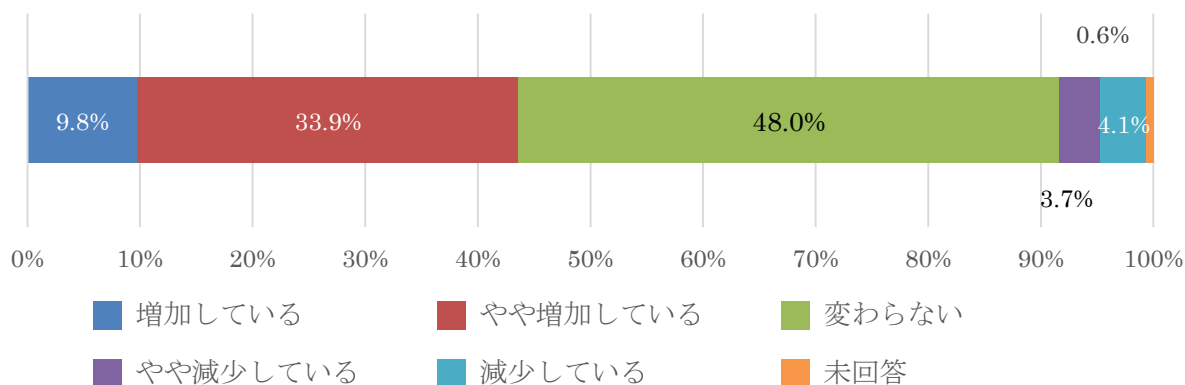
n=3155



- 問 19 貴社での全体の取引件数に占める電子商取引の割合の傾向について、あてはまるものを以下の選択肢の中から 1 つだけ選んでください。

Q19.電子商取引割合（傾向）

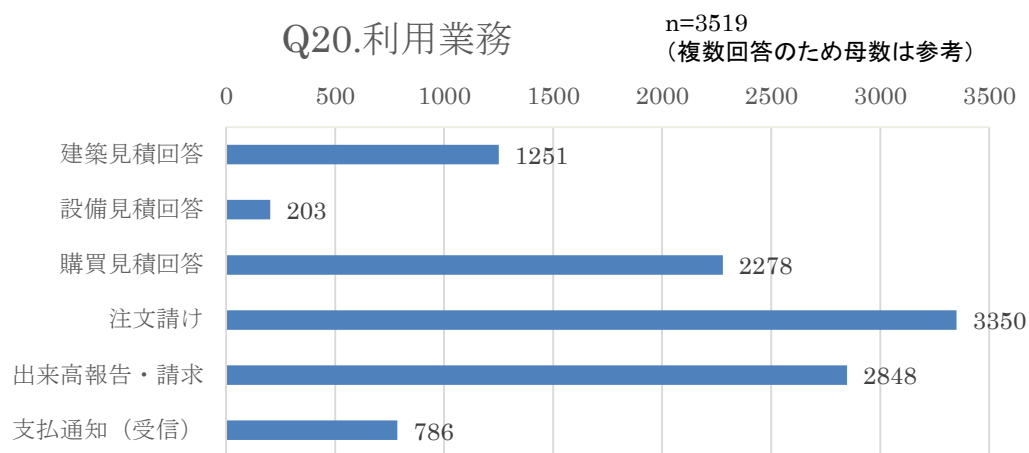
n=3155



3.3 CI-NETの利用対象業務

(1) CI-NETの利用業務

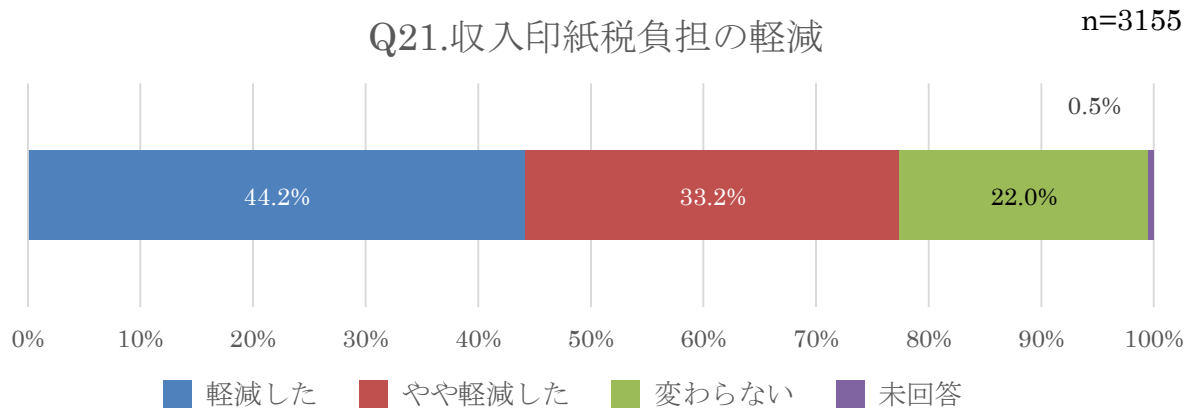
- 問 20 貴社内で普段 CI-NET でご利用いただいている業務を、以下の選択肢の中から、いくつでも選んでください。



3.4 CI-NETの導入メリット、費用対効果（受注者の立場）

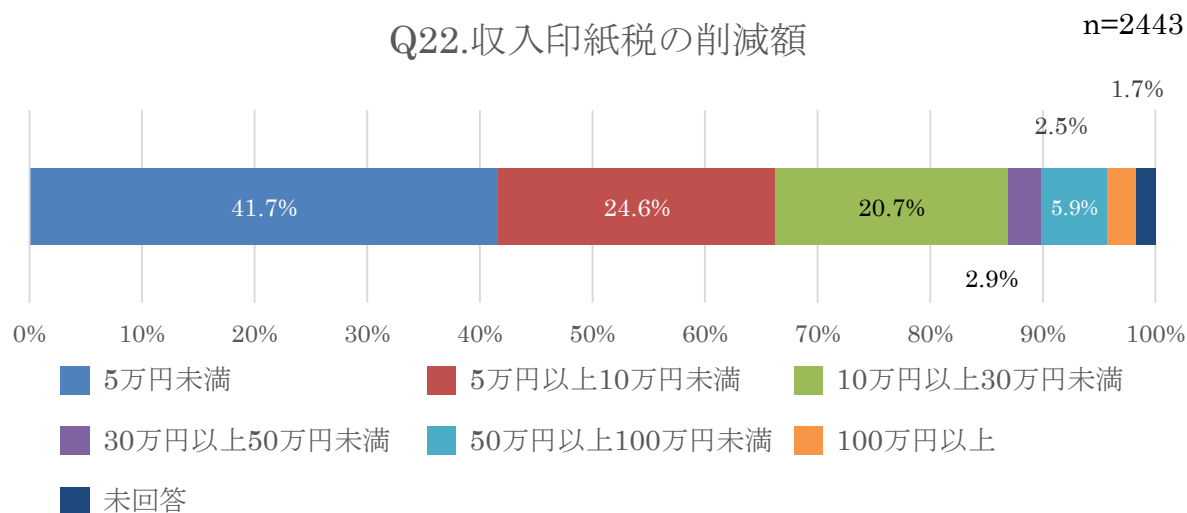
(1) 収入印紙の負担軽減

- 問21 貴社では、CI-NETを導入することによって、収入印紙税負担の軽減がありましたか？以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。



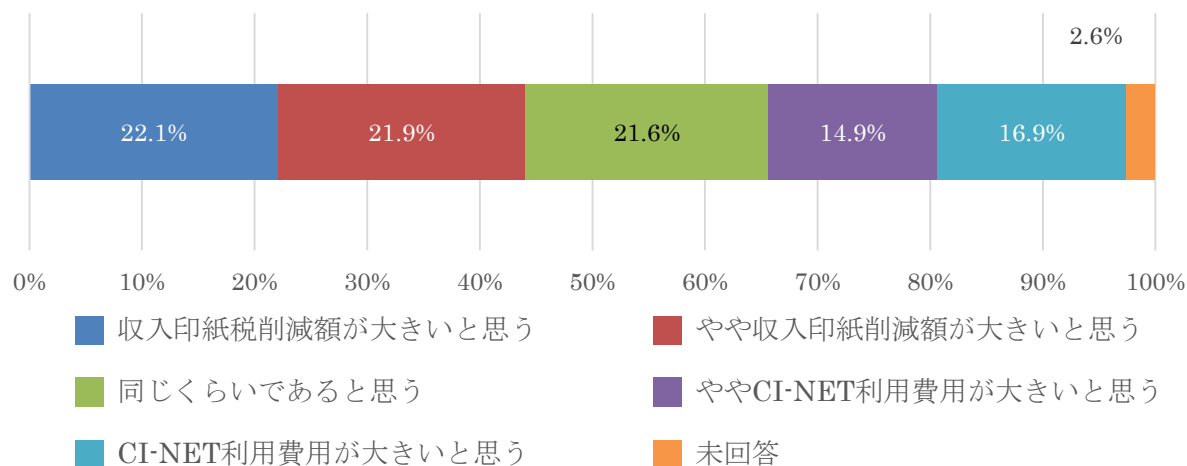
<問21で「1.軽減した」または「2. やや軽減した」を選んだ方へ>

- 問22 貴社の最近1年間における収入印紙税の削減額を、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。



- 問 23 最近1年間で、貴社の収入印紙税額削減額とCI-NETの利用費用を比較してどちらがどの程度大きいとお考えですか？以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

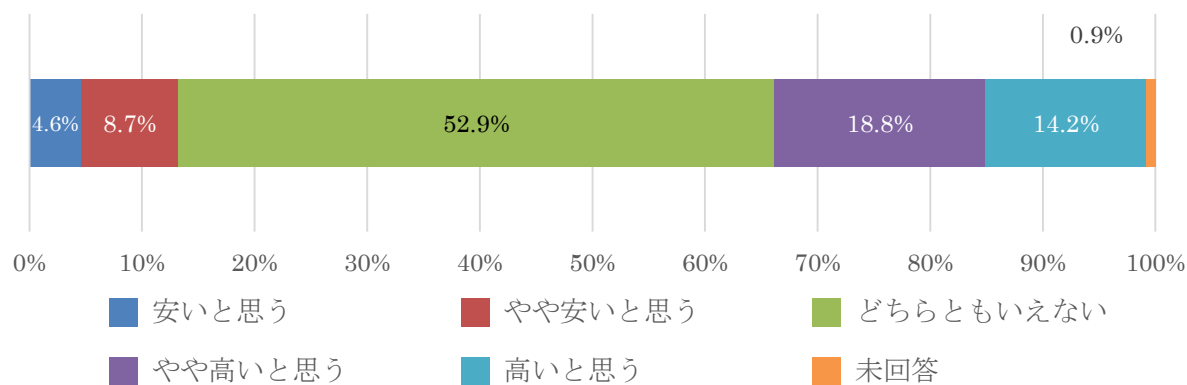
Q23.収入印紙税額削減額とCI-NETの利用費用の比較 n=3155



(2) 利用費用

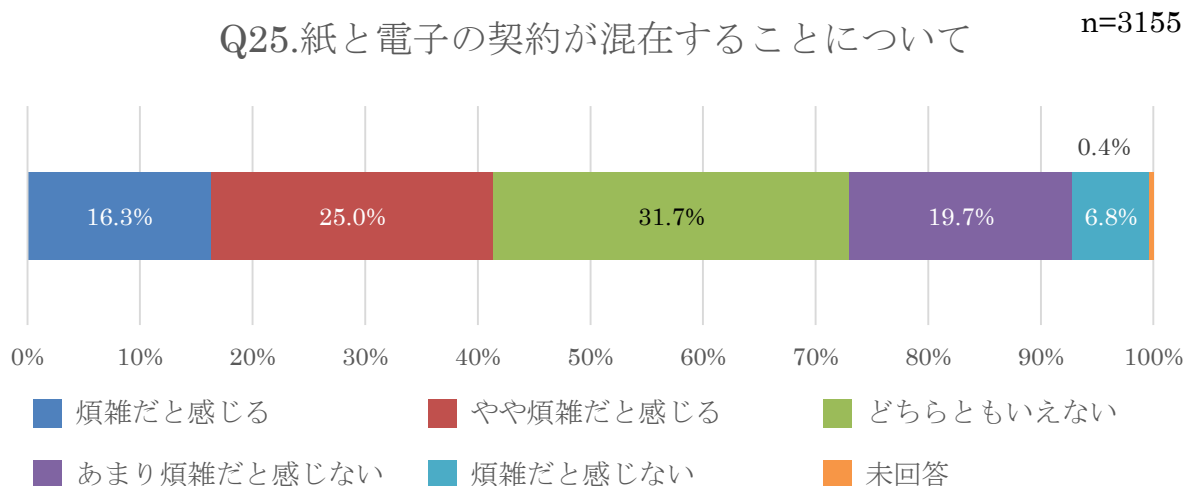
- 問 24 CI-NET利用費用について、どのようにお考えですか。以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。

Q24.利用費用 n=3519



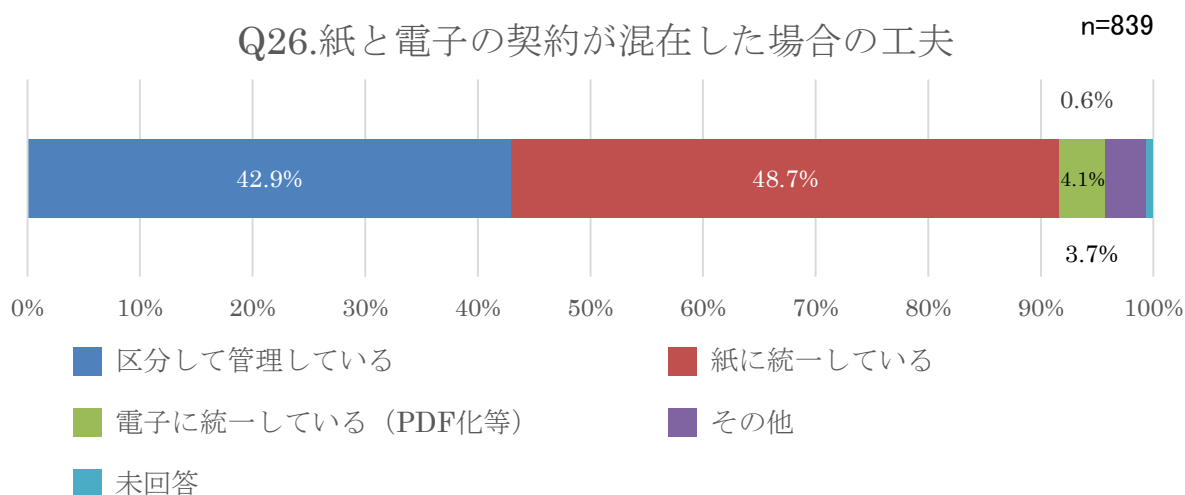
(3) 紙の契約と電子の契約の混在

- 問 25 貴社では、紙の契約と電子契約が混在することを煩雑だと感じますか？以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。



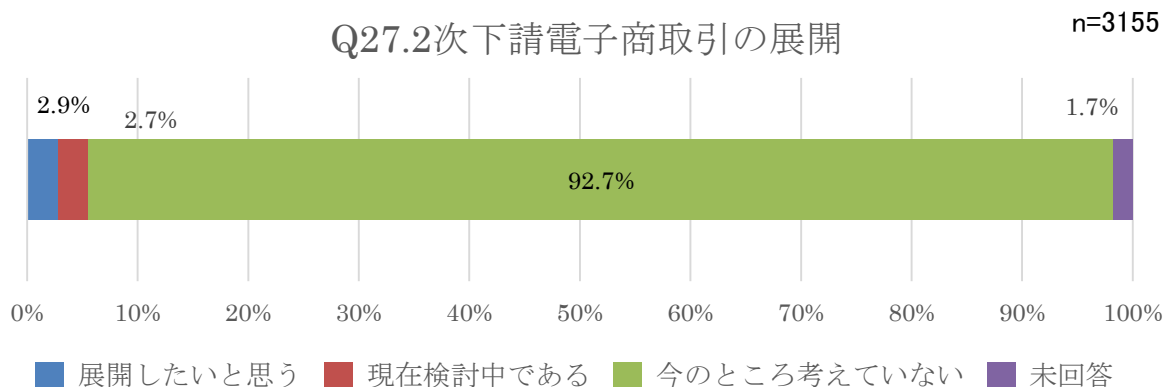
<問 25 で「4. あまり煩雑だと感じない」「5. 煩雑だと感じない」を選んだ方へ>

- 問 26 紙の契約と電子契約が混在していても業務が煩雑にならないために工夫していること(保存・活用方法)があれば、以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。



(4) 2次下請電子商取引への展開

- 問27 貴社が1次下請で電子商取引をご利用の場合、2次下請電子商取引を展開したいとお考えですか。



- 問28 2次下請けへの電子商取引の展開について、具体的な計画などあればご記入ください。

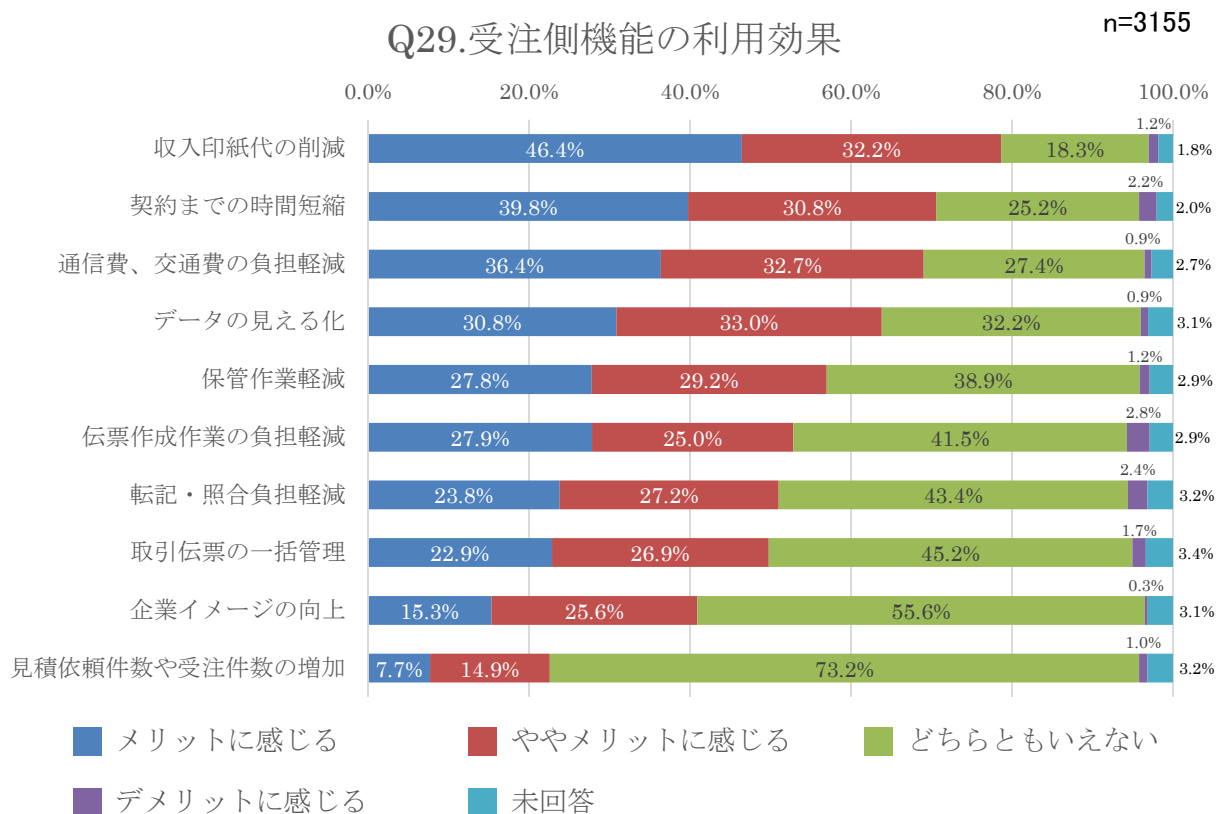
分類	理由	回答数
計画している		10
計画していない	2次下請けが対応していないため	36
	導入に時間や費用が掛かるため	7
	操作が複雑なため	3
	メリットよりも負担が上回る	3
	複数端末に対応していないため	1
	安全管理上適切でないと判断したため	1
	業務がCI-NETに適さないため	1
	その他	4
	理由なし	227
未回答		3329

○「計画している」の具体的な内容

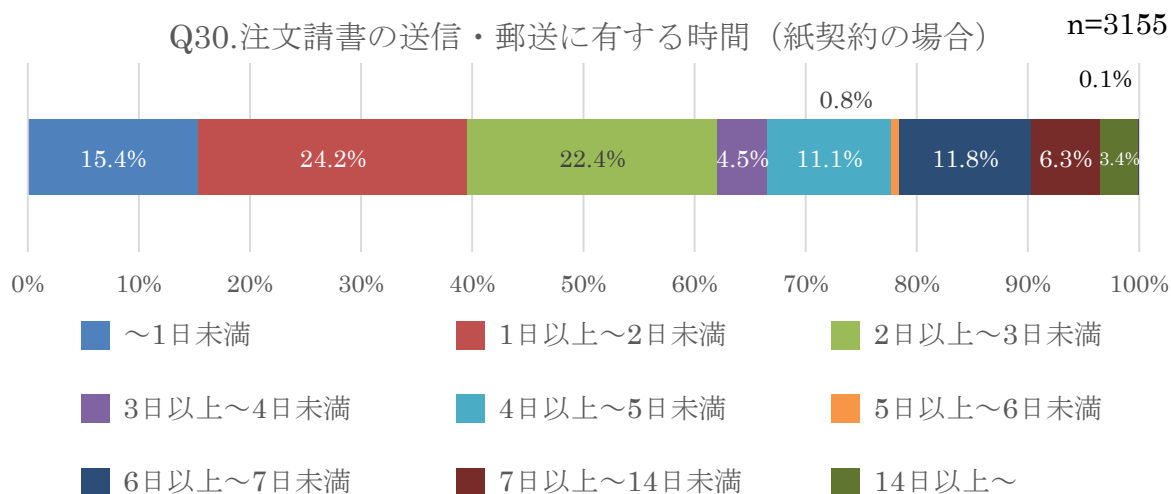
- だんさいネットを導入している（予定している）
- 作定中である
- WEBCONシステム導入を検討中

(5) 受注者機能に対する意見

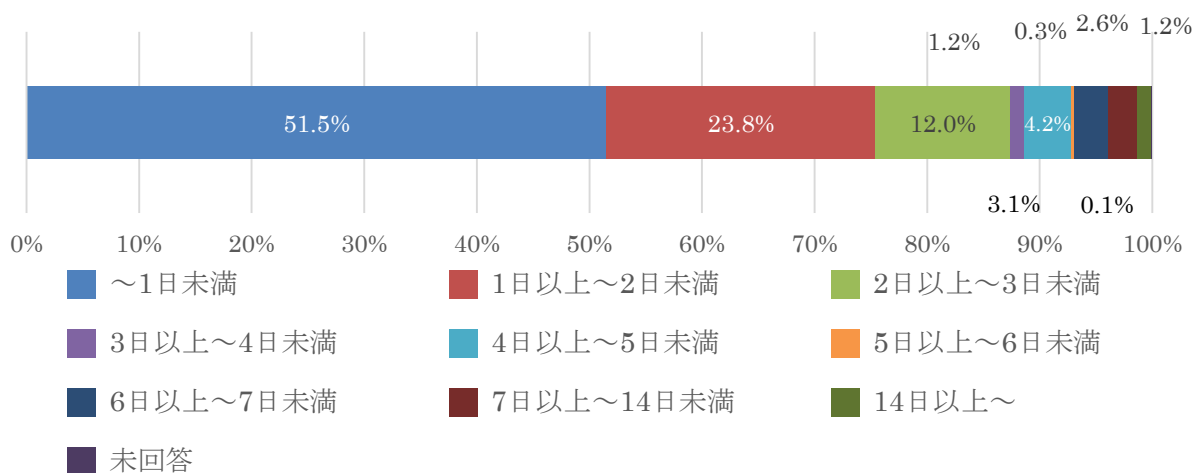
- 問 29 CI-NET の受注側機能をご利用されている場合、以下の項目について、どのように思われますか。それぞれの項目ごとに貴社のお考えに近い選択肢を1つずつ選んでください。



- 問 30 CI-NET の受注側機能をご利用されている場合、貴社では、注文書の受領から注文請書の送信・郵送まで平均して何日程度を要しますか？具体的な日数でご記入ください。紙の契約と電子契約の場合それぞれでお答えください。



Q30.注文請書の送信・郵送に有する時間（電子契約の場合） n=3155



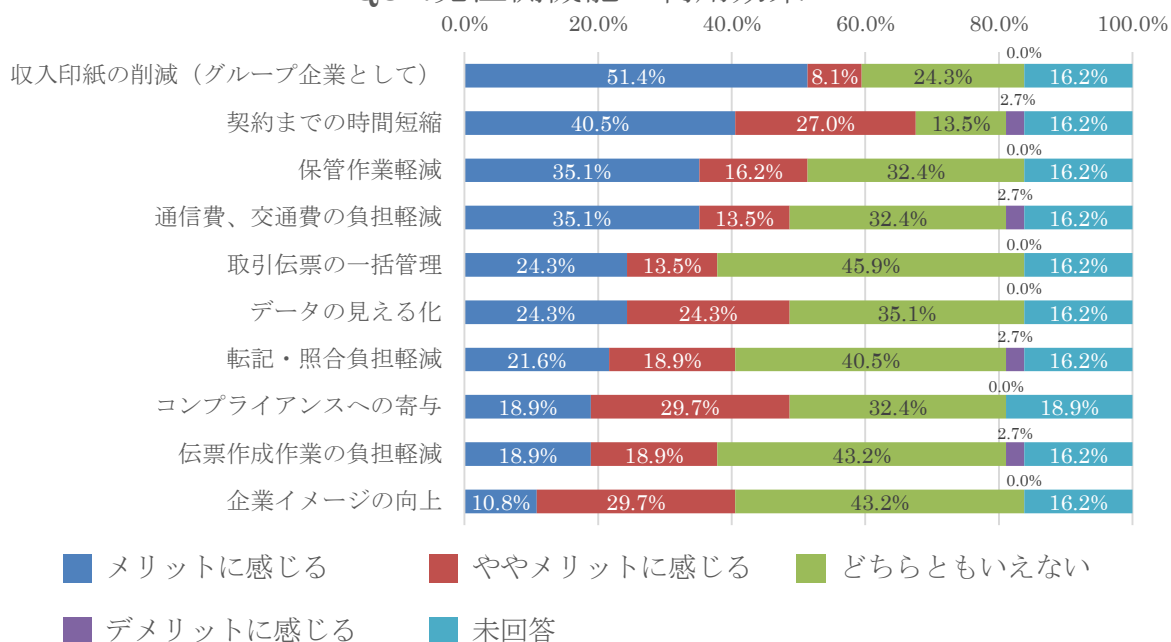
3.5 CI-NETの導入メリット、費用対効果（発注者の立場）

(1) 発注者機能に対する意見

<問31から問32までは、問12で1または2を選んだ方（CI-NETを発注者の立場でご利用いただいている方）におうかがいします。発注者の立場でご回答ください。>

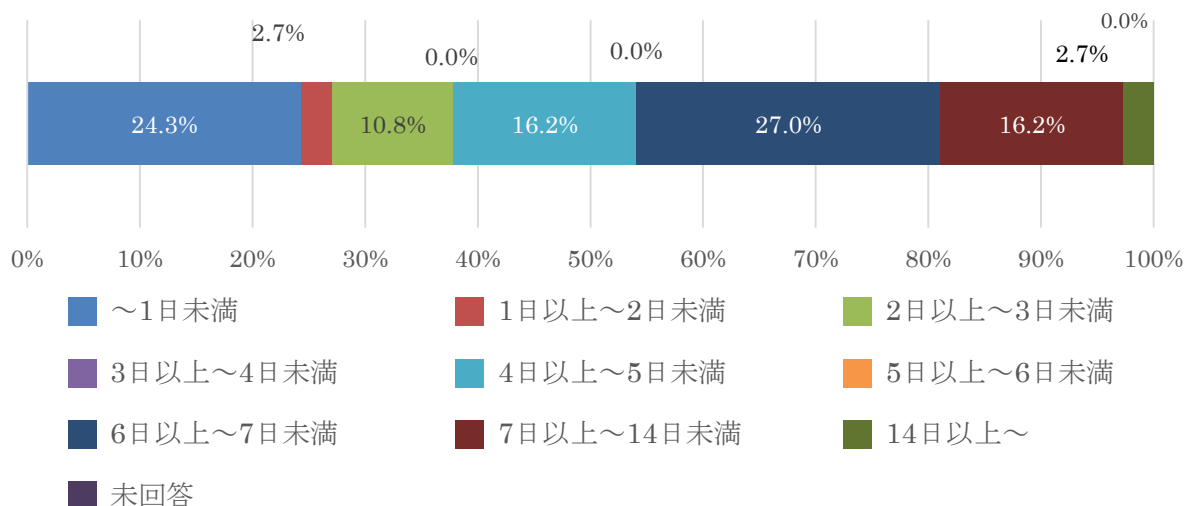
- 問31 CI-NETの発注側機能をご利用されている場合、以下の項目について、どのように思われますか。それぞれの項目ごとに貴社のお考えに近い選択肢を1つずつ選んでください。

Q31.発注側機能の利用効果 n=37

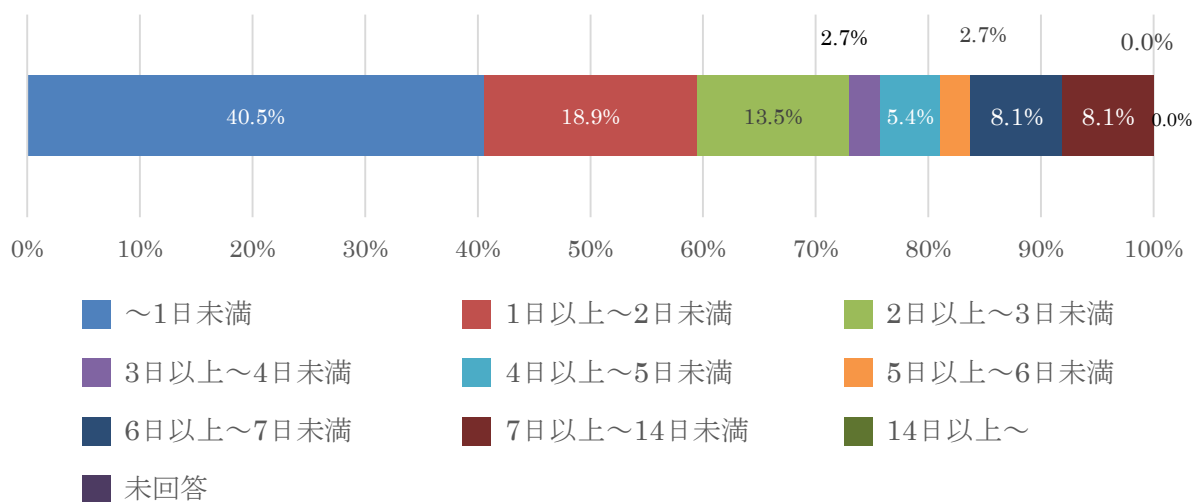


- 問 32 CI-NET の発注者機能をご利用されている場合、貴社では、注文決済から注文請書の受領まで平均して何日程度を要しますか？具体的な日数でご記入ください。紙の契約と電子契約の場合それぞれでお答えください。

Q32.注文請書の送信・郵送に有する時間（紙契約の場合） n=37



Q32.注文請書の送信・郵送に有する時間（電子契約の場合） n=37



3.6 今後の展開

(1) CI-NETを導入してほしいゼネコン

<最後に、すべての方（CI-NETをご利用いただいている方）におうかがいします。>

- 問 33 貴社が電子化率を向上させるためにCI-NETを導入してほしいゼネコン（発注者）があれば、以下の空欄に具体的にゼネコン名（発注者名）をいくつでもご記入ください。以下 URL より「CI-NETを導入している総合建設企業等状況（2017年3月現在、敬称略）」を参考に、リストに記載のない企業名をご記入ください。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/riyou_joukyo.html

電子化率を向上させるためにCI-NETを導入してほしいゼネコンについて、**338社**があげられた。具体的な企業名は、当資料の最後に付けている一覧表を参照のこと

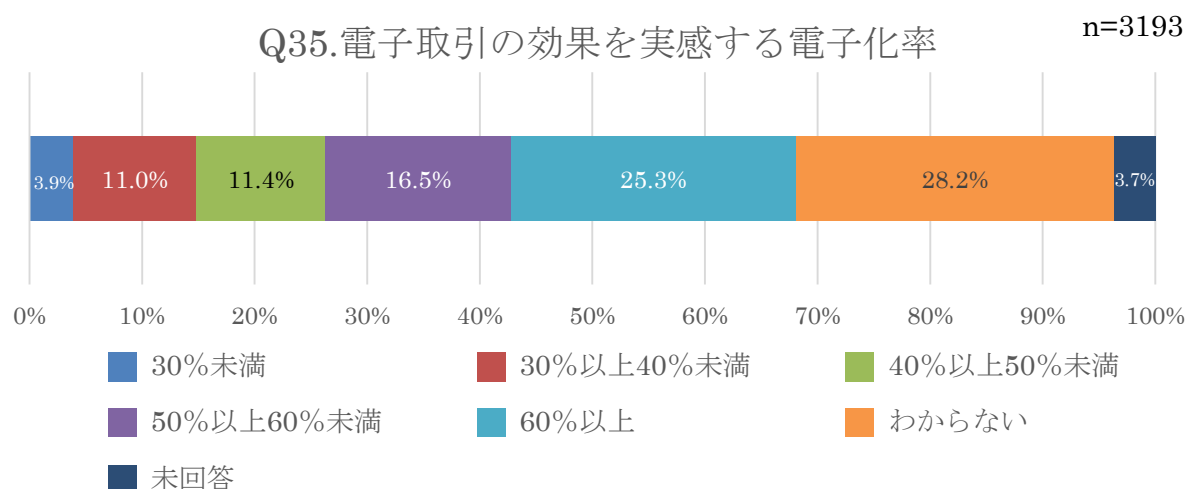
(2) 拡大してほしい業務

- 問 34 拡大してほしい業務（例えば注文請けだけでなく出来高請求まで拡大してほしい等）がございましたら、以下の空欄に具体的にご記入ください。また、業務を拡大してほしい対象となるゼネコン名も具体的にご記入ください。

ゼネコンに拡大してほしい業務として、回答された約8割が「出来高請求業務」を拡大してほしいとあげた。具体的な企業名と対象業務は、当資料の最後に付けている一覧表を参照のこと

(3) 電子商取引の効果の把握

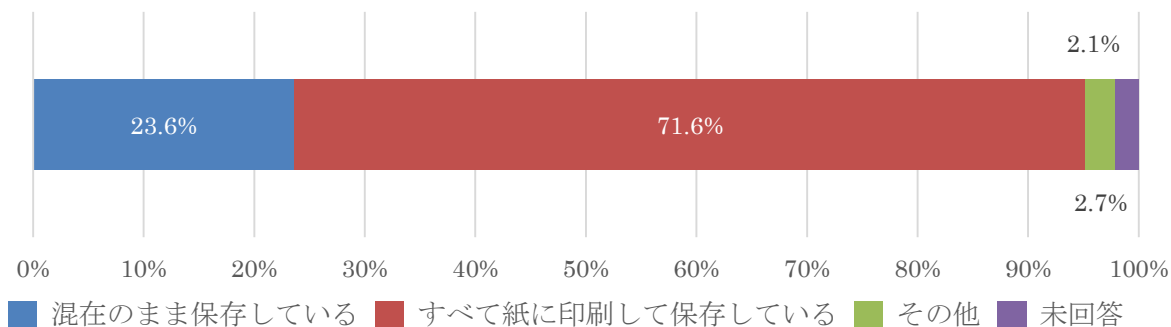
- 問 35 電子商取引の効果を実感するにはどの程度の電子化率（完工高または取引件数）が必要だとお考えですか。以下の選択肢の中から1つだけ選んでください。



(4) 紙と電子の契約が混在する場合の保存方法

- 問 36 貴社では、紙の契約と電子契約が混在する場合、どのようにデータを保存していますか。

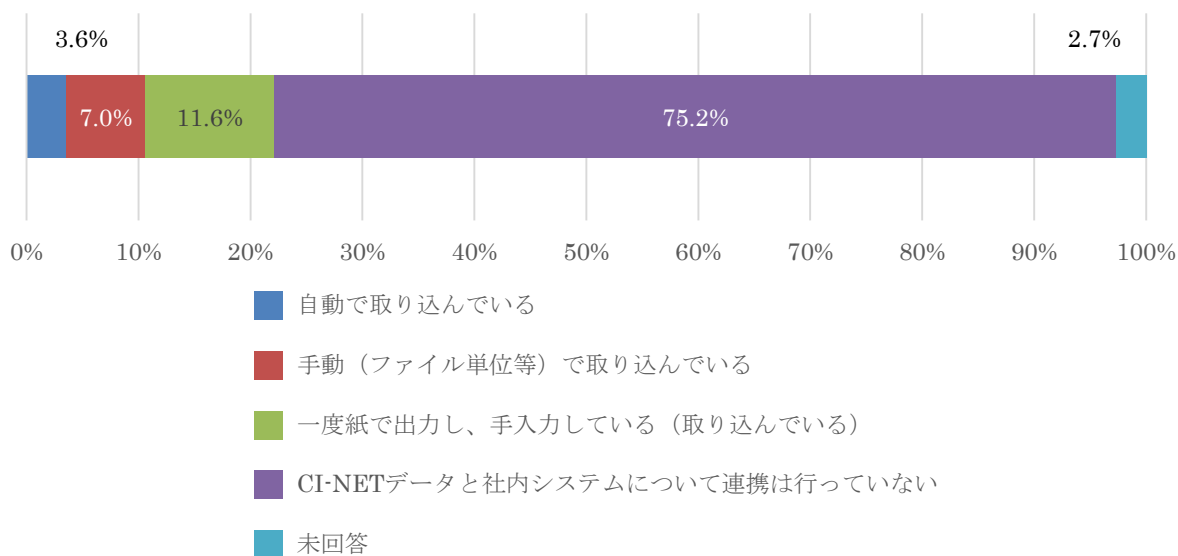
Q36.紙と電子の契約が混在する場合のデータ保存方法 n=3193



(5) 社内システムへのデータの取り込み方法

- 問 37 社内システム（自社構築システム、業務パッケージシステム等）に CI-NET データをどのように取り込んでいますか。以下の選択肢の中から 1つだけ選んでください。

Q37.社内システムへの取り込み方法 n=3193



(6) CI-NET データと連携しているシステム

<問 37 で 4. 以外を選んだ方へ>

- 問 38 社内システムと CI-NET データを連携している場合、どのようなシステムと連携していますか。

Q38.CI-NETデータと連携しているシステム n=707
(複数回答のため母数は参考)

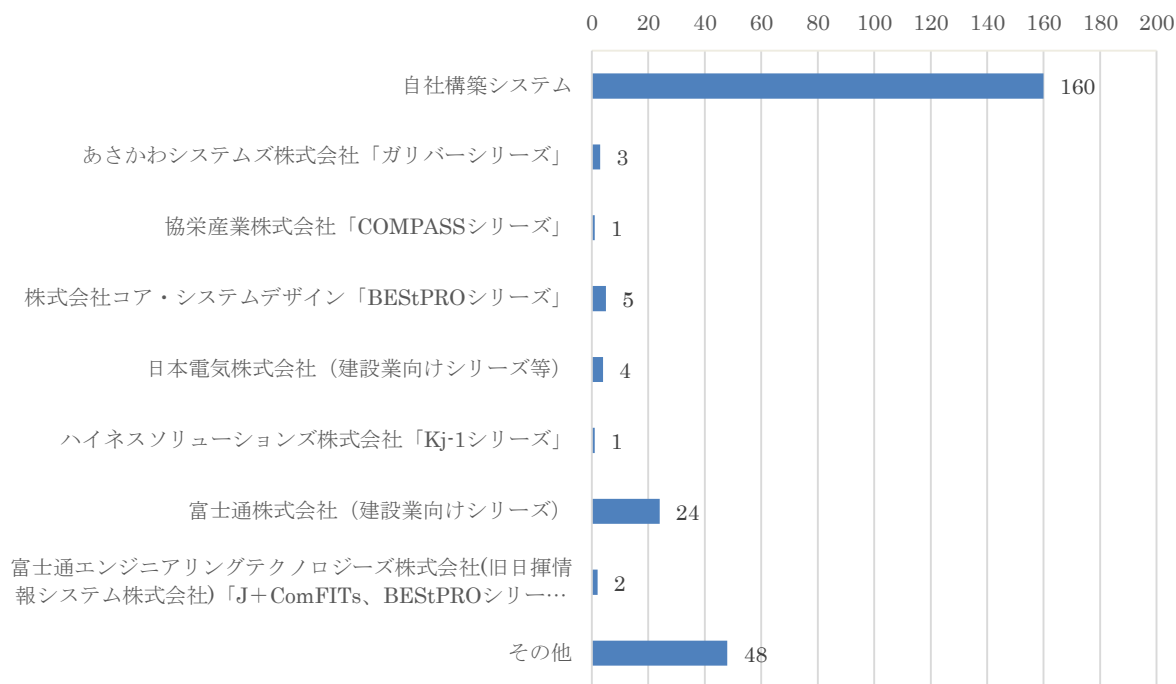


表 1 「その他利用システム名」であげられたシステム

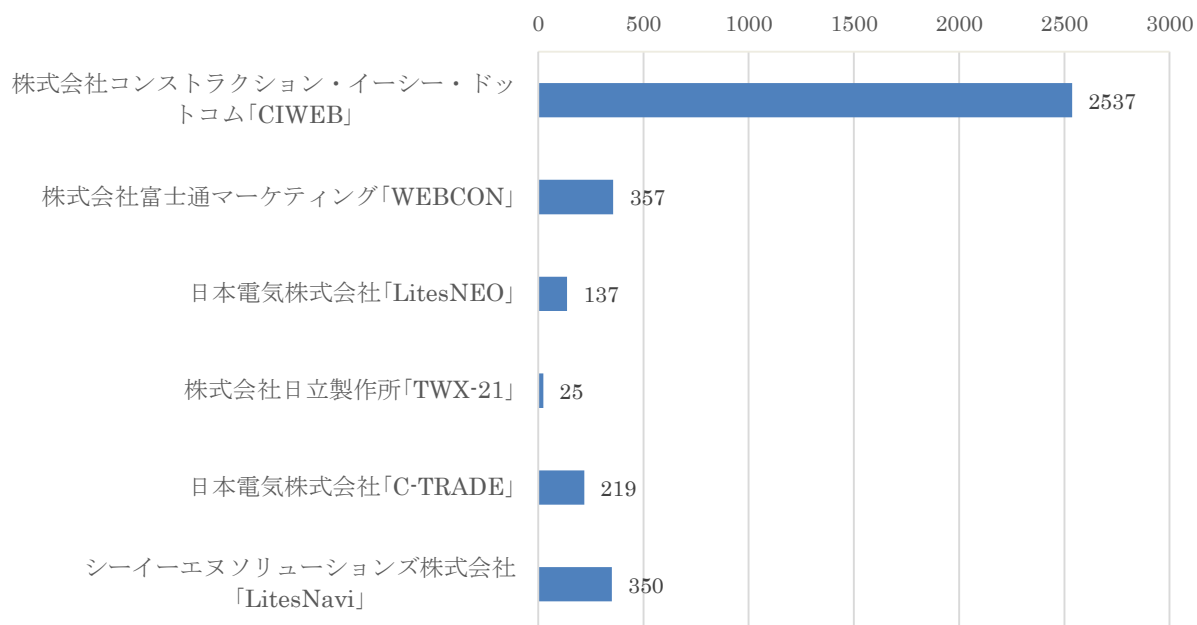
No.	会社名	導入数
1	レッツ原価管理 (株)レッツ	3
2	スマイルBS (株)大塚商会	3
3	建設大臣 応研(株)	2
4	エクセル	2
5	どっと原価 (株)建設ドットウェブ	2
6	らいでん (株)シーエスエー	2
7	アラジンオフィスNET (株)アイル	1
8	TKS AGC アメニテック(株)	1
9	Galileopt (株)ミロク情報サービス	1
10	勘定奉行 (株)OBC	1
11	TKK コンクリートシステム 東洋通信工業(株)	1

No.	会社名	導入数
12	Estm9 (株)大林組	1
13	販売大臣 応研(株)	1
14	FX シリーズ (株)TKC	1
15	弥生会計 弥生(株)	1
16	WEBCON-Stream (株)富士通マーケティング	1
17	PROCES.S4 (株)内田洋行 I Tソリューションズ	1
18	PLANET(MetaForce) パナソニックインフォメーションシステムズ(株)	1
19	SAP ERP SAP ジャパン(株)	1
20	見積革命 日本情報クリエイト(株)	1
21	OBIC7 (株)オービック	1
22	mcfame キヤノン IT ソリューションズ(株)	1
23	New楽王 アークシステム株式会社	1
24	Funneler 総合調達システム	1
25	フコク物産株式会社	1

(7) 使用している CI-NET 対応の ASP 又はソフトウェア

- 問39 現在使用している CI-NET 対応の ASP またはソフトウェアを教えてください。

Q39.現在使用しているCI-NET対応ASP・ソフトウェア n=3561
(複数回答のため母数は参考)

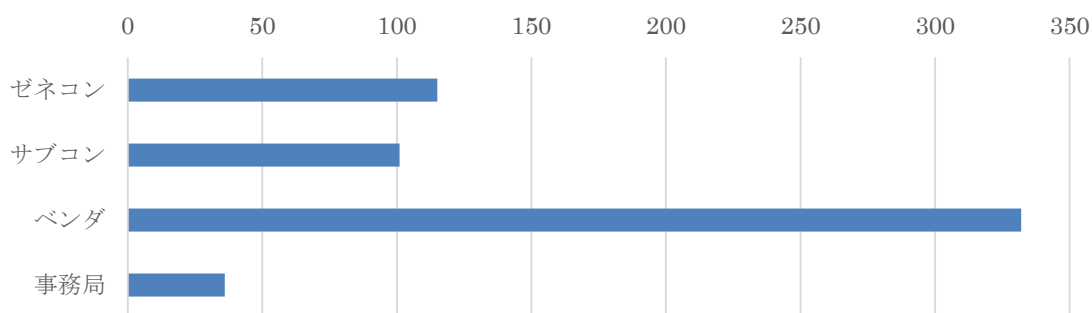


3.7 CI-NETに係る要望

(1) CI-NETに対する要望等

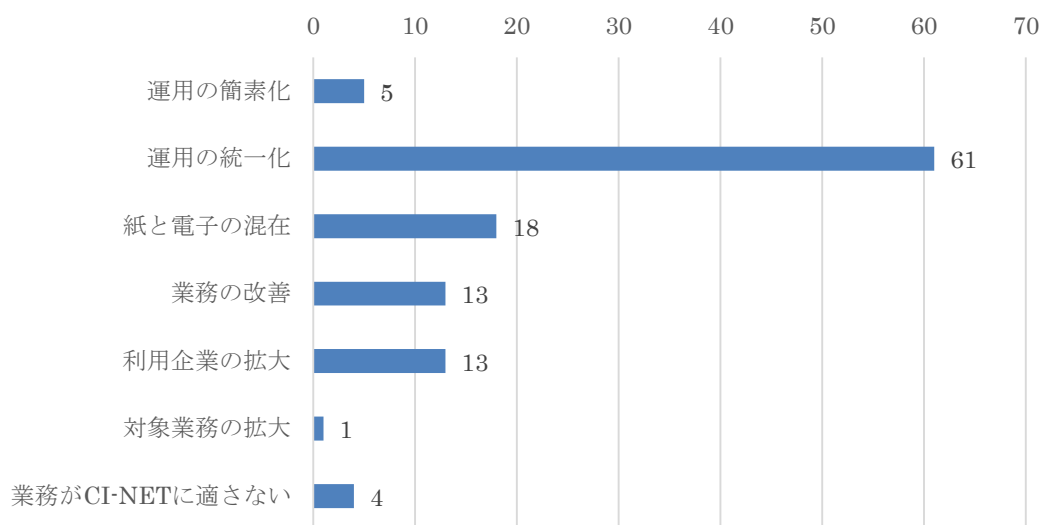
- 問 40 ご利用の CI-NET サービスについて、ご意見やご要望、課題、お困りのこと等、ご自由にご記入ください。

CI-NETサービスについての意見、要望、課題等

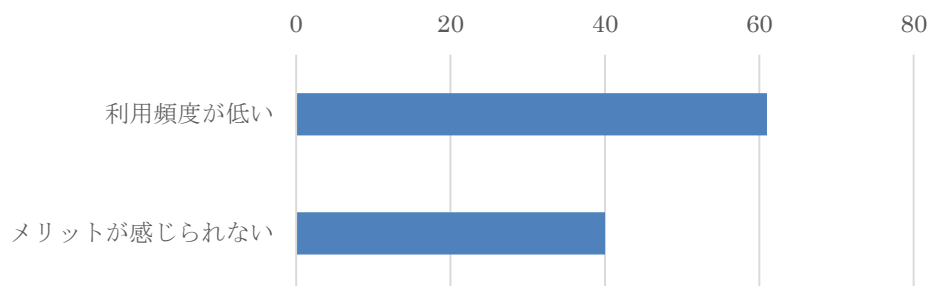


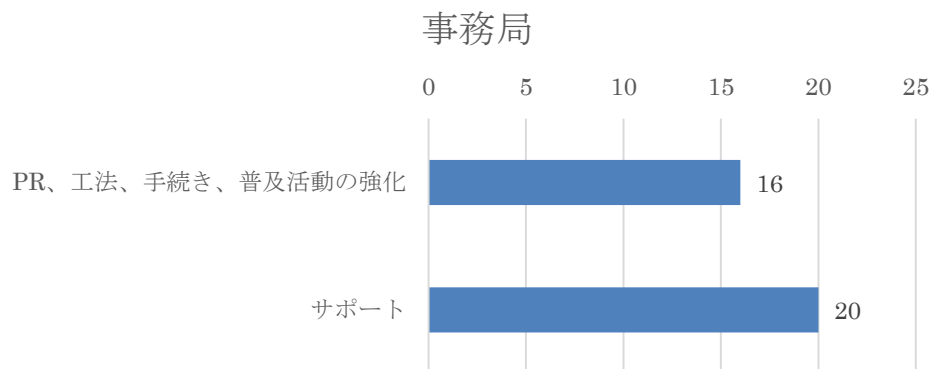
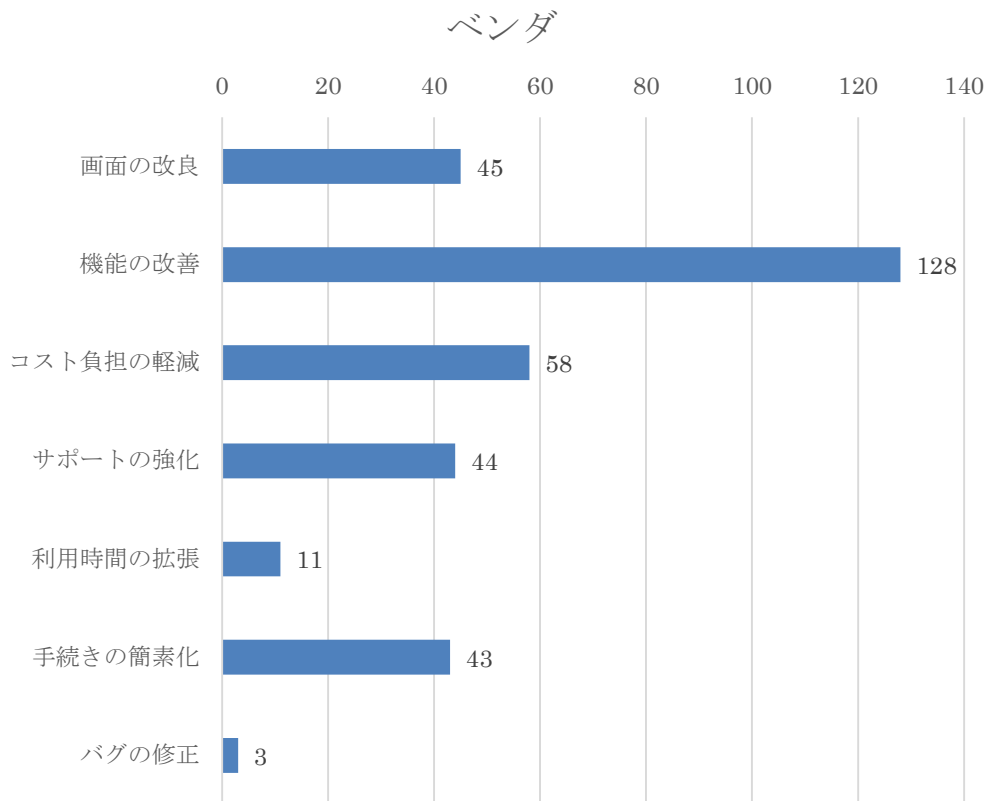
要望先毎の要望内容は、概ね以下のように分類される。

ゼネコン



サブコン

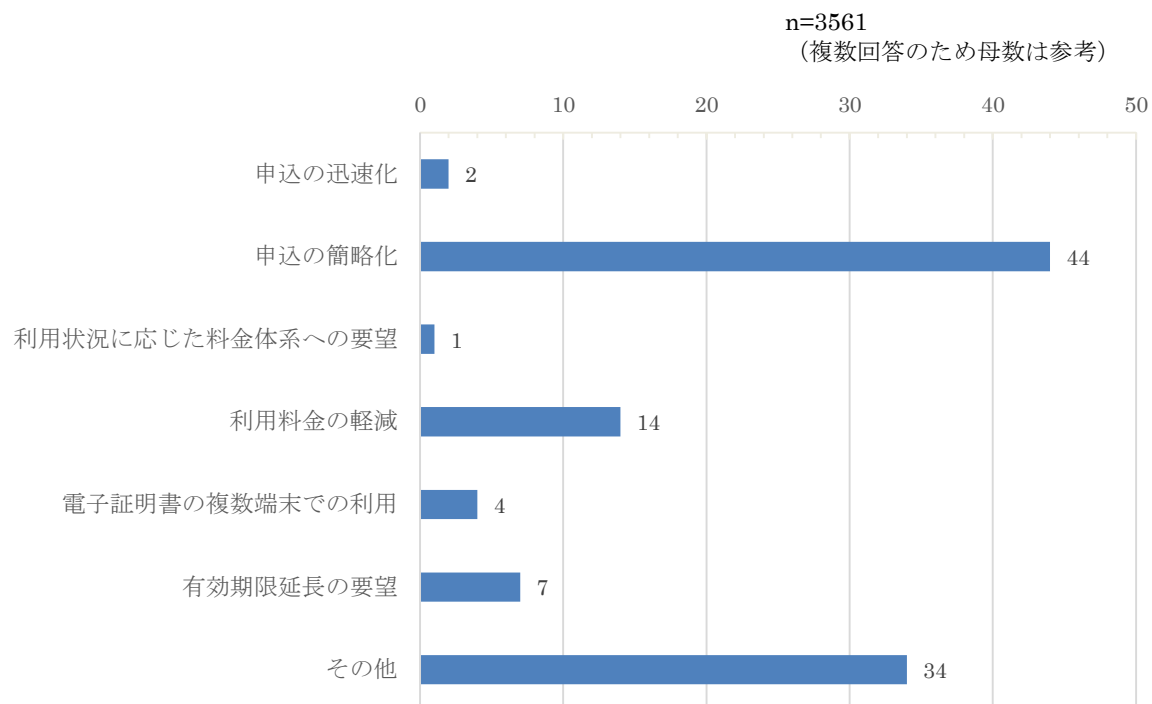




(2) 申込手続きに関する要望

- 問 41 CI-NET 電子証明書の申込手続き等について、ご意見やご要望等、ご自由にご記入ください。

Q41.電子証明書の申込手続きに関する意見や要望



CI-NET 受注者アンケートで導入を希望されたゼネコン一覧 (問 33 に関連)

No.	会社名	要望数	CI-NET 会員	完工高 300 億以上
1	大成建設	84	○	○
2	前田建設工業	47	○	○
3	東急建設	46	○	○
4	奥村組	43	○	○
5	浅沼組	29		○
6	銭高組	28		○
7	ナカノフドー建設	28		○
8	松井建設	28		○
9	飛鳥建設	23		○
10	大和ハウス工業	21		
11	鉄建建設	19		○
12	三井住友建設	17	○	○
13	北野建設	16		○
14	佐藤工業	14		○
15	熊谷組	12	○	○
16	東亜建設工業	12		○
17	東洋建設	11		○
18	ピーエス三菱	11		○
19	大日本土木	11		
20	大本組	10		○
21	福田組	10		○
22	戸田建設	9	○	○
23	大豊建設	9		○
24	東鉄工業	9		○
25	日本国土開発	8		○
26	鹿島道路	8		○
27	日本建設	8		
28	イチケン	8		○
29	松村組	8		○
30	大林組	8	○	○
31	長谷工コーポレーション	8		○
32	矢作建設工業	7		○
33	五洋建設	7	○	○
34	守谷商会	7		
35	名工建設	7		○
36	大鉄工業	7		○
37	共立建設	7		○
38	村本建設	7		○
39	鴻池組	7	○	○
40	野村建設工業	7		
41	合田工務店	7		○
42	小原建設	6		

No.	会社名	要望数	CI-NET 会員	完工高 300 億以上
43	JFE シビル	6		○
44	NIPPO	6		
45	新日鉄住金エンジニアリング	6		○
46	青木あすなろ建設	6		○
47	森本組	6		○
48	東レ建設	6		
49	大東建託	5		○
50	不二建設	5		
51	岐建	5		
52	松下産業	5		
53	生和コーポレーション	5		
54	西武建設	5		○
55	大末建設	5		○
56	藤木工務店	5		○
57	スターツ CAM	5		○
58	西松建設	4	○	○
59	徳倉建設	4		
60	木内建設	4		○
61	フジタ	4	○	○
62	新日本建設	4		
63	大林道路	4		○
64	シミズ・ビルライフケア	4		
65	岩田地崎建設	4		○
66	住協建設	4		
67	石黒建設	4		
68	大木建設	4		
69	植木組	4		○
70	多田建設	4		
71	松尾工務店	4		
72	鹿島建設	4	○	○
73	南海辰村建設	4		○
74	TSUCHIYA	4		
75	りんかい日産建設	4		○
76	ジェイアール東海建設	4		
77	ケーアンドイー	4		
78	清水建設	4	○	○
79	馬淵建設	3		○
80	若築建設	3		○
81	岩倉建設	3		
82	真柄建設	3		
83	坪井工業	3		
84	安藤・間	3	○	○
85	森組	3		○
86	松尾建設	3		○

No.	会社名	要望数	CI-NET 会員	完工高 300 億以上
87	長谷工リフォーム	3		○
88	日本土建	3		
89	奥村組土木興業	3		○
90	竹中土木	3		○
91	京王建設	3		
92	鍛冶田工務店	3		
93	竹中工務店	3	○	○
94	日本ピーエス	2		
95	北信土建	2		
96	洋林建設	2		
97	京成建設	2		
98	日本道路	2		○
99	埼玉建興	2		
100	九州建設	2		
101	加賀田組	2		○
102	島村工業	2		
103	松永建設	2		
104	大興物産	2		
105	池田建設	2		
106	浅沼組	2		
107	コーナン建設	2		
108	田中土建工業	2		
109	阿部建設	2		
110	奥田建設	2		
111	大和リース	2		
112	太啓建設	2		
113	トヨタ T&S 建設	2		
114	伊藤工務店	2		
115	新井組	2		
116	JFE エンジニアリング	2		
117	シード平和	2		
118	林建設	2		
119	三木組	2		
120	明和工務店	2		
121	アイサワ工業	2		○
122	日東建設	2		
123	麦島建設	2		
124	高松建設	2		
125	五光建設	2		
126	鈴与建設	2		
127	佐田建設	2		
128	第一建設工業	2		○
129	富国建設	2		
130	菱重ファシリティ&プロパティーズ	2		

No.	会社名	要望数	CI-NET 会員	完工高 300 億以上
131	川田工業	2		○
132	株木建設	2		○
133	関東建設工業	2		○
134	ハンシン建設	2		
135	まるひ建設	1		
136	鈴中工業	1		
137	酒部建設	1		
138	まつもとコーポレーション	1		
139	元浜組	1		
140	新和建设	1		
141	ダイワフジタ	1		
142	関東建創	1		
143	豊田合成	1		
144	大同特殊鋼	1		
145	角藤	1		○
146	明星建工	1		
147	オーク設備工業	1		
148	サンコービルド	1		
149	藤建設工業	1		
150	西岡建設	1		
151	穴吹工務店	1	○	
152	共立	1		
153	トラスト	1		
154	竹澤建設	1		
155	三洋	1		
156	旭工建	1		
157	創真建設	1		
158	IHI 運搬機械	1		
159	鈴木工務所	1		
160	北斗システム	1		
161	綿半ソリューションズ	1		
162	丸磯建設	1		
163	北川鉄工所	1		
164	雄健工業	1		
165	日成ビルド工業	1		
166	竹並建設	1		
167	丸和工業	1		
168	ユーディーケー	1		
169	千本興業	1		
170	古郡建設	1		
171	吉沢建設	1		
172	石井工務店	1		
173	協和建设工事	1		
174	齋藤工業	1		

No.	会社名	要望数	CI-NET 会員	完工高 300 億以上
175	光建工業	1		
176	第一ヒューテック	1		
177	辻建設	1		
178	大旺新洋	1		
179	清水総合開発	1		
180	榊原建設	1		
181	内藤ハウス	1		
182	川田建設	1		
183	日特建設	1		○
184	日本基礎技術	1		
185	積和建設	1		
186	前田建設	1		
187	木山構造工業	1		
188	東洋熱工業	1	○	○
189	ヤマダエスバイエルホーム	1		
190	中林建設	1		
191	東建コーポレーション	1		○
192	東京電力	1		
193	LIXIL	1		○
194	石井硝子	1		
195	阿部和工務店	1		
196	仙建工業	1		○
197	YKKAP	1		
198	公成建設	1		
199	長村組	1		
200	田中工務店	1		
201	岡野組	1		
202	平成建設	1		
203	佐伯綜合建設	1		
204	高垣組	1		
205	エスケー化研	1		
206	劔崎建設	1		
207	トヨタ工業	1		
208	日本ハウスホールディングス	1		
209	京急建設	1		
210	黒沢建設	1		
211	建研	1		
212	ヨコソー	1		
213	小雀建設	1		
214	梅村組	1		
215	明石土建工業	1		
216	岩堀建設工業	1		
217	新生組	1		
218	MBC 開発	1		

No.	会社名	要望数	CI-NET 会員	完工高 300 億以上
219	丸久建設	1		
220	扶桑建設	1		
221	吉川建設	1		
222	古久根建設	1		
223	三浦組	1		
224	掛谷工務店	1		
225	昭和工務店	1		
226	太陽建設	1		
227	田中住建	1		
228	タツト・建設	1		
229	中川企画建設	1		
230	西田工業	1		
231	ノバック	1		
232	藤井建設	1		
233	宮崎建設	1		
234	村中建設	1		
235	森長工務店	1		
236	吉川組	1		
237	立建設	1		
238	DAIJU	1		
239	住光建設	1		
240	佐藤秀	1		
241	初雁工務店	1		
242	川口土木建築工業	1		
243	ハイシマ工業	1		
244	中村工業	1		
245	上村建設	1		
246	旭工務店	1		
247	日新工営	1		
248	クボタ工建	1		
249	岩崎工業	1		
250	大幸建設	1		
251	中央建設	1		
252	リノ・ハピア	1		
253	倉和建設	1		
254	加和太建設	1		
255	富士峰建設	1		
256	パナソニックシステムソリューションズジャパン	1		
257	三幸工務店	1		
258	柄谷工務店	1		
259	日鉄住金環境	1		
260	シマ	1		
261	金下建設	1		
262	生川建設	1		

No.	会社名	要望数	CI-NET 会員	完工高 300 億以上
263	鴻治組	1		
264	丸彦渡辺建設	1		
265	ナカノ	1		
266	平井工業	1		
267	静鉄建設	1		
268	井上建設	1		
269	角丸建設	1		
270	ダイダン	1	○	
271	岸之上工務店	1		
272	新進建設	1		
273	轟組	1		
274	富士建設	1		
275	東山建設	1		
276	須工ときわ	1		
277	積水ハウス	1		
278	橋本店	1		
279	大成建設株式会社	1		
280	ジャパン・パイプライン・エンジニアリング	1		
281	宮坂建設	1		
282	萩原建設	1		
283	西江建設	1		
284	クリマテック	1		
285	朝日興産	1		
286	松下工業	1		
287	長谷川体育施設	1		
288	大気社	1		
289	三機工業	1		
290	日本建設様	1		
291	坪井建設	1		
292	太啓建設株式会社	1		
293	IHI インフラシステム	1		
294	IHI/IPC プラント建設	1		
295	鳳工業	1		
296	前田組	1		
297	上組	1		
298	坂田建設	1		
299	新三平建設	1		
300	ミルックス	1		
301	LIXIL トータルサービス	1		
302	羽衣組	1		
303	龍建設工業	1		
304	大林ファシリティーズ	1		
305	ノムラプロダクツ	1		
306	乃村工藝社	1		

No.	会社名	要望数	CI-NET 会員	完工高 300 億以上
307	増岡組	1		
308	村上工務店	1		
309	中山組	1		
310	ペンタビルダーズ	1		
311	大成ユーレック	1		
312	中村土建	1		
313	安藤ハザマ興業	1		
314	三菱地所ホーム	1		
315	梅林建設	1		
316	岸本建設	1		
317	栗本建設工業	1		○
318	岩部建設	1		
319	湊建設工業	1		
320	菅組	1		
321	高砂熱学	1		
322	大和建設工業	1		
323	住友シスコン	1		
324	矢野建設	1		
325	レオパレス	1		
326	MDI	1		
327	大和運送建設	1		
328	高砂熱学工業	1	○	
329	ダイエープロビス	1		
330	東鉄創建	1		
331	三井造船鉄構エンジニアリング	1		
332	アサヒ	1		
333	エムテック	1		
334	荒井建設	1		
335	日本高圧コンクリート	1		
336	中電不動産	1		
337	大京穴吹建設	1		
338	風越建設	1		

CI-NET 受注者アンケートで拡大が希望されているゼネコンと対象業務の一覧（問34に関連）

No.※	会社名	見積	注文	出来高請求	支払通知	安全書類	その他機能
1	大成建設			2			
3	東急建設			1			
4	奥村組	1		1			
5	浅沼組			1			
7	銭高組	1	1	1			
8	ナカノフドー建設			1			
9	飛島建設			1			
11	鉄建建設			2			
12	三井住友建設			5			
15	熊谷組	3	3	35			1
18	東洋建設			1			
22	戸田建設			37	1		
24	東鉄工業			1			
25	福田組			1			
29	大林組	5	1		1		1
30	長谷工コーポレーション	2	1	5			
34	五洋建設		2	14			1
35	鴻池組	4	2	25	1		1
47	森本組	1		1			
51	フジタ			6			
53	松下産業	1		1			
54	西武建設			1			
58	不二建設			1			
71	清水建設			4	1		1
72	西松建設	1	1	35			2
80	安藤・間				1		
83	京王建設			1			
90	竹中工務店			1			
97	JFE エンジニアリング			1			
170	ミルックス			2			
205	橋本店			1			
208	穴吹工務店	1	1	4			
292	辻建設	1		1			
299	東鉄創建			1			
-	アイシン開発			2			
-	栗本			1			
	総計	21	12	198	5		7

凡例：赤色に近づくにつれて要望が多い業務

※ 「問33 CI-NETを導入してほしいゼネコン」の一覧におけるNoと整合

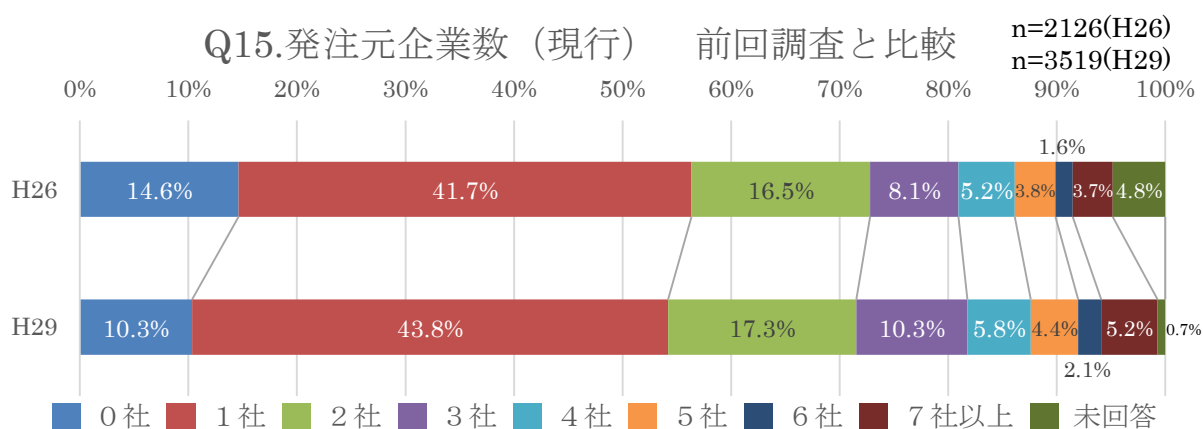
4. 集計結果報告（詳細分析）

4.1 前回調査との比較

- 目的：普及状況を把握し、普及ツール等へ反映
- 分析方法：前回調査（H26）と今回調査（H29）を比較して、経年変化を確認
※ 4.1 に関しては同様の目的と分析方法

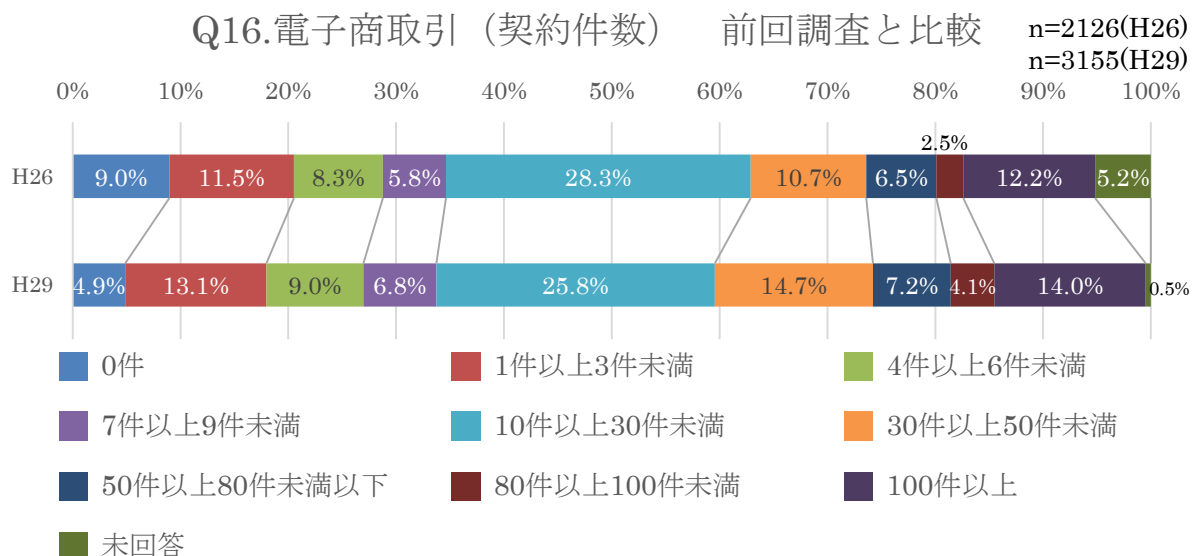
(1) 発注元企業数（現行）の経年変化

⇒ 結果：発注元企業数（現行）が0社の企業は減少し、1社以上の企業が増加している。平成26年度よりも、CI-NETを行っている発注元が増加している。



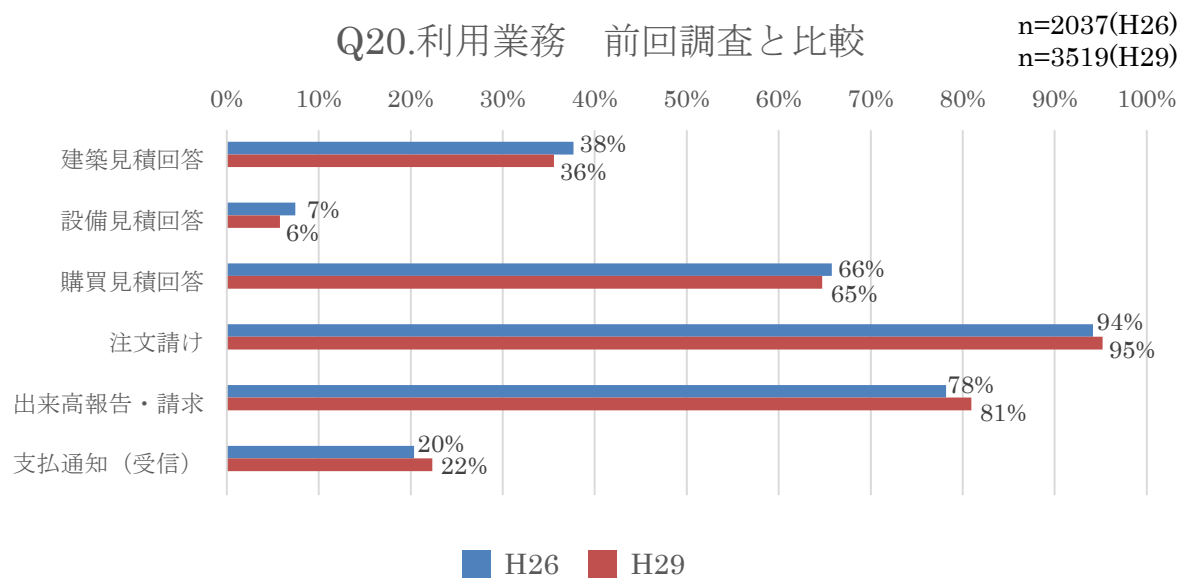
(2) 電子商取引（契約件数）の経年変化

⇒ 結果：電子商取引を行った契約件数について、0件の企業は減少し、30社以上の企業が増加している。平成26年度よりも、1企業が電子商取引により契約している件数は、増加している。



(3) 利用業務の経年変化

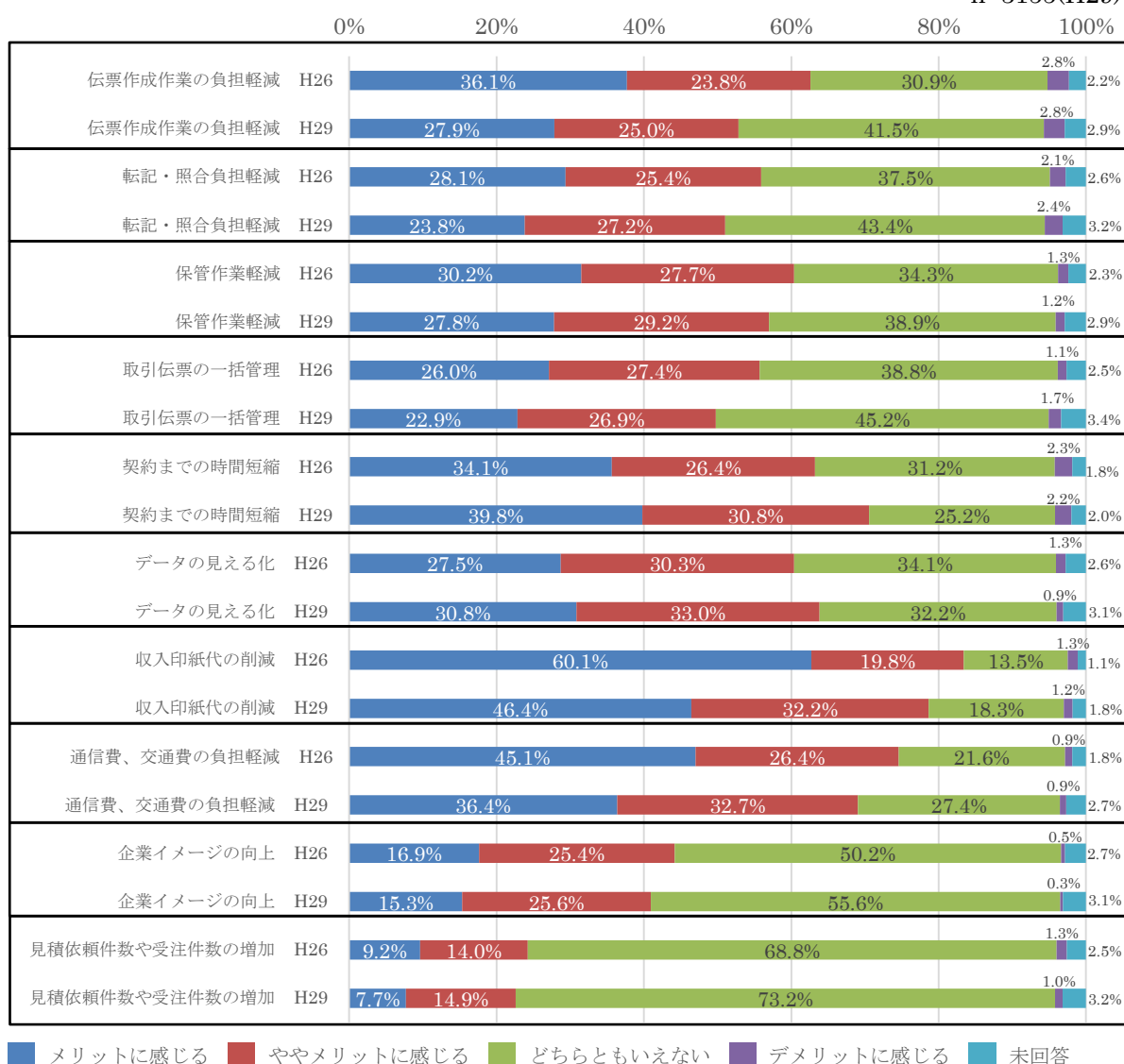
⇒ 結果：利用業務について、全体的な傾向に大きな変化はない。



(4) 受注者側の利用効果に関する経年変化

- ⇒ 結果：CI-NET の受注者機能を利用している企業が感じているメリット（利用効果）について、以下のような経年変化が見られた。
 - 平成 26 年度と比して、利用効果を感じ易くなった項目は「契約までの時間短縮」「データの見える化」
 - 平成 26 年度と比して、利用効果が特に感じにくくなった項目は「収入印紙代の削減」「通信費、交通費の負担軽減」 ※2%以上減少した項目

Q29.受注者側の利用効果 前回調査と比較 n=2037(H26)
n=3155(H29)

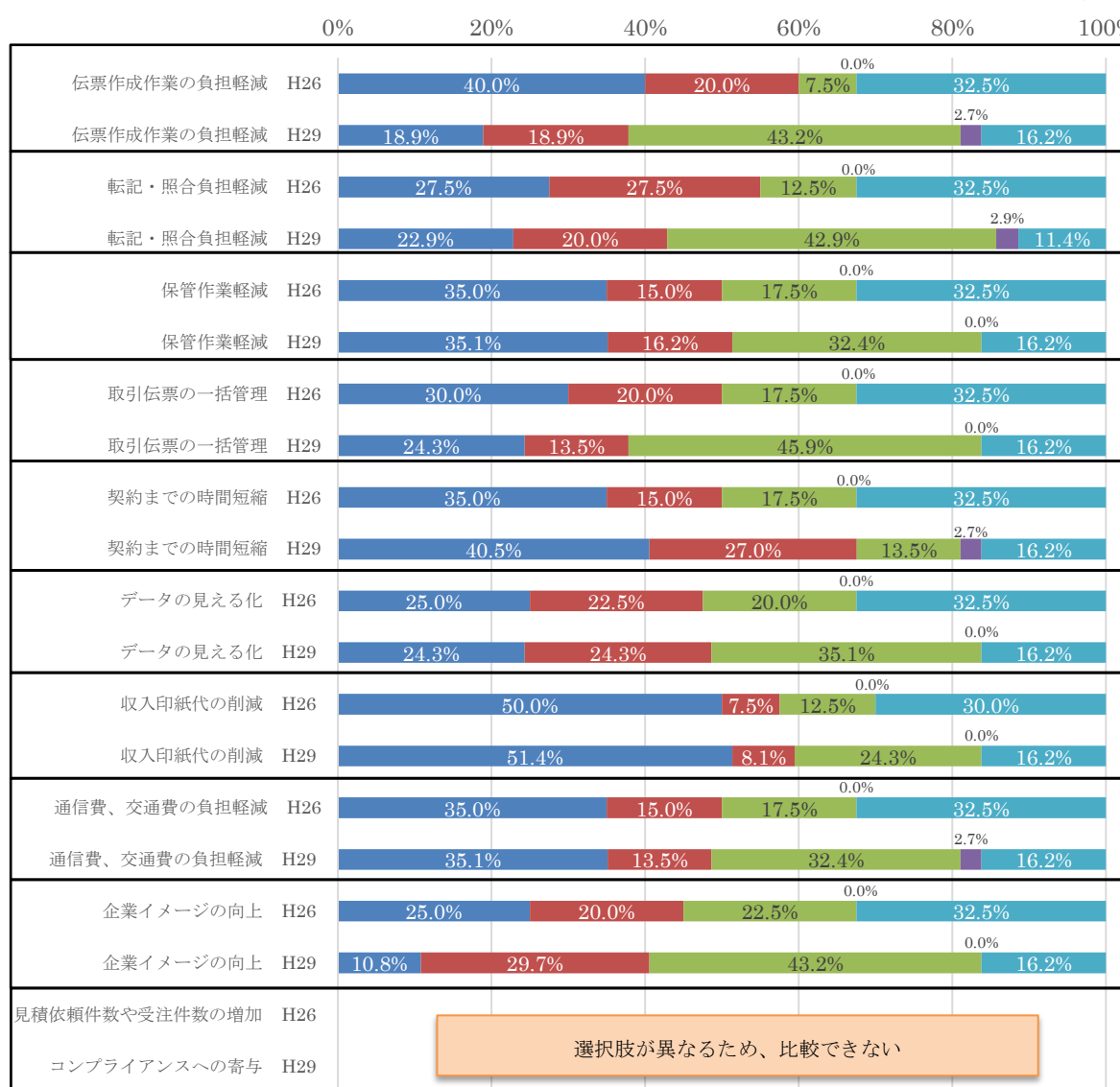


(5) 発注者側の利用効果に関する経年変化

- ⇒ 結果：CI-NETの発注者機能を利用している企業が感じているメリット（利用効果）について、以下のような経年変化が見られた。
 - 平成26年度と比して、利用効果を感じ易くなった項目は「契約までの時間短縮」
 - 平成26年度と比して、利用効果が特に感じにくくなった項目は「伝票作成作業の負担軽減」「転記・照合負担軽減」「取引伝票の一括管理」 ※10%以上減少した項目

Q31.発注者側の利用効果 前回調査と比較

n=40(H26)
n=37(H29)



■ メリットを感じる ■ ややメリットを感じる ■ どちらともいえない ■ デメリットを感じる ■ 未回答

4.2 クロス集計

(1) 発注元企業数（現行）が0社の企業

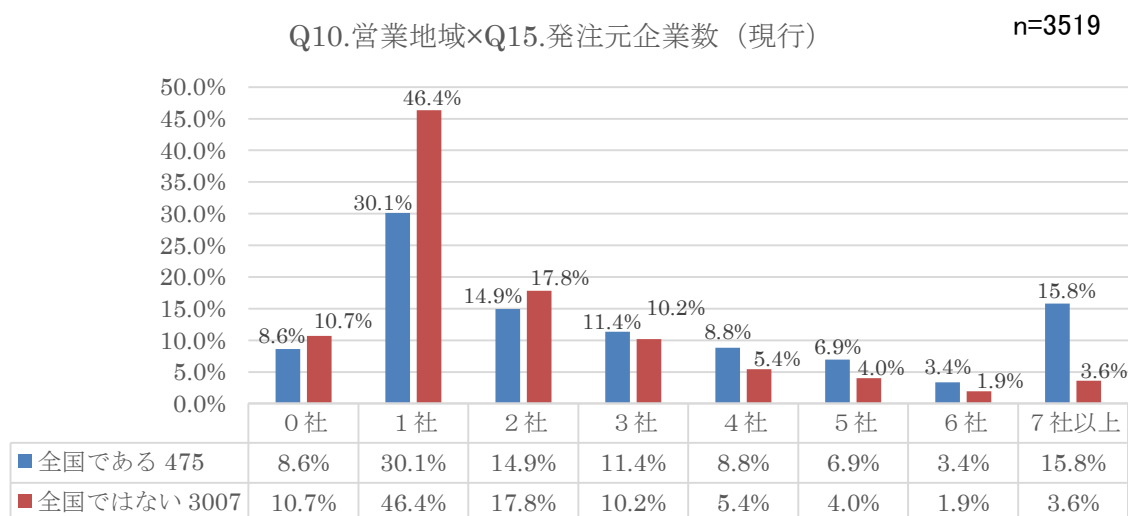
- 目的：現在 CI-NET を行っている発注元企業数が0社の企業※について、改めて利用を促進するため、対象企業を把握 ※（例）大手企業と工事を行うために加入したが、それ以降利用していない企業等
 - 分析方法：対象企業の情報（企業数、資本金、導入を希望するゼネコン）を整理
- ⇒ 結果：以下のとおり

対象企業数	59社
資本金区分 （上位3位まで）	①1,000万円以上2,000万円未満（119社） ②2,000万円以上3,000万円未満（63社） ③3,000万円以上5,000万円未満（47社）
導入を希望するゼネコンで挙げられた企業	奥村組、関東建創、岸之上工務店、岐建、熊谷組、戸田建設、五洋建設、高砂熱学工業、鴻池組、合田工務店、轟組、佐藤工業、鹿島建設、守谷商会、松井建設、植木組、新進建設、新日本建設、真柄建設、須工ときわ、西松建設、積水ハウス、前田建設、創真建設、村本建設、大成建設、大和ハウス、大和運送建設、第一ヒューテック、竹中工務店、東レ建設、東亜建設工業、東急建設、東山建設、東鉄工業、東洋建設、日本建設株式会社、馬淵建設、菱重ファシリティ&プロパティーズ、富士建設、JFEシビル、ケーアンドイー、シミズビルライフケア、ジャパン・パイプライン・エンジニアリング、ダイエープロビス、ダイダン、ダイワフジタ

⇒ 内部向け整理：上記59社の一覧リストを「15-2シート（EXCEL）」に整理

(2) 営業地域別にみた発注元企業数（現行）の傾向

- 目的：営業地域別の発注元企業数の普及状況を把握するため
 - 分析方法：営業地域別（全国/全国でない）に、発注元企業数（現行）の傾向を整理
- ⇒ 結果：営業地域が全国である企業と全国ではない企業のグループを比較すると、全国ではない企業の方が、現行の発注元企業数が0～2社である比率が高い傾向にある



(3) 利用業務別、CI-NET 利用費用の印象

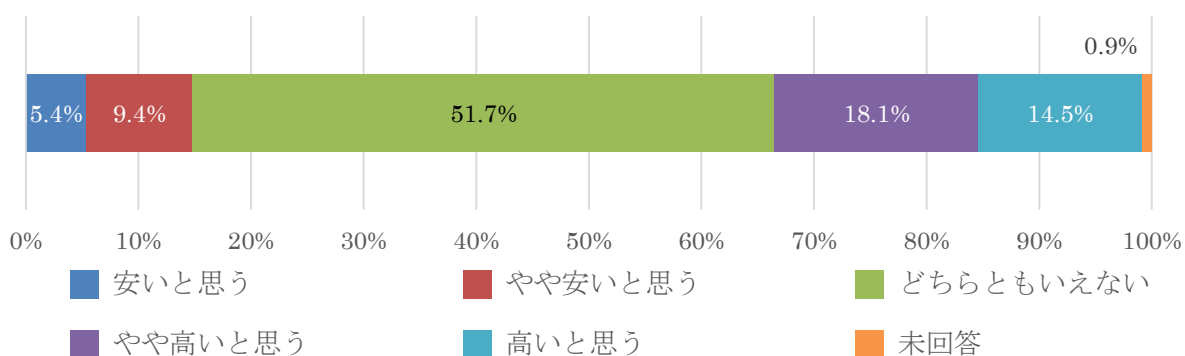
- 利用業務ごとに CI-NET 利用費用に対する印象が異なるか分析

⇒ 結果：以下のとおり

- 利用費用に対する印象として、全体的な傾向に大きな変化はない
- 「安い」「やや安い」と感じている企業は、どの業務においても 13%程度である
- 設備見積業務は、他業務と比較すると「高い」と感じる傾向にある

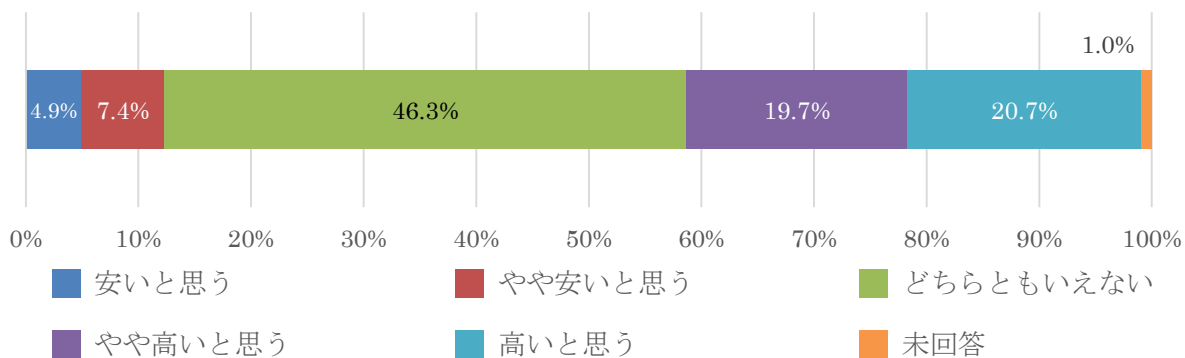
Q24.利用費用（建設見積回答）

n=1251



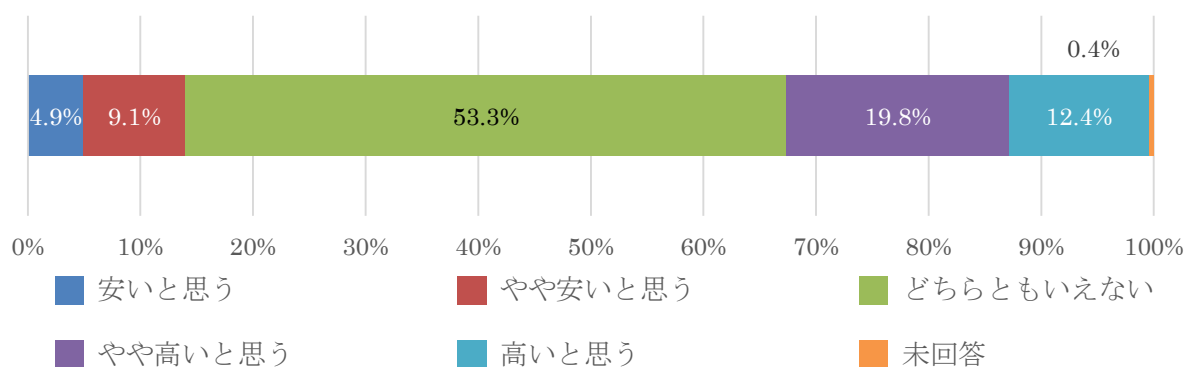
Q24.利用費用（設備見積回答）

n=203



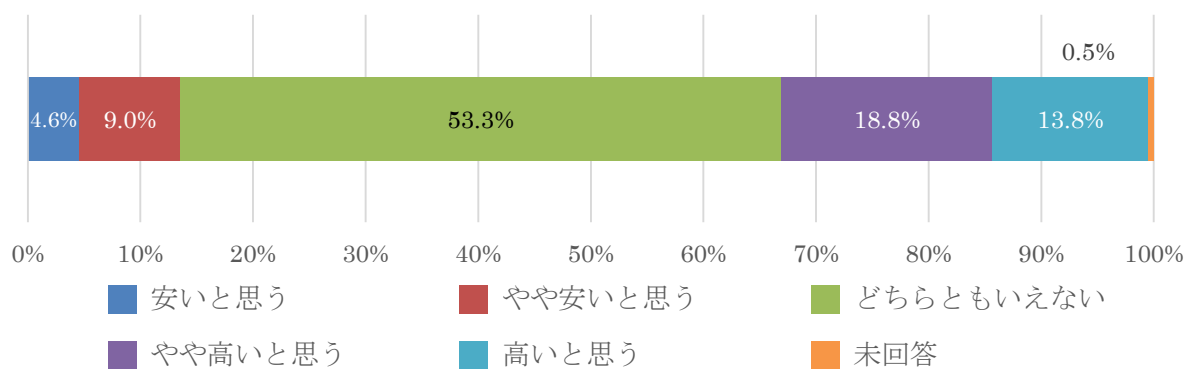
Q24.利用費用（購買見積回答）

n=2278



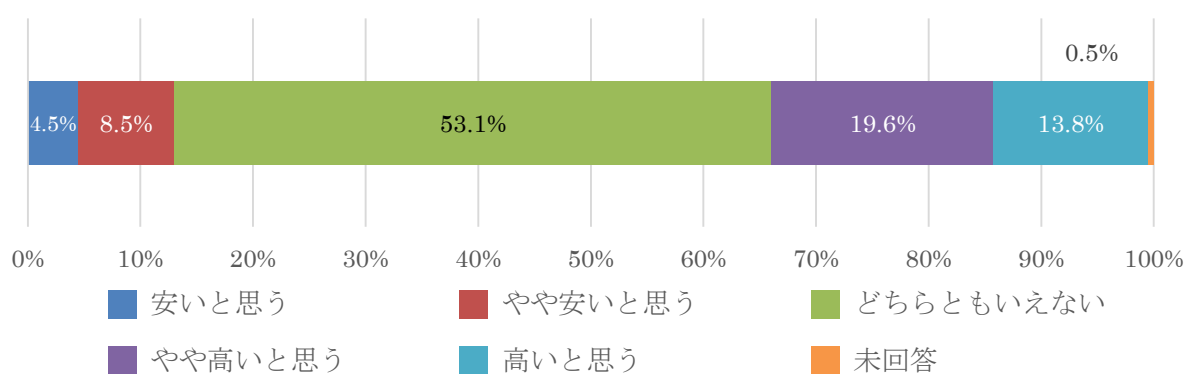
Q24.利用費用（注文請け）

n=3350



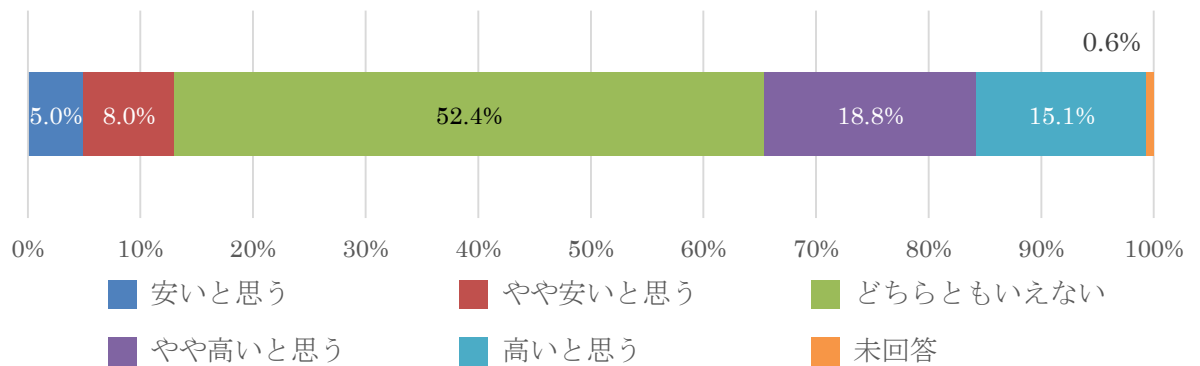
Q24.利用費用（出来高報告・請求）

n=2848



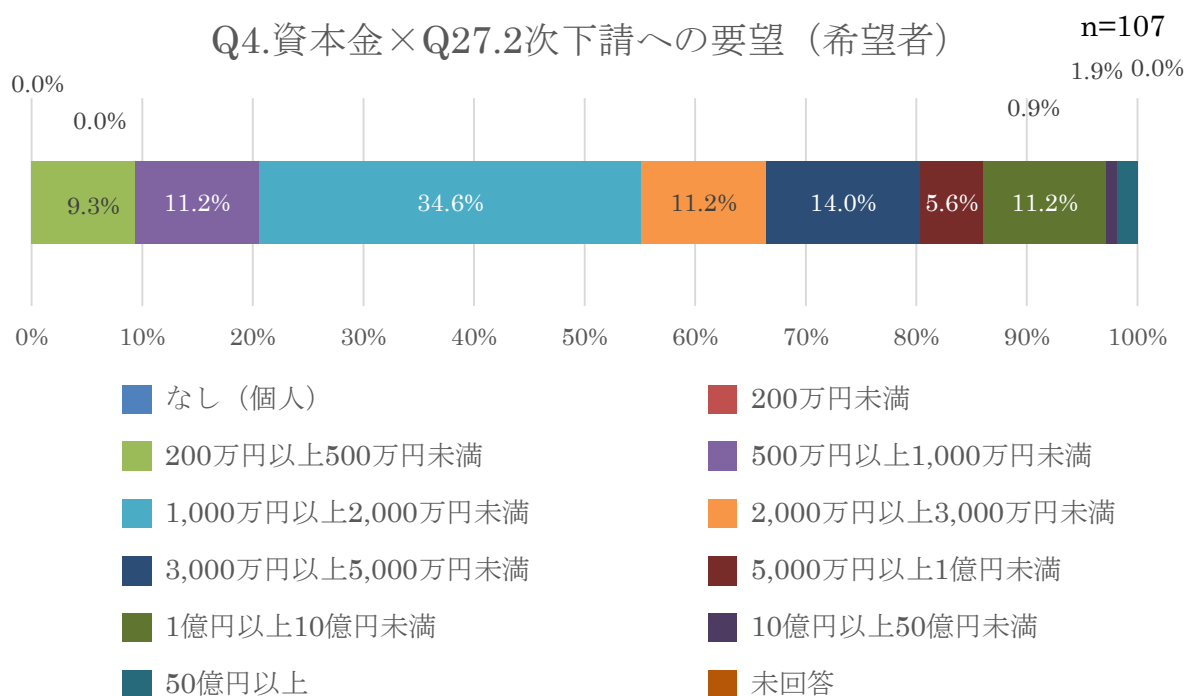
Q24.利用費用（支払通知（受信））

n=786



(4) 2次下請けへの展開を希望している企業の内訳

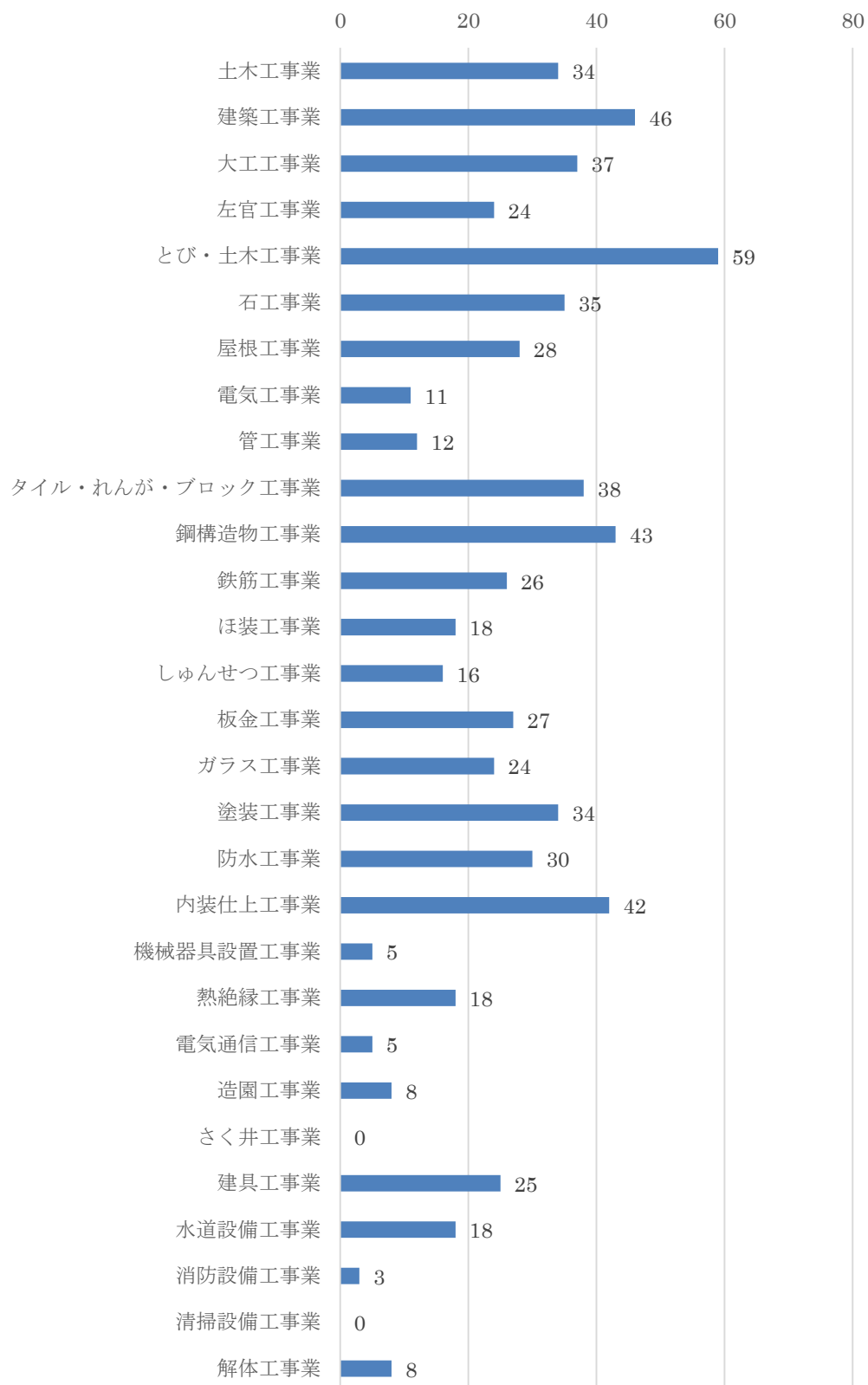
- 目的：電子商取引説明会のアプローチ先の具体化
 - 分析方法：2次下請への展開を希望する企業（107社）の傾向を整理
- ⇒ 結果：以下のとおり
- 資本金は、①1,000万円以上2,000万円未満、②3,000万円以上5,000万円未満の順に多い傾向
 - 許可業種は、①とび・土木工事業、②建築工事業、③鋼構造物工事業の順に多い傾向
 - 営業地域は、①東京都、②埼玉県、③神奈川県の順に多い傾向



Q2.許可業種×Q27.2次下請への展開（希望者）

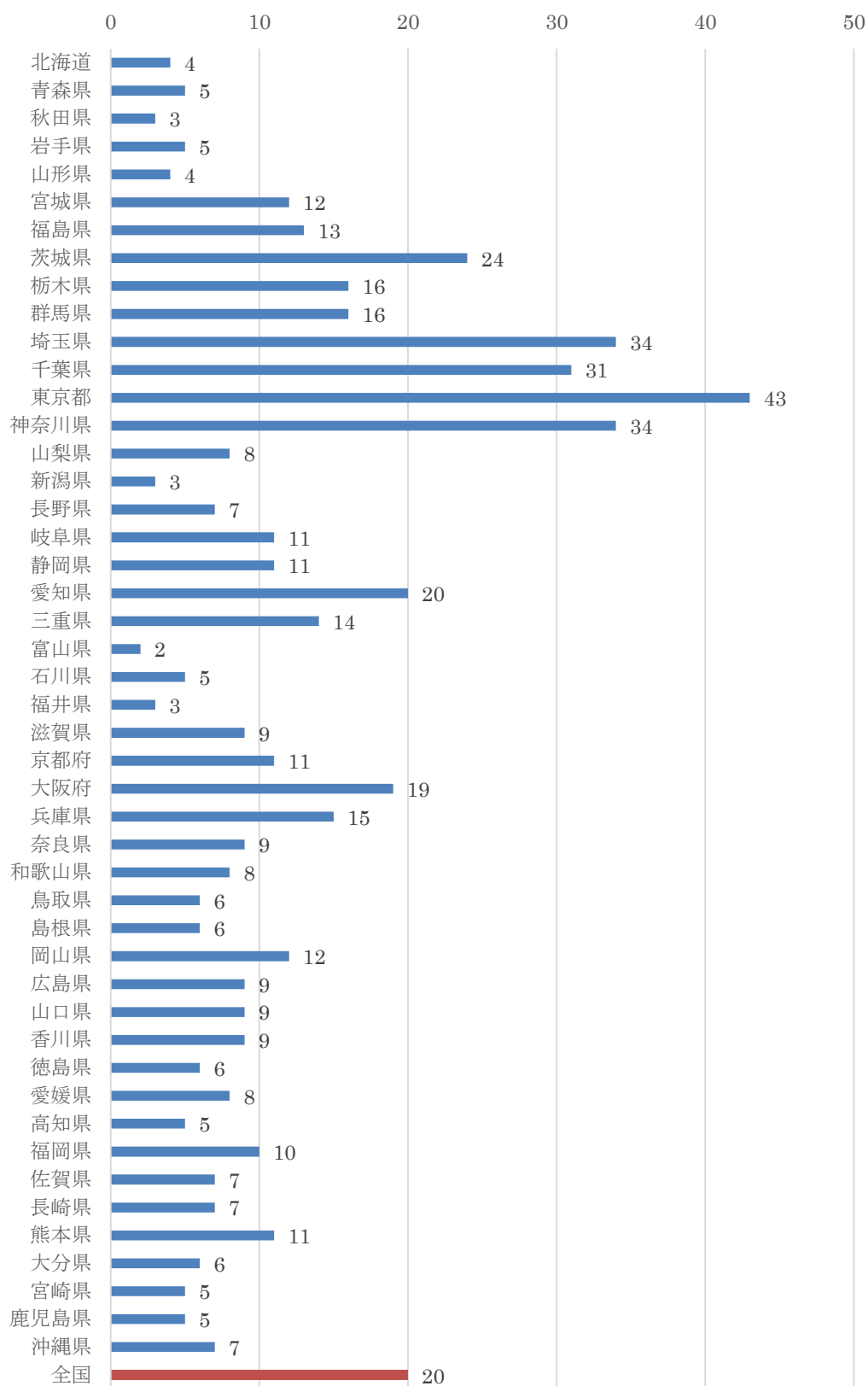
n=107

（複数回答のため母数は参考）



Q2.許可業種×Q27.2次下請への展開 (希望者)

n=107



(5) 2次下請への展開を希望している企業と具体的な意見

- 目的：電子商取引説明会のアプローチ先の具体化
- 分析方法：2次下請への展開を希望する企業について、上位3位の許可業種ごとの内訳を整理

⇒ 結果：以下のとおり

No	許可業種	対象企業数	資本金区分（上位3位のみ）	回答企業に関する営業展開先（上位3県のみ）
1	とび・土木工事業	59社	①1,000万円以上2,000万円未満（18社） ②2,000万円以上3,000万円未満（9社） ③3,000万円以上5,000万円未満（8社）	①東京都（24社） ②埼玉県（20社） ③神奈川県（18社）
2	建築工事業	46社	①1,000万円以上2,000万円未満（13社） ②2,000万円以上3,000万円未満（10社） ③1億円以上10億円未満（9社）	①東京都（17社） ②神奈川県（14社） ③埼玉県（13社）
3	鋼構造物工事業	43社	①1,000万円以上2,000万円未満（13社） ②3,000万円以上5,000万円未満（8社） ③1億円以上10億円未満（6社）	①東京都（19社） ②埼玉県（14社） ③神奈川県（14社）

⇒ 内部向け整理：

2次下請への展開を希望する企業（107社）のうち、上位3許可業種について、対象企業を「27-2シート（EXCEL）」にリスト化

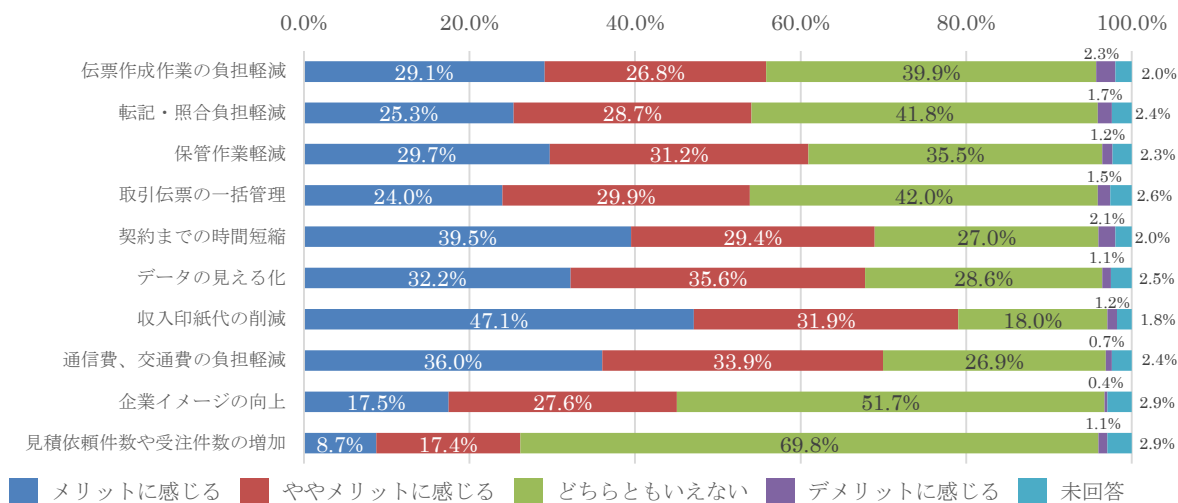
(6) 利用業務ごとに感じている利用メリット（受注者を対象）

- 目的：利用業務ごとに、受注者側が感じているメリットの傾向が異なるか分析
- 分析方法：利用業務別に、受注者機能の利用効果を整理

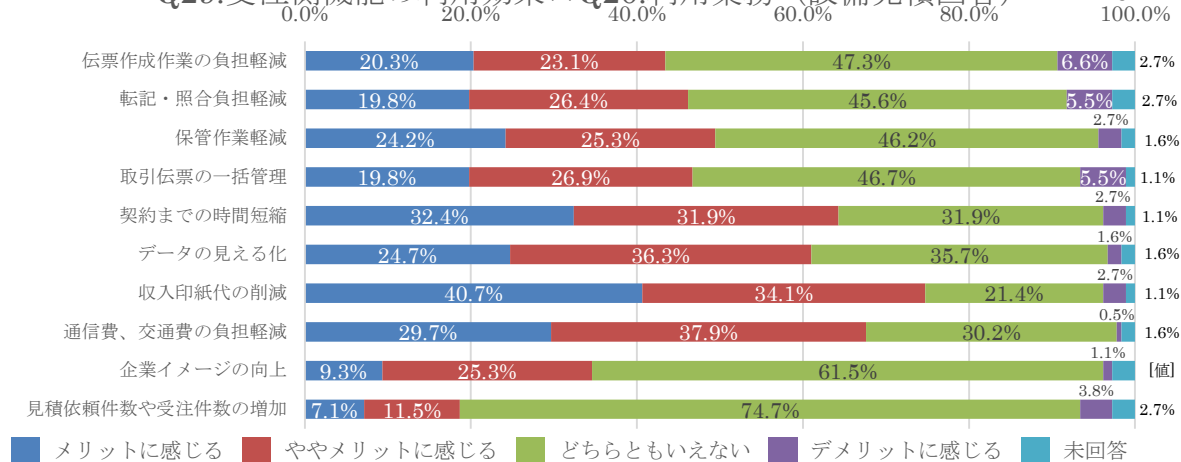
⇒ 結果：以下のとおり

- 全利用業務で、「収入印紙代の削減」が最も利用効果を感じると回答しているが、購買見積回答業務で、特に利用効果を感じている
- 設備見積回答業務では、他業務と比して、利用効果を感じにくい傾向にある

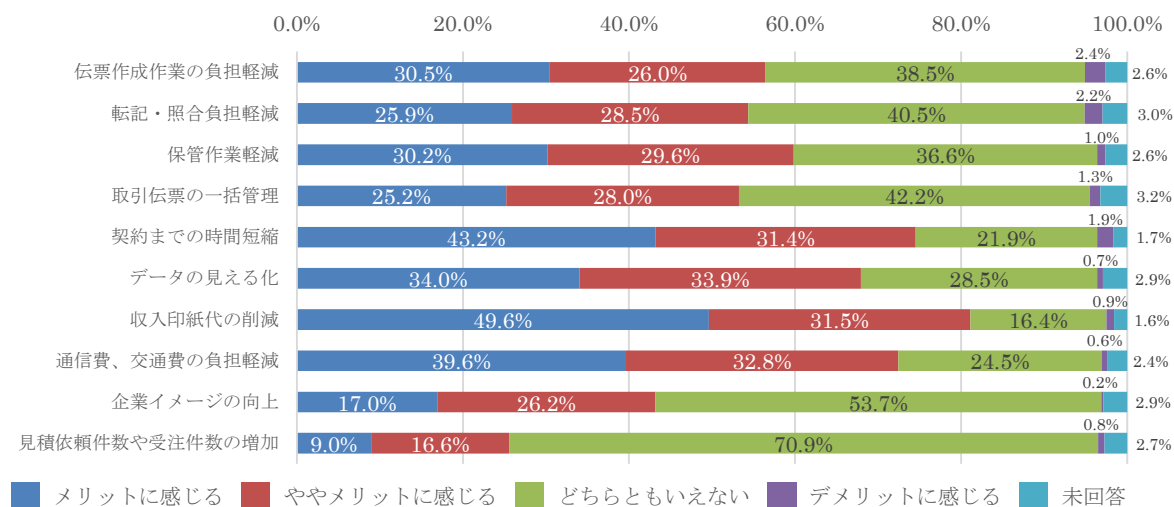
Q29.受注側機能の利用効果×Q20.利用業務 (建設見積回答) n=1211



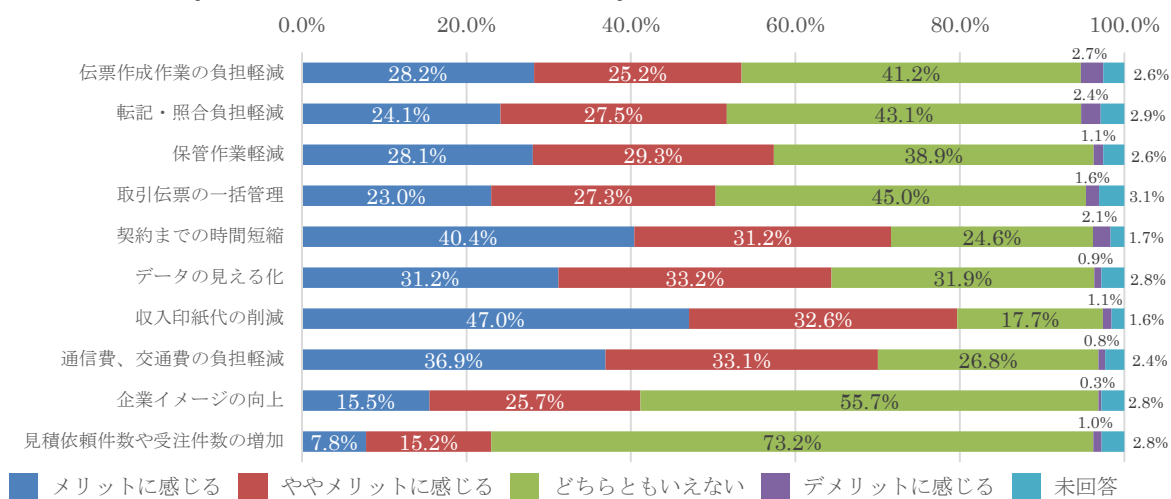
Q29.受注側機能の利用効果×Q20.利用業務 (設備見積回答) n=182



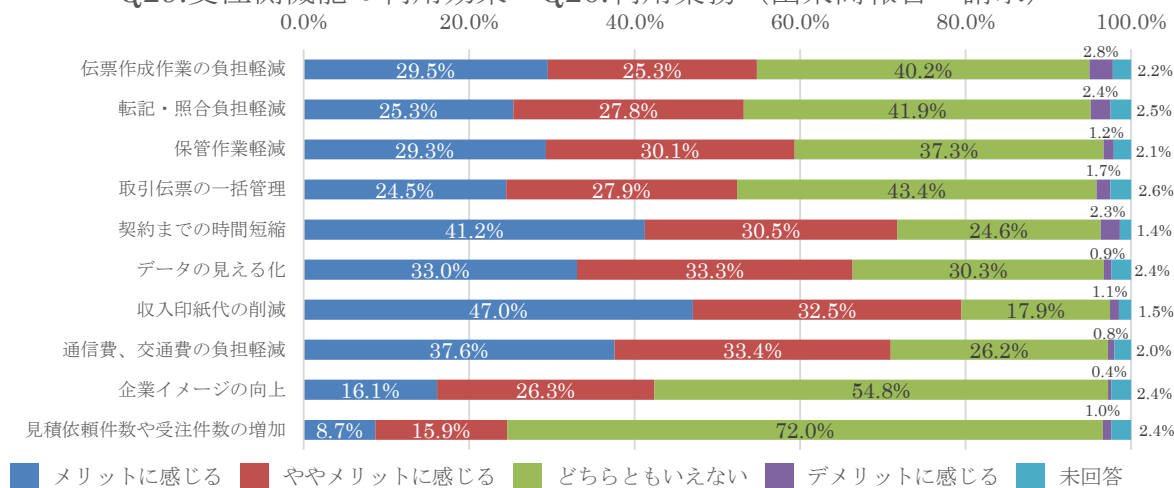
Q29.受注側機能の利用効果×Q20.利用業務 (購買見積回答) n=2087



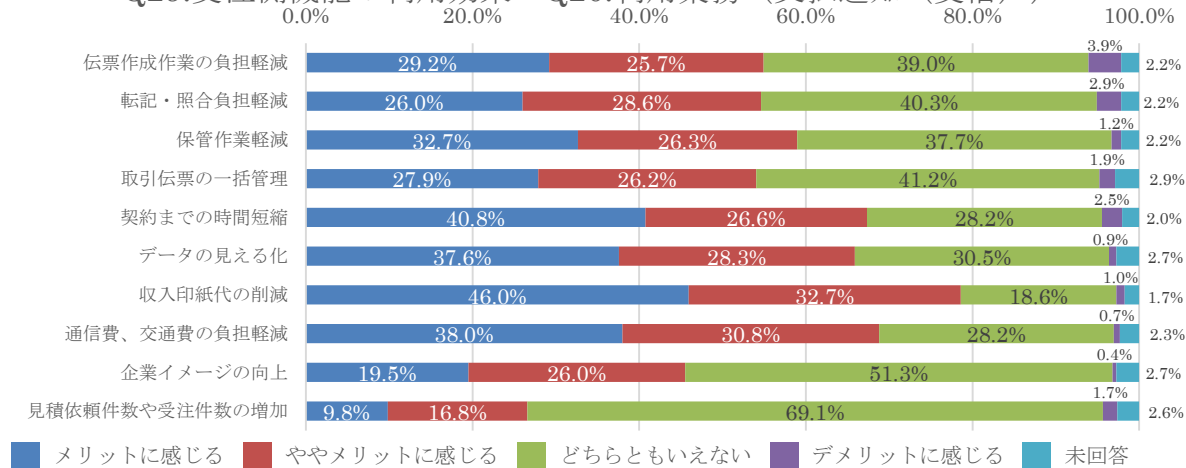
Q29.受注側機能の利用効果×Q20.利用業務（注文請け） n=3045



Q29.受注側機能の利用効果×Q20.利用業務（出来高報告・請求） n=2589



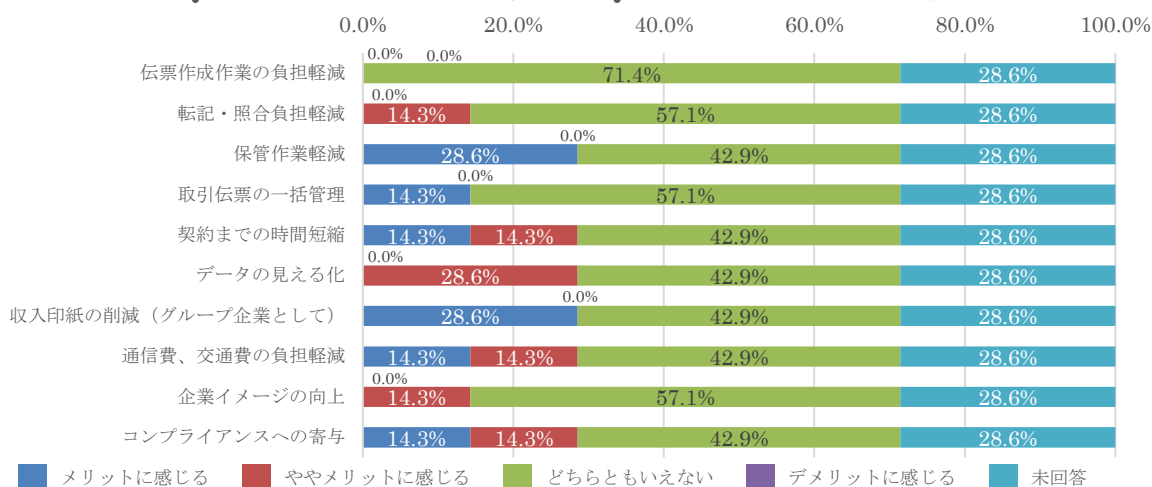
Q29.受注側機能の利用効果×Q20.利用業務（支払通知（受信）） n=692



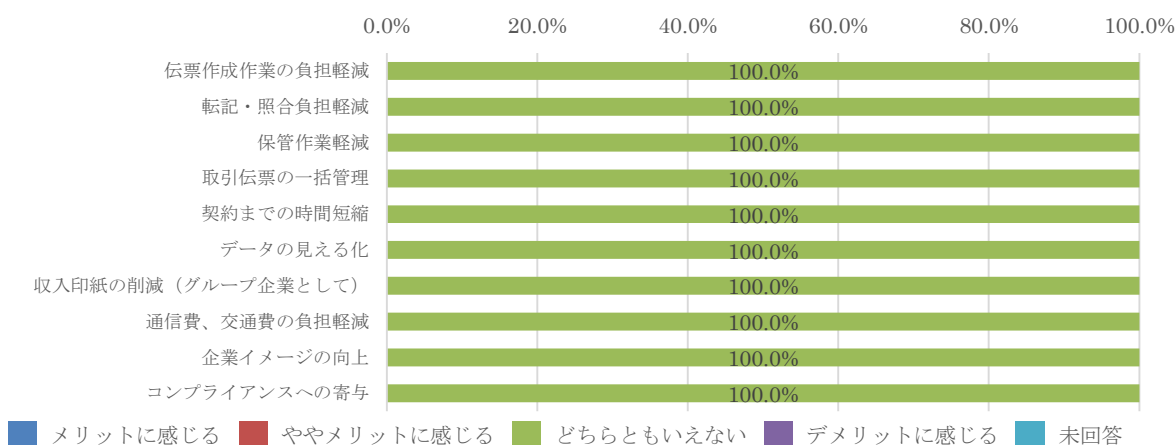
(7) 利用業務ごとに感じている利用メリット（発注者を対象）

- 目的：利用業務ごとに、発注者側が感じているメリットの傾向が異なるか分析
 - 分析方法：利用業務別に、受注者機能の利用効果を整理
- ⇒ 結果：以下のとおり（母数が少ないことに注意）
- 発注側業務で利用されている業務は、注文請け（20件）、出来高報告・請求（12件）、購買見積回答（12件）の順である
 - 全利用業務で、「契約迄の時間短縮」が最も利用効果を感じる傾向にある（設備見積回答は1企業のみ回答のため対象外）

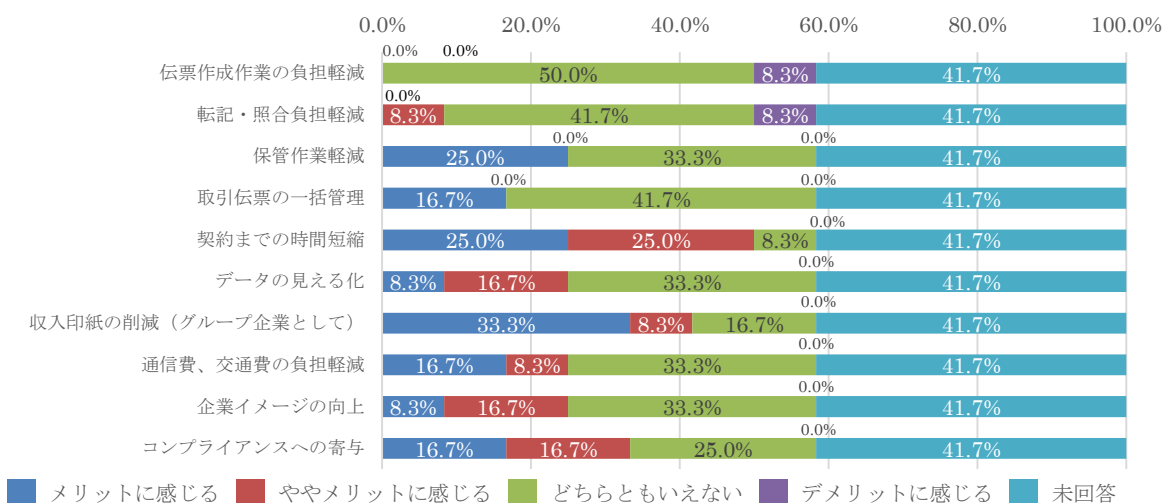
Q31.発注側機能の利用効果×Q20.利用業務（建設見積） n=7



Q31.発注側機能の利用効果×Q20.利用業務（設備見積回答） n=1

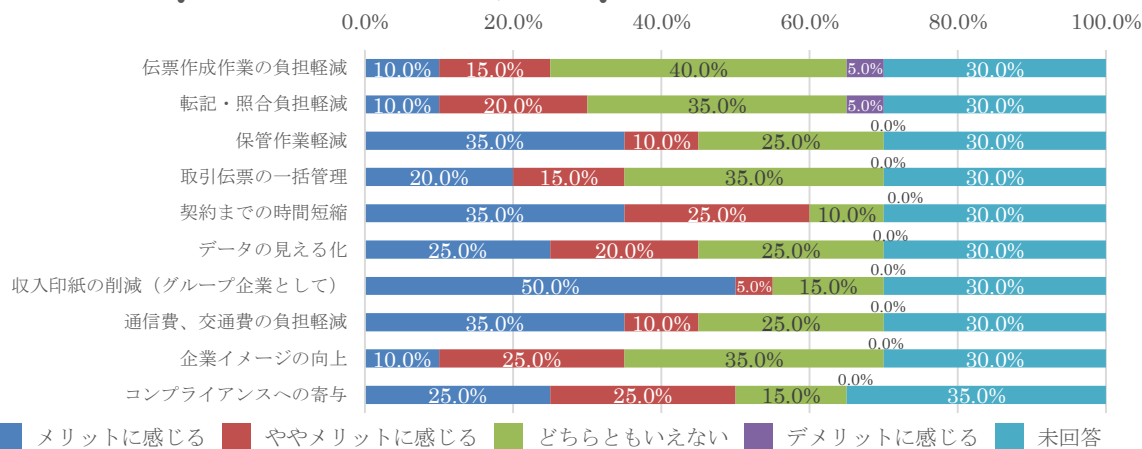


Q31.発注側機能の利用効果×Q20.利用業務（購買見積回答） n=12



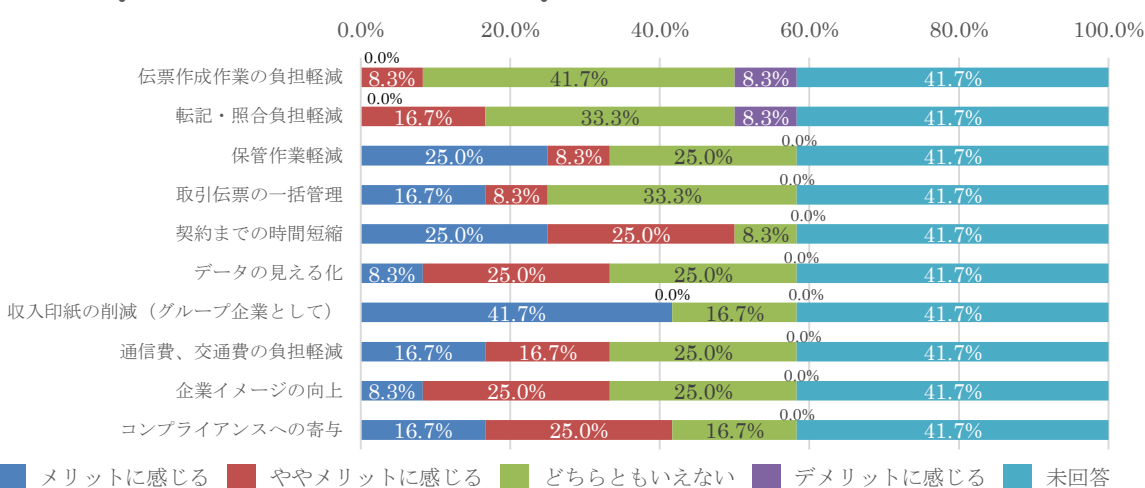
Q31.発注側機能の利用効果×Q20.利用業務（注文請け）

n=20



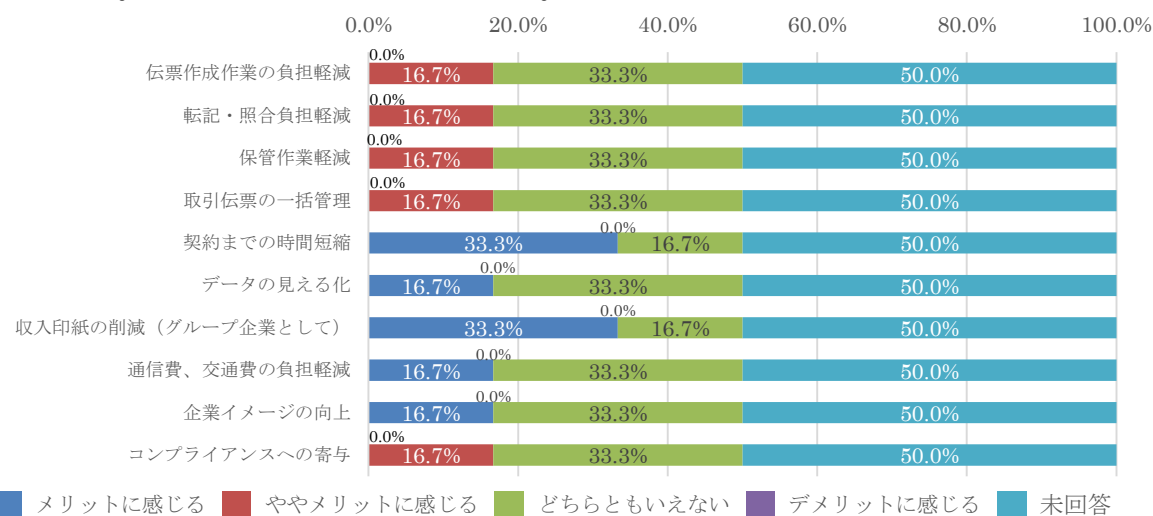
Q31.発注側機能の利用効果×Q20.利用業務（出来高報告・請求）

n=12



Q31.発注側機能の利用効果×Q20.利用業務（支払通知（受信））

n=6



(8) 重点的にアプローチすべきゼネコンの一覧

- 目的：3か年計画の目標である新規ゼネコンのターゲットとなる企業を整理
- 分析方法：導入の要望が多い企業（10社以上の要望）、CI-NETの非会員、完工高300億以上に該当する企業を抽出

⇒ 結果：以下のとおり

No	企業名	重点的にアプローチすべきゼネコンの要素		
		導入の要望数	CI-NET 会員の有無	完工高 300 億以上
1	浅沼組	29	非会員	○
2	銭高組	28	非会員	○
3	ナカノフドー建設	28	非会員	○
4	松井建設	28	非会員	○
5	飛島建設	23	非会員	○
6	鉄建建設	19	非会員	○
7	北野建設	16	非会員	○
8	佐藤工業	14	非会員	○
9	東亜建設工業	12	非会員	○
10	東洋建設	11	非会員	○
11	ピーエス三菱	11	非会員	○
12	大本組	10	非会員	○

内部向け整理：

重点的にアプローチすべきゼネコンについて、「33-1シート (EXCEL)」にリスト化

5. まとめ

■CI-NET利用の実態調査結果

- CI-NETの利用状況を3年前と比較すると、電子商取引（契約件数）、発注元企業数（現行）はともに増加傾向にあり、平成26年度よりも1企業が電子商取引により契約している件数は増加している。また、CI-NETの利用対象業務は、3年前の調査結果と全体の傾向に大きな変化はなく、依然「注文請け業務」が最も利用されている。
- CI-NETの利用効果については、受注者側では全体的な傾向に大きな変化はなく、「収入印紙代の削減」に対するメリットを最も多く感じている。発注者側では3年前と比べて、「契約までの時間短縮」に利用効果を感じ易くなっている。

■普及のための課題

- 第3次3か年計画では、新規ゼネコン導入企業数を3ヵ年間で10社以上増加、CI-NET利用企業数を平成31年度末時点までに12,000社以上としている。
- CI-NETを導入してほしいゼネコンとして、338社の企業名があげられた。この数値に示されるように、依然導入を希望されているゼネコンは多く、普及展開は急務と考えられる。今後は、この338社から完工高300億円以上のゼネコンを抽出し、重点的なアプローチ策を検討する必要がある。
- 2次下請への展開の希望について、約9割の企業が「今のところ考えていない」と回答しており、展開に前向きな企業は5.6%（107社）であった。目標値である12,000社以上を達成するためには、2次下請けへの展開は重要である。そこで、今後は、前向きな姿勢を見せている企業へ、どのようなアプローチ（普及ツールや説明会等）が効果的であるか確認していく必要がある。
- 一方で、「問15 現在CI-NETを行っている発注元企業数」のアンケート結果から、発注元企業数0社（＝昨年度、CI-NETを利用していない企業）が10%程度存在していることを確認した。これは“大手企業と工事を行うために加入したが、それ以降利用していない企業”等のケースが考えられる。今後、このような企業が改めてCI-NETを利用するように取り組んで行く必要がある。

(5) 発注企業における実用化実態調査結果

発注企業における実用化実態調査報告

1. 調査目的

CI-NETの普及活動をより効率的かつ効果的に展開するため、各企業の導入状況や利用拡大の状況を調査・分析し、今後の普及展開に係る方針を検討する。なお、普及状況の調査は、回答に偏りが生じないよう規模ごとに複数企業に調査を行うものとし、下記に示す調査項目を調査するものとした。

2. 調査対象：CI-NET利用企業21社

- 大手企業群 4社
 (株)大林組、鹿島建設(株)、清水建設(株)、(株)竹中工務店
- 中堅企業群 8社
 (株)安藤・間、(株)熊谷組、(株)フジタ、(株)長谷工コーポレーション、戸田建設(株)、五洋建設(株)、(株)鴻池組、西松建設(株)
- 地場企業群 9社
 (株)穴吹工務店、(株)福田組、(株)本間組、(株)小俣組、(株)近藤組、アイシン開発(株)、日鉄住金環境(株)、フジタビルメンテナンス(株)、三井デザインテック(株)
- ※グラフ中のA社・B社・C社等は、上記の順番とは一致しない。

3. 調査期間

- 平成29年5月12日(金)～5月25日(木)

4. 調査項目

- (1) 企業情報(資本金、完工高)
- (2) CI-NETで利用されている業務メッセージ
- (3) CI-NET利用の方針・計画、推進状の課題
- (4) 電子化率(概要)

- ①契約件数、②契約金額、③出来高件数、④出来高金額、⑤取引業者数

参考：電子化率(概要)【合計、建築、土木】

合計	回答数	紙+電子(a)	電子(b)	率(b/a)
①契約件数 (単位：件)	21	720,031	502,297	69.8%
②契約金額 (単位：百万円)	21	5,640,387	4,176,747	74.1%
③出来高件数※1 (単位：件)	13	1,022,594	640,041	62.6%
④出来高金額※2 (単位：百万円)	13	4,110,847	2,926,928	71.2%
⑤取引業者数 (単位：社)	21	68,198	21,716	31.8%

建築のみ	回答数	紙+電子(a)	電子(b)	率(b/a)
①契約件数 (単位:件)	21	606,292	454,290	74.9%
②契約金額 (単位:百万円)	19	3,725,800	2,916,494	78.3%
③出来高件数※1 (単位:件)	9	527,987	396,637	75.1%
④出来高金額※2 (単位:百万円)	9	2,360,703	1,935,630	82.0%
⑤取引業者数 (単位:社)	19	43,548	15,801	36.3%

土木のみ	回答数	紙+電子(a)	電子(b)	率(b/a)
①契約件数 (単位:件)	16	113,739	48,007	42.2%
②契約金額 (単位:百万円)	14	871,370	375,697	43.1%
③出来高件数※1 (単位:件)	8	157,543	56,282	35.7%
④出来高金額※2 (単位:百万円)	8	524,329	258,676	49.3%
⑤取引業者数 (単位:社)	15	14,921	2,677	17.9%

※1 1契約に対して通常複数月に渡る出来高報告があるため累計件数

※2 出来高報告に上がった金額計(重複なし)

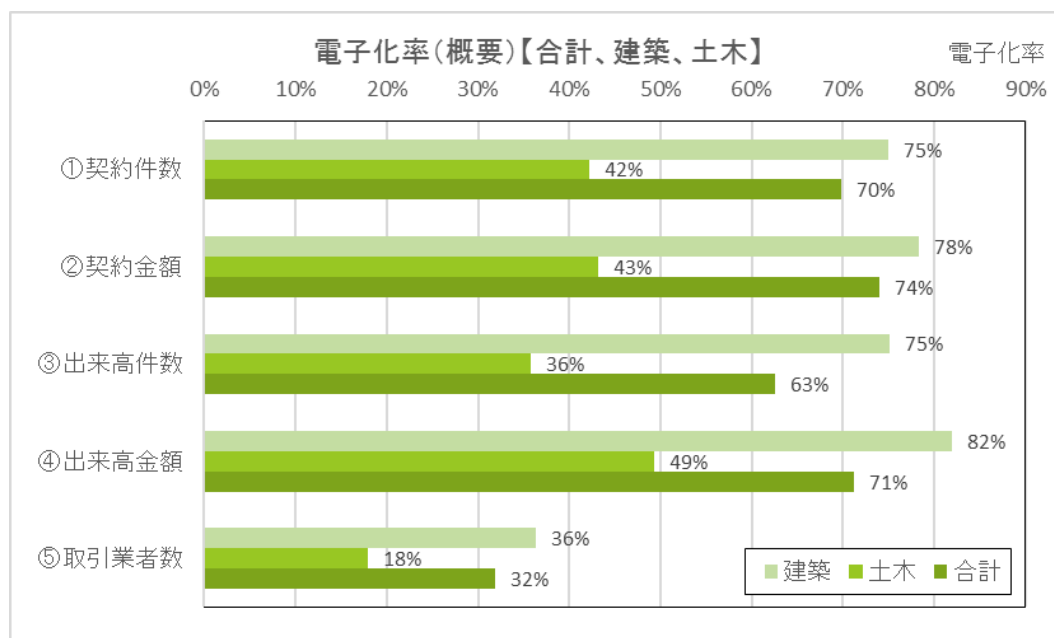


図1 電子化率(概要)【合計、建築、土木】

5. 調査結果

(1) CI-NET で利用されている業務メッセージ

	業務メッセージ	(1) 建築見積		(2) 設備見積		(3) 設備機器見積		(4) 購買見積			(5) 注文						(6) 出来高請求						(7) 立替		(8) 支払通知		(9) 契約外請求				
		建築見積依頼	建築見積回答	設備見積依頼	設備見積回答	設備機器見積依頼	設備機器見積回答	購買見積依頼	購買見積回答	見積不採用通知	確定注文	注文請け	合意解除申込	合意解除承諾	一方的解除通知	鑑項目合意変更申込	鑑項目合意変更承諾	一方的打切通知	出来高要請	出来高報告	出来高確認	請求	請求確認	合意精算申込	合意精算承諾	立替金報告	立替金確認	支払通知	工事物件案内	契約外請求	契約外請求確認
大手	1	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	x	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	
	2	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	●	●	●	●	x	x	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	
	5	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	
	6	x	x	○	○	x	x	●	●	x	●	●	●	●	x	x	x	x	●	●	●	●	x	x	●	●	x	x	x	x	
	3	x	x	●	●	x	x	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	●	x	●	●	●	●	x	△	△	△	
	4	x	x	○	○	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
中堅	8	x	x	○	○	x	x	●	●	x	●	●	●	●	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	△	△	△	
	9	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	x	△	△	△	
	10	x	x	△	△	x	x	●	●	●	●	●	●	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	12	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	●	●	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	13	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	19																														
	22							●	●		●	●	●	●		●	●	△	△	△	△	△									
	地場	7	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
		11																													
		14																													
15		x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
16		x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
17		x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	●	x	●	●	x	△	△	△	△	△	x	x	△	△	x	x	x	x	
18																															
20		x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	
21																															
23		x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
24																															
25																															
26																															
27		x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	x	x	x	●	●	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	△	△	
28																															
29																															
30	●	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	x	x	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
31	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	

【色の凡例】

- : 今年度から運用を開始した業務種別 (x, △, ○ → ●)
- : 昨年度まで運用していたが、運用を中止した業務種別 (● → x, △, ○)

【記号の凡例】

- : 運用中
- : 社内決定済で近々運用開始(テスト運用・システム構築中を含む)
- △ : 計画はあるが社内決定していない。
- x : 導入予定なし。

(2) CI-NET 利用の方針・計画、推進上の課題

業務名	利用メッセージ	活動方針・展開計画	推進上の課題	ID	
(1)建築見積	建築見積依頼	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
		別システムにて運用のため		12	
		導入予定無し		16	
	建築見積回答	BCS.CSV を利用			4
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
		別システムにて運用のため		12	
		導入予定無し		16	
(2)設備見積	設備見積依頼	LiteS 2.1 通信テスト済み →平成 29 年度社内システム連携開発		4	
		メッセージ利用のテスト運用を行っている段階である。	下見積徴集の方法が地域毎に異なっているので、一斉に運用開始できない。サブコンの対応状況も様々で徴集会社数も多く、業務効率の低下が懸念され、それを補完するための社内システムの機能追加・整備が必要と考えている。	6	
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
		時期未定		10	
		別システムにて運用のため		12	
		導入予定無し		16	
	設備見積回答	LiteS 2.1 通信テスト済み →平成 29 年度社内システム連携開発			4
		メッセージ利用のテスト運用を行っている段階である。	下見積徴集の方法が地域毎に異なっているので、一斉に運用開始できない。サブコンの対応状況も様々で徴集会社数も多く、業務効率の低下が懸念され、それを補完するための社内システムの機能追加・整備が必要と考えている。	6	
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
		時期未定		10	
		別システムにて運用のため		12	
		導入予定無し		16	
(3)設備機器見積	設備機器見積依頼	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
		別システムにて運用のため		12	
		導入予定無し		16	
	設備機器見積回答	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
		別システムにて運用のため		12	
		導入予定無し		16	
(4)購買見積	購買見積依頼	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
		導入予定無し		16	
		2017 年 運用開始		27	
	購買見積回答	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
		導入予定無し		16	
		2017 年 運用開始		27	
見積不採用通知	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9		
	導入予定無し		16		
(5)注文	確定注文	2016 年 運用開始		27	
	注文請け	2016 年 運用開始		27	
	合意解除申込	導入予定無し		16	
	合意解除承諾	導入予定無し		16	
	一方的解除通知	導入予定無し		16	

業務名	利用メッセージ	活動方針・展開計画	推進上の課題	ID
	鑑項目合意変更申込	導入予定無し		16
		2016年 運用開始		27
	鑑項目合意変更承諾	導入予定無し		16
		2016年 運用開始		27
	一方的打切通知	導入予定無し		16
(6)出来高請求	出来高要請	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
		いずれは実施する可能性がある。	受注者側に内訳明細を全てCI-NET上で記入してもらうようにする必要がある。	17
		社内検討中	電子化率向上 費用対効果(基幹システム改良)	22
	出来高報告	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
		いずれは実施する可能性がある。	受注者側に内訳明細を全てCI-NET上で記入してもらうようにする必要がある。	17
		社内検討中	電子化率向上 費用対効果(基幹システム改良)	22
		2016年 運用開始		27
			利用率向上、運用体制整備	8
	出来高確認	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
		いずれは実施する可能性がある。	受注者側に内訳明細を全てCI-NET上で記入してもらうようにする必要がある。	17
		社内検討中	電子化率向上 費用対効果(基幹システム改良)	22
		2016年 運用開始		27
			利用率向上、運用体制整備	8
	請求	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
		いずれは実施する可能性がある。	受注者側に内訳明細を全てCI-NET上で記入してもらうようにする必要がある。	17
		社内検討中	電子化率向上 費用対効果(基幹システム改良)	22
			利用率向上、運用体制整備	8
			利用率向上、運用体制整備	8
	請求確認	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
いずれは実施する可能性がある。		受注者側に内訳明細を全てCI-NET上で記入してもらうようにする必要がある。	17	
社内検討中		電子化率向上 費用対効果(基幹システム改良)	22	
		利用率向上、運用体制整備	8	
		利用率向上、運用体制整備	8	
合意精算申込	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
	導入予定無し		16	
		利用率向上、運用体制整備	8	
合意精算承諾	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9	
	導入予定無し		16	
		利用率向上、運用体制整備	8	
(7)立替	立替金報告	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
			受注者側に内訳明細を全てCI-NET上で記入してもらうようにする必要がある。	17

業務名	利用メッセージ	活動方針・展開計画	推進上の課題	ID
	立替金確認	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
			受注者側に内訳明細を全てCI-NET上で記入してもらうようにする必要がある。	17
(8)支払通知	支払通知	社内経理システムにて対応		9
		導入予定無し		16
(9)契約外請求	工事物件案内	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
	契約外請求	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
		運用イメージのみ社内ですべてまとめている時期未定	ASP各社の構築不足	27
	契約外請求確認	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し		16
		運用イメージのみ社内ですべてまとめている時期未定	ASP各社の構築不足	27

(3) 電子化率 (概要)

① 契約件数率

- 大手は、全て 70～90%の契約件数率。
- 中堅は、企業ごとに契約件数の割合が大きく異なる。
- 地場は、No17、No23 を除いて、契約件数率が 30%未満。
- 大手、中堅、地場の順で契約件数率が高く、それぞれ増加傾向。
- 大手、中堅では建築の契約件数率が高く、地場は土木の契約件数率が高い。

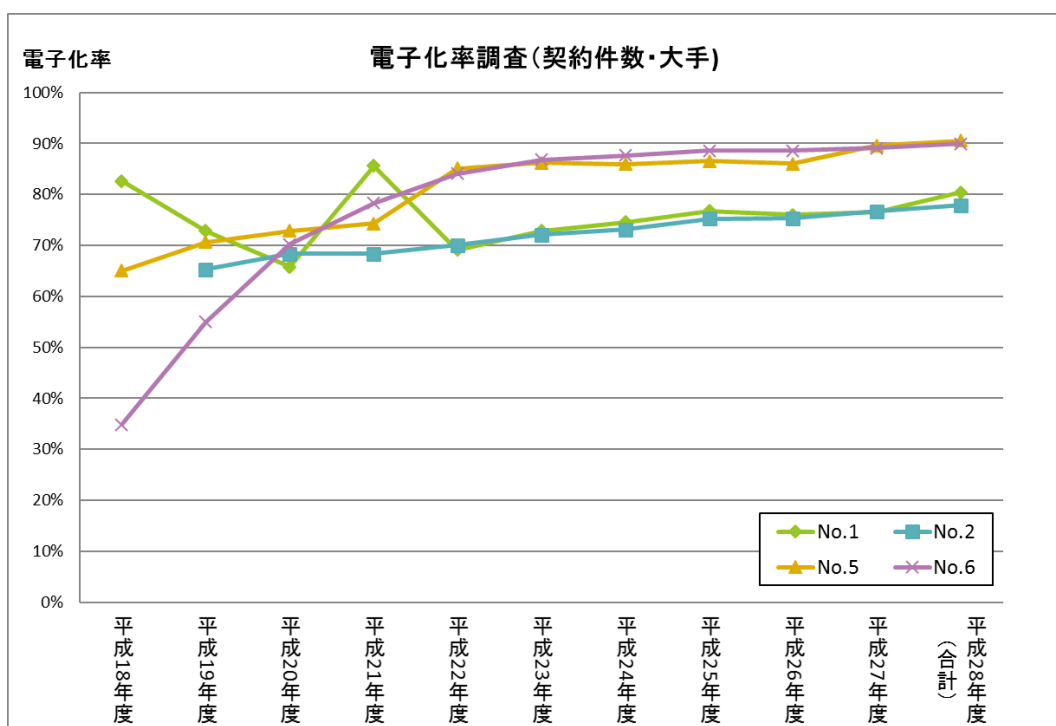


図 2 電子化率調査 (契約件数) 【大手】

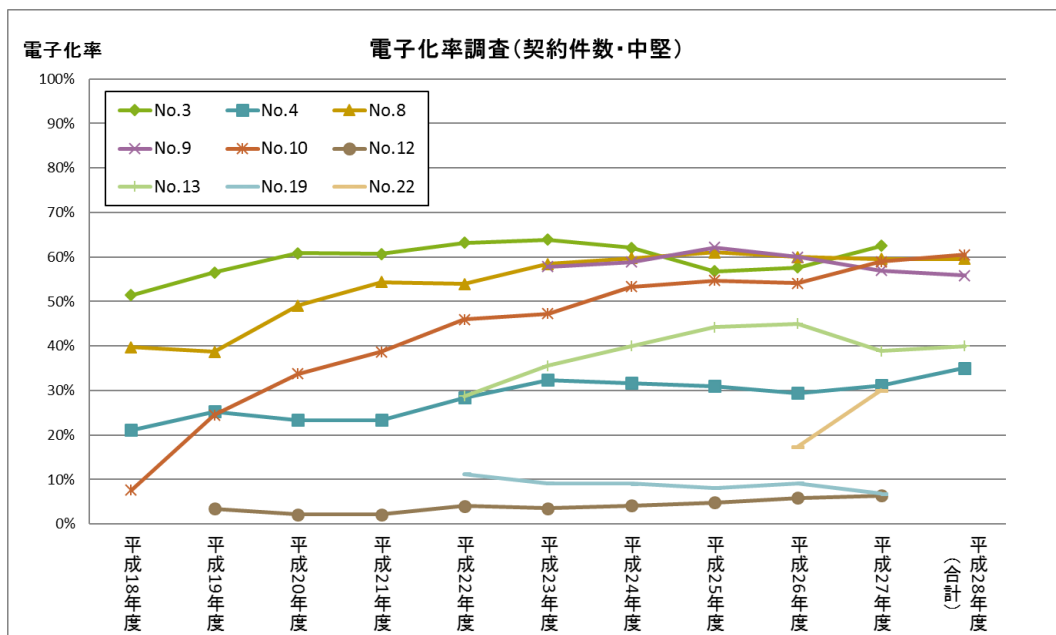


図3 電子化率調査(契約件数)【中堅】

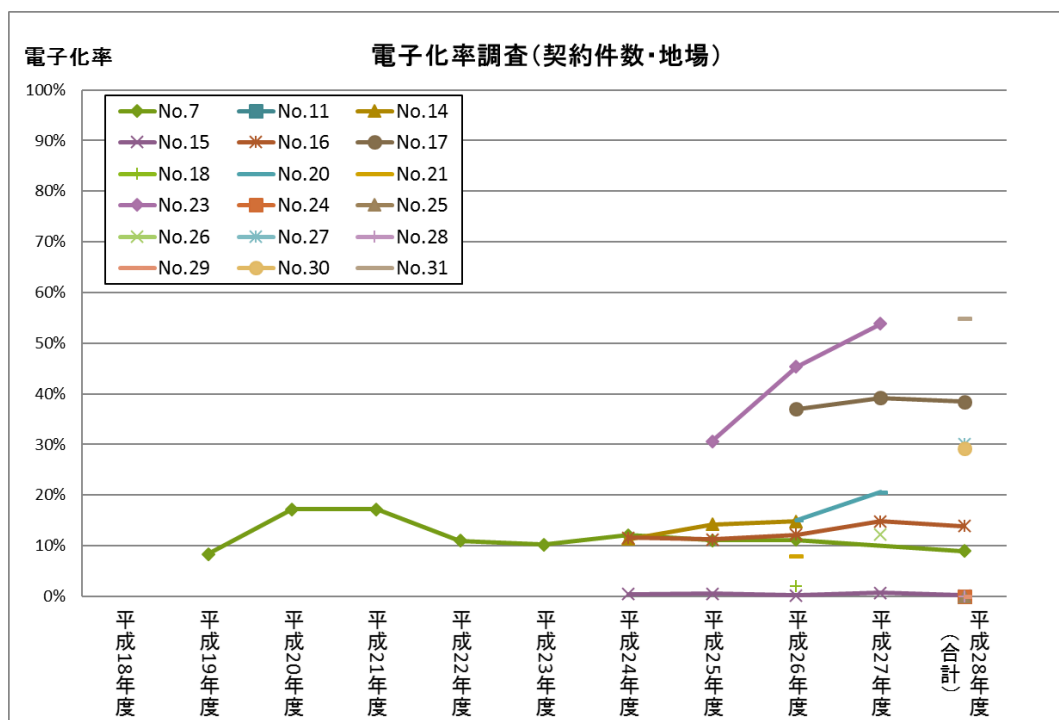


図4 電子化率調査(契約件数)【地場】

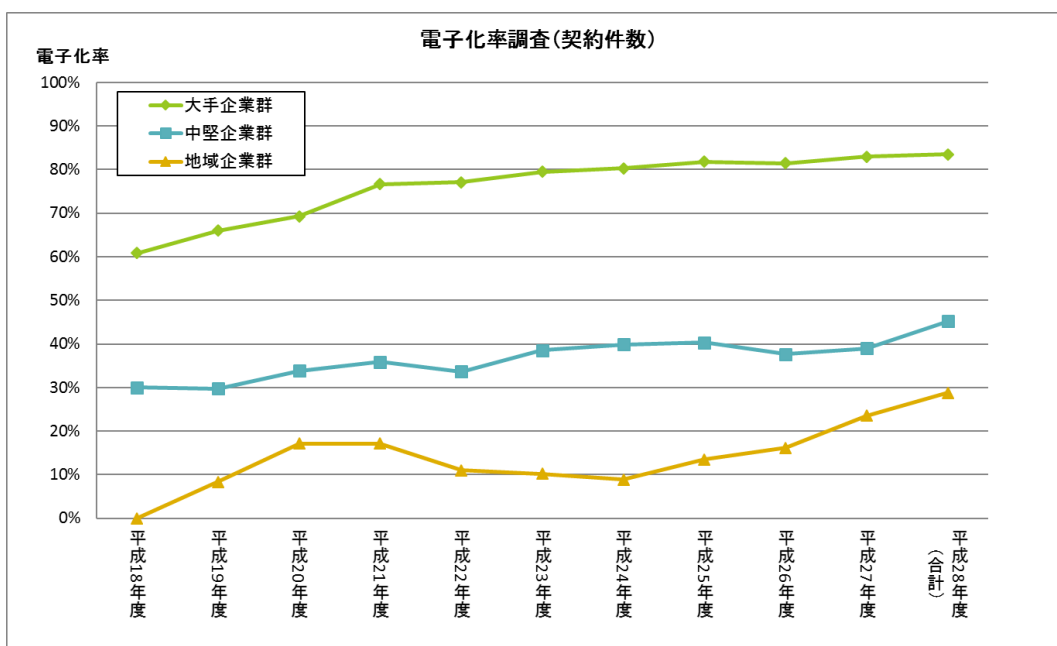


図5 電子化率調査(契約件数)【大手・中堅・地場】

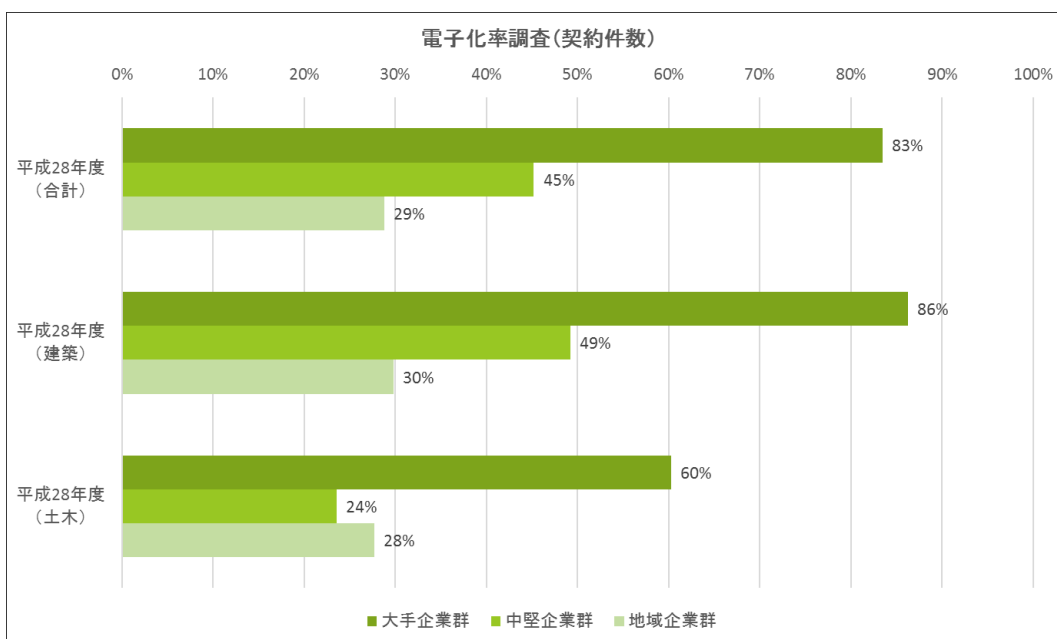


図6 電子化率調査(契約件数)【建築・土木】

② 契約金額率

- 大手は、全て70～90%の契約金額率であり、やや増加傾向。
- 中堅および地場は、企業ごと傾向が異なる。
- 大手、中堅、地場の順で契約金額率が高く、地場のみ減少傾向。
- 大手、中堅では建築の契約金額率が高く、地場は土木の契約金額率が高い。

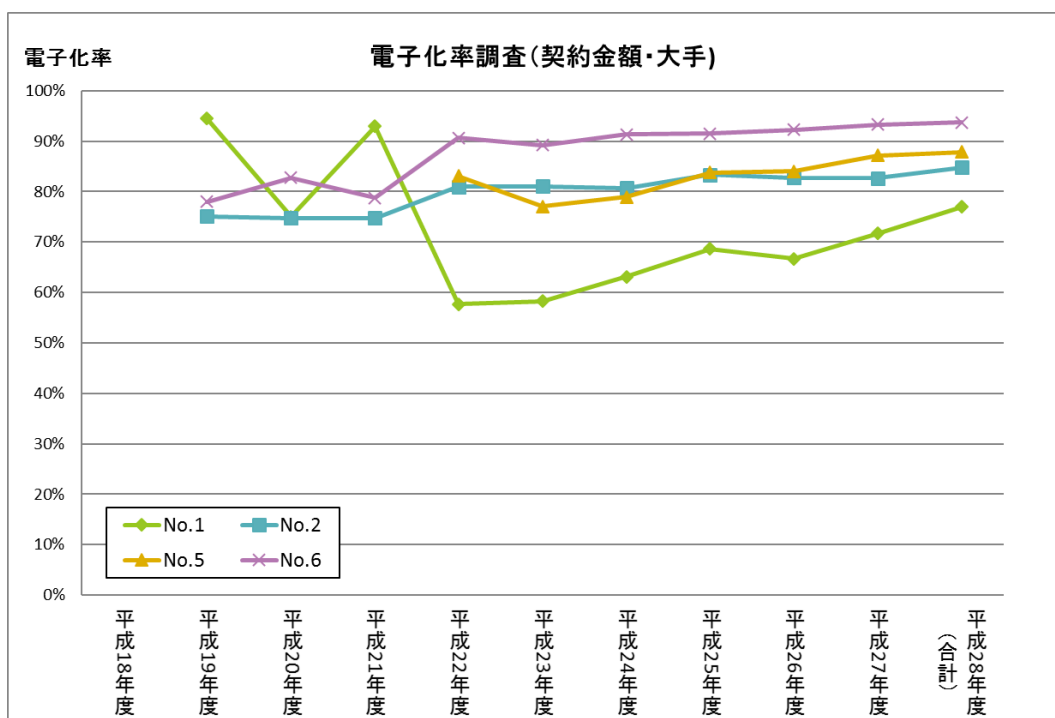


図7 電子化率調査(契約金額)【大手】

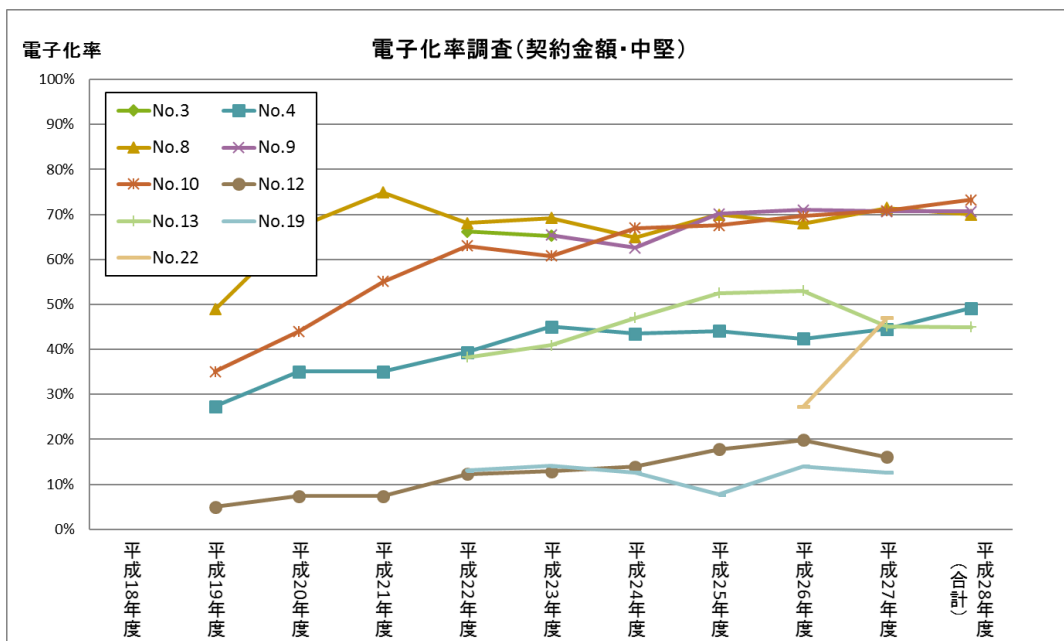


図 8 電子化率調査(契約金額)【中堅】

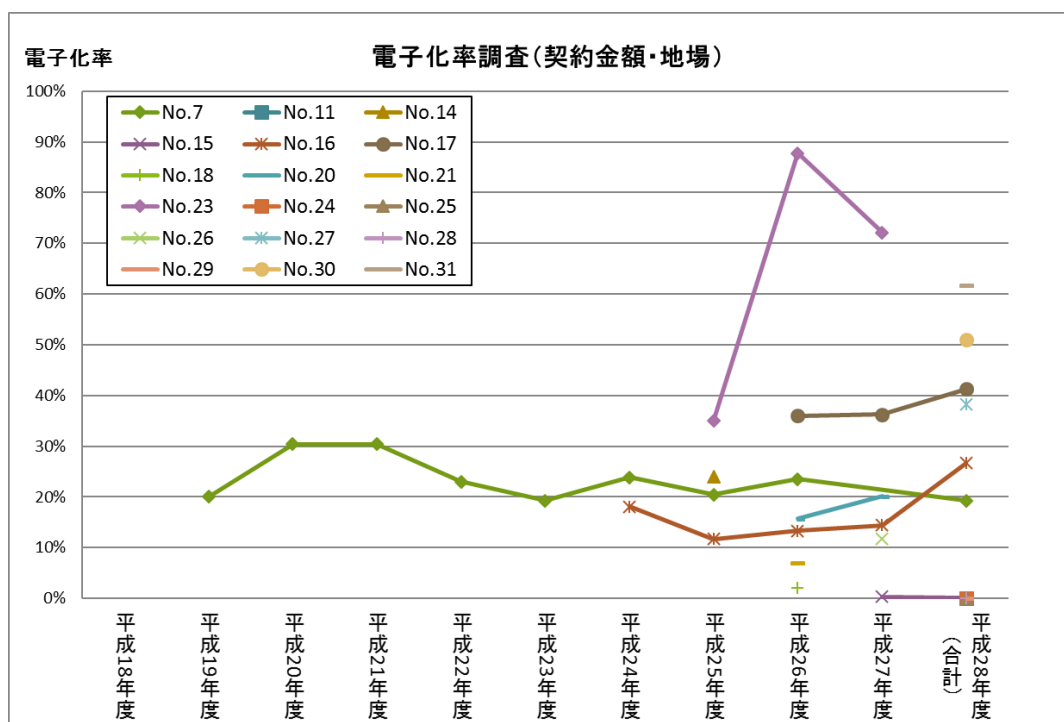


図 9 電子化率調査(契約金額)【地場】

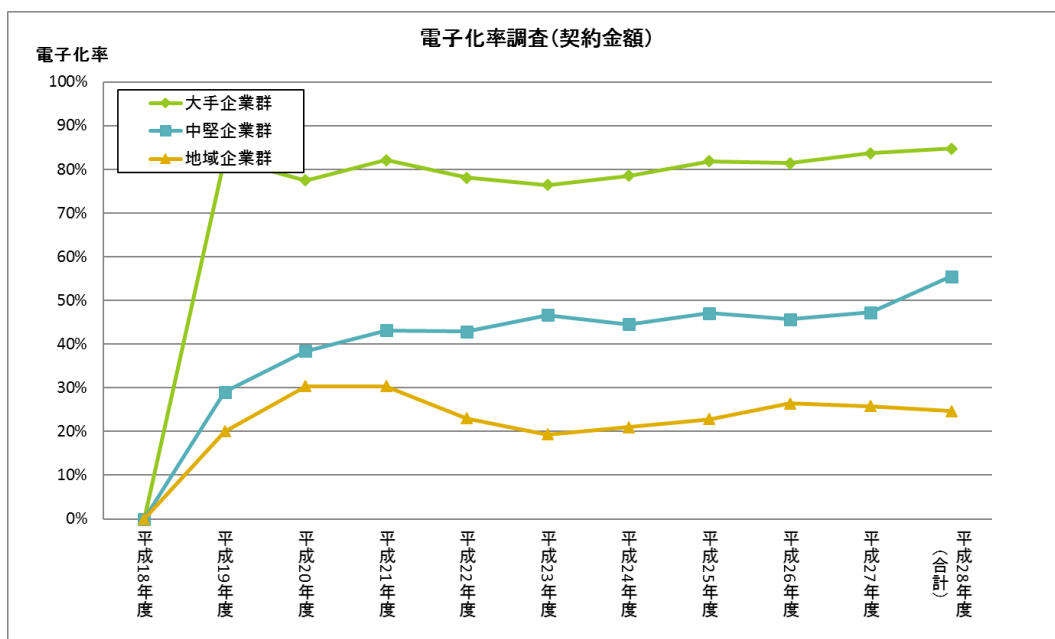


図 10 電子化率調査 (契約金額) 【大手・中堅・地場】

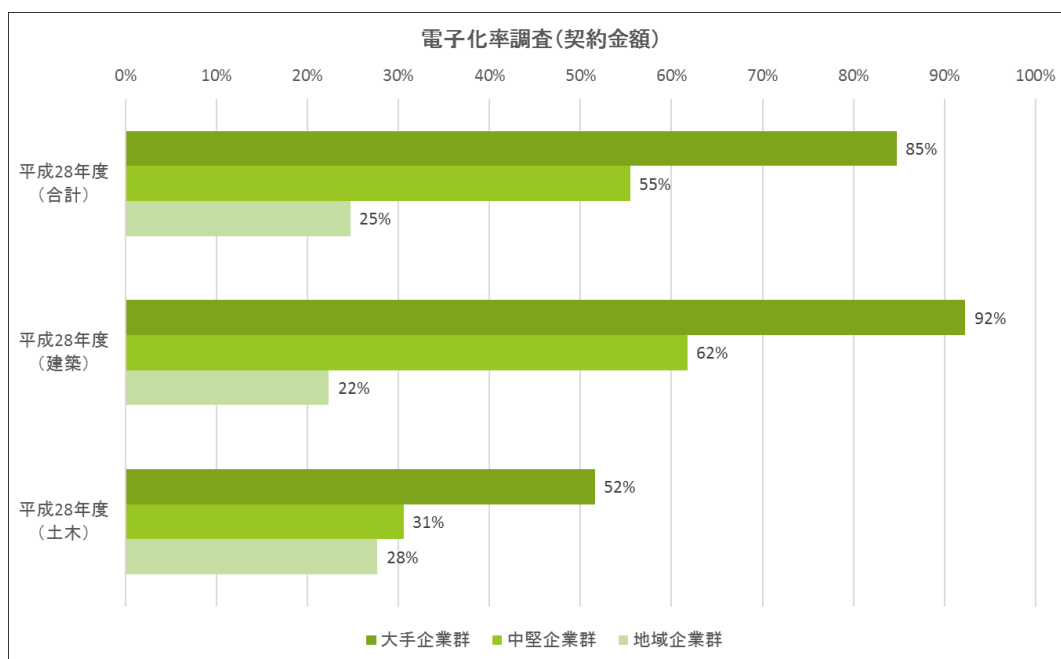


図 11 電子化率調査 (契約金額) 【建築・土木】

③ 出来高件数率

- 大手は基本的に増加傾向であるが、No.5のみ減少。
- 回答のあった中堅は、すべて出来高請求を行っていない。
- 地場は、出来高件数率が低い。
- 大手は建築・土木ともに出来高件数率が高い。(中堅及び地場の出来高件数率が低いため判断が困難)

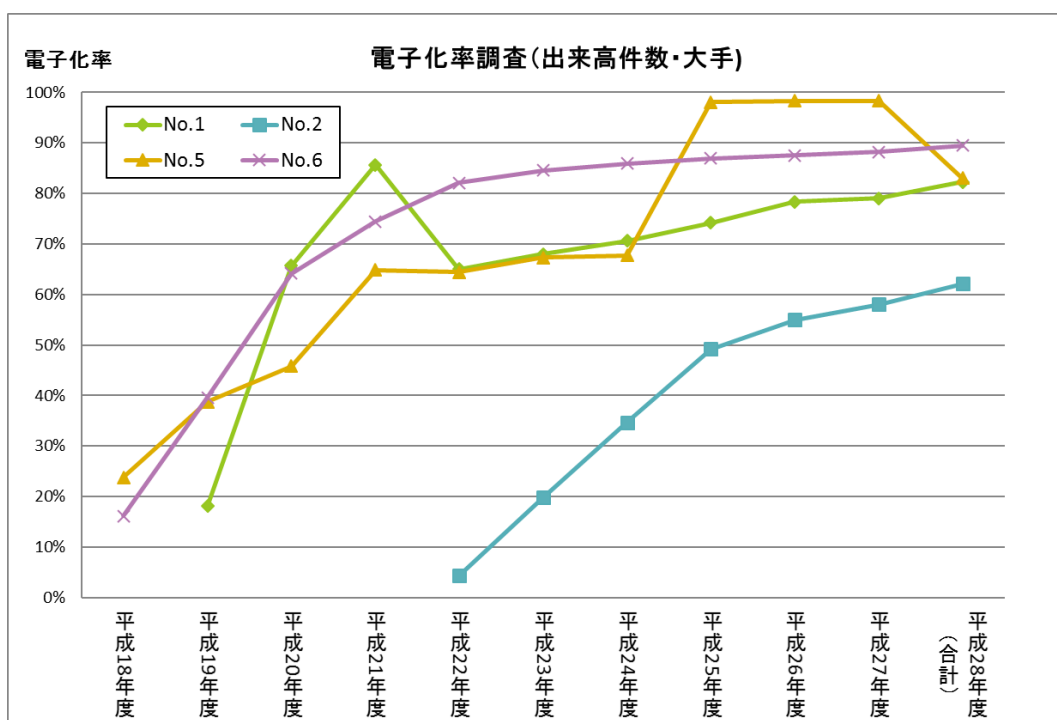


図 12 電子化率調査(出来高件数)【大手】

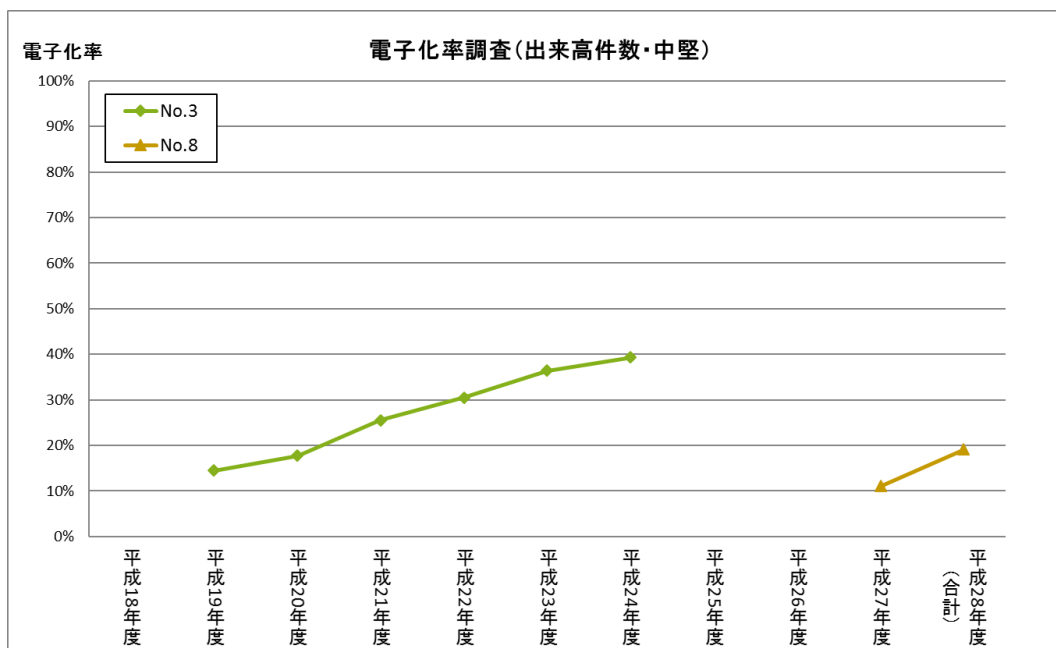


図 13 電子化率調査 (出来高件数) 【中堅】

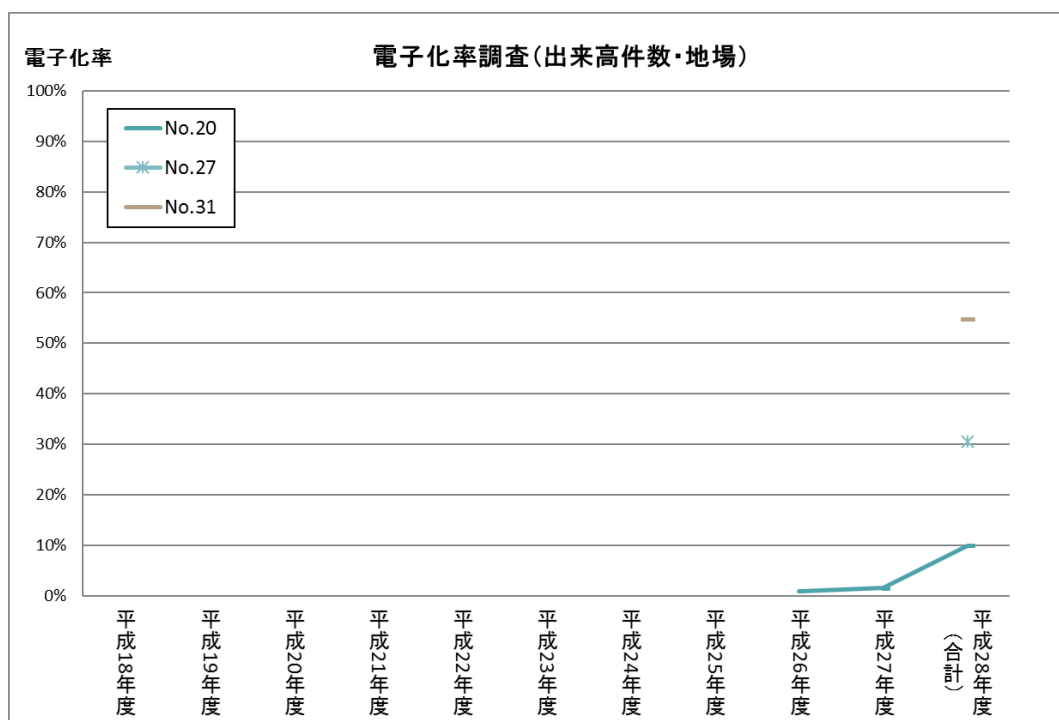


図 14 電子化率調査 (出来高件数) 【地場】

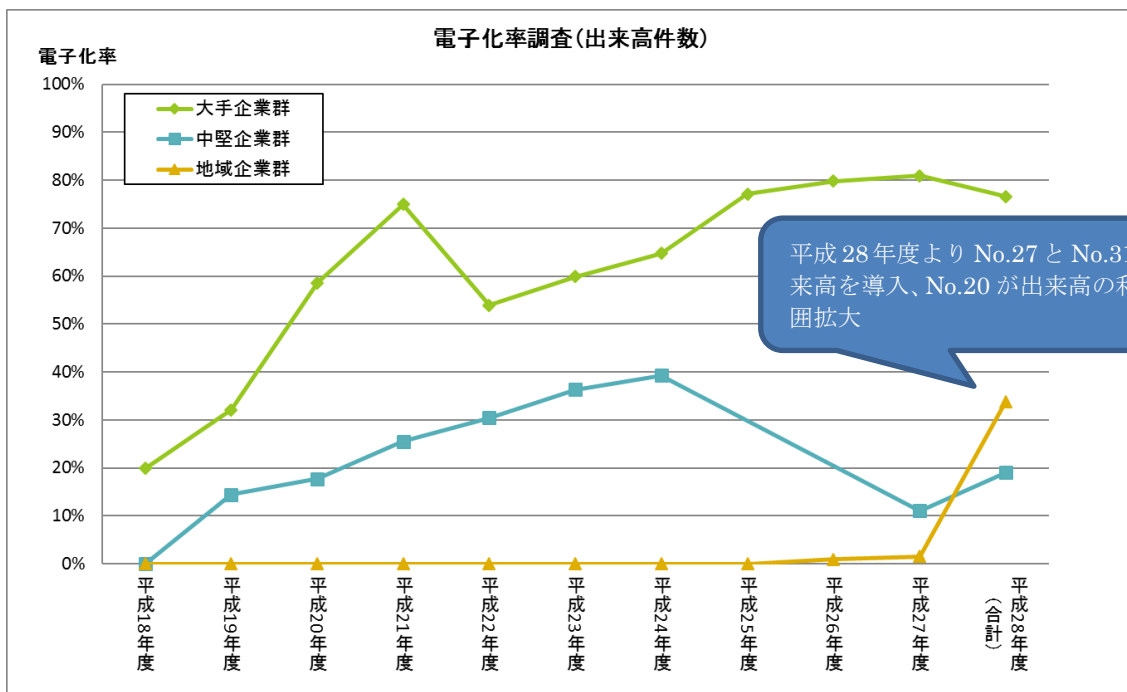


図 15 電子化率調査 (出来高件数) 【大手・中堅・地場】

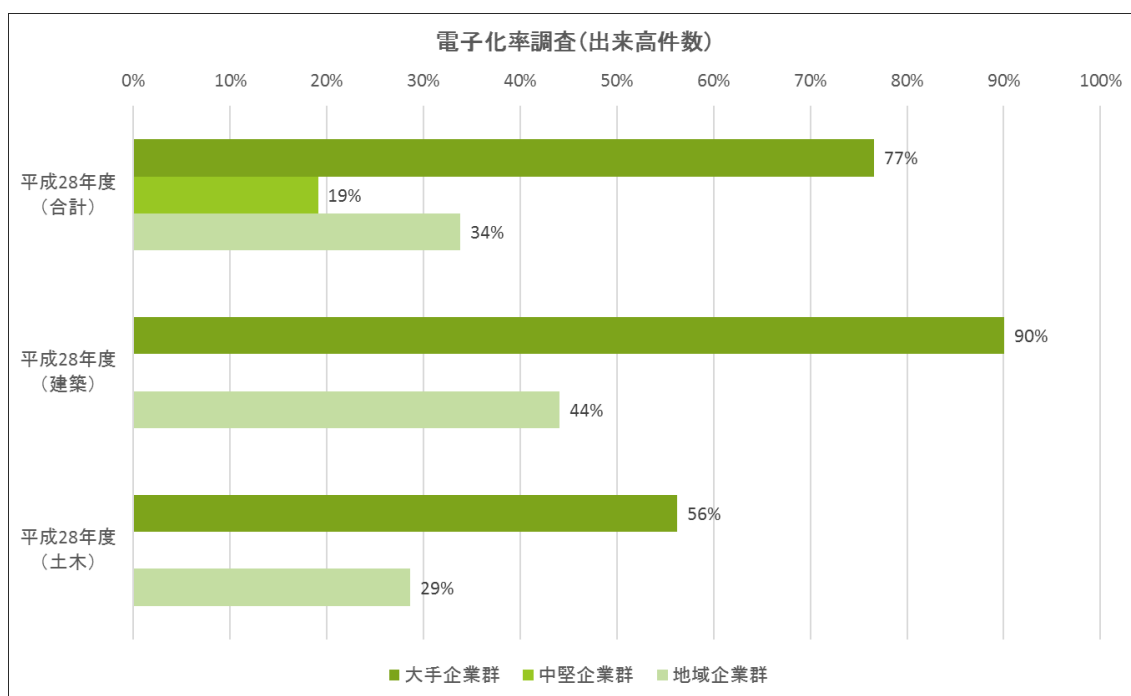


図 16 電子化率調査 (出来高件数) 【建築・土木】

④ 出来高金額率

- 大手は基本的に増加傾向であるが、No.5のみ減少。
- 回答のあった中堅は、すべて出来高請求を行っていない。
- 地場は、出来高金額率が低い。
- 大手は建築・土木ともに出来高件数率が高い。(中堅及び地場の出来高件数率が低いいため判断が困難)

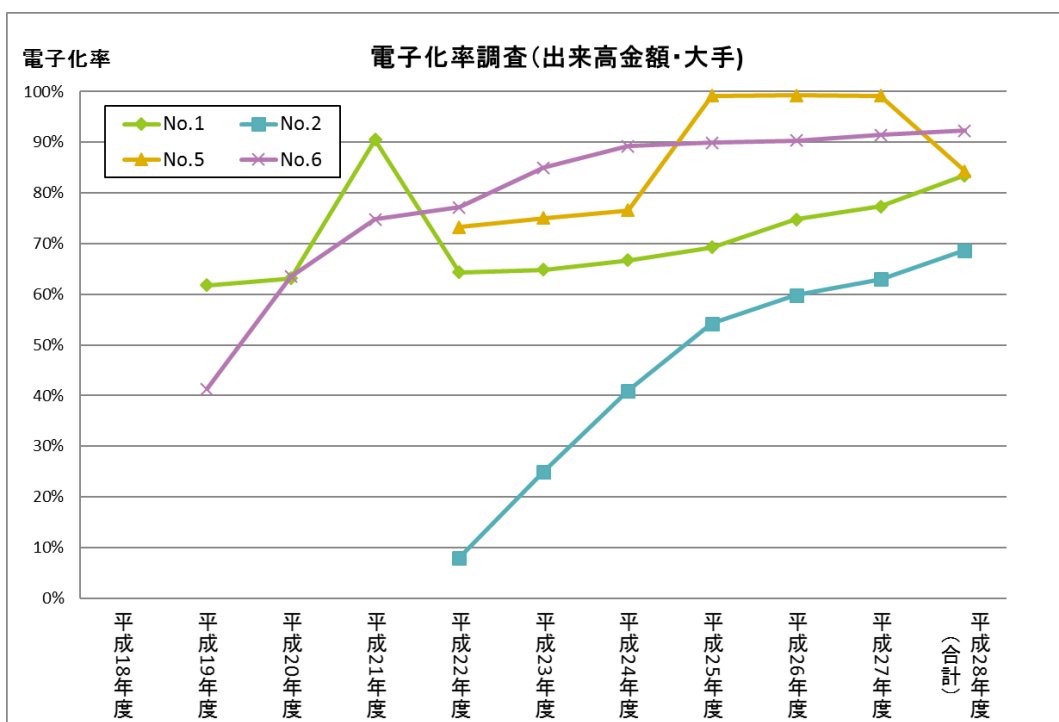


図 17 電子化率調査(出来高金額)【大手】

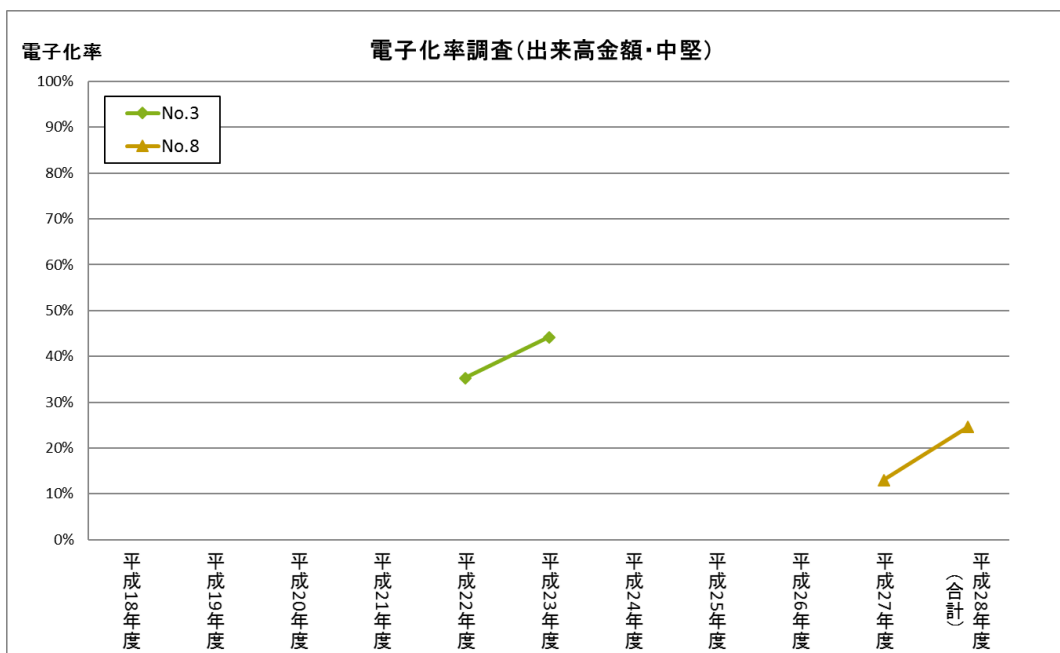


図 18 電子化率調査 (出来高金額) 【中堅】

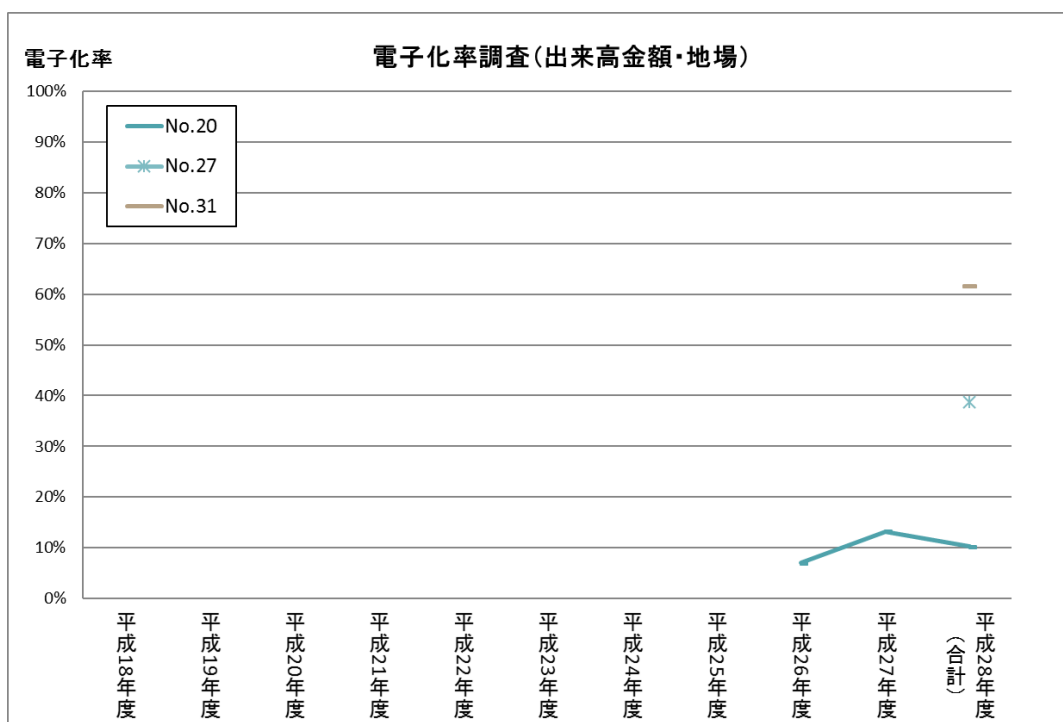


図 19 電子化率調査 (出来高金額) 【地場】

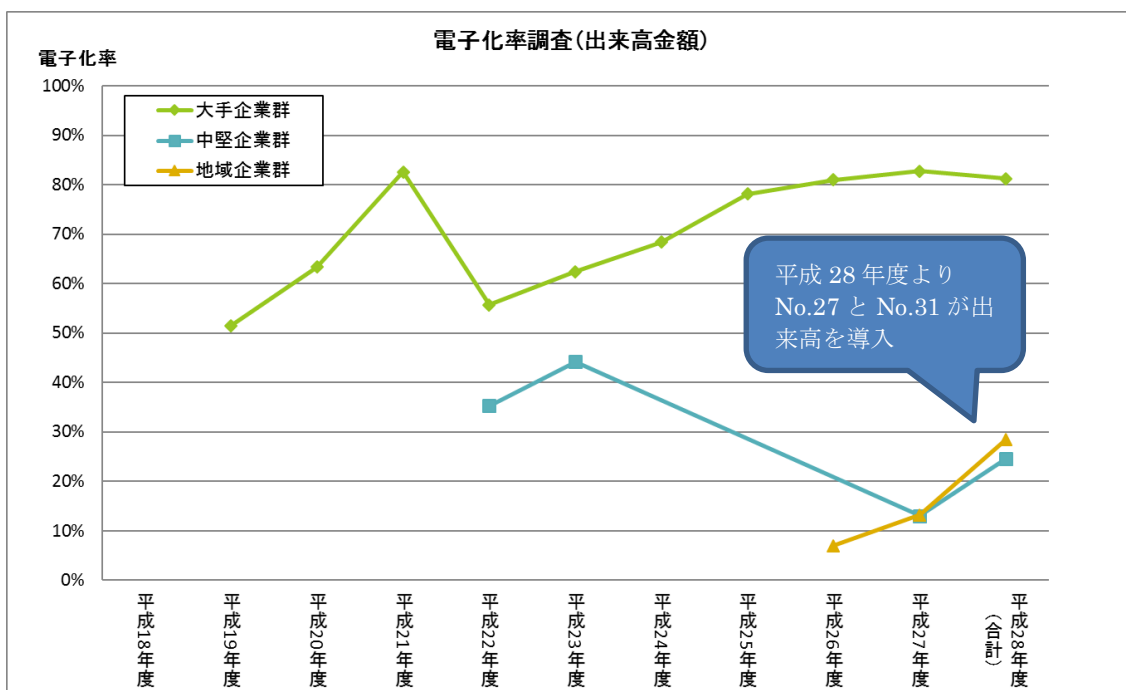


図 20 電子化率調査(出来高金額)【大手・中堅・地場】

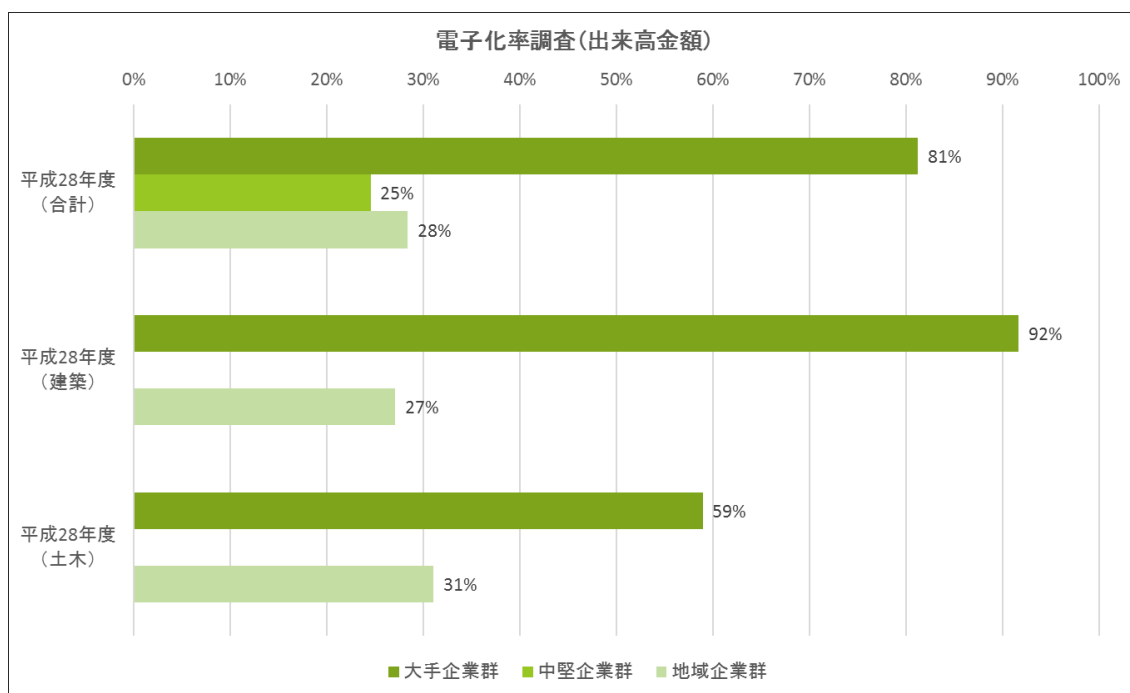


図 21 電子化率調査(出来高金額)【建築・土木】

⑤ 取引業者数率

- 大手は、対前年度で全て増加。
- 中堅および地場は、概ね増加傾向であるが総じて低い水準。
- 大手、中堅、地場の順で取引業者数率が高く、それぞれ増加傾向。
- 大手、中堅、地場ともに建築の取引業者数率が高い。

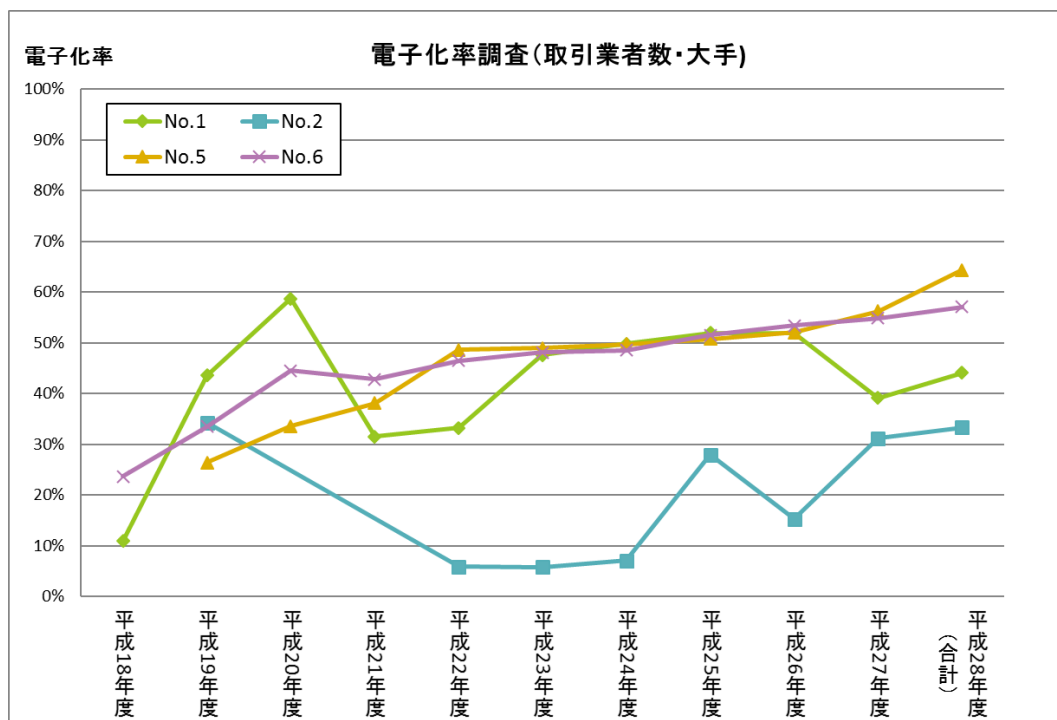


図 22 電子化率調査(取引業者数)【大手】

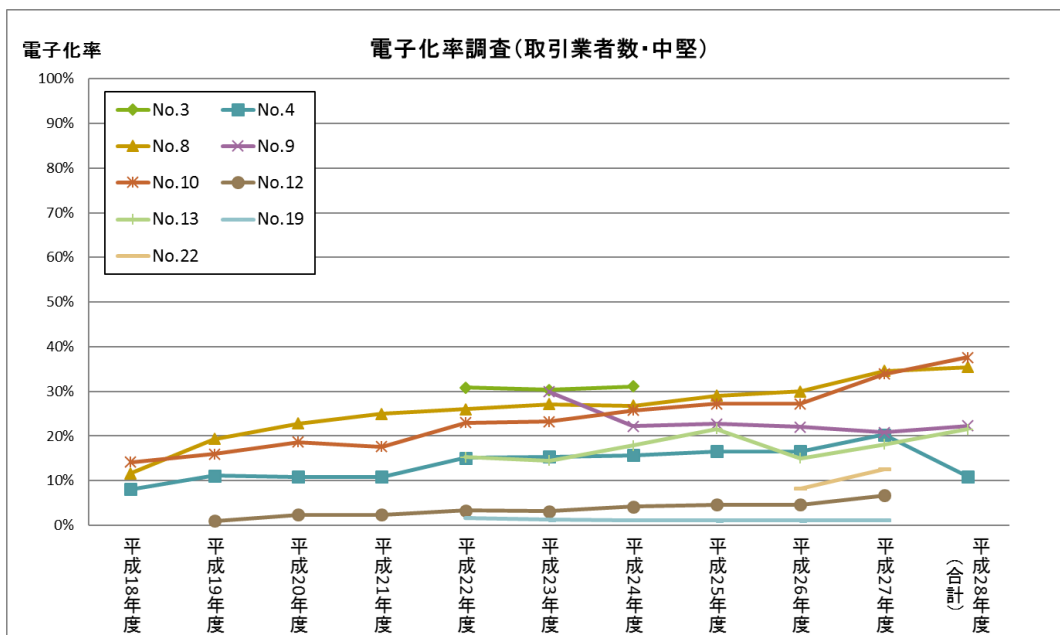


図 23 電子化率調査(取引業者数)【中堅】

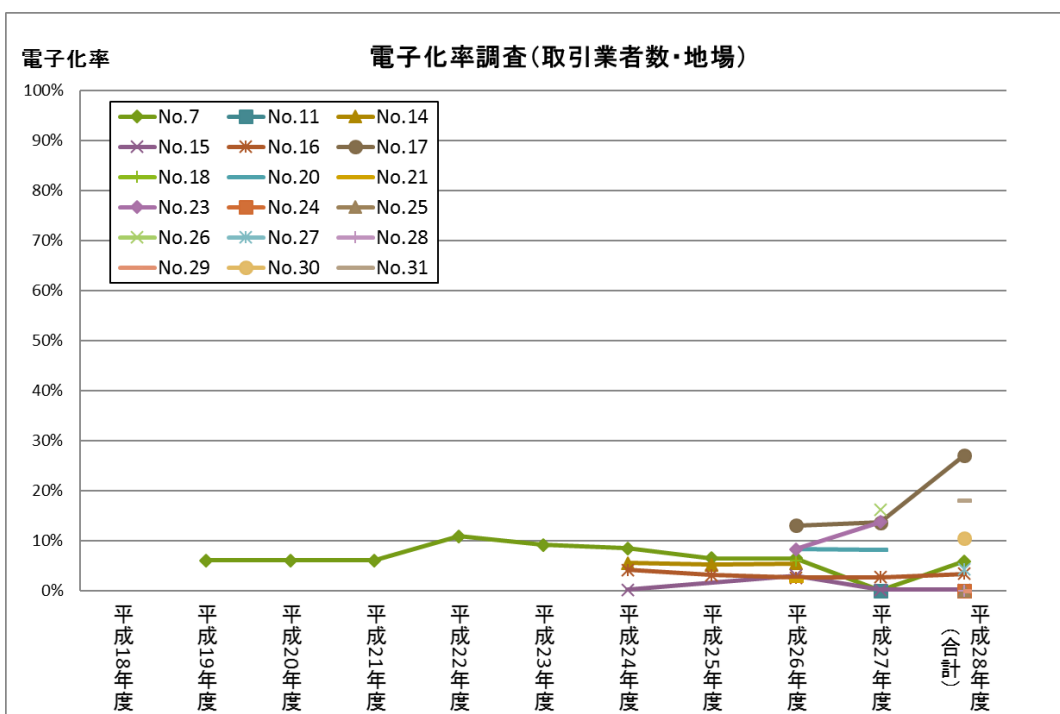


図 24 電子化率調査(取引業者数)【地場】

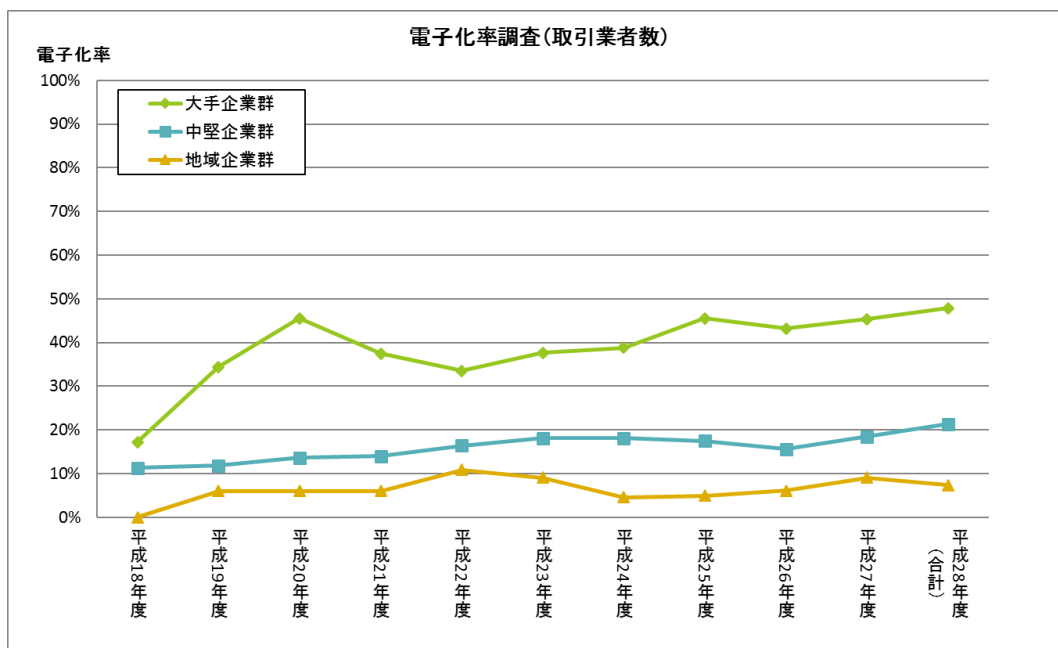


図 25 電子化率調査 (取引業者数)【大手・中堅・地場】

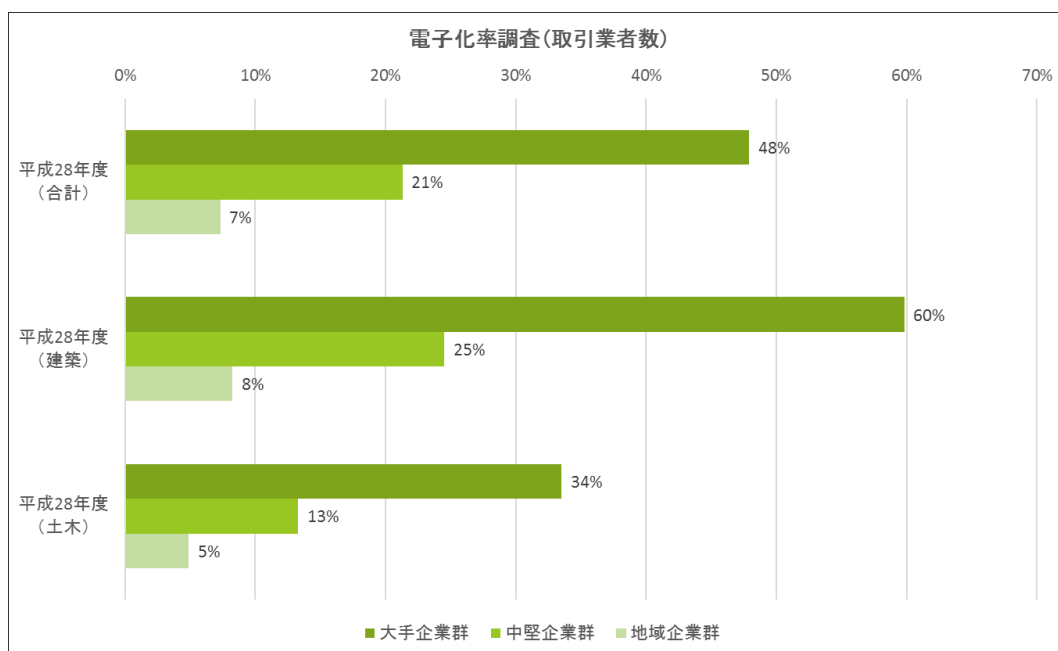


図 26 電子化率調査 (取引業者数)【建築・土木】

(4) 実用化率（電子化率）の詳細分析

① 取引業者数と取引業者数率の対比

【目的】

- 各企業規模について、取引業者数と取引業者数率の経年変化を確認

【グラフの構成】

- 取引業者数率と取引業者数を対比
- 全業者を年度ごとに表示

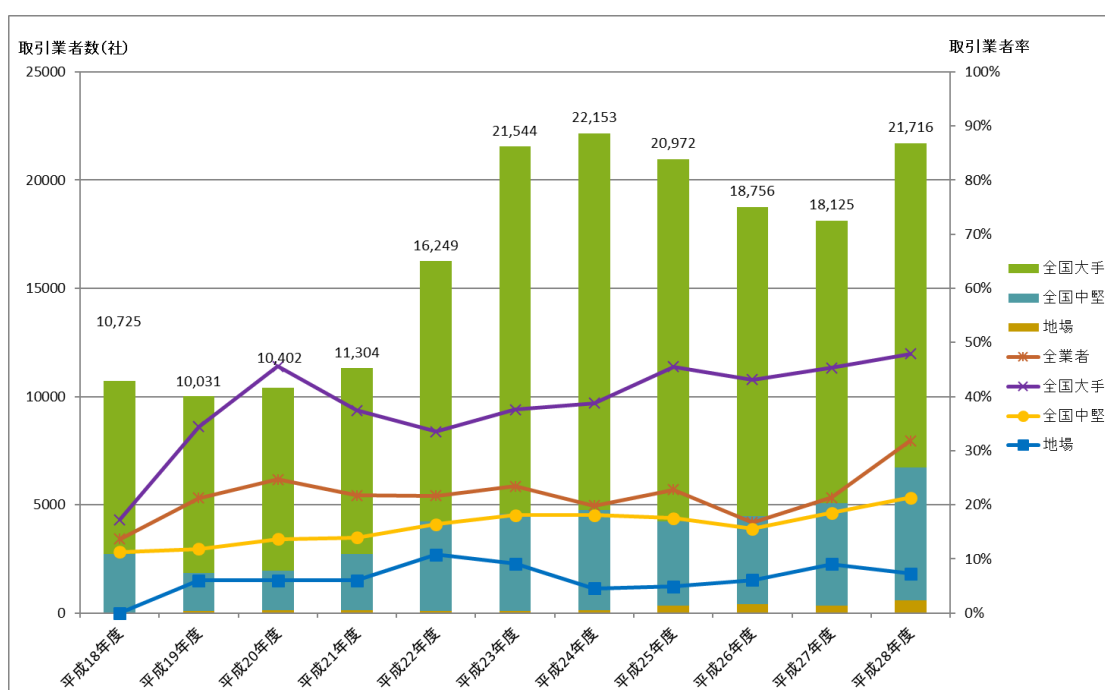


図 27 取引業者数と取引業者数率の推移【全業者】

【考察】

取引業者数について、平成 27 年度と比べて全国大手では増加、全国中堅では横ばい、地場では微増している。

取引業者率について、平成 27 年度と比べて全国大手では微増、全国中堅では横ばい、地場では微減している。

全国大手の取引業者数が増加したことにより、全業者の取引業者率が前年度 21%から 32%となった。

② 取引業者数率と契約金額率の対比

【目的】

各社が主要協力会社と電子契約を実施しているか
各社が電子契約を実施している協力会社数の普及状況

【グラフの構成】

- 取引業者数率と契約金額率を対比
- 各社ごとに、散布図で表示

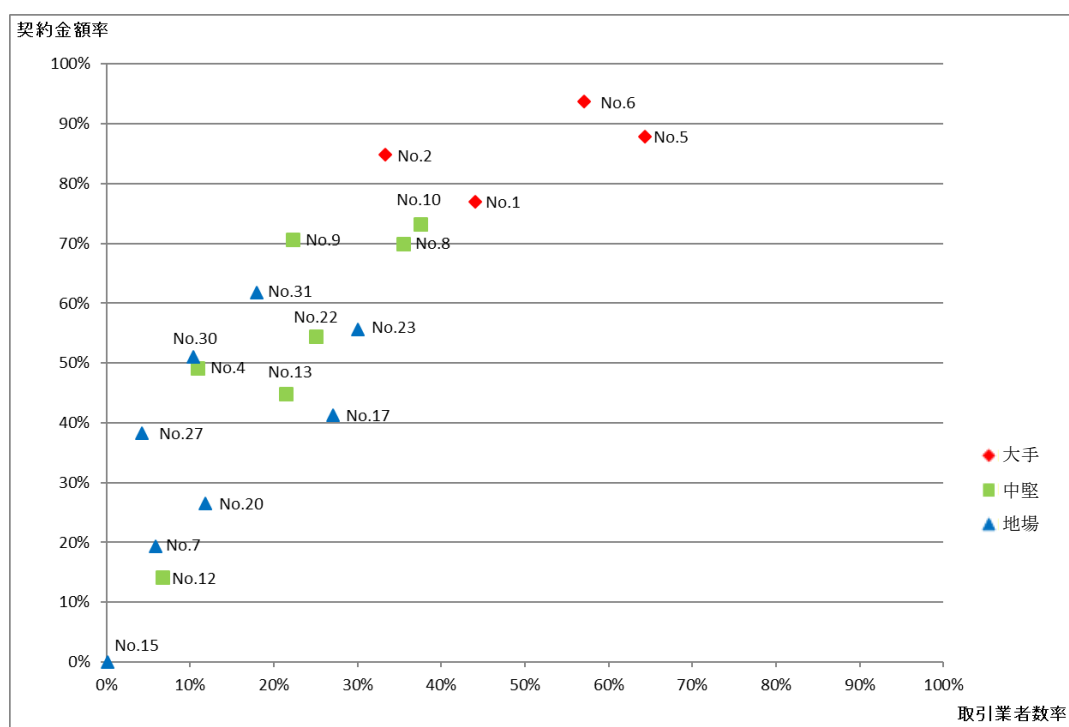


図 28 取引業者数率と契約金額率の対比【各社別・合計】

【グラフの構成】

- 取引業者数率と契約金額率を対比
- 各社ごとに、散布図で表示した後、主要協力会社との電子契約の状況を中央値で区分

4象限のグループ分類

	I	II	III	IV
契約金額率	高い	高い	低い	低い
取引業者数率	低い	高い	低い	高い

参考:区分の閾値

	合計	建築	土木
取引業者数率 (中央値)	21%	22%	13%
契約金額率 (中央値)	51%	53%	37%

各企業の分類

		合計	建築	土木
大手企業	No.1	II	II	II
	No.2	II	—	—
	No.5	II	II	II
	No.6	II	II	—
中堅企業	No.3	—	—	—
	No.4	III	III	I
	No.8	II	II	II
	No.9	II	II	III
	No.10	II	II	—
	No.12	III	III	III
	No.13	IV	II	III
	No.22	II	II	II
地場企業	No.7	III	III	—
	No.15	III	III	—
	No.16	III	III	III
	No.17	IV	IV	IV
	No.20	III	III	IV
	No.23	II	II	II
	No.27	III	—	I
	No.30	I	III	IV
	No.31	I	I	—

— : 未回答のため分類できず

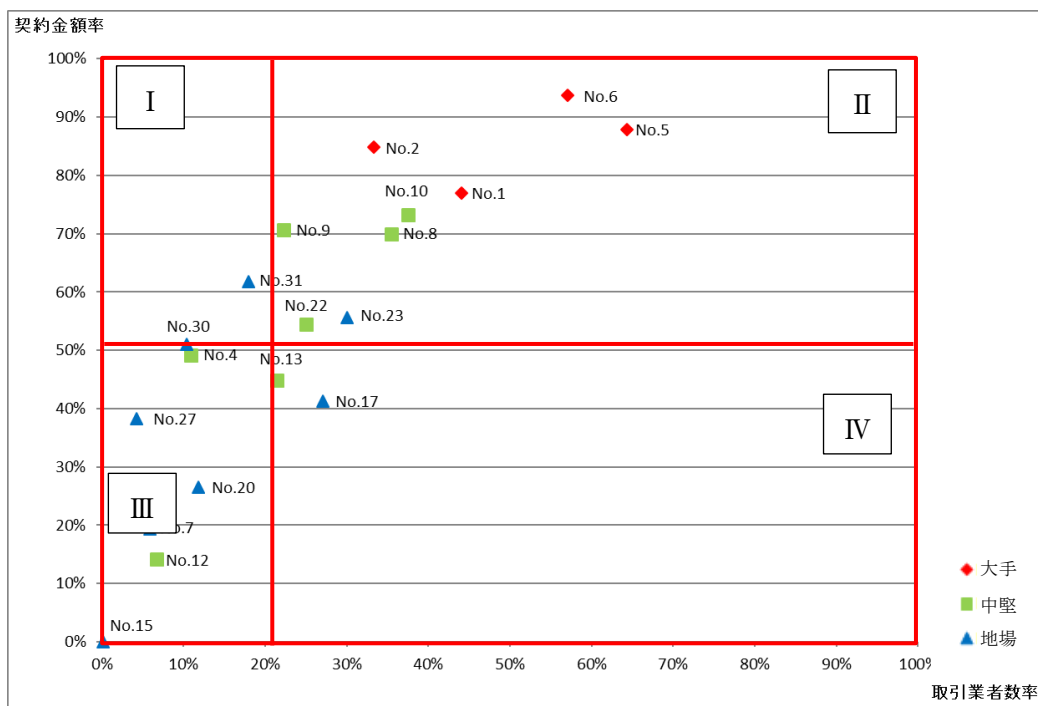


図 29 取引業者数率と契約金額率の対比・主要協力会社との電子契約状況【各社別・合計】

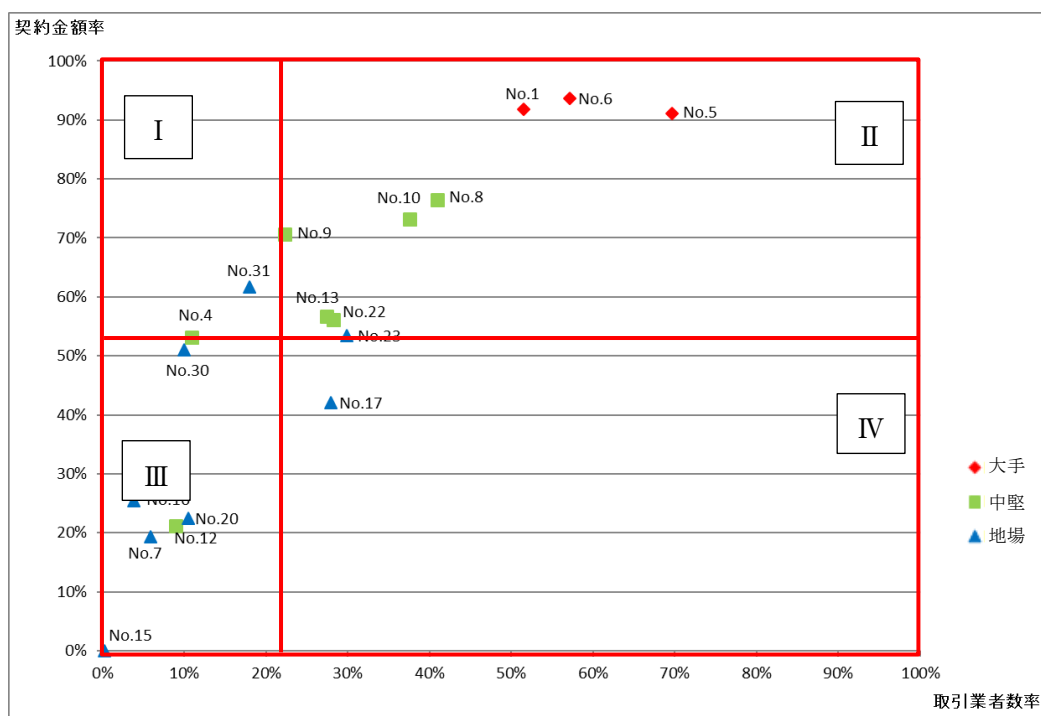


図 30 取引業者数率と契約金額率の対比・主要協力会社との電子契約状況【各社別・建築】

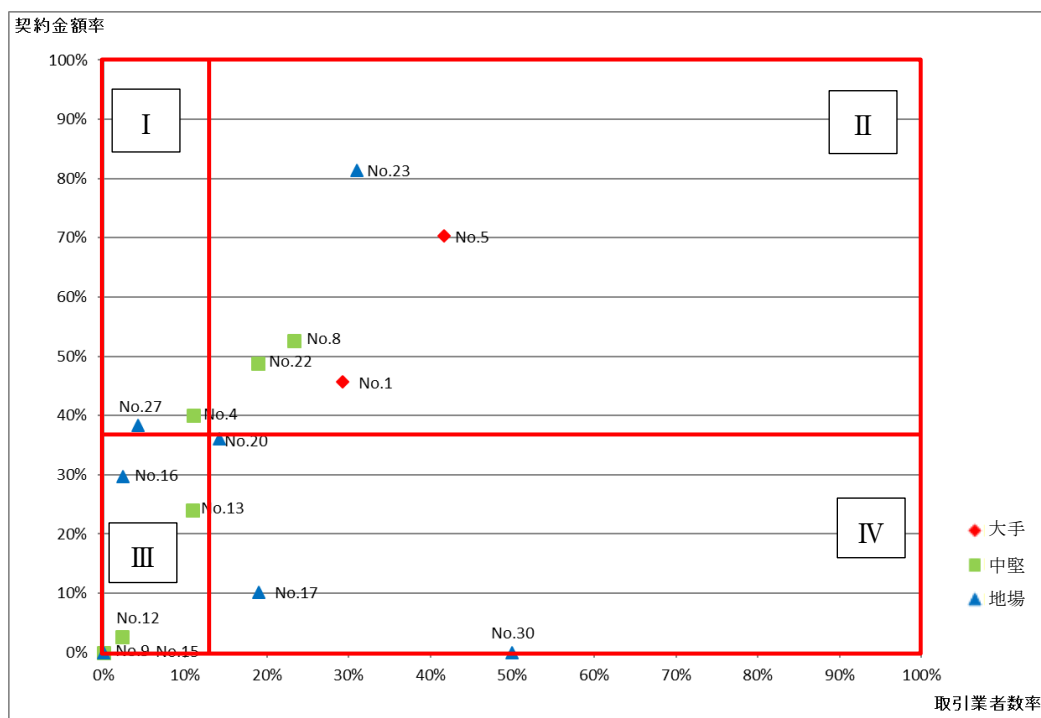


図 31 取引業者数と契約金額率の対比・主要協力会社との電子契約状況【各社別・土木】

【考察】

- 各社を建築・土木別に以下にグループに分類した。取引業者数と契約金額率の間には正の相関が見られ、それぞれの特性に応じた対応が必要。
 - I…電子契約の取引業者数は少ないが、主要協力会社との電子契約が多い企業
→ 取引業者の拡大が必要（受注者側企業の増加が必要）
 - II…電子契約の取引業者数が多く、主要協力会社との電子契約が多い企業
→ 順調に普及している状況（大企業に多い）
 - III…電子契約の取引業者数が少なく、主要協力会社との電子契約も少ない企業
→ 普及があまり進んでいないので、まずは電子取引を開始することが必要（主に中堅・地場について）
 - IV…電子契約の取引業者数が多いが、主要協力会社との電子契約が少ない企業
→ 取引件数の拡大が必要（より多く電子契約を実施するか。）
- 土木は建築と比較して、取引業者数、契約金額率ともに低い傾向。大手は建築土木ともに高く、中堅、地場で特に明らかな傾向は見られない。

③ 利用している業務種別による分類

【目的】

- 業務種別ごとの電子契約の実施状況を確認

業務種別による分類 (A~H : 8分類)

	A	B	C	D	E	F	G	H
見積もり業務	○	○	○		○			
注文業務	○	○		○		○		
出来高業務	○		○	○			○	
大手ゼネコン	4	0	0	0	0	0	0	0
中堅ゼネコン	2	4	0	0	0	1	0	1
地場ゼネコン	1	3	0	2	0	3	0	0
全業者	7	7	0	2	0	4	0	1

※ 詳細は、次ページ参照

【考察】

- 電子化を実施している全ての企業で、経費削減（収入印紙の削減）が可能な注文業務（A,B,D,F）に電子化を取り入れている。
- 大手企業では、全ての業務種別で電子化を実施している。
- 中堅企業では、概ね見積業務や注文業務を実施していたが、出来高業務の実施が少ない為、普及させる余地がある。
- 地場企業では、多くの企業が注文業務だけ実施している状況にあり、見積業務や出来高業務を普及させる余地がある。
- 中堅企業と地場企業への業務普及の為には、意見交換会の開催が有効と思われる。

【各社の業務ごとの実施状況】

●：運用中 ○：社内決定済で近々運用開始(テスト運用・システム構築中を含む) △：計画はあるが社内決定していない ×：導入予定なし
※各業務種別のうち“CI-NETで利用している業務メッセージ”に、一つでも運用中●と回答された企業は、当業務種別は電子契約を実施していることとして集計
(例：No1の企業は、見積もり業務において(1)建築見積では実施していないが、(4)購買見積で実施しているため、見積業務は実施していると集計)

業務	大手												中堅										地場								
	1	2	5	6	3	4	8	9	10	12	13	19	22	7	11	14	15	16	17	18	20	21	23	24	25	26	27	28	29	30	31
(1) 建築見積	建築見積依頼	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×		×			×	×	×		×		×			×			●	×	
	建築見積回答	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×		×			×	×	×		×		×			×			●	×	
(2) 設備見積	設備見積依頼	×	×	×	○	●	○	○	△	△	×	×		×			×	×	×		×		×			×			●	×	
	設備見積回答	×	×	×	○	●	○	○	△	△	×	×		×			×	×	×		×		×			×			●	×	
(3) 設備機器見積	設備機器見積依頼	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×		×			×	×	×		×		×			×			●	×	
	設備機器見積回答	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×		×			×	×	×		×		×			×			●	×	
(4) 購買見積	購買見積依頼	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	×		●	●		×	×	●		×		×			●			●	×	
	購買見積回答	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	×		●	●		×	×	●		×		×			●			●	×	
	見積不採用通知	●	×	×	×	×	●	×	△	●	×	×		×			×	×	×		×		×			×			×	×	
見積業務		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					○							○			○	
(5) 注文	確定注文	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●		●	●		●	●	●		●		●			●			●	●	
	注文請け	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●		●	●		●	●	●		●		●			●			●	●	
	合意解除申込	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●		●	×		×	×	●		●		●			×			×	×	
	合意解除承諾	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●		●	×		×	×	●		●		●			×			×	×	
	一方的解除通知	×	●	×	×	●	●	●	○	×	×	●			×		×	×	×		●		●			×			●	×	
	鑑項目合意変更申込	●	●	●	×	●	×	●	○	●	●	●		●	×		×	×	●		●		●			●			●	×	
	鑑項目合意変更承諾	●	●	●	×	●	×	●	○	●	●	●		●	×		×	×	●		●		●			●			●	×	
一方的打切通知	×	×	●	×	●	×	●	○	×	×	●			×		×	×	×		●		×			×			×	×		
注文業務		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○		○			○			○	○	
(6) 出来高請求	出来高要請	●	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×		△	×		×	×	△		×		×			×			×	×	
	出来高報告	●	●	●	●	●	×	●	△	×	×	×		△	×		×	×	△		●		×			●			×	●	
	出来高確認	●	●	●	●	●	×	●	△	×	×	×		△	×		×	×	△		●		×			●			×	●	
	請求	●	●	●	●	●	×	●	△	×	×	×		△	×		×	×	△		●		×			×			×	●	
	請求確認	●	●	●	●	×	×	●	△	×	×	×		△	×		×	×	△		●		×			×			×	●	
	合意精算申込	●	×	×	×	●	×	●	△	×	×	×			×		×	×	×		●		×			×			×	×	
	合意精算承諾	●	×	×	×	●	×	●	△	×	×	×			×		×	×	×		●		×			×			×	×	
出来高業務		○	○	○	○	○		○													○						○			○	
グループ区分	大手												中堅										地場								
	A	A	A	A	A	B	A	H	B	B	F		B	B			F	F	B		D		F			A			B	D	

④ 取引業者数率、契約金額率、契約件数率の対比

【目的】

- 各社が主要協力会社と電子契約を実施しているか
- 各社が電子契約を実施している協力会社数の普及状況の推測
- 電子契約に期待される生産性の向上（業務の効率化）、及び経費の削減（収入印紙添付不要）効果の確認

(a) 取引業者数率と契約金額率の対比

【グラフの構成】

- 取引業者数率、契約金額率を対比
- 企業規模ごとに、取引業者率の高い順に表示

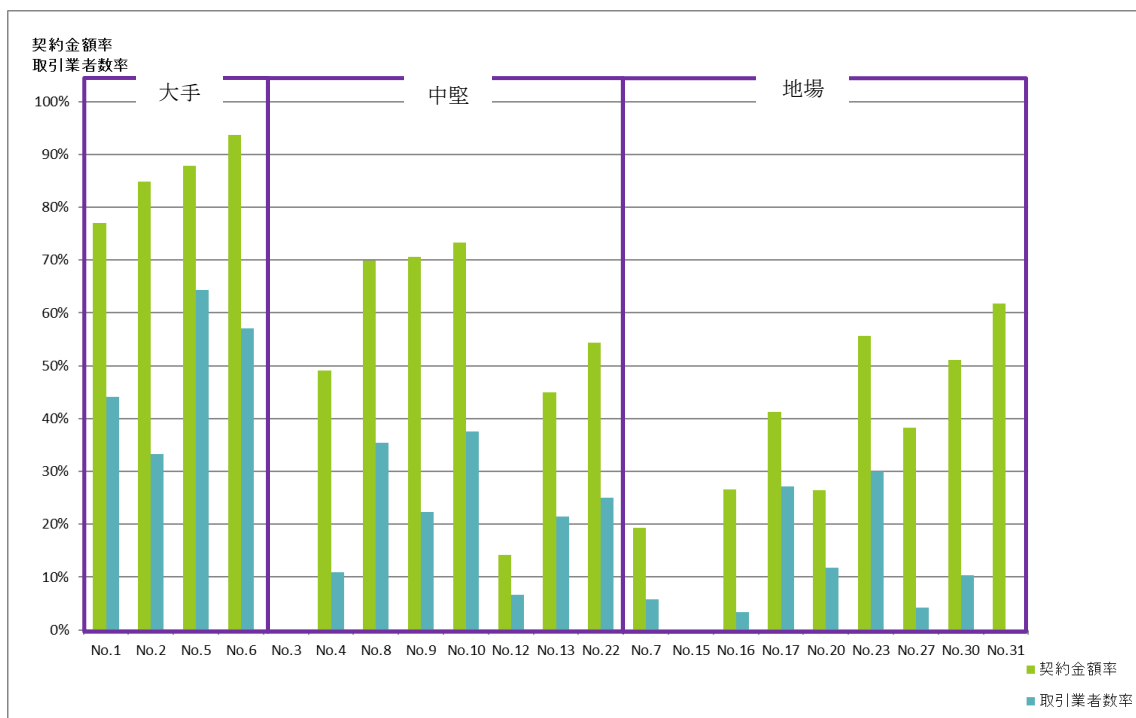


図 32 取引業者数率と契約金額率の対比【各社別・合計】

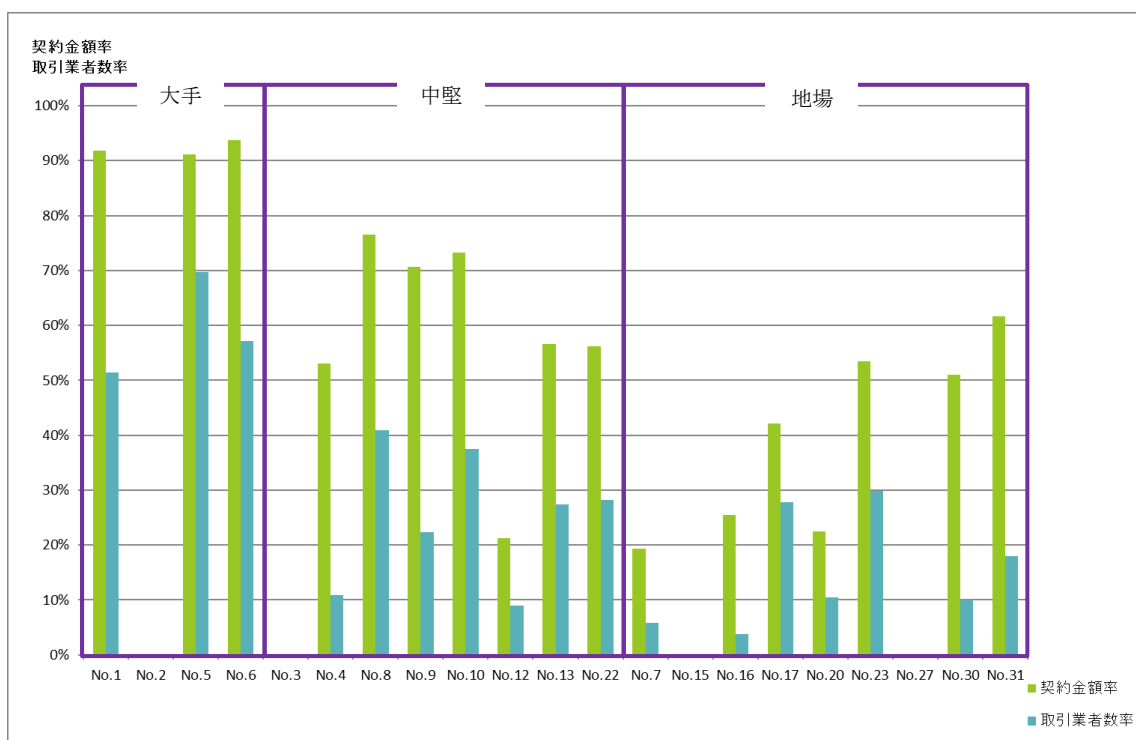


図 33 取引業者数率と契約金額率の対比【各社別・建築】

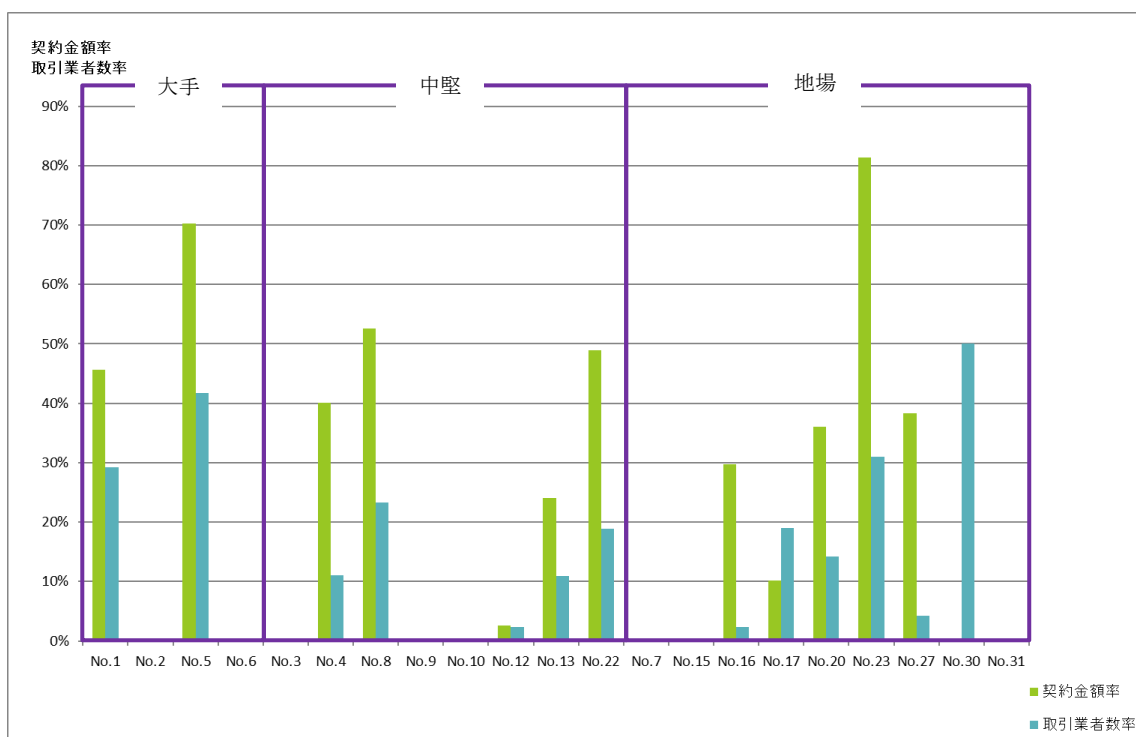


図 34 取引業者数率と契約金額率の対比【各社別・土木】

【考察】

- 契約金額率が、取引業者率を超過する度合いが大きい程、主要協力会社と電子契約を実施していることを示している。
- 大手企業は、契約金額率が70%以上となっており、主要協力会社と多くの電子取引を実施している。
- 中堅企業は、主要協力会社との電子契約の実施状況と取引業者率が、概ね比例関係になっている。各社、主要協力会社との電子契約を実施する基本的方針がうかがえる。
- 地場企業は、各社、取引業者数が少なく、今後の拡大が必要。
- 建築では多くの企業が電子契約・電子取引を実施しているが、土木は実施している企業が少ない。土木での電子契約・電子取引について、普及拡大に向けた検討を行う必要がある。

(b) 企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比

【グラフの構成】

- 取引業者数率、契約金額率、契約件数率を対比
- 企業規模ごとに、取引業者率の高い順に表示

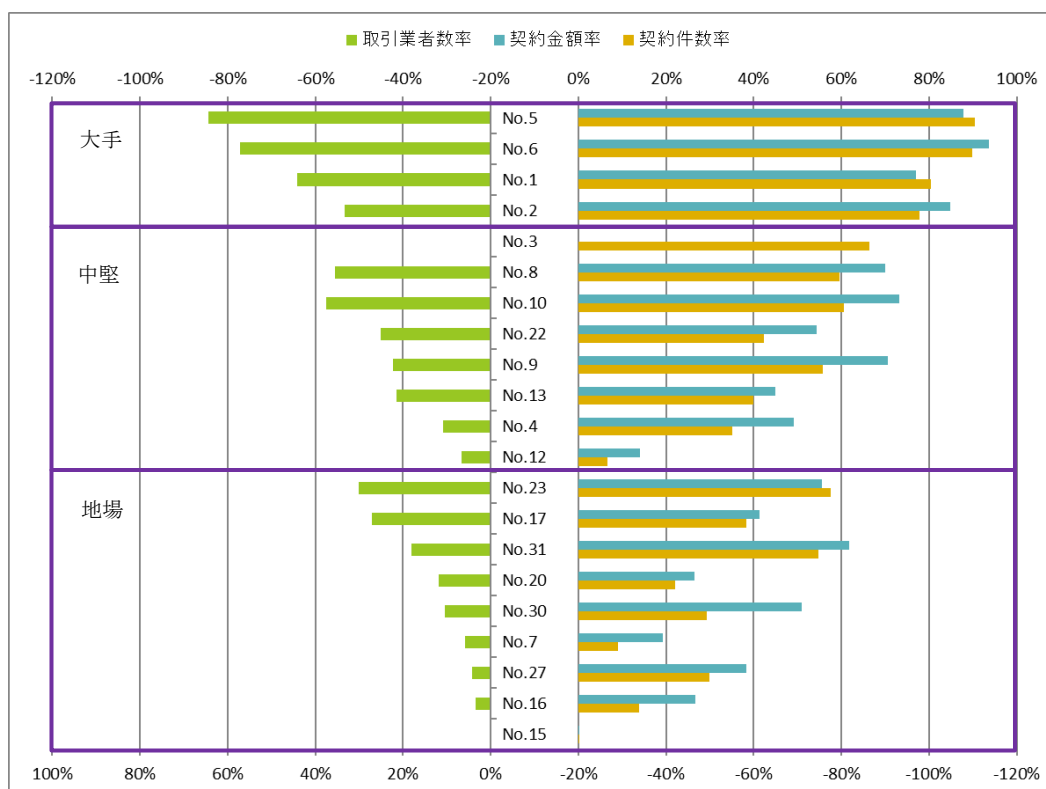


図 35 企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・合計】

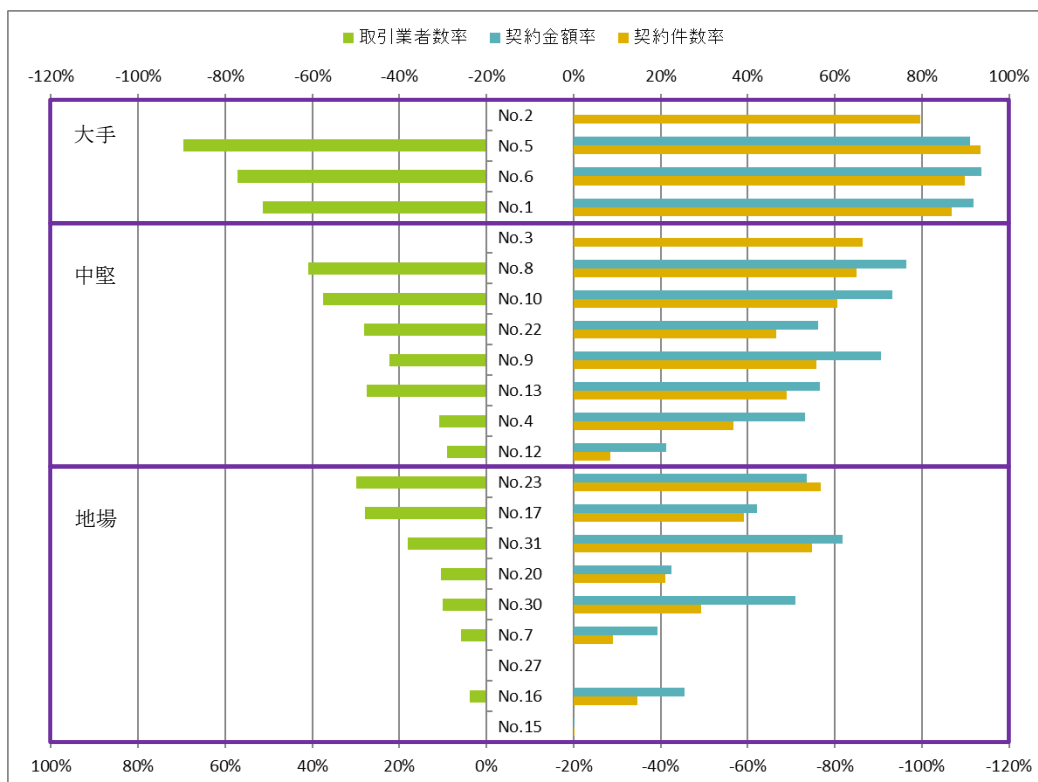


図 36 企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・建築】

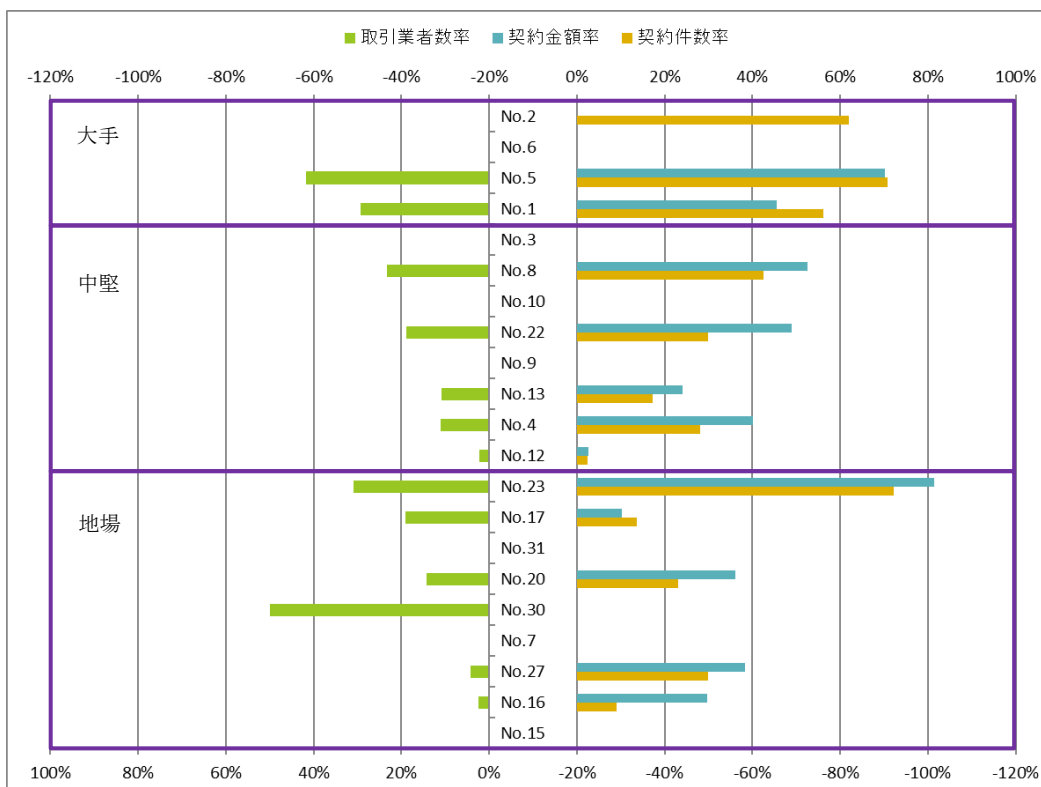


図 37 企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・土木】

【考察】

- 大手企業の契約金額率と契約件数率は、概ね同じ値を示している。大手企業は、取引業者率の高さが、契約金額率と契約件数率が高い要因となっている。
- 中堅企業および地場企業の契約金額率と契約件数率は、契約金額率が上回り、同傾向を示している。
- 全体的に建築が土木の値を上回っている。
- 契約金額率と契約件数率の高低と、生産性向上と経費削減の効果が比例関係と思われる。今後、両方の比率が低い企業をターゲットとして、取引業者数および業務種別の拡大支援を検討する必要があると思われる。

(c) 各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比
【グラフの構成】

- 各企業を実施している業務単位毎に区分（A～G）
- 業務単位区分毎に、取引業者数率、契約金額率、契約件数率を対比
- 取引業者率の高い順に表示

	A	B	C	D	E	F	G
見積もり業務	○	○	○		○		
注文業務	○	○		○		○	
出来高業務	○		○	○			○
全業者	7	7	0	2	0	4	0

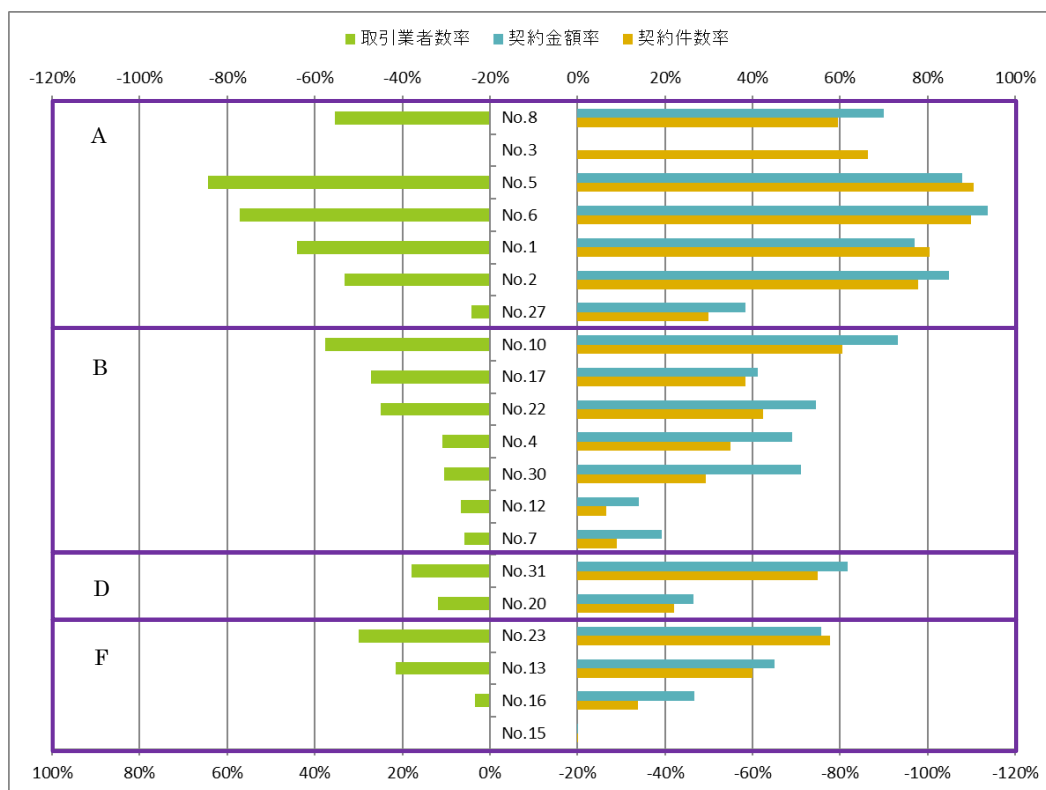


図 38 各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・合計】

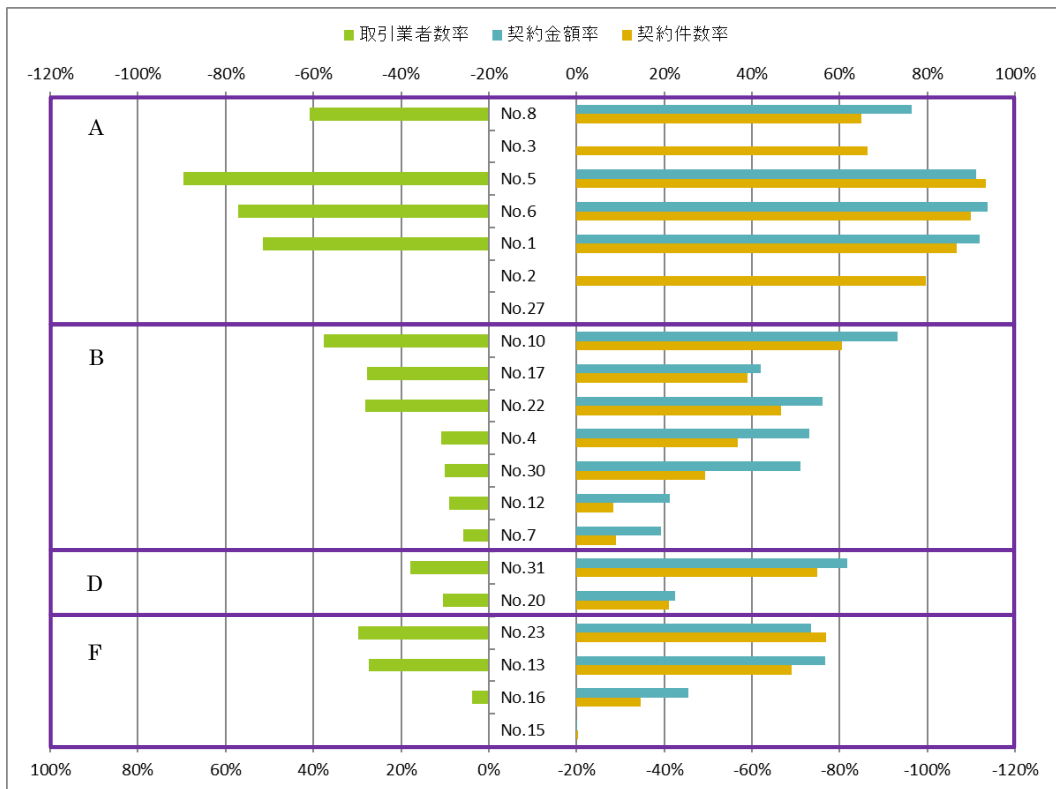


図 39 各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・建築】

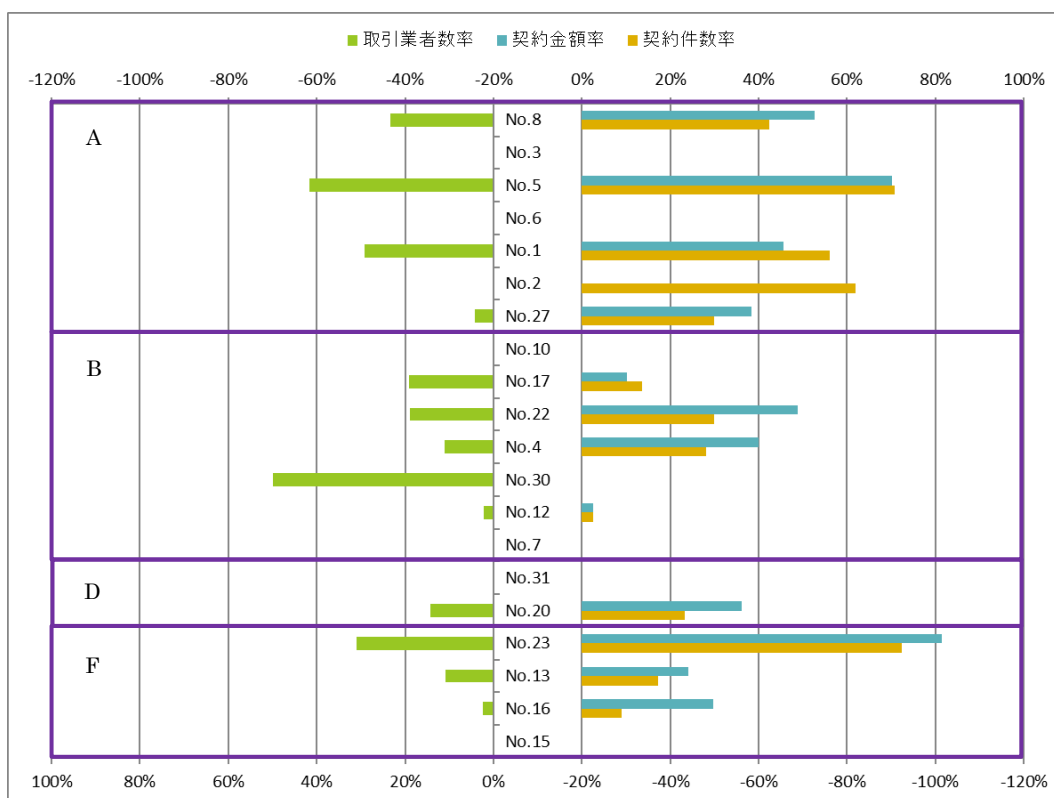


図 40 各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・土木】

【考察】

- A 区分の企業は、契約金額率、契約件数率共に、高い数値を示している。(大手企業と中堅企業で構成)
- B、D、F の各区分について、契約金額率と契約件数率に強い相関は見られない。
- No.23 を除き、建築が土木の値を上回っている。
- 各企業の主要協力会社との電子契約の実施拡大、及び注文業務を切り口とした取引業者数の拡大に、引き続き着実に取り組む必要がある。

6. まとめ

- 今年度は建築と土木を分けてアンケートを実施(従来は建築と土木が混在の状況)
→ 建築に比べて土木での利用が進んでいない。
- 大手、中堅、地域企業の順で多く利用
→ 大手、中堅、地域企業ともに徐々に利用率が上昇している。
- 利用されている業務、取引業者数率、契約金額率、契約件数率の関係を整理
→ 特徴毎に分類し、それぞれの特性に応じた対応が必要。

(6) 民間発注者と元請間の契約に関するヒアリング結果

民間発注者と元請間の契約における CI-NET 利用の 検討に対する対応(案)

1. ヒアリング調査の目的

平成 29 年度の活動として、メーカーやデベロッパー等の民間発注者と元請間の契約における CI-NET 利用の可能性を検討項目としてあげている。そこで、CI-NET を利用しているゼネコン 5 社にヒアリングを実施し、民間発注者との契約形態を調査した。

2. ヒアリング結果

ヒアリング項目およびヒアリング結果(まとめ)を下記に示す。詳細については、別紙にヒアリング結果一覧を整理した。

■ヒアリング項目

1. 主な民間発注者（メーカー）を教えてください。また、民間発注者と契約する際に利用している電子商取引システムがあれば教えてください。
2. 民間発注者（メーカー）と元請間の契約について、取り交わしている書面と添付資料を教えてください。
3. 2017 年 4 月～9 月の間の契約（当初契約、追加工事、設計変更等）について、電子契約と書面での契約の件数（または割合）、収入印紙代を教えてください。
4. 御社の社内決裁フローについて教えてください。
 - 契約管理システムはどこのシステムを利用しているか。（自社構築のもの等）
 - 契約手続きは、どの単位で実施しているか。（工事事務所単位等）
 - 営業～管理部門～最終承認までの流れ

■ヒアリング結果(まとめ)

1. 民間発注者のうち大手企業は自社独自のシステムを構築しており、建設業界の元請だけでなく他業界の企業との契約も実施しているため、CI-NET 導入の可能性はなさそうである。
2. 社内決裁は紙ベースで行われており、社内システムへの入力に契約手続きが完了した段階で行われる。そのため、社内システムとの連携による業務効率化のメリットはあまりなさそうである。

3. 対応方針案

以上より、民間発注者の CI-NET 利用は困難であると判断した。よって、本検討は平成 29 年度活動をもって完了とする。

以上

企業名	鹿島建設 株式会社	株式会社 大林組	西松建設 株式会社	戸田建設 株式会社	日鉄住金環境 株式会社
ヒアリング日時	2017.11.08 10:00~10:30	2018.01.17 13:30~14:30	2018.01.22 メール	2018.01.23 9:00~9:45	2018.01.26 16:00~16:50
ヒアリング対象者所属	経営企画部 現業事務グループ	建築本部 本部長室 東京本店 建築事業部 営業企画部契約課	関東土木支社 営業管理課 関東建築支社 建築営業部営業管理課	本社 管理本部 統合利益管理システム部 財務部 主計課	企画管理本部 財務部 管理室
1. 主な民間発注者（メーカー）を教えてください。また、民間発注者と契約する際に利用している電子商取引システムがあれば教えてください。	●現在、民間発注者との契約は、民間発注者の電子商取引システムにアクセスして実施している。案件によって、請書を電子で返す場合もあれば紙で出力する場合もある。なお、各社の電子商取引システムを利用するための費用は負担していない。	●民間発注者より見積依頼があった場合、発注者に指示された方法で見積書を作成している。電子商取引システムを利用している発注者は極少数であり、利用する場合は各社システムにログインして作業を行う。	●主な民間発注者：6社（A、B、C、D、E、F）である【土】 ●契約に至ってないですが6社とは別の民間発注者（G）と企業先指定のEDIを開始する予定【土】 ●現時点での電子商取引はH社およびI社のみ（CECTRUST）【土】 ●年間受注金額に占めるメーカーの割合は少なく、一般機械器具製造業や、ゴム製品製造業、化学工業、その他製造業などの企業先からの受注実績がある。民間発注者との契約は書面にて行っており、電子商取引システムによる実績は無い。【建】	●民間発注者で電子商取引システムを利用している発注者は極少数であり、利用する場合は発注者システムにログインして作業を行う。見積徴収、発注、請求をシステム上で実施している。なお、数億規模の案件の場合は書面の契約書も併用している。	●主な民間発注者（メーカー）は、3社（A、B、C）であり、A社が売上げの約7割を占める。 ●A社とC社は自社の電子商取引システムを保有しており、利用する場合は発注者システムにログインして作業を行う。
2. 民間発注者（メーカー）と元請間の契約について、取り交わしている書面と添付資料を教えてください。	●契約書としては、 <u>工事請負契約書</u> または <u>設計施工契約約款</u> （A）（B）を2通作成し、発注者と請負者双方で保管している。そこに見積内訳書、約款、図面の確定版と一緒に添付している。	●民間発注者（メーカー）と元請間の当初契約は、 <u>書面の契約書一式</u> で取り交わしている。発注者によって添付書類は異なる。 ●保守工事については、 <u>注文・注文請書の形式が多い。</u>	●民間発注者とは紙面にて <u>注文・請書</u> で契約を行い、添付資料は <u>契約約款等</u> を付けている。【土】 ● <u>注文書・請書</u> （若しくは <u>契約書</u> ）、 <u>民間（旧四会）連合協定約款</u> （企業先の約款も有り）、 <u>特約条項</u> 、 <u>見積要項書</u> 、 <u>仕様書</u> 、 <u>質疑応答書</u> 、 <u>見積書等</u> を契約書として製本し、別冊で <u>契約図面</u> を添付するケースが一般的。（少額工事は注文書・請書、大型工事は工事請負契約書という傾向がある。）【建】	●民間発注者（メーカー）と元請間の当初契約は、 <u>書面の契約書一式</u> で取り交わしている。発注者によって添付書類は異なる。 ●基本契約は <u>双方署名・押印の契約書</u> を取り交わす。	●A社の場合は工事発注、作業発注、資材発注それぞれの基本契約書が存在し、全て電子商取引システムでやり取りしている。 ●B社やその他発注者は紙契約なので、注文・注文請け書でやり取りしている。

企業名	鹿島建設 株式会社	株式会社 大林組	西松建設 株式会社	戸田建設 株式会社	日鉄住金環境 株式会社
3. 2017.4~9の間の契約(当初契約、追加工事、設計変更等)について、電子契約と書面での契約の件数(又は割合)、収入印紙代を教えてください。	<p>●2017.4~9の間の12,000件(当初契約、追加工事、設計変更等)の契約のうち、書面での契約は約2,000件、注文書・注文請書での契約は約10,000件である。電子化に伴う費用との兼ね合いが重要であると考えている。</p> <p>●注文・注文請書での契約は、東京圏で年間約6,000件である。これらを一括して管理するのは難しい。現場に近い部門が担当したほうが効率的であると思う。</p>	<p>●東京本店では、官庁・民間工事併せて、年間6,000件(当初契約、追加工事、設計変更等)契約している。そのうち半数の工事は契約書を交わさない見積書のみ契約である。</p> <p>●電子で契約している工事はごく一部の企業であり、民間発注者の意向で書面での契約となっている。収入印紙代については調査していないため不明である。</p>	<p>●(契約件数)電子契約0件:書面129件(中日本1件有)</p> <p>●<メーカーの受注実績>電子契約件数:0件書面契約件数:45件(上半期総契約件数580件のうち)主な対象エリア:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県【建】</p>	<p>●2017年4月~9月間の契約数は、官庁・民間工事併せて、約5,000件(当初契約、追加工事、設計変更等含む)である。そのうち電子契約は約500件である。</p> <p>●電子で契約している工事はごく一部の企業である。製造業界では各社独自にシステムを構築しており、業界統一のシステムを作る動きはない。民間発注者は設備機械やプラントなど他業界企業とも契約しているため、CI-NET導入のメリットは少ないように感じる。</p>	<p>●大手の会社は電子で契約しているため、印紙代はあまり大きくない。</p> <p>●民間発注者との契約件数は約2,000件/月であり、そのうち約半分が電子契約となる。(A社との契約件数が約1,000件/月程度のため。)</p>
4. 御社の社内決裁フローについて教えてください。〇契約管理システムはどこのシステムを利用しているか。(自社構築のもの等)〇契約手続きは、どの単位で実施しているか。(工事事務所単位等)〇営業~管理部門~最終承認までの流れ	<p>●社内決裁のフローとして、契約管理システムは自社構築のものを使用している。締結手続は、現業部門の工事事務所単位で行うことが多い。始めは営業が担当しているが、契約書の締結の段階で現業部門がシステムに契約内容を登録する。登録内容が承認されると、管理部門へ承認ワークフローが流れていく。工事請負契約書での契約の場合は、電子ファイルと紙ファイルの両方を管理している。全ての契約において、最後は支店長の承認をもらうこととなっている。</p>	<p>●工場等建設完成後、元請職員が常駐し③をこなす場合、現組織体制の工事部門の一作業所との位置づけで業務フローは一般の工事と同様である。</p> <p>●社内の決裁については紙ベースで実施しており、社内システムへの入力は契約手続きが完了した段階で行われる。契約手続きは案件で異なるが、工事事務所単位で実施することが多い。</p> <p>●電子化することで郵送等の手間が省略できるため、メリットはあると考えている。</p>	<p>●契約管理システム:パッケージソフト(WonderWeb)【土】</p> <p>●契約手続き:工事事務所単位、各工事毎【土】</p> <p>●最終承認の流れ:基幹システムを利用して営業担当者→所属部長→経理課長→土木営業部長→総務部長→副社長→支社長→本社法務部→本社経理部→管理本部長(金額による)【土】</p> <p>●営業活動支援システム(WonderWeb)を外注し独自システムを構築。受注データ、顧客データ、物件データ等を一元管理している。【建】</p> <p>●契約後の現場管理については、各システムと連携した基幹システムを活用。【建】</p> <p>●契約手続きは、少額工事は概ね現場事務所単位、その他は支社建築営業部及び各営業所単位で行っている。【建】</p>	<p>●社内の決裁については紙ベースで実施しており、社内システムへの入力は契約手続きが完了した段階で行われる。民間発注者との契約手続きは経理部門で実施しており、下請との契約手続きは購買部門で実施している(工事事務所では契約は行わない)。</p> <p>●社内において、収入印紙代の削減に関するニーズは少ない。また、電子契約の件数が少なく書面での契約が多いことから、電子化による業務効率化のメリットはあまりない。</p>	<p>●社内システムは富士通 GLOVIA、都築電気 KitFit、AiVS を利用しており、富士通 GLOVIA が CI-NET と連携している。また、A社システムは PDF のやり取りであり、富士通 GLOVIA とは直接連携していない。</p> <p>●契約単位は拠点単位であり、拠点は国内製鉄所(君津、名古屋、八幡、大分、釜石、鹿島)に存在する。最終承認は管理部門が行い、金額に応じて決裁者が異なる。</p> <p>●社内決済のワークフローは紙と電子で違いはなく、契約時点で社内システムに登録する形となる。</p>

企業名	鹿島建設 株式会社	株式会社 大林組	西松建設 株式会社	戸田建設 株式会社	日鉄住金環境 株式会社
			<p>●営業～管理部門～最終承認までの流れ：営業物件の計上～取組～受注〔失注〕までは営業活動支援システムを主に活用。物件を取組む場合（積算費用等事前経費が発生する場合は、まず基幹システムにて事前を取組承認申請を行い、規模に応じて支社長又は本社決裁を得る。その後は、企業先の与信、見積提出時〔入札時〕、契約締結時の3段階の決裁がある。いずれも営業担当者が申請し支社長又は本社決裁となる。積算業務又は設計業務が発生する場合は、上記システムにて営業担当者が別途申請を行う。契約締結後は、営業活動支援システムにて受注処理を行い基幹システムに受注データを統合させ、原価管理を担う事務部門・現業部門に引き継ぐ流れとなっている。【建】</p>		
5. その他	<p>●民間発注者との契約形態は各社で異なると思うので、ヒアリング結果をフィードバックしてほしい。</p> <p>●CI-NETの普及が進まない要因として、データ保管料、年間費負担が挙げられる。小規模な協力会社では、工事量が少ないため、収入印紙を不要とするメリットが感じられない。また、ASPベンダごとのサービスによって、入力項目が異なるので、業者別に管理する必要があることも要因であると感じる。</p>				<p>●協力会社に普及させる上ではコストがネックとなる。契約数が多い協力会社は印紙税軽減の効果で説得できるが、そうでない会社は他社との取引も多いのでなかなか導入してくれない。</p>

企業名	鹿島建設 株式会社	株式会社 大林組	西松建設 株式会社	戸田建設 株式会社	日鉄住金環境 株式会社
6. 所感	<ul style="list-style-type: none"> ●民間発注者との契約は、民間発注者の電子商取引システムにアクセスして実施している。 ●12,000件（当初契約、追加工事、設計変更等）の契約のうち、注文書・注文請書での契約は約10,000件と多い。 ●契約手続は、現業部門の工事事務所単位で行うことが多く、全ての契約において、最後は支店長の承認が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●社内決済は紙ベースで行われるため、社内システムへの入力に契約時まで行わない。よって、電子化での社内システムとの連携による業務効率化のメリットはあまりなさそうである。 ●収入印紙代の削減を1番のメリットとして、ヒアリングを引き続き実施する。 ●民間発注者との電子契約は民間発注者の超大手のごく一部であるため、CI-NET利用の可能性あり。ただし、手続き等は各社各種らしい。 ●民間発注者と元請間で電子契約を実施する場合、以下の手法を明確にする必要がある。① 民間発注者へ実施のアプローチ（プロポーザル）② 元請社内のアプローチどの部署、どのメンバーに相談、依頼するか等③ 実施までの手続き 		<ul style="list-style-type: none"> ●民間発注者は各社独自のシステムを構築しており、元請だけでなく他業界企業との契約も多いため、CI-NET導入のメリットはあまりなさそうである。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主な民間発注者の最大顧客が電子商取引を行っているため、全体的に電子化率が高い。 ●大手企業は自社システムを持っている場合が多いので、小規模企業で共通したシステムが使えるとよい。 ●基本的には他社のヒアリング結果と大きな相違はない。

(7) 導入のための参考資料サイトアクセス状況

H:¥H29 業務¥関係法人¥H29_CI-NET¥21_HP アクセス分析

普及 WG20180202_02_参考 030_CI-NET 「導入のための参考資料」 サイト件数集計表

※ 3月更新まで

8.1.2. 設備見積 WG

(1) 設備見積業務における CI-NET 形式データ作成の解説

設備見積業務における CI-NET 形式データ作成の解説

2018 年 3 月
一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

目次

1.	CI-NET LiteS データ明細行関連コードの表現事例について	1
2.	見積書の明細部分の表現に対する CI-NET の対応	1
	(1) 建設業界の見積書の構造	1
	(2) CI-NET の対応	3
3.	設備見積メッセージ明細部分のデータ項目	4
	(1) 使用データ項目	4
	(2) データ項目の推奨規則	4
4.	明細行関連コード等の説明	5
	(1) [1200]明細コード	6
	(2) [1288]明細データ属性コード	9
	(3) [1289]補助明細コード	14
5.	明細部分の留意点	27
5-1	総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点	27
	(1) [1200]明細コード	27
	(2) 検討結果	
5-2	内訳明細計行に係る留意点	28
6.	CSV インタフェース機能	29
	(1) インタフェースファイル 作成イメージ	30
	(2) 内訳明細書からインタフェースファイルを作成	31
	(3) インタフェースファイル txt 順序	32
	1) 全体情報部分(鑑、拡張子=INF)のデータ項目記載順序の表	35
	2) 明細部分(拡張子=DAT)のデータ項目記載順序の表	38
	参考資料	39
	1. 見積書	39
	2. 内訳明細「書」のイメージ 正規と正規ではない場合	41

1. CI-NET LiteS データ明細行関連コードの表現事例について

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7(以下「CI-NET LiteS 実装規約」という。)では、各メッセージ共通に明細部分(明細情報部分)はフラットな表現と階層構造の表現を共に許すルールと成っており、この表現には[1200]明細コード、[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コード(以下「明細行関連コード」という。)があるが、これらのコードの作成・運用において解釈の違うCI-NET LiteS のデータが見受けられるとの指摘を受けている。

そこで、明細部分の作成・運用の援助となることを目的とし、[明細行関連コード]の使用事例を公表する。

2. 見積書の明細部分の表現に対する CI-NET の対応

(1) 建設業界の見積書の構造

建設業界の見積書は、大きく鑑の部分と明細の部分に分かれている。鑑部分には発注者名、受注者名や見積書の日付、見積金額総額などが記載され、明細部分はその見積金額の内容を説明する位置付けで記載されている。従って明細部分には、具体的な工種やそれぞれの工事で使用する資機材とそれらの数量や金額が記載される。また明細部分は、工種別や棟別、部位別など、それぞれの工事が持つ特徴により、明細記載における表現の違いがある。

以下に一例として、左官工事の場合の例を示す。

基金建設株式会社 東京支店 振興産業株式会社	CI-NETビル 左官工事	工事No.: 016081 見積依頼No.:01661	-	購買見積依頼 (参考)
見積書(購買見積回答書)				
基金建設株式会社 東京支店 御中		見積回答者 住所 105-0014 東京都港区芝1-2-3		
		会社名 振興産業株式会社 代表者名 振興 一郎 tel. fax. 03-03-5484-6666 03-03-5484-7777 下記の通りお見積もり致します。		
工事コード 016081	工事名称 CI-NET共済組合会館(仮称)建築工事	見積金額	¥82,015,500 円	
住所 〒102 東京都千代田区隼町1-1-5		うち	工事金額	¥78,110,000 円
			消費税額 5%	¥3,905,500 円
見積提出期限 2002年 9月27日		消費税コード: 2: 外税	課税分類コード 1: 課税対象	
見積依頼No. 01161-		支払条件	基金建設の規定による	
取引件名 左官工事		精算条件	実数実測による	
原備要素名 1 外注		保証期間指定	無償保証期間 施工引渡し日から1年	
原備科目名 402 左官工事		保険条項	労災保険の加入 注文者	
原備細目名 402 左官工事				
工期・納期 2005年10月01日E 2005年12月20日				
基本契約 2005年01月05日				
参考用 CI-NET LiteS 注文者側発行回数 1				

図1. 見積書 鑑部分(全体情報)の例

記号	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	左官工事						
1	外部		1	式	36,944,700	36,944,700	
2	内部		1	式	33,176,000	33,176,000	
3	屋根他伸縮目地取り付け		1	式	998,000	998,000	
4	経費		1	式	6,991,300	6,991,300	

記号	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	外部						
5	庭エントランス 床 モルタル金網押え	タイル下	83	m2	2,000	166,000	
6	屋根バラベット 立上り モルタル金網押え	タイル下	92	m2	4,000	367,200	
7	屋根バラベット 立上り モルタル金網押え		8	m2	4,000	31,200	
8	庭 立上り モルタル金網押え	タイル下	16	m2	4,000	63,200	
9	サンルーム前 排水溝 防水モルタル	系310-350	12	m	3,000	36,900	
10	バルコニ 排水溝 防水モルタル	系100-150 溝底のみ	1,559	m	2,000	3,118,000	
11	バルコニ 排水溝 防水モルタル	系310-350	498	m	3,000	1,494,000	
12	4-F 排水溝 防水モルタル	系310-350	22	m	3,000	66,000	
13	庭ピロティ 立上り モルタル面取り		118	m	1,000	118,000	
14	屋根防水押さえ 床 コンクリート直押え		534	m2	1,000	534,000	
15	屋根 床 コンクリート直押え	均し	1,351	m2	1,000	1,351,000	
16	エントランス屋根 床 コンクリート直押え	露出防水下	28	m2	1,000	27,800	
17	駐車場入口 床 コンクリート直押え		3	m2	1,000	2,700	
18	庭ピロティ 床 コンクリート直押え	均し	362	m2	1,000	362,000	
19	バルコニ 床 コンクリート直押え	塗膜防水下	1,428	m2	1,000	1,428,000	

図2. 見積書 明細部分(明細情報)の一部の例

明細部分は、フラットな表現と階層構造の表現がよく使われている。その図式化を下図に示す。

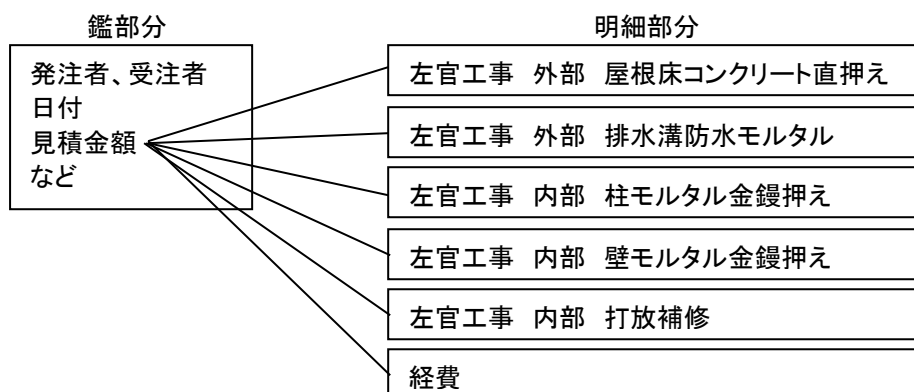


図3. 見積書 明細部分 フラットな表現のイメージ

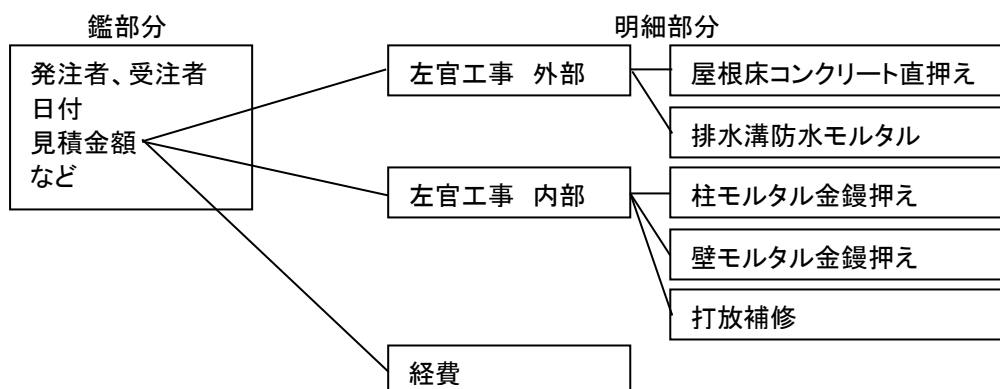


図4. 見積書 明細部分 階層構造の表現のイメージ

(2) CI-NET の対応

CI-NETでは、見積書をEDIのデータ交換の形式(以下「CI-NET形式データ」という。)とするために、見積書に記載される鑑部分と明細部分を「全体情報」と「明細情報」の2種類のデータ項目に分けて記載できるようにしている(図1、図2を参照)。

また工種別や棟別、部位別などの明細記載における表現の違いについては、データを作成する側で明細行の記載順序を自由に制御することが可能となる仕組み(「4.CI-NET LiteS 実装規約における明細行関連コード等の説明」を参照)を持っている。これを上記の左官工事の例の場合、CI-NET形式データでは、①フラットなデータ構造、②階層構造のデータ構造といった両方の表現が可能としている。

3. 設備見積メッセージ明細部分のデータ項目

(1) 使用データ項目

表 B.III-1 明細部分のデータ項目

タグ	データ項目名	利用区分											内訳明細書に印刷されるデータ項目
		総括明細				見積条件等			内訳明細				
		本体行	仕様行	計行	コメント行	見積条件	メーカーリスト	本体行	仕様行	計行	コメント行	印刷項目	
1200	明細コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
1288	明細データ属性コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
1289	補助明細コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
1203	明細別取引区分コード	○						○					
1279	建設資機材コード	○		●				●		●			
1280	コード送信側変換結果コード	○		●				●		●			
1281	建設資機材標準名称	○		○				○		○			
1282	コード受信側変換結果コード	○		●				●		●			
1211	摘要コード	○						○					
1213	品名・名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1214	規格・仕様・摘要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1218	明細数量	●			○			●			○	○	○
1219	明細数量単位	●			○			●			○	○	○
1222	単価	●			○			●			○	○	○
1223	明細金額	●		○	○			●		○	○	○	○
1292	定価	○						○					
1251	明細別備考欄	○						○				○	○

【凡例】

■ 利用区分

- ; メッセージの処理に不可欠な、省略できないデータ項目。
- ; メッセージの送信者が取引先との協議のうえ使用を選択できるデータ項目。
- 空欄 : 当該メッセージでは使用してはならないデータ項目。

(2) データ項目の推奨規則

- 1) [1213] 品名・名称
- 2) [1214] 規格・仕様・摘要

設備見積書の明細部分の作成・運用において、特に注意すべき部分「(2)データ項目の推奨規則」

① ひとつの明細が上下2段の場合、1), 2) と共にデータ項目の入力と印字位置を示す。

上段 品名・名称 1 規格・仕様・摘要 1

下段 品名・名称 2 規格・仕様・摘要 2

- 3) [1222] 単価

① 明細数量、明細数量単位が「一式」のとき、単価には明細金額と同じ値を入力する。

4. 明細行関連コード等の説明

CI-NET LiteS 実装規約における明細部分の階層表現(フラットな表現と階層構造の両方をいう)には、[1200]明細コード、[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの三つのコード明細行関連コードを利用して表す。

明細情報部分のデータ項目 「明細コード ~ 補助明細コード」	
① 1200 明細コード	} 実装規約の規定に基づき入力する。
② 1288 明細データ属性コード	
③ 1289 補助明細コード	

ここでは、階層表現を表す明細行関連コードの定義および業務における利用規約を説明する。

これら明細行関連コードについては、CI-NET LiteS 実装規約の「データ項目定義と運用の詳細」に記載があり、その抜粋を紹介する。

以下、CI-NET LiteS 実装規約より抜粋

データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.4(以下「CI-NET 標準 BP」という。)における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

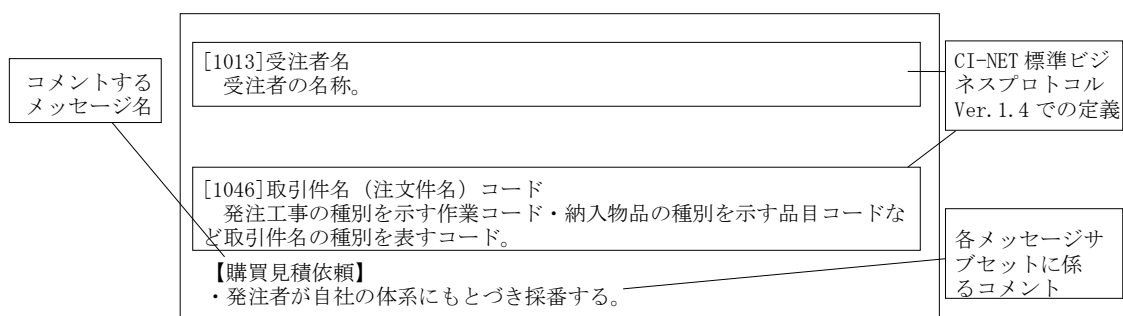


図5. 記載例

【注意事項】

コメントの必要の無いメッセージについては記載していない。

上記例では、[1013]受注者名は購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

(1) [1200]明細コード

[1200]明細コード
明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- ・「CI-NET 標準 BP」の「3.2.3.16 明細コード」に準拠し、4桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
 - ・[1200]明細コードは、データの先頭(左側)から4桁毎に区切り、桁数(=4n)によって階層の深さ(=n)を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
 - ・同一の親を持つ明細データ(以下「同一階層内」という。)は、その親の[1200]明細コードの後尾(右側)に4桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
 - ・[1200]明細コードの付与方法としては、本体行([1289]補助明細コード=00 で特定される)と、その行に付随する仕様行([1289]補助明細コード=01~49)には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
- したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】明細部分の階層表現の例

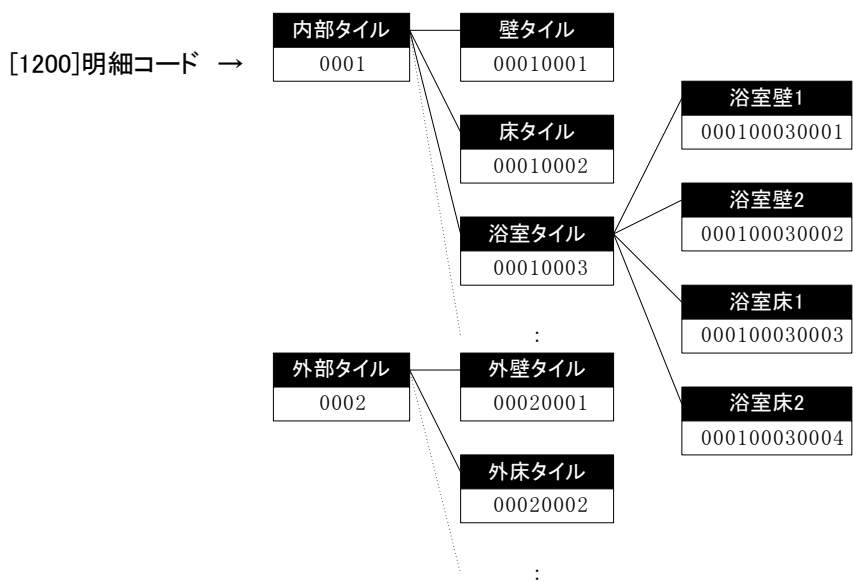


図6. 明細部分の階層構造の例

【データ属性等】

- ・数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
 - ・4桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
 - ・4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
- 正:00010001
誤:__1__1 (“_”はスペースを表す)

- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
 正:00010001
 誤:000100010000
 誤:00010001_____ ("_"はスペースを表す)

設備見積のメッセージ個別ルール

設備見積業務にはない。

【例】設備見積明細部分の階層表現の例

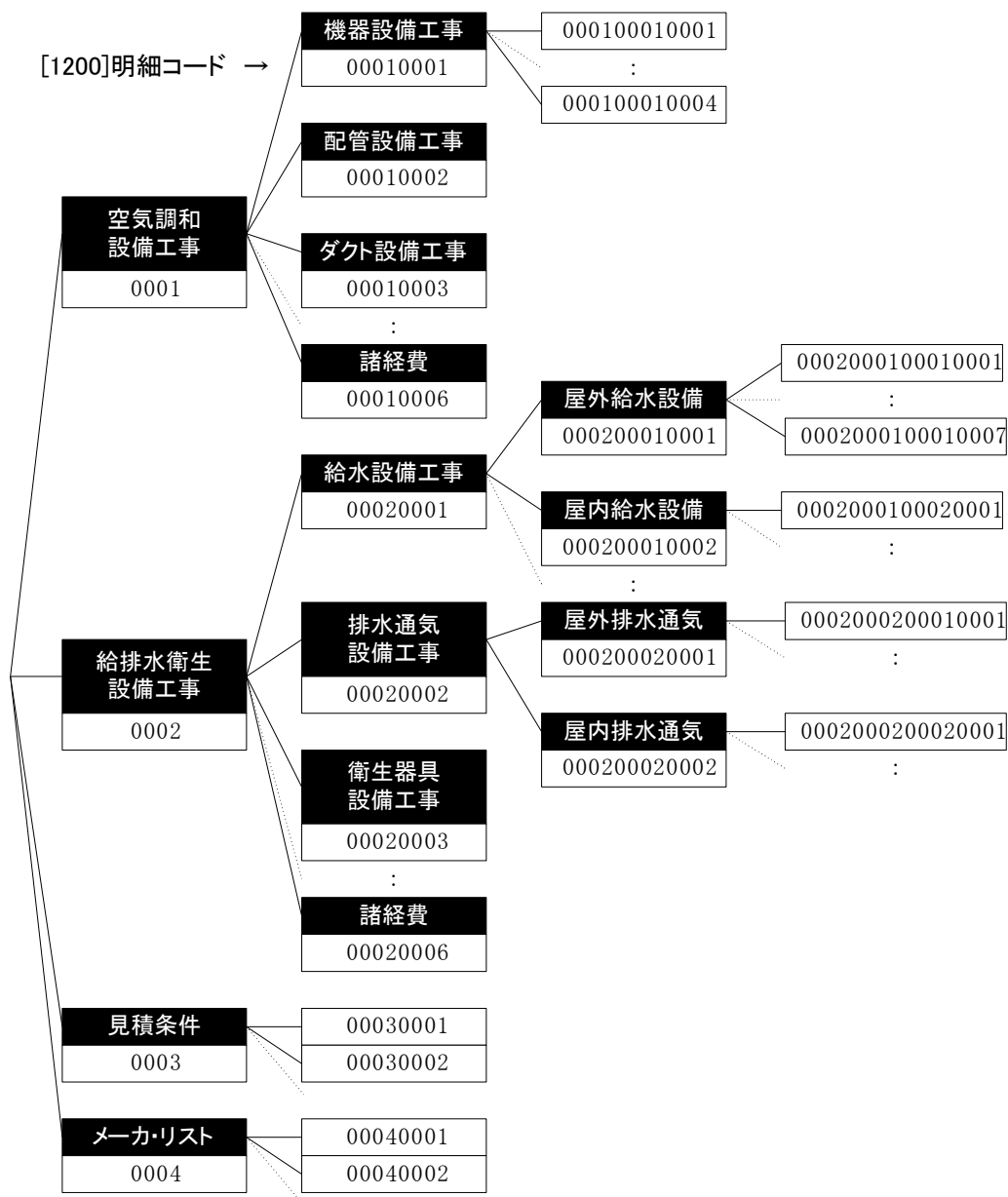


図7. 設備見積明細部分の階層構造の例

設備機器見積のメッセージ個別ルール

【例】設備機器見積明細部分の階層表現の例

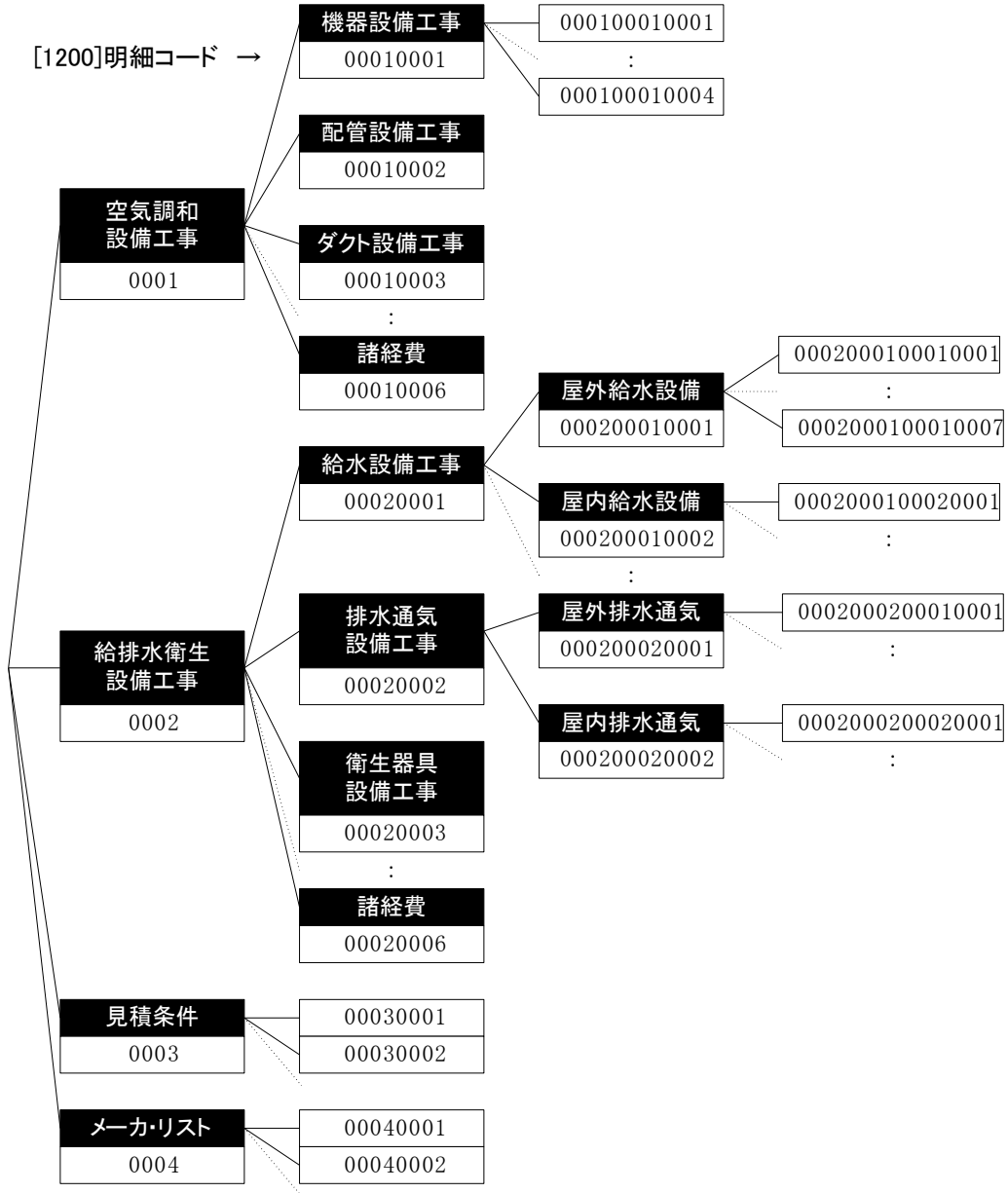


図8. 設備見積明細部分の階層表現の例

以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする

データ属性等における注意事項

- ・見積業務の回答メッセージ作成時には、見積業務の依頼メッセージの明細行の順序（[1200]明細コードおよび[1289]補助明細コードの順序）を損なわないよう留意する。

(2) [1288]明細データ属性コード

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表1. 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカ・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカ名を 記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

設備見積のメッセージ個別ルール

以下を設備見積メッセージの個別ルールとする。

① エlement・別紙・代価の不使用

・Element、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

② 総括明細行 ([1288]=「0」)に関するルール

総括明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

(定義)

i・種目(棟別、工区別、屋外など)、科目(空気調和設備、給水設備、電灯設備、動力設備、昇降機設備など)、諸経費などを表す明細データを示す。

(用法上の注意)

ii・同一階層内の共通する属性が「0」、すなわち総括明細を表す階層で[1288]=「0」の場合、この階層に「5」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「0」のみで明細データが構成されることもある。

iii・同一階層内の共通する属性が「0」の場合、その上の階層の共通する属性は「0」に限る。

iv・同一階層内の共通する属性が「0」でその下に階層を持つ場合は、その下の階層の共通する属性は「0」または「5」とする。

V・建設資機材を表す明細データが「0」となることはない。

③ 内訳明細行 ([1288]=「5」)に関するルール

内訳明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

(定義)

i・建設資機材を表す明細データを示す。

ii・内訳明細行「5」の下に明細データを持つことはできない。

(用法上の注意)

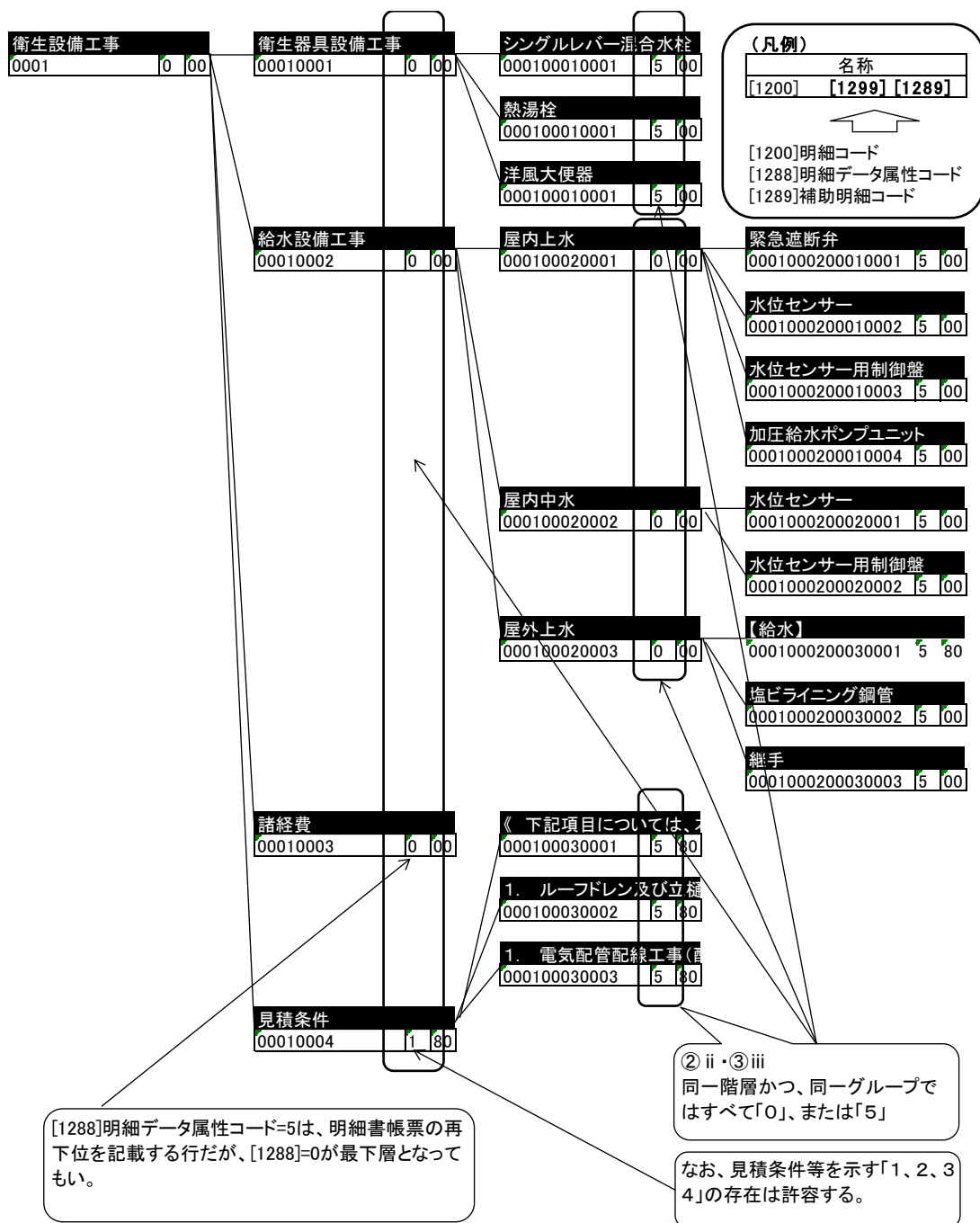
iii・同一階層内の共通する属性が「5」、すなわち内訳明細を表す階層で[1288]=「5」の場合、この階層に「0」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「5」のみで明細データが構成されることもある。

【運用上の留意点】

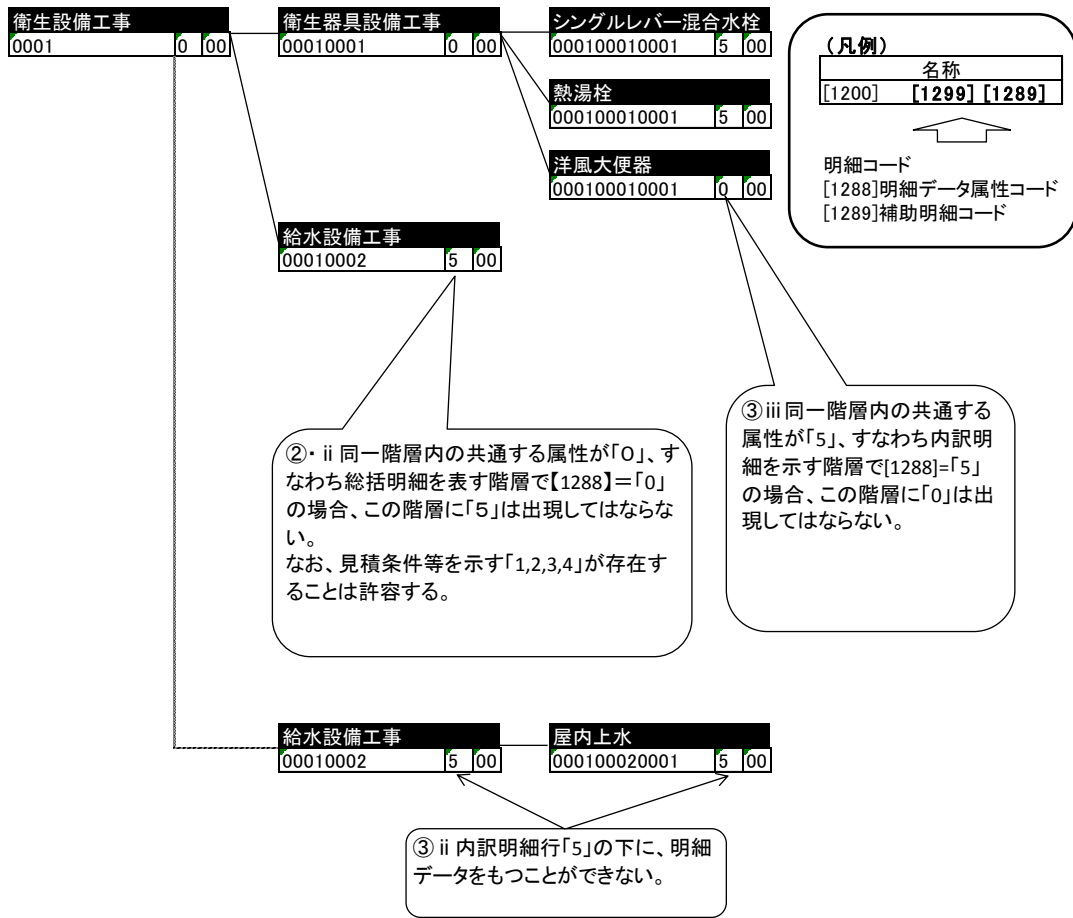
総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

④総括明細行 ([1288]=「0」)と内訳明細行 ([1288]=「5」)のサンプル

■ 正規表



■ 不正規(例) ② ii、③ iiiに適合していない場合



設備機器見積メッセージ個別ルール

以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする。

①エレメント・別紙・代価の不使用

・エレメント、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

②総括明細行 ([1288]=「0」)に関するルール

総括明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

(定義)

・種目(棟別、工区別、屋外など)、科目(空気調和設備、給水設備、電灯設備、動力設備、昇降機設備など)、諸経費などを表す明細データを示す。

(用法上の注意)

・同一階層内の共通する属性が「0」、すなわち総括明細を表す階層で[1288]=「0」の場合、この階層に「5」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「0」のみで明細データが構成されることもある。

・同一階層内の共通する属性が「0」の場合、その上の階層の共通する属性は「0」に限る。

・同一階層内の共通する属性が「0」でその下に階層を持つ場合は、その下の階層の共通する属性は「0」または「5」とする。

・建設資機材を表す明細データが「0」となることはない。

③内訳明細行 ([1288]=「5」)に関するルール

内訳明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

(定義)

・建設資機材を表す明細データを示す。

・内訳明細行「5」の下に1階層のみ「5」を持つことができる。

(用法上の注意)

・同一階層内の共通する属性が「5」、すなわち内訳明細を表す階層で[1288]=「5」の場合、この階層に「0」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「5」のみで明細データが構成されることもある。

・同一階層内の共通する属性が「5」でその下に階層を持つ場合は、その下の階層の共通する属性は「5」に限る。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

【参考】

同一階層内の共通する属性が「5」でその下に階層を持つ場合は、その下の階層の共通する属性は「5」に限る。5(親)—5(子)は積みあがる。

(3) [1289]補助明細コード

[1289]補助明細コード
 [1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表2. 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 この行は金額集計の対象となる。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階層下に明細データを持つことができる。 金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金額の小計を記載する行である。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階層下に明細データを持つことができる。

設備見積のメッセージ個別ルール

以下を設備見積メッセージの個別ルールとする。

①[1289]=80(コメント行)についての取り扱い

- [1288]=0(総括明細行)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- 見積条件等([1288]=1~4) の場合、1 階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

- 本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ 1 階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。
- 総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

- 総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A 行)の見積対象の金額を当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。
- 全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を表す。

表3. [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01～49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	メーカー・リスト	2	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	自由採番	3	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	自由採番	4	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01, 02, 03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

④明細データのサンプル

(a)基本的な明細データの構成:

(a-1)明細構造順に作成したデータ(仕様行無しの簡略例) → サンプル(a-1)参照

(a-2)帳票出力順に作成したデータ(仕様行無しの簡略例) → サンプル(a-2)参照

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、改ページに該当する箇所の先頭にページ見出し(総括明細本体行に既に記載している内容を、読み易さ等のために再度表記するもの)を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。
- ・ページ見出しを記載する場合、その行はコメント行([1289]=80)とする。
- ・またこの場合、[1200]明細コードは、サンプル(a-2)のように末尾 4 桁を見出し行用の一つとり、以降の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【注意事項】

- ・帳票出力順に作成したデータは、[1200]明細コードでソートすることで明細構造順に再現可能であるのが一般的である。(※内訳明細仕様行を含む場合は、ソートの第 2 キーとして[1289]補助明細コードを加える)。
- ・上記でソートしたデータは、[1288]明細データ属性コードを第 1 キー、[1200]明細コードを第 2 キーとしてソートすることで、元の帳票出力順に再現できることが一般的である。

(b)仕様行、計行、コメント行の記載方法 → サンプル(b)参照

表4. 明細構造順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	1.機器設備～諸経費の明細金額の和
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生機	RB-1
"	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
"	000100010003	5	00	空気調和機	AHU-1
"	000100010004	5	00	現場雑費	吸収式～現場雑費の明細金額の和が、機器設備工事の単価
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	内訳を持たなくとも、金額計算を正しく表現するために[1289]=00
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	1.給水設備～諸経費の明細金額の和が、この行の単価
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
"	0002000100010004	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010005	5	00	配管工事	
"	0002000100010006	5	00	現場雑費	
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
"	0002000100020003	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
総括本体	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
総括本体	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
総括本体	00020005	0	00	5.消火設備工事	先頭行の[1200]は4桁、以降は4桁連番を追加
総括本体	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
"	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
"	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
"	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
"	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリス	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
"	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
"	00040002	2	80	吸収式冷温水器 ○○重工	
"	00040003	2	80	ポンプ □□製作所	
"	00040004	2	80	空気調和機 △△重工	

表5. サンプル(a-2) 帳票出力順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
〃	00010001	0	00	1.機器設備工事	
〃	00010002	0	00	2.配管設備工事	
〃	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
〃	00010004	0	00	4.換気設備工事	
〃	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
〃	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
〃	00020001	0	00	1.給水設備工事	
〃	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
〃	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
〃	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
〃	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
〃	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
〃	00020005	0	00	5.消火設備工事	
〃	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
〃	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
〃	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
〃	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
〃	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリスト	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
〃	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
〃	00040002	2	80	吸収式冷温水器 ○○重工	
〃	00040003	2	80	ポンプ □□製作所	
〃	00040004	2	80	空気調和機 △△重工	
見出し	000100010001	5	80	1.空気調和設備工事	
〃	000100010002	5	80	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010003	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
〃	000100010004	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
〃	000100010005	5	00	空気調和機	AHU-1
〃	000100010006	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100010001	5	80	2.給排水衛生設備工事	
〃	0002000100010002	5	80	1.給水設備工事	
〃	0002000100010003	5	80	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010004	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
〃	0002000100010005	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
〃	0002000100010006	5	00	同上継ぎ手類	
〃	0002000100010007	5	00	消耗品雑材料	
〃	0002000100010008	5	00	配管工事	
〃	0002000100010009	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100020001	5	80	2.屋内給水設備工事	
〃	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
内訳本体	0002000100020003	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
〃	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	

帳票印刷順の場合ページ見出し行を記載することがある。この記載有無は、データ作成側の任意。

見出し行はコメント行として扱う。

内訳明細行の[1200]明細コードの末尾4桁は、見出し行を挿入した分、サンプル(a-1)に較べて繰り下げる。

表6. サンプル(b) 仕様行、計行、コメント行を含む明細データの構成

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
内訳仕様	000100010001	5	01	仕様の[1200]明細コードは本体行と同一とする。また、[1289]補助明細コードは01からの連番とする。	ガス焚 冷却塔一体型 耐塩仕様
"	000100010001	5	02		冷却能力75RT 加熱能力207,000kcal/h
"	000100010001	5	03		冷水750L/min 12→7度C
"	000100010001	5	04		温水750L/min 50→55度C
"	000100010001	5	05		冷温水ポンプ 7.5kw
"	000100010001	5	06		冷却水ポンプ シスターン組込
"	000100010001	5	07		燃料消費料 都市ガス7C 54Nm3/h
"	000100010001	5	08		感震器 遠隔操作盤 防振ゴム 他一式共
内訳本体	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
内訳仕様	000100010002	5	01		型式 片吸込渦巻型
"	000100010002	5	02		65φ×430L/min×15m×2.2kw (3φ-200V)
"	000100010002	5	03		防振装置共
内訳本体	000100010003	5	00	空気調和機	AHU-1
内訳仕様	000100010003	5	01		型式 水平型
内訳本体	000100010004	5	00	現場雑費	
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	1.屋外給水設備工事	
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
内訳計	0002000100010004	5	90	以上 材料小計	
内訳本体	0002000100010005	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010006	5	00	配管工事	
"	0002000100010007	5	00	現場雑費	
内訳計	0002000100010008	5	90	以上小計	
内訳コメ	0002000100010009	5	80	屋外給水設備工事計	内訳明細計行のルールに合致しない計などは、コメント行とする。
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
内訳コメ	0002000100020003	5	80	塩ビライニング鋼管は〇〇型にて積算しています。	
内訳本体	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
"	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
"	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
"	00020005	0	00	5.消火設備工事	
"	00020006	0	00	諸経費	

設備機器見積のメッセージ個別ルール

以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする。

①[1289]=80(コメント行)についての取り扱い

・1 階層下に明細データを持つことはできない。

②金額集計の考え方

・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ 1 階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。

・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A 行)の見積対象の金額を当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。

・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を表す。さらに、[1200]明細コードと組み合わせた明細データ構造表現のサンプルを示す。

表7. [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01～49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	メーカーリスト	2	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	自由採番	3	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	自由採番	4	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができる。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01, 02, 03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する内訳明細本体行を金額集計対象とすること。同一階層内で前に内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までを金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

④明細データのサンプル

(a)基本的な明細データの構成:

(a-1)明細構造順に作成したデータ(仕様行無しの簡略例) → サンプル(a-1)参照

(a-2)帳票出力順に作成したデータ(仕様行無しの簡略例) → サンプル(a-2)参照

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、改ページに該当する箇所の先頭にページ見出し(総括明細本体行に既に記載している内容を、読み易さ等のために再度表記するもの)を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。
- ・ページ見出しを記載する場合、その行はコメント行([1289]=80)とする。
- ・またこの場合、[1200]明細コードは、サンプル(a-2)のように末尾4桁を見出し行用に一つとり、以降の明細行は末尾4桁を1ずつ繰り下げる。

【注意事項】

- ・帳票出力順に作成したデータは、[1200]明細コードでソートすることで明細構造順に再現可能であるのが一般的である。(※内訳明細仕様行を含む場合は、ソートの第2キーとして[1289]補助明細コードを加える)。
- ・上記でソートしたデータは、[1288]明細データ属性コードを第1キー、[1200]明細コードを第2キーとしてソートすることで、元の帳票出力順に再現できることが一般的である。

(b)仕様行、計行、コメント行の記載方法 → サンプル(b)参照

表8. サンプル(a-1) 明細構造順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	1.機器設備～諸経費の明細金額の和
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生機	RB-1
"	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
"	000100010003	5	00	空気調和機	AHU-1
"	000100010004	5	00	現場雑費	
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	吸収式～現場雑費の明細金額の和が、機器設備工事の単価
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	内訳を持たなくとも、金額計算を正しく表現するために[1289]=00
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	1.給水設備～諸経費の明細金額の和が、この行の単価
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
"	0002000100010004	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010005	5	00	配管工事	
"	0002000100010006	5	00	現場雑費	
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
"	0002000100020003	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
総括本体	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
総括本体	00020004	0	00	4.ガス設備工事	先頭行の[1200]は4桁、以降は4桁連番を追加
総括本体	00020005	0	00	5.消火設備工事	
総括本体	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
"	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
"	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
"	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
"	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリス	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
"	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
"	00040002	2	80	吸収式冷温水器	〇〇重工
"	00040003	2	80	ポンプ	□□製作所
"	00040004	2	80	空気調和機	△△重工

表9. サンプル(a-2) 帳票出力順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
〃	00010001	0	00	1.機器設備工事	
〃	00010002	0	00	2.配管設備工事	
〃	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
〃	00010004	0	00	4.換気設備工事	
〃	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
〃	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
〃	00020001	0	00	1.給水設備工事	
〃	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
〃	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
〃	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
〃	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
〃	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
〃	00020005	0	00	5.消火設備工事	
〃	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
〃	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
〃	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
〃	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
〃	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリスト	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
〃	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
〃	00040002	2	80	吸収式冷温水器 ○○重工	
〃	00040003	2	80	ポンプ □□製作所	
〃	00040004	2	80	空気調和機 △△重工	
見出し	000100010001	5	80	1.空気調和設備工事	
〃	000100010002	5	80	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010003	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
〃	000100010004	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
〃	000100010005	5	00	空気調和機	AHU-1
〃	000100010006	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100010001	5	80	2.給排水衛生設備工事	
〃	0002000100010002	5	80	1.給水設備工事	
〃	0002000100010003	5	80	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010004	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
〃	0002000100010005	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
〃	0002000100010006	5	00	同上継ぎ手類	
〃	0002000100010007	5	00	消耗品雑材料	
〃	0002000100010008	5	00	配管工事	
〃	0002000100010009	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100020001	5	80	2.屋内給水設備工事	
〃	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
内訳本体	0002000100020003	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
〃	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	

帳票印刷順の場合ページ見出し行を記載することがある。この記載有無は、データ作成側の任意。

見出し行はコメント行として扱う。

内訳明細行の[1200]明細コードの末尾4桁は、見出し行を挿入した分、サンプル(a-1)に較べて繰り下げる。

表10. サンプル(b) 仕様行、計行、コメント行を含む明細データの構成

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要	
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事		
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事		
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1	
内訳仕様	000100010001	5	01	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 仕様行の[1200]明細コード は本体行と同一とする。 また、[1289]補助明細コード は01からの連番とする。 </div>	ガス焚 冷却塔一体型 耐塩仕様	
"	000100010001	5	02		冷却能力75RT 加熱能力207,000kcal/h	
"	000100010001	5	03		冷水750L/min 12→7度C	
"	000100010001	5	04		温水750L/min 50→55度C	
"	000100010001	5	05		冷温水ポンプ 7.5kw	
"	000100010001	5	06		冷却水ポンプ シスターン組込	
"	000100010001	5	07		燃料消費料 都市ガス7C 54Nm3/h	
"	000100010001	5	08		感震器 遠隔操作盤 防振ゴム 他一式共	
内訳本体	000100010002	5	00		冷温水ポンプ	CHP-1
内訳仕様	000100010002	5	01			型式 片吸込渦巻型
"	000100010002	5	02		65φ×430L/min×15m×2.2kw (3φ-200V)	
"	000100010002	5	03		防振装置共	
内訳本体	000100010003	5	00	空気調和機	AHU-1	
内訳仕様	000100010003	5	01		型式 水平型	
内訳本体	000100010004	5	00	現場雑費		
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事		
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事		
"	00010004	0	00	4.換気設備工事		
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事		
"	00010006	0	00	諸経費		
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事		
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事		
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事		
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A	
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A	
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類		
内訳計	0002000100010004	5	90	以上 材料小計		
内訳本体	0002000100010005	5	00	消耗品雑材料		
"	0002000100010006	5	00	配管工事		
"	0002000100010007	5	00	現場雑費		
内訳計	0002000100010008	5	90	以上小計		
内訳コメ	0002000100010009	5	80	屋外給水設備工事計	内訳明細計行のルールに合致し ない計などは、コメント行とする。	
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事		
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A	
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A	
内訳コメ	0002000100020003	5	80	塩ビライニング鋼管は〇〇型にて積算しています。		
内訳本体	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類		
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事		
"	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事		
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事		
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事		
"	00020004	0	00	4.ガス設備工事		
"	00020005	0	00	5.消火設備工事		
"	00020006	0	00	諸経費		

5. 明細部分の留意点

「CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1 ad.7 指針・参考資料」より抜粋

5-1 総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点

(1) 背景・問題点

明細行の[1288]明細データ属性コードの記載に関して、同一階層内における総括明細行（[1288]=0）と内訳明細行（[1288]=5）の混在というものが考えられる。現状の実装規約においては、両者の混在について、特に禁止はしていないが、以下のような点を考慮すると、混在を避ける運用が求められる。

- ① 同一階層における明細表現の統一を図ることができること。
- ② 設備見積、設備機器見積の両業務メッセージと同様、総括明細行と内訳明細行の混在がなくなること。
- ③ 厳格な規約化とすると、実装上現状のシステムに与える問題が大きく、運用レベルで運用上の統一を図っていくことが適当と考えられること。

(2) 検討結果

上記のような課題に対して、以下のように同一階層には総括本体行「0」と内訳本体行「5」が混在しないような運用とする旨の補足の解説を追加することとした。具体的には以下のような内容である。

■総括明細行（[1288]=0）と内訳明細行（[1288]=5）の混在に係る運用上の留意点

今後、明細行のデータを作成するにあたっては、同一階層内で総括明細行（[1288]=0）と内訳明細行（[1288]=5）が混在することのないようにする。

上記の内容の具体的なイメージを示すと、以下のようになる。

明細行種類	[1200]明細コード	[1288]明細別データ属性コード	[1289]補助明細コード	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
内訳明細	0001	5	80	鉄筋工事					
総括明細	0002	0	00	内訳別紙(1) 異形鉄筋	SD295A	1	式	0	3,534,000
総括明細	0003	0	00	内訳別紙(2) 異形鉄筋	SD345	1	式	0	1,299,000
内訳明細	0004	5	00	加工組立費		155	t	40,000	6,196,000
内訳明細	0005	5	00	小運搬費		155	t	4,000	619,600
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

同一桁数での表現を「同一階層」と呼ぶ。

[1200]が同じ桁数(同一階層)で[1288]=[0]と[5]が混在しないようにする。

図 B.VI- 1 総括明細行と内訳明細行の混在の例

また、上記内容の対象範囲は現在実装規約化されているメッセージ全てとすることとした。これは、できる限り全てのメッセージで共通的なルールのもと運用することが求められるために、広く対象とすることとしたものである。

5-2 内訳明細計行に係る留意点

各メッセージの明細表現に関する記載における、表「[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現」に関し、内訳明細計行（[1288]明細データ属性コード=5 かつ [1289]補助明細コード=90）の部分の記述について、記述の読み込み不足からくる混乱を防ぐため、以下のように補足説明する。

内訳明細計行の「備考」の2点目の記載については、以下のような記載に変更する。

同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から、自行の直前までに存在する内訳明細本体行を、金額集計対象とすること。

同一階層内で、自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までを、金額集計範囲とすること。

またこれを図示すると以下の図のようになる。

（同一階層内で前に内訳明細計行が無い場合の例）

[1200] 明細コード	[1288] 明細データ 属性コード	[1289] 補助明細 コード	[1213] 品名	[1235] 今回迄累積出来高 金額明細
0001	5	00	壁タイル工事	500,000
0002	5	00	床タイル工事	200,000
0003	5	00	浴室タイル工事	300,000
0004	5	90	内部タイル工事費	1,000,000

図 B.VI- 2 内訳明細計行の記載の例(その 1)

（同一階層内で前に内訳明細計行がある場合の例）

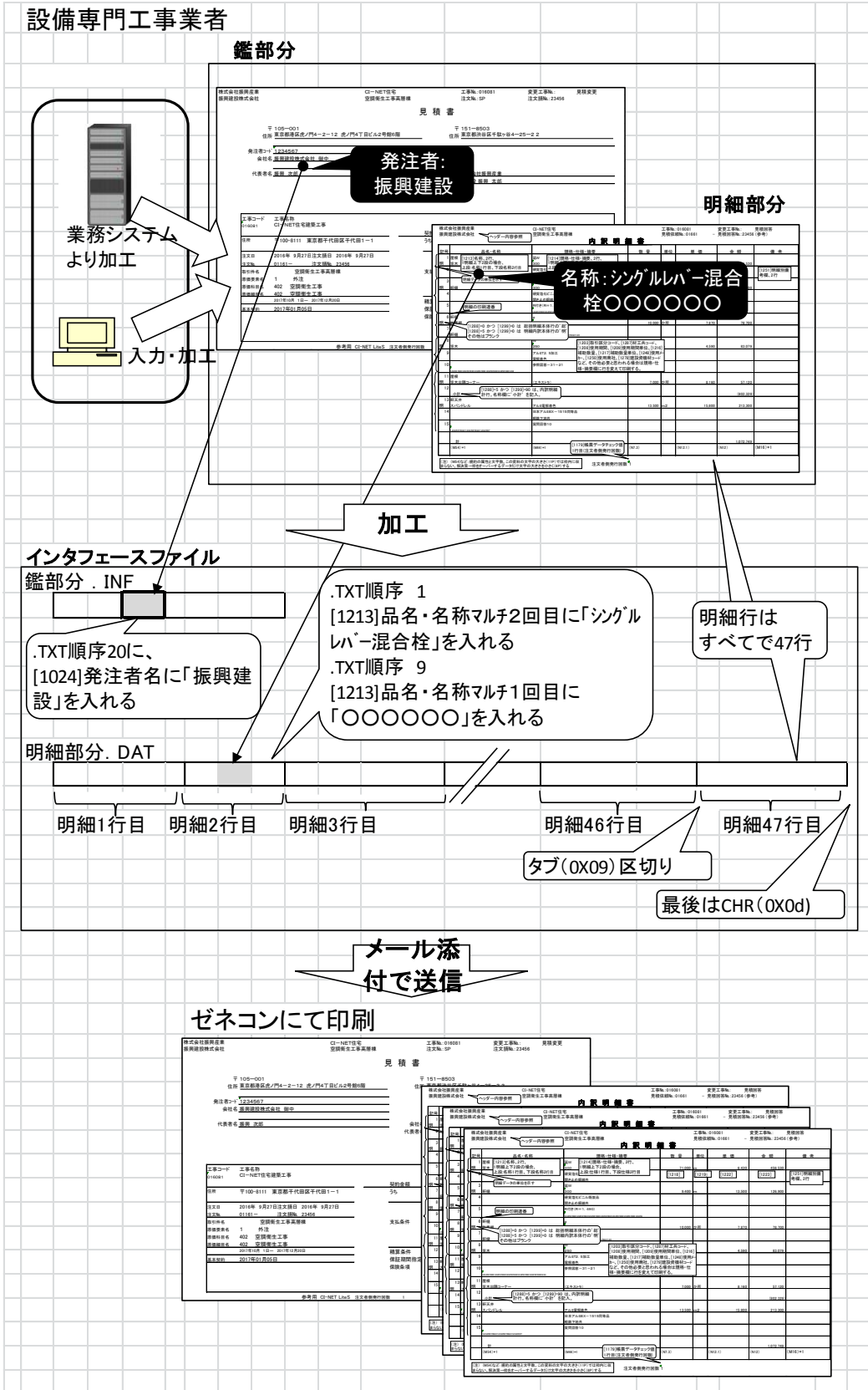
[1200] 明細コード	[1288] 明細データ 属性コード	[1289] 補助明細 コード	[1213] 品名	[1235] 今回迄累積出来高 金額明細
0001	5	00	壁タイル工事	500,000
0002	5	00	床タイル工事	200,000
0003	5	00	浴室タイル工事	300,000
0004	5	90	内部タイル工事費	1,000,000
0005	5	00	外壁タイル工事	700,000
0006	5	00	外床タイル工事	400,000
0007	5	90	外部タイル工事費	1,100,000

図 B.VI- 3 内訳明細計行の記載の例(その 2)

6. CSV インタフェイス機能

「CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1 ad.7 指針・参考資料」より抜粋
設備見積書、取引先との授受する CI-NET インタフェイス
ファイル拡張子が .INF .DAT の CSV ファイルの作成方法を解説する。

(1) インタフェースファイル 作成イメージ



(2) 内訳明細書からインタフェースファイルを作成

自社で利用している見積書からインタフェースファイルを作成する場合の、明細部分(.DAT ファイル)の作成方法を示す。

インタフェースファイルを作成するには、txt 順序通りにデータ項目をセットする。

なお、下図に示すタグ、txt 順序などは、鑑部分.INF ファイルは p. 35~ 37、明細部分.DAT ファイルは、p.38 に示す。

1) 品名・名称と規格・仕様・摘要が左右別列に表示されている場合

内訳明細書に印刷されているデータ項目							
内訳明細書							
品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
空調設備工事	11[1213]1行目 9[1213]2行目	10[1214]1行目 12[1214]2行目	14[1218]	15[1219]	16[1222]	17[1223]	19[1251]明細別 備考欄、2行
機器設備工事							
空冷ヒートポンプパッケージエアコン	RAC-1	1	組	300.000	300.000		
	明細データの 単位を示す	冷房能力2.2kW		仕様行にする			
		暖房能力2.5kW		仕様行にする			
空冷ヒートポンプパッケージエアコン	RAC-2	1	組	200.000	200.000		
		冷房能力2.2kW					
分岐管			1	式	100.000	100	
(以下省略)							

凡例

- txt順序
- タグ
- 11[1213]1行

2) 品名・名称と規格・仕様・摘要が同じ列にに表示されている場合

内訳明細書に印刷されているデータ項目							
内訳明細書							
品名・名称 規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考		
空調設備工事	11[1213]1行目 9[1213]2行目	10[1214]1行目 12[1214]2行目	14[1218]	15[1219]	16[1222]	17[1223]	19[1251]明細別 備考欄、2行
機器設備工事							
空冷ヒートポンプパッケージエアコン		1	組	300.000	300.000		
RAC-1							
冷房能力2.2kW							仕様行にする
暖房能力2.5kW							仕様行にする
空冷ヒートポンプパッケージエアコン		1	組	200.000	200.000		
RAC-2							明細データの 単位を示す
冷房能力2.2kW							
分岐管		1	式	100.000	100		
(以下省略)							

凡例

- txt順序
- タグ
- 11[1213]1行

(3) インタフェースファイル txt 順序

凡例

■ タグ

- ・個別のデータ項目に割り当てられた番号。

■ 属性

- ・データ項目に使用する文字の種類を識別する記号。

X 属性

1 バイト (半角) の英数文字、およびカタカナ。正確には、JIS-X0201 という JIS 規約で定められている 8 ビットの文字列データである。

X 属性のデータ項目では、本資料において特段の指定の無い限り、左詰めで記載する。

(例 1 参照)

また X 属性で右詰め指定がある項目では、その使用可能な桁数内において未使用の桁がある場合、その部分について、

- ・「sp」(スペース: 8bit 文字コード表の Hex 表示 20)
- ・「0」(ゼロ: 8bit 文字コード表の Hex 表示 30)

のいずれを使用してもよいものとする。

さらに X 属性の項目における使用可能な桁数以外の部分については、

- ・「sp」(スペース: 8bit 文字コード表の Hex 表示 20)

を入れるものとする。(例 2 参照)

【例 1】[1019]受注者担当郵便番号 (X 属性、最大バイト数 10) に「105-0001」を記載する場合。

正: 105-0001

誤: ss105-0001 ("s"はスペースを表す)

【例 2】[1179]帳票データチェック値 (X 属性、最大バイト数 15) に[1]データ処理 No. 「123」(15 バイトの中の右詰め 5 桁) を記載する場合。

正: ssssssssss00123

誤: ssssssssss123

誤: ssssssssss123ss

誤: 0000000000ss123

(注) LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 以前は「sssssssssss123」の表記も正と記載されていたため、同 Ver.2.1 ad.6 以前からの運用システムにおいては、「sssssssssss123」の表記も混在しており、注意が必要である。なお、「sssssssssss123」と表記している場合は、出来る限り速やかに「sssssssss00123」の表記に改修することが望ましい。

なお、本資料のメッセージサブセットの使用データ項目一覧表で「M」と記載するデータ項目では Mix モード (8 ビット文字と 16 ビット文字の混在) を許す。これらのデータ項目はシフト JIS コードで記載しなければならない。

【重要事項】単位の記載について

本資料に定めるメッセージサブセットには、単位に関連する以下のデータ項目が含まれる。

[1219]明細数量単位

[1209]使用期間単位
[1217]補助数量単位

これらのデータ項目では、CI-NET 標準 BP「3.2.3.12 単位コード」に定める単位コードを使用しなければならない。ただし CI-NET LiteS の運用上 Mix モードを許容するので、半角 (8 bit) 文字を使用してよい。しかし「m2」など、複数の英数カナ文字を含む単位コードについては、全ての英数カナ文字を半角 (8 bit) あるいは全角 (16 bit) 文字に統一しなければならない。

正：	m2	半角+半角
正：	m 2	全角+全角
誤：	m2	全角+半角
誤：	m 2	半角+全角
誤：	M2	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載
誤：	平米	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載

K 属性

2 バイト (全角) のかな漢字など。

正確には、JIS-X0208 という JIS 規約で定められている 16 ビットの文字列データである。したがって、いわゆる外字は使用不可能。

外字の例；①、②、③...、㎡、キ、ッ、ヰ、ヱ...、(株)、(有)、(代)...

K 属性のデータ項目では、本資料において特段の指定の無い限り、左詰めで記載する。

【重要確認】

X 属性は 8bit 文字列、K 属性は 16bit 文字列であるが、CII シンタックスルールにより、共にこれら文字列では、最も右側にあるブランク以外の文字よりもさらに右側にあるブランクを省略することができる

【重要確認 2】

JIS X0213:2004 (JIS2004) という JIS 規約で定められている第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。

9 属性

1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字のみで表される数値。カンマは記載しない。

N 属性

1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字、「+」、「-」の正負記号、「.」の小数点で表される数値。カンマは記載しない。

■バイト数

- ・ X 属性のデータ項目では最大文字数を示す。
- ・ K 属性のデータ項目では、1 文字が 2 バイトなので、最大文字数の 2 倍を示す。
- ・ 9 属性および N 属性のデータ項目では整数部の最大桁数を示す。小数点以下の桁数、小数点、正負記号はバイト数に含まれない。
- ・ なお、ここに示す値はデータ項目の最大バイト数である。実際に送信するデータ項目の桁数がこの値より少ない場合は、必要な桁数だけ送信することができる。

■小数

- ・9属性およびN属性のデータ項目の小数点以下の最大桁数を示す。
- ・なお、上記のバイト数と同じく最大桁数であり、実際に送信するデータ項目の桁数がこの値より少ない場合は、必要な桁数だけ送信することができる。

■回数

- ・マルチデータ項目の最大繰り返し回数を示す。明細情報部のM6レベル1における回数∞（無限大）とは、見積書の明細行を任意回数繰り返せることを表す。
- ・なお、最大回数であり、最大回数以内に必要な回数だけ送信することができる。

■マルチ

- ・「M」は、マルチ明細項目（繰り返し可能）であることを示す。逆に、マルチ欄に記載の無いデータ項目は同一メッセージ内に1度しか記載できない。
- ・「M9」、「ME」などの番号は、メッセージ内に複数存在するマルチ明細を特定する番号である。
- ・「M7レベル2」、「M8レベル2」は、「M6」のマルチの中でさらにもう一段のマルチがとられている（ネスト化されている：下図参照）ことを表す。これに対し「レベル1」は、ネスト化されていないマルチを表す。

見積明細書

[1214]規格・仕様・摘要		[1219]明細数量単位	
[1213]品名・名称	[1218]明細数量	[1222]単価	

	品名	摘要	数量	単位	単価
1	玄関 床	JB	3.50	m2	20000.0
	花崗岩	100×100			
2	ホール 巾木	本磨き	10.00	m	5000.0
	花崗岩	100×25			
3	前室 飾り棚	本磨き	9.00	m2	20000.0
	大理石	850×450			

マルチ6レベル1 1, 2, 3回目

マルチ7レベル2 1, 2回目

図 B. I - 1 マルチレベル1とレベル2の例

■最大長

- ・N属性のデータ項目については、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。
- ・X属性、K属性、9属性については、上記のバイト数と同じ長さである。

■使用・不使用のデータ項目

- ・メッセージの「順序」に数字が入っているデータ項目は当該メッセージのCSVファイルで使用できる項目。
- ・メッセージの「順序」が空欄のデータ項目は当該メッセージで使用してはならない項目。

1) 全体情報部分 (鑑、拡張子=INF)のデータ項目記載順序の表
 設備見積依頼/回答、機器見積依頼/回答

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				設備見積		機器見積		マルチ	タグ	設備見積 txt 順序	設備機器見積 txt 順序
		属性	byte数	小数	回数	最大長	依頼	回答	依頼				
1	データ処理No.	9	5		5	●	●	●	●		1	1	
2	情報区分コード	X	4		4	●	●	●	●		2	2	
3	データ作成日	9	8		8	●	●	●	●		3	3	
4	発注者コード	X	12		12	●	●	●	●		4	4	
5	受注者コード	X	12		12	●	●	●	●		5	5	
1197	サブセット・バージョン	X	12		12	●	●	○	○		1197	6	
9	訂正コード	X	1		1	●	●	●	●		9	7	
1006	工事コード	X	12		12	○	○				1006	8	
1007	帳票No.	X	14		14	●	●	●	●		1007	9	
1008	帳票年月日	9	8		8	●	●	●	●		1008	10	
1009	参照帳票No.	X	14		14	●	●	●	●		1009	11	
1010	参照帳票年月日	9	8		8	●	●	●	●		1010	12	
1181	帳票名称	K	60		60	○	○				1181	13	
1023	受注者コード2	X	10		10						1023		
1046	取引件名(注文件名)コード	X	8		8						1046		
1191	原価要素名	K	16		16								
1192	原価要素コード	X	5		5								
1193	原価科目名	K	40		40								
1194	原価科目コード	X	5		5								
1195	原価細目名	K	24		24								
1196	原価細目コード	X	5		5								
1013	受注者名	K	40		40	○	○	○	○		1013	14	
1015	受注者代表者氏名	K	28		28						1015	11	
1017	受注者担当部署名	K	40	1	40	○	○	○	○	M9レベル	1017	15	
1018	受注者担当者名	K	20	1	20	○	○	○	○	M9レベル	1018	16	
1019	受注者担当郵便番号	X	10	1	10	○	○	○	○	M9レベル	1019	17	
1020	受注者担当住所	K	60	1	60	○	○	○	○	M9レベル	1020	18	
1021	受注者担当電話番号	X	15	1	15	○	○	○	○	M9レベル	1021	19	
1022	受注者担当FAX番号	X	15	1	15			○	○	M9レベル	1022	17	
1165	受注者決裁者名	K	20	1	20					MEレベル	1165		
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40		40						1166		
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24	5	24					MFレベル	1167		
1168	受注者建設業許可日	K	22		22						1168		
1024	発注者名	K	56		56	○	○	○	○		1024	20	
1005	JV工事フラグ	X	1		1						1005		
1003	その他のJV構成企業名	K	56	3	56					MRレベル	1003		
1028	発注者担当部署名	K	40	2	40	○	○	○	○	MAレベル	1028	21	
1029	発注者担当者名	K	20	2	20	○	○	○	○	MAレベル	1029	22	
1030	発注者担当郵便番号	X	10	2	10			○	○	MAレベル	1030	21	
1031	発注者担当住所	K	60	2	60			○	○	MAレベル	1031	22	
1032	発注者担当電話番号	X	15	2	15			○	○	MAレベル	1032	23	
1033	発注者担当FAX番号	X	15	2	15			○	○	MAレベル	1033	24	
1028	マルチ2回目				40						1028	23	
1029	マルチ2回目				20						1029	24	
1030	マルチ2回目				10						1030	27	
1031	マルチ2回目				60						1031	28	
1032	マルチ2回目				15						1032	29	
1033	マルチ2回目				15						1033	30	
1169	発注者決裁者名	K	20	2	20					MGレベル	1169		

依頼、回答は一ファイルの同一フォーマット(並び順)なので、各メッセージで使用しないデータ項目の箇所は何も記載しない(タブを連続させる)。以下、同様。

設備見積依頼、回答はファイル1つ
 設備機器見積依頼、回答はファイル1つ

CI-NET LiteS定義						設備見積		機器見積		マルチ		タグ		設備見積	設備機器見積	
タグ	項目名	属性	byte数	小数	回数	最大長	順序	順序	順序	順序	txt	txt	順序	順序		
1372	工種・科目コード	M	12			12	○	○						1372	25	
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76			76	○	○	○	○				1042	26	31
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50			50								1173		
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10			10	○	○						1016	27	
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60			60	○	○	○	○				1043	28	32
1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20			20								1025		
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	20			20								1027		
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15			15	○	○						1041	29	
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15			15	○	○						1182	30	
1371	工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)	X	5			5	○	○						1371	31	
1045	取引件名(注文件名)	K	40			40	○	○	○	○				1045	32	33
1047	受渡し方法	M	30			30			○	○				1047		34
1052	工事・納入開始日	X	8			8			○	○				1052		35
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8			8			○	○				1053		36
1139	工期・納期指定	K	120			120	○	○						1139	33	
1044	別途受渡し場所名称	K	76			76								1044		
1095	別途受渡し場所住所	K	60			60								1095		
1055	精算条件	M	60			60								1055		
1056	支払条件	M	60	4		60	○	○	○	○	M2レベル	1056		34	37	
	同 マルチ2回目					60									35	38
	同 マルチ3回目					60									36	39
	同 マルチ4回目					60									37	40
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		20	76		○		○	M3レベル	1069		38	41	
	同 マルチ2回目					76									39	42
	同 マルチ3回目					76									40	43
	同 マルチ4回目					76									41	44
	同 マルチ5回目					76									42	45
	同 マルチ6回目					76									43	46
	同 マルチ7回目					76									44	47
	同 マルチ8回目					76									45	48
	同 マルチ9回目					76									46	49
	同 マルチ10回目					76									47	50
	同 マルチ11回目					76									48	51
	同 マルチ12回目					76									49	52
	同 マルチ13回目					76									50	53
	同 マルチ14回目					76									51	54
	同 マルチ15回目					76									52	55
	同 マルチ16回目					76									53	56
	同 マルチ17回目					76									54	57
	同 マルチ18回目					76									55	58
	同 マルチ19回目					76									56	59
	同 マルチ20回目					76									57	60
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		8	62	○				M1レベル	1174		58		
	同 マルチ2回目					62									59	
	同 マルチ3回目					62									60	
	同 マルチ4回目					62									61	

						設備見積		機器見積				設備見積	設備機器見積		
CI-NET LiteS定義						依頼	回答	依頼	回答	マルチ	タグ	txt	txt		
タグ	項目名	属性	byte数	小数	回数	最大長	順序	順序	順序	順序		順序	順序		
	同 マルチ5回目					62						62			
	同 マルチ6回目					62						63			
	同 マルチ7回目					62						64			
	同 マルチ8回目					62						65			
1175	特記事項	M	76		10	76				MJレベル1	1175				
1176	特記事項2	M	76		20	76				MKレベル1	1176				
1070	見積有効期限年月日	X	8			8					1070				
1140	見積有効期間	K	40			40		○			1140	66	61		
1141	見積提出期限年月日	X	8			8	○				1141	67			
1071	運送費用負担	M	20			20			○	○	1071		62		
57	消費税コード	X	1			1		○			57	68			
59	課税分類コード	X	1			1		○			59	69			
1004	消費税率	N	3	1		6					1004				
1088	明細金額計	N	12			13		○		○	1088	70	63		
1089	明細金額計調整額	N	12			13		○			1089	71			
1090	調整後帳票金額計	N	12			13		○			1090	72			
1096	消費税額	N	12			13		○		○	1096	73	64		
1097	最終帳票金額	N	12			13		○		○	1097	74	65		
1014	送り状案内	M	76		39	76				MQレベル1	1014				
1183	使用メーカー名	K	40		10	40				MOレベル1	1183				
1184	使用メーカー見積金額合計	N	12		10	13				MOレベル1	1184				
1185	使用メーカー購入品名、数量単位	M	40		10	40				MOレベル1	1185				
1186	使用メーカー購入品数量	N	7		10	8				MOレベル1	1186				
1187	使用商社名	K	40		10	40				MPレベル1	1187				
1188	使用商社見積金額合計	N	12		10	13				MPレベル1	1188				
1189	使用商社購入品名、数量単位	M	40		10	40				MPレベル1	1189				
1190	使用商社購入品数量	N	7		10	8				MPレベル1	1190				
1136	備考	M	240		1	240		○		○	M5レベル1	1136	75	41	66
55	自由使用欄	X	120			120		○			55	76			
1179	帳票データチェック値	X	15		9	15	○	○			MMレベル1	1179	77		
	同 マルチ2回目					15						78			
	同 マルチ3回目					15						79			
	同 マルチ4回目					15						80			
	同 マルチ5回目					15						81			
	同 マルチ6回目					15						82			
	同 マルチ7回目					15						83			
	同 マルチ8回目					15						84			
	同 マルチ9回目					15						85			
1383	受注者側専用使用欄	M	120		5	120	○	○			MUレベル1	1383	86		
	同 マルチ2回目					120						87			
	同 マルチ3回目					120						88			
	同 マルチ4回目					120						89			
	同 マルチ5回目					120						90			
1384	発注者側専用使用欄	M	120		5	120	○	○			MVレベル1	1384	91		
	同 マルチ2回目					120						92			
	同 マルチ3回目					120						93			
	同 マルチ4回目					120						94			
	同 マルチ5回目					120						95			

2) 明細部分(拡張子=DAT)のデータ項目記載順序の表
 設備見積 (依頼/回答)、機器見積 (依頼/回答)

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				設備見積		機器見積		マルチ	タグ	設備見積 txt 順序	機器見積 txt 順序
		属性	byte数	小数回数	最大長	依頼 順序	回答 順序	依頼 順序	回答 順序				
1200	明細コード	X	50	∞	50	●	●	●	●	M6レベル1	1200	1	1
1294	階層レベル	9	2	∞	2					M6レベル1	1294		
1295	階層内通し番号	9	4	∞	4					M6レベル1	1295		
1288	明細データ属性コード	X	1	∞	1	●	●	●	●	M6レベル1	1288	2	2
1289	補助明細コード	X	2	∞	2	●	●	●	●	M6レベル1	1289	3	3
1201	明細番号	X	25	∞	25					M6レベル1	1201		
1278	明細番号2	X	5	∞	5					M6レベル1	1278		
1203	明細別取引区分コード	X	5	∞	5	○	○			M6レベル1	1203	4	
1287	明細別材工共コード	X	2	∞	2					M6レベル1	1287		
1279	建設資機材コード	X	40	∞	40	○	○	○	○	M6レベル1	1279	5	4
1280	コード送信側変換結果コード	X	2	∞	2	○	○			M6レベル1	1280	6	
1281	建設資機材標準名称	K	240	∞	240	○	○	○	○	M6レベル1	1281	7	5
1282	コード受信側変換結果コード	X	2	∞	2	○	○			M6レベル1	1282	8	
1405	C-CADEC機器分類コード	X	40	∞	40			○	○	M6レベル1	1405		6
1213	品名・名称	M	54	2	54	○	○	○	○	M7レベル2	1213	9	7
1214	規格・仕様・摘要	M	66	2	66	○	○	○	○	M7レベル2	1214	10	8
1213	マルチ2回目				54						1213	11	9
1214	マルチ2回目				66						1214	12	10
1401	設計記号・機器記号	M	12	∞	12			○	○	M6レベル1	1401		11
1402	工種・科目コード	M	12	∞	12					M6レベル1	1402		
1403	部位区分	M	12	∞	12					M6レベル1	1403		
1211	摘要コード	X	54	∞	54	○	○			M6レベル1	1211	13	
1208	使用期間	N	5	2	∞	9				M6レベル1	1208		
1209	使用期間単位	M	6	∞	6					M6レベル1	1209		
1216	補助数量	N	7	3	∞	12				M6レベル1	1216		
1217	補助数量単位	M	6	∞	6					M6レベル1	1217		
1218	明細数量	N	7	3	∞	12	○	○	○	M6レベル1	1218	14	12
1219	明細数量単位	M	6	∞	6	○	○	○	○	M6レベル1	1219	15	13
1222	単価	N	12	1	∞	15	○	○	○	M6レベル1	1222	16	14
1223	明細金額	N	12	∞	13	○	○	○	○	M6レベル1	1223	17	15
1292	定価	N	12	1	∞	15	○	○	○	M6レベル1	1292	18	16
1293	単価掛率	N	3	1	∞	6				M6レベル1	1293		
1404	仕分け区分	M	24	∞	24					M6レベル1	1404		
1247	明細別使用メーカーコード	X	25	∞	25			○	○	M6レベル1	1247		17
1248	明細別使用メーカー名	K	40	∞	40			○	○	M6レベル1	1248		18
1284	建設資機材メーカー・型番コード	X	25	∞	25			○	○	M6レベル1	1284		19
1249	明細別使用商社コード	X	25	∞	25					M6レベル1	1249		
1250	明細別使用商社名	K	40	∞	40					M6レベル1	1250		
1251	明細別備考欄	M	16	2	16	○	○	○	○	M8レベル2	1251	19	20
1251	同 マルチ2回目				16						1251	20	21
1413	明細別変更コード	X	1	∞	1					M6レベル1	1413		

設備見積依頼、回答は
ファイル1つ

設備機器
見積依頼、
回答はフ
ァイル1つ

依頼、回答は一ファイルの
同一フォーマット(並び順)
なので、各メッセージで使
用しないデータ項目の箇
所は何も記載しない(タブ
を連続させる)。

1. 見積書

株式会社振興産業 振興建設株式会社	CI-NET住宅 空調衛生工事高層棟	工事No.:016081 注文No.:SP	変更工事No.: 注文No.:23456	見積変更
〒105-001 住所 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目ビル2号館6階		〒151-8503 住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-22		
発注者コード:1234567				
会社名 振興建設株式会社 御中				
代表者名 振興 次郎				
会社名 株式会社振興産業				
代表者名 取締役 振興 太郎				
工事コード 016081	工事名称 CI-NET住宅建築工事	契約金額	¥136,620,000 円	
住所 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1		うち	¥126,500,000 円 消費税額 8% ¥10,120,000 円	
注文日 2016年 9月27日 注文請日 2016年 9月27日		消費税コード 2:外税	課税分類コード 1:課税対象	
注文No. 01161 -	注文請No. 23456	支払条件	(請求締切)毎月20日(支払)翌月10日 (部分払い) 出来高・納入高の 100% 現金 100% 手形 0%	
取引件名 1 外注	空調衛生工事高層棟	精算条件	実数による	
原簿要素名 402 空調衛生工事		保証期間指定	無償保証期間 施工引渡し日から1年	
原簿科目名 402 空調衛生工事		保険条項	労災保険の加入 注文者	
原簿細目名 2017年10月 1日 ~ 2017年12月20日				
基本契約 2017年01月05日				

ヘッド内容				
[1024]発注者名	[1173]工事場所・受渡し場所略称(工事略称)	[1006]工事コード	[1306]変更工事コード	
株式会社渋谷建設 高尾産業株式会社	CI-NET住宅90123456789012345 型控工事高層棟	工事No.:016081 見積依頼No.:01661	変更工事No.: - 見積回答No.:23456	設備見積回答
[1045]取引件名(注文件名)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>見積依頼No.、見積回答No.の記載方法</p> <p>■設備見積依頼の場合(2)情報区分コード=0303)</p> <p> 見積依頼No.: [1007] + '_' + [1300]</p> <p> ■設備見積回答の場合(2)情報区分コード=0304)</p> <p> 見積依頼No.: [1009] + '_' + [1300]</p> <p> ■参考</p> <p>[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.、[1300]注文番号枝番</p> </div>			
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2)情報区分コードを文字表示</p> <p>0303:設備見積依頼</p> <p>0304:設備見積回答</p> <p>0307:設備機器見積依頼</p> <p>0308:設備機器見積回答</p> </div>

2. 内訳明細「書」のイメージ 正規と正規ではない場合

明細部分の総括明細行([1288]=[0])と内訳明細行([1288]=[5])の使用方法										
内訳明細「書」のイメージ					正規ではない場合 A					
記号	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考	明細コード	1288 明細データ 属性コード	1289 補助明細 コード
総	衛生設備工事		1	式	8,316,625	8,316,625		0001	0	00
改ページ										
2	衛生設備工事							00010001	0	80
3	衛生器具設備工事							00010002	0	00
4	給水設備工事							00010003	NGI 5	00
改ページ										
5	衛生器具設備工事							000100020001	5	80
6	シンダレルレバー混合水栓	TKN34PBN	9	個	60,300	542,700		000100020002	5	00
7	熱湯栓	T76D	9	個	36,500	328,500		000100020003	5	00
8	洋風大便器	C550SUI.TEF64AWS.TES4BM	2	組	326,000	652,000		000100020004	5	00
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 正規は次ページ参照 </div>										

② ii・同一階層内の共通する属性が「0」、すなわち総括明細を表す階層で[1288]=[0]の場合、この階層に「5」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」がつまり、同一階層かつ同一グループでは、「0」または「5」。

明細部分の総括明細行([1288]=[0])と内訳明細行([1288]=[5])の使用方法

		内訳明細「書」のイメージ				正規編 A				CI-NET形式データのイメージ			
記号	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考	1200 明細コード	1288 明細データ 属性コード	1289 補助明細 コード			
1	衛生設備工事		1	式	8,316.625	8,316.625		0001	0	00			
改ページ													
2	衛生設備工事							00010001	0	80			
3	衛生器具設備工事		1	式	1,523.200	1,523.200		00010002	0	00			
4	給水設備工事		1	式	6,793.425	6,793.425		00010003	5⇒0	00			
改ページ													
5	衛生器具設備工事							000100020001	5	80			
6	シングルレバー混合水栓	TKN34PBN	9	個	60.300	542.700		000100020002	5	00			
7	熱湯栓	T76D	9	個	36.500	328.500		000100020003	5	00			
8	洋風大便器	C550SU.TEF84.AMS.TES46M	2	組	326.000	652.000		000100020004	5	00			

2「給水設備工事」では、1階層下に明細データを持っているとして打ち止めとする。
[1288]明細データ属性コード=0

明細部分の総括明細行([1288]=「0」)と内訳明細行([1288]=「5」)の使用方法

内訳明細「書」のイメージ		正規ではない場合 B				CI-NET形式データのイメージ	
記号	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
5	1衛生器具設備工事						
6	シンダレルバー混合水栓		1	式	542,700	542,700	
7	熱湯栓	T76D	9	個	36,500	328,500	
8	洋風大便器	CS50SU.TEF84AWS.TES46M	2	組	326,000	652,000	
改ページ							
9	シンダレルバー混合水栓						
10	TKN34PBN	回転範囲 110°・150°・360° 3レベル調節	9	個	60,300	542,700	
11		整流吐水					
12		流量 13リットル/分					

1200	1288	1289
明細コード	明細データ 属性コード	補助明細 コード
000100020001	5	80
000100020002	5	00
000100020003	5	00
000100020004	5	00
0001000200010001	5	80
0001000200010002	NG!	00
0001000200010003	NG!	01
0001000200010004	NG!	02

設備見積の個別ルール: ③ ii・内訳明細行「5」の下に明細データを持つことはできない。
設備機器見積の場合のみ、③ ii・内訳明細行「5」の下に「階層のみ「5」」を持つことができる。

正規は次ページ参照

明細部分の総括明細行([1288]=「0」)と内訳明細行([1288]=「5」)の使用方法

内訳明細「書」のイメージ		正規編 B				CI-NET形式データのイメージ	
記号	品名・名称	規格・仕様・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
5	衛生器具設備工事						
6	シングルレバー混合水栓		1	式	542,700	542,700	
7	熱湯栓	T76D	9	個	36,500	328,500	
8	洋風大便器	C550SU.TEF84AWS.TES46M	2	組	326,000	652,000	
改ページ							
9	シングルレバー混合水栓						
10	TKN34PBN	回転範囲 110°・150°・360° 3レベル調節	9	個	60,300	542,700	
11	整流吐水						
12	流量 13リットル/分						

「シングルレバー混合水栓」では、1階層下に明細データを持たせるために、同一階層の同一グループの[1288]明細データ属性コード=0と揃える

(2) 設備見積拾い区分(中項目区分) DRAFT IV(案)

設備見積拾い基準 中項目区分 CI-NET DRAFT IV (案) 【I 電気設備中項目】

(※は、屋外の項目)

旧番号	新番号	項目	備考
1	1	電力共用設備	
1	1	引込開閉器	
2	2	電力引込設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。
3	3	構内電力線路設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。
2	2	受変電設備	
1	1	特高受変電設備	変電設備の盤間渡り配線含む
2	2	高圧受変電設備	変電設備の盤間渡り配線含む
3	3	発電機設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める。自家発電機を含む
1	1	発電機	
2	2	オイルタンク	オイル配管、同ポンプを含む
4	4	コージェネレーション設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める
5	5	直流電源設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める
6	6	CVCF/UPS設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める
7	7	太陽光発電設備	
1	1	一次側幹線設備	PCS から受変電設備までの配管配線
2	2	発電機器設備	二次側配線を含む
8	8	監視制御設備	
1	1	中央監視設備	
2	2	電力監視設備	

公共建築工事内訳書標準書式	
※1	構内配電線路
(1)	電力引き込み
5	受変電設備
7	発電設備
(1)	自家発電(原動機)配管配線を含む。
6	電力貯蔵設備
(1)	直流電源
(2)	交流無停電電源
7	発電設備
(2)	太陽光発電
19	中央監視制御設備

旧番号	新番号	項目	備考
3	3	絶縁監視設備	
9	9	幹線設備	
1	1	高圧幹線設備	高圧分岐盤、高圧機器への幹線を含む
2	2	低圧動力幹線設備 (ケーブル)	低圧分岐盤を含む
3	3	低圧動力幹線設備 (バスダクト)	
	4	低圧電灯幹線設備 (ケーブル)	低圧分岐盤を含む
	5	低圧電灯幹線設備 (バスダクト)	
10	10	非常コンセント設備	
11	11	接地設備	統合接地を含む
12	12	動力設備	
1	1	動力盤類	動力盤・電灯動力盤 (設計図により 13-1 電灯盤類に区分)・電源盤・警報盤・SPD・インバータ
2	2	動力設備 (盤類除く)	三相手元開閉器を含む
13	13	電灯コンセント設備	
1	1	電灯盤類	分電盤・SPD、電灯動力盤は原則 12-1 動力盤類に分類
2	2	コンセント設備	単相手元開閉器・設備機器 (エアコン、ファン等) 用単相電源を含む
3	3	一般照明配線設備	スイッチ類を含む
4	4	非常照明誘導灯配線設備	
	5	誘導灯配線設備	
14	14	照明器具設備	
1	1	照明器具設備	配管配線は 13-3 コンセント設備に分類
2	2	非常照明設備	配管配線は 13-4 非常照明誘導灯設備に分類
3	3	誘導灯設備	配管配線は 13-4 非常照明誘導灯設備に分類。誘導標識を含む

公共建築工事内訳書標準書式	
1	電灯設備
(1)	電灯幹線
2	動力設備
(1)	(1) 動力幹線
2	動力設備
(2)	動力分岐
1	電灯設備
(2)	電灯分岐
(3)	コンセント分岐

旧番号	新番号	項目	備考
15	15	外灯設備	配管配線を含む、外構工事に含めるときは外出しにする。
16	16	照明制御設備	
17	17	演出照明設備	外装照明、舞台照明、大空間照明など
1	1	演出照明器具	
2	2	演出照明配線設備	
18	18	航空障害灯設備	配管配線を含む
19	19	ヘリポート灯設備	配管配線を含む
20	20	防災設備	
1	1	自動火災報知設備	受信機、感知器、配管配線
2	2	防排煙制御設備	機器、配管配線
3	3	ガス漏れ警報設備	機器、配管配線
	4	非常電話設備	
4	5	総合操作盤設備	総合操作盤及び申請費
21	21	弱電共用設備	
1	1	弱電引込設備	
2	2	弱電共用線路設備	ケーブルラックなど、他の弱電設備と共用の配線路
3	3	統合ネットワーク設備	
4	4	構内弱電線路設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。
22	22	電話設備	
1	1	電話配管設備	MDF, IDF、弱電用端子盤を含む、弱電共用線路設備は含まない
2	2	電話幹線配線設備	
3	3	電話二次側配線設備	IDF2 次側配線
4	4	電話機器設備	交換機含む
23	23	LAN 設備	

公共建築工事内訳書標準書式	
※1	(2) 構内配電線路 外灯
1	電灯設備
	(2) 電灯分岐
18	火災報知設備
	(1) 自動火災報知
	(2) 自動閉鎖
	(4) ガス漏れ火災報知
	(1) 自動火災報知
※2	構内通信線路
	(1) 通信引込み
8	構内情報通信設備
※2	(2) 構内通信線路 通信
9	構内交換設備
8	構内情報通信設備

旧番号	新番号	項目	備考
1	1	LAN 配管設備	
2	2	LAN 幹線配線設備	
3	3	LAN 二次側配線設備	
4	4	LAN 機器設備	
24	24	テレビ共聴設備	
	1	テレビ共聴配管設備	
	2	テレビ共聴配線設備	
	3	テレビ共聴機器設備	
25	25	放送設備	
	1	放送共聴配管設備	
	2	放送共聴配線設備	
	3	放送共聴機器設備	
26	26	映像・音響設備	
1	1	映像配管設備	
	2	映像配線設備	
	3	映像機器設備	
2	4	音響配管設備	
	5	音響配線設備	
	6	音響機器設備	
3	27	情報表示設備	デジタルサイネージ
	1	情報表示配管設備	
	2	情報表示配線設備	
	3	情報表示機器設備	
27	28	インターホン設備	
	1	インターホン配管設備	
	2	インターホン配線設備	
	3	インターホン機器設備	
28	29	トイレ呼出設備	ナースコールに接続されるものはナースコール設備に含める

公共建築工事内訳書標準書式	
14	テレビ共同受信設備
12	拡声設備
13	誘導支援設備 音声誘導
11	映像・音響設備
10	情報表示設備 マルチサイン 出退表示
13	誘導支援設備 インターホン
13	誘導支援設備 トイレ等呼出

旧番号	新番号	項目	備考
	1	トイレ呼出配管設備	
	2	トイレ呼出配線設備	
	3	トイレ呼出機器設備	
29	30	ナースコール設備	
	1	ナースコール配管設備	
	2	ナースコール配線設備	
	3	ナースコール機器設備	
30	31	I T V設備	
	1	I T V配管設備	
	2	I T V配線設備	
	3	I T V機器設備	
31	32	機械警備設備	
1	1	機械警備配管設備	
2	2	機械警備機器配線設備	
3	3	機械警備機器設備 セキュリティゲート設備	
32	33	入退室管理設備	
1	1	入退室管理配管設備	
2	2	入退室管理機器配線設備	
	3	入退室管理機器設備	
	4	セキュリティゲート設備	
33	34	駐車管制設備	
	1	駐車管制配管設備	
	2	駐車管制配線設備	
	3	駐車管制機器設備	
34	35	時計設備	

公共建築工事内訳書標準書式	
15	監視カメラ設備
17	防犯・入退室管理設備
(1)	防犯
17	防犯・入退室管理設備
(2)	入退室管理
16	駐車場管理設備
10	(3) 情報表示設

旧番号	新番号	項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
					備 時計 表示
	1	時計配管設備			
	2	時計配線設備			
	3	時計機器設備			
35	36	避雷設備		4	雷保護設備
36	37	無線通信補助設備			
37	38	撤去関連	撤去工事	20 ※3	発生材処理 発生材処理
*1	*1	上記に記載のない項目		※	テレビ電場 障害防除 同設備 別 項目
62	50	単独接地			
59	51	生産用幹線設備			
	1	1 高圧幹線設備			
	2	2 低圧幹線設備			
60	52	生産用動力設備			
65	55	PDU 設備		3	電熱設備
66	56	PDF 設備			
68	57	UPS2 次側配線設備			
63	60	集中検針設備			
51	61	電気式床暖房設備			
64	62	電気自動車充電設備			
56	63	融雪設備			
58	65	手術室設備			
57	66	アイソレーション ユニット設備			
53	70	舞台照明設備			
54	71	舞台吊物機構設備			
55	72	舞台音響設備			
67	75	高感度感知器設備	(iDC 関連建物向け)		
50	80	テレビ電波障害対策設備	(iDC 関連建物向け)		
52	81	携帯電話不感知対策設備	(iDC 関連建物向け)		
61	82	生産用 LAN 設備	(iDC 関連建物向け)		
	*2	復旧工事、移設工事			
	*3	集合住宅案件（寮・ビジネスホテル等含む）	上記 1～36 に含めるか、37 撤去関連工事として分類するか物件により判断		

設備見積り基準 中項目区分 CI-NET DRAFT IV (案) 【II 衛生設備中項目】

(※は、屋外の項目)

旧番号	新番号	項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
1	1	衛生器具設備	ユニットトイレは建築との工事区分による電気温水器は7.3 給湯機器設備(局所式)に計上	5	衛生器具設備
2	2	屋内上水給水設備	屋上は屋内とする	6	給水設備
1	1	屋内上水水槽	水槽ポンプ一体型を含む	(1)	給水設備
2	2	屋内上水ポンプ		(2)	仮設工事
3	3	屋内上水給水配管			注) 他の設備も同様に作成する
3	3	屋内中水給水設備	工水は60に分類		
1	1	屋内中水水槽	水槽ポンプ一体型を含む		
2	2	屋内中水ポンプ			
2	3	屋外中水給水配管			
4	4	加湿給水設備	衛生・空調の区分は、設計図による		
1	1	加湿給水機器			
2	2	加湿給水配管			
5	5	屋外上水給水設備	外壁以降、機器、散水栓を含む	※1	給水設備
1	1	屋外上水水槽	水槽ポンプ一体型を含む		
2	2	屋外上水ポンプ			
3	3	屋外上水配管			
4	4	本管接続 他			
	5	本管接続負担金・加入金			

旧番号	新番号	項目	備考
5	6	散水設備	
6	6	屋外中水給水設備	外壁以降、機器、散水栓を含む。 井水は 55、工水は 60 に分類
1	1	屋外中水水槽	水槽ポンプ一体型を含む
2	2	屋外中水ポンプ	
3	3	屋外中水配管	
4	4	本管接続 他	
	5	本管接続負担金・加入金	
5	6	散水設備	雨水利用を原則とする
7	7	給湯設備	中央式と局所式を区分 太陽熱設備は 67 に分類
1	1	給湯機器設備 (中央式)	
2	2	給湯配管設備 (中央式)	
3	3	給湯機器設備 (局所式)	電気温水器を含む
4	4	給湯配管設備 (局所式)	
8	8	屋内排水通気設備	ディスプレイは 68 に分類
1	1	屋内排水機器設備	グリーストラップを含む
2	2	屋内排水ポンプ設備	
3	3	屋内排水通気配管設備	
9	9	屋外排水設備	外壁以降、機器を含む
1	1	屋外排水機器設備	水槽ポンプ一体型を含む
2	2	屋外排水配管設備	
3	3	本管接続	
	4	本管接続負担	

公共建築工事内訳書標準書式	
8	給湯設備
7	排水設備
※2	排水設備

旧番号	新番号	項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
		金			
10	10	屋内雨水排水設備	建築工事との工事区分による		
1	1	屋内雨水排水機器設備	排水ポンプ、ナイフゲート弁を含む（弁の衛生・空調区分は、設計図による）		
2	2	屋内雨水排水配管設備			
11	11	屋外雨水排水設備	建築工事との工事区分による 外壁以降、機器を含む		
1	1	屋外雨水排水機器設備	排水ポンプ等を含む		
2	2	屋外雨水排水配管設備			
3	3	本管接続			
	4	本管接続負担金			
12	12	ガス設備		10	ガス設備
1	1	低圧ガス設備		※3	ガス設備
2	2	中圧ガス設備	ガバナの2次側配管は低圧を含む	(1)	都市ガス設備
3	3	ガス安全システム		(2)	液化石油ガス設備
13	13	消火設備	申請手数料を含む	9	消火設備
1	1	消火器設備			
2	2	屋内消火栓設備		(1)	屋内消火栓設備
3	3	屋外消火栓設備			
4	4	連結送水管設備		(2)	連結送水管
5	5	スプリンクラー設備		(4)	スプリンクラー設備
6	6	連結散水設備		(3)	連結散水設備
7	7	移動式粉末消火設備			
8	8	泡消火設備		(6)	泡消火設備
9	9	ガス消火設備	不活性ガス消火設備（N2、CO2、IG）、ハロゲン化物、消火設備毎に作成	(5)	不活性ガス消火設備
10	10	フードダクト消火設備			

旧番号	新番号	項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
	*	その他消火設備	放水型スプリンクラー・ドレンチャー・水噴霧・固定式粉末消火・放水銃・消防用水他、消火設備毎に作成		
	11	放水型スプリンクラー			
	12	ドレンチャー			
	13	水噴霧			
	14	固定式粉末消火			
	15	放水銃			
	16	消防用水池			
	17	その他消火設備(1)			
	18	その他消火設備(2)			
	19	その他消火設備(3)			
	20	その他消火設備(4)			
14	14	自動灌水装置設備	建築工事との工事区分による給水管分岐以降枝管のバルブ・センサー・配管等灌水設備を含む		
15	15	水処理(雑用水)設備	中水用処理機器		
16	16	排水処理設備	最終放流までを含む酸、アルカリ、RI 他		
1	1	医療排水処理設備			
2	2	RI 排水処理設備			
3	3	生産・実験排水処理設備			
17	17	厨房除害設備	最終放流までを含む		
18	18	浄化槽設備	最終放流までを含む	※4	浄化槽設備
19	19	厨房器具設備		11	厨房機器設備

旧番号	新番号	項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
20	20	循環濾過設備	浴槽、 池 プール循環他、用途毎に作成		
			浴槽		
			プール循環		
21	21	撤去関連工事	撤去工事	12 ※5	撤去工事 撤去工事
*1	*1	上記に記載のない項目	希にあるコストインパクトの大きい設備はリスト化し、上記項目には含めず、各々項目を作成する		
55	50	井戸設備			
65	51	蒸気配管設備			
66	52	オイル配管設備			
59	55	生産・実験機器設備			
60	56	生産・実験給水設備			
1	1	屋内上水			
2	2	屋内工水			
3	3	屋外上水			
4	4	屋外工水			
61	57	生産・実験排水設備			
1	1	屋内排水			
2	2	屋外排水			
62	58	生産・実験ガス設備			
1	1	低圧ガス設備			
2	2	中圧ガス設備			
3	3	ガス安全システム			
63	60	特殊ガス設備			
64	61	純水設備			
54	65	医療ガス設備			
58	66	気送管設備			
56	70	圧縮空気設備			
1	1	圧縮空気機器設備			
2	2	圧縮空気配管			

旧番号	新番号	項目	備考
		設備	
69	71	中央式ガスセントラル温水暖房設備システム	設備内容により適宜、衛生・空調に計上（一般的にTES） ※各地域のガス会社によって名称は異なる
67	72	給湯太陽熱設備	
57	73	機械浴槽・個別浴槽設備	
68	74	ディスプレイ設置設備	ディスプレイ周りの配管を含む
50	75	ごみ処理設備	コンパクト
51	76	水景設備	
52	77	融雪設備	
53	80	バリデーション	
	*2	復旧工事、移設工事	上記1～36に含めるか、37撤去関連工事として分類するか物件により判断
	*3	集合住宅案件（寮・ビジネスホテル等含む）	上記項目を共用部・専有部で分ける

公共建築工事内訳書標準書式	

設備見積り基準 中項目区分 CI-NET DRAFT IV (案) 【Ⅲ空調設備中項目】

(※は、屋外の項目)

旧番号	新番号	項目	備考
1	1	熱源設備	ポンプなどの補機類も含む
1	1	熱源機器設備	機器断熱工事、煙道を含む
2	2	熱源用配管設備	熱源機器からヘッダーの一次側までを含む
3	3	DHC 関連設備	一次側配管及び熱交換器まで
2	2	空調機器設備	
1	1	空調機器設備 (AHU、OHU)	
2	2	空調機器設備 (FCU)	
3	3	空調機器設備 (デシカント)	
4	4	空調機器設備 (個別式 EHP)	
5	5	空調機器設備 (個別式 GHP)	
6	6	全熱交換器設備 (直膨式 EHP・GHP)	熱源、コイルのないものは、5. 全熱交換器設備に計上 ※継続検討
7	7	水熱源 HP 設備	
8	8	その他機器設備	
3	3	空調ダクト設備	
1	1	CAV/VAV 設備	
2	2	空調ダクト設備	消音エルボは空調ダクト設備を含む
3	3	消音設備	建築工事との工事区分による空調機器サイレンサーも含む
4	4	空調配管設備	

公共建築工事内訳書標準書式	
1	空気調和設備
(1)	機器設備
1	空気調和設備
(1)	機器設備
1	空気調和設備
(2)	ダクト設備
1	空気調和設備

旧番号	新番号	項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
					備
1	1	冷水配管設備		(3)	配管設備
2	2	温水配管設備		(4)	総合調整
3	3	冷温水配管設備			
4	4	冷却水配管設備			
5	5	蒸気配管設備	空調・衛生の区分は、設計図による		
6	6	加湿給水配管設備	空調・衛生の区分は、設計図による		
7	7	冷却塔補給水配管設備			
8	8	冷媒配管設備	室内外機二次側渡り配線を含む		
9	9	排水配管設備			
10	10	高温水配管設備			
11	11	ブライン配管設備			
12	12	熱源水配管設備	水熱源 HP 用配管		
13	13	油配管(燃料用)			
5	5	全熱交換器設備	※継続検討		
1	1	全熱交換器機器設備	熱源、コイルのあるものは、2. 空調機器設備に計上		
2	2	全熱交換器ダクト設備			
6	6	換気機器設備		2	換気設備
1	1	一般換気機器	全熱交換器ユニットは含まない	(1)	機器設備
2	2	脱臭装置	床置、壁掛、天吊 等		
3	3	その他機器			
7	7	換気ダクト設備	換気機器用ダンパーを含む 厨房用、駐車場用は用途表記	2	換気設備
1	1	CAV/VAV		(2)	ダクト設備
2	2	換気ダクト設備	消音エルボは換気ダクト設備を含む	(3)	総合調整

旧番号	新番号	項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
3	3	消音設備	建築工事との工事区分による換気機器サイレンサーも含む		
8	8	特殊換気設備	酸、アルカリ等の局所排気、プール、クリーンルーム、 エアシャワー 、 トラフトチャンバー 、 スクラバー 等		
1	1	特殊換気機器設備			
2	2	特殊換気ダクト設備			
9	9	排煙設備		3	排煙設備
1	1	排煙機器設備		(1)	機器設備
2	2	排煙ダクト設備	排煙口、開放装置を含む	(2)	ダクト設備
				(3)	総合調整
10	10	自動制御設備	インバーターを含む	4	自動制御設備
11	11	中央監視設備			
12	12	床冷暖房設備			
13	13	その他空調設備			
14	14	撤去関連工事	撤去工事		
*1	*1	上記に記載のない項目	希にあるコストインパクトの大きい設備はリスト化し、上記項目には含めず、各々項目を作成する		
54	50	生産用熱源機器設備			
55	51	生産用熱源配管設備			
1	1	冷水配管設備			
2	2	温水配管設備			
3	3	冷温水配管設備			
4	4	冷却水配管設備			
5	5	蒸気配管設備			
6	6	冷却塔補給水配管設備			
7	7	排水配管設備			
8	8	高温水配管設備			
9	9	ブライン配管設備			
10	10	熱源水配管設備			

旧番号	新番号	項目	備考
		備	
11	11	油配管(燃料用)	
58	60	中央式ガスセントラル温水暖房設備システム	設備内容により適宜、衛生・空調に計上(一般的にTES) ※各地域のガス会社によって名称は異なる
53	61	手術室空調設備	
56	62	冷蔵庫・冷凍庫設備	
57	63	大型脱臭装置	厨房用などのダクト接続型
50	70	融雪設備	
52	71	環境モニタリング設備	
51	80	バリデーション	
	*2	復旧工事、移設工事	上記 1~36 に含めるか、37 撤去関連工事として分類するか物件により判断
	*3	集合住宅案件(寮・ビジネスホテル等含む)	上記項目を共用部・専有部で分ける

公共建築工事内訳書標準書式	

8.2. 標準委員会

8.2.1. 標準 BPWG

8.2.1.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコル 改善要求（平成 29 年度分）

(1) B-2017-001 建築積算業務に係るデータ項目の新設

(a) チェンジリクエスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST)

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2018 年 2 月 9 日	受 信 日 2018 年 2 月 9 日
会 社 名 標準 BPWG	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名	
担当者名	
TEL: 連 絡 先 FAX:	
件 名 建築積算業務に係るデータ項目の新設	
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)	
【要求内容】 建築積算業務に係る以下のデータ項目について、新設することを要求する。	
(1) 改訂対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1701 補助金申請有無表示順コード ・ 1702 補助金申請有無区分 ・ 1704 工区表示順 ・ 1705 工区分 ・ 1707 ゾーン表示順 ・ 1708 ゾーン区分 ・ 1711 棟表示順 ・ 1712 棟区分 	

- ・ 1716 内部／外部区分コード
- ・ 1717 タイプ表示順
- ・ 1718 タイプ区分
- ・ 1720 タイプ倍数
- ・ 1721 階表示順
- ・ 1722 階区分
- ・ 1723 階区分コード
- ・ 1726 躯体仕上コード
- ・ 1727 部位表示順
- ・ 1729 集計部位コード
- ・ 1732 合成名称
- ・ 1733 合成名称コード
- ・ 1735 合成名称単位
- ・ 1739 躯体品目名称コード
- ・ 1741 部屋表示順
- ・ 1742 部屋名(部屋略称)
- ・ 1743 部屋記号
- ・ 1745 部屋倍数
- ・ 1751 積算数量
- ・ 1760 合成名称内順位コード
- ・ 1762 表現名称(拾い仕上名称)
- ・ 1763 拾い仕上記号
- ・ 1764 詳細部位表示順
- ・ 1765 詳細部位
- ・ 1769 部分別コード
- ・ 1771 明細数量掛率
- ・ 1772 材料単価
- ・ 1773 材料単価掛率

(2) 改訂内容

以下の箇所について、【CR 別添①】データ項目定義一覧表および【CR 別添②】メッセージ一覧表のとおり改訂する。

<標準 BP Ver.1.5→Ver.1.7>

「2.4 データ項目定義およびマトリックス」(p.54-p.83)

「2.5 標準メッセージ一覧表」(p.84-p.173)

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

建築積算メッセージの CSV フォーマットは、数量積算業務、主に数量を扱い、費用を伴わない業務の電子データ化を目指したものである。CI-NET LiteS 実装規約が規定する調達業務の範囲外となる。

積算事務所からゼネコンに納品される多様な形態や構成の数量積算を標準化する目的で開発された。

※【CR 別添③】参照

【既存ユーザ等への影響】

主にゼネコンと積算事務所間で利用されることを想定している。

(b) チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年 2月 9日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 建築積算業務に係るデータ項目の新設
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	／ メッセージ交換の方法については定めがないため、実稼動しているシステムの改修は不要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	○ 従来業務からの変更は特に生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 本業務の対象ユーザは、ゼネコンと積算事務所である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ システム改修は行わないが、社内システムとの入出力インタフェースの準備が必要と考えられる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 追加データ項目は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による	

チェック項目	チェック	指摘事項等	
	対応可否の検討有無	/	
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	即時対応の必要性は特に無い。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) 標準 BP の変更について承認された。 なお、建築積算メッセージの CSV フォーマットは、主にゼネコンと積算事務所間で利用されることを想定したものであり、現行の CI-NET サービスには実装予定がないことから、LiteS 実装規約の変更は見送られた。
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 特になし。

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外/該当しない

×：問題あり/指摘事項への対応が必要

(2) B-2017-002 発注者および受注者の特定に係るデータ項目の新設

(a) チェンジリクエスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST)

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2018 年 2 月 9 日	受 信 日 2018 年 2 月 9 日
会 社 名 標準 BPWG	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名	
担当者名	
TEL:	
連 絡 先 FAX:	
件 名 発注者および受注者の特定に係るデータ項目の新設	
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)	
【要求内容】	
発注者および受注者の特定に係る以下のデータ項目について、新設することを要求する。	
(1) 改訂対象	
・ [1307]受注者法人番号・事業所コード	
・ [1308]発注者法人番号・事業所コード	
・ [1386]受注者決裁者役職名	
・ [1387]発注者決裁者役職名	
・ [1388]受注者代表者役職名	
・ [1389]発注者代表者役職名	
(2) 改訂内容	
(2-1) 以下の箇所について、【CR 別添①】データ項目定義一覧表、および、【CR 別添②】メッセージ一覧表のとおり改訂する。	
<標準 BP Ver.1.5→Ver.1.7>	
「2.4 データ項目定義およびマトリックス。」(p.54-p.83)	
「2.5 標準メッセージ一覧表」(p.84-p.173)	

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

(1) 企業コードに関する事項

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、CI-NET においても「法人番号」を指定する以下の項目を新設することが要望された。

- ・ [1307]受注者法人番号・事業所コード
- ・ [1308]発注者法人番号・事業所コード

バイト数は、「JCN」+法人番号(13桁)+事業所コード(6桁)の計 22 桁とする。

(注 1)「JCN」は日本電子認証株式会社の定める国コード。

(注 2)「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された 13 桁(チェックデジットを含む)の番号。

(注 3)「事業所コード」は CI-NET の独自コード。

なお、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の p.57「I. シンタックスルール」の「①受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容」は以下を設定することとする。

- ・ 発信/受信センターコード(各 12 桁) = ASP 法人番号
- ・ 発信/受信 VAN コード(各 12 桁) = 事業所コード
- ・ リザーブ(12 桁) = 法人番号区分

(2) 役職名に関する事項

受発注企業の「代表者名」と「決裁者名」は、一致しない場合が多く(例:代表者は取締役社長、決裁者は支店長)、双方を指定する必要がある。また、現状では代表者名/決裁者名と役職名がともに「決裁者名」に記載されており、データ受信後に分割管理することができない。

このため、「代表者名」と「決裁者名」の双方を記載できるようにすること、ならびに、「決裁者名」と「役職名」のデータ項目を分割できるようにすることを目的として、以下の項目を新設することが要求された。

- ・ [1386]受注者決裁者役職名
- ・ [1387]発注者決裁者役職名
- ・ [1388]受注者代表者役職名
- ・ [1389]発注者代表者役職名

さらに、新暗号アルゴリズムへの対応に伴う電子証明書に格納する属性の変更において、電子証明書に「個人名」ではなく「役職名」を記載することが認められたことを受けて、電子証明書の役職名に対応した

役職名をメッセージ上に記載しておくべきと考えられる。

【既存ユーザ等への影響】

上記はいずれも、任意項目として追加されるため、既存ユーザ等への影響は少ないと考えられる。

なお、将来的に「法人番号」の記載が義務付けられる可能性も考えられ、その際には[1307]受注者法人番号・事業所コードおよび[1308]発注者法人番号・事業所コードが必須項目に変更される可能性もある。

(b) チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年 2月 9日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 発注者および受注者の特定に係るデータ項目の新設
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 従来業務からの変更は特に生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 広く利用されているデータ項目の追加である。 また、追加データ項目は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による	

チェック項目	チェック	指摘事項等
	対応可否の検討有無	/
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	△ 注文書の帳票出力に変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○ 他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○ 類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○ 注文業務において利用される項目の追加であるが、従来も別のデータ項目を利用して伝達しており、即時対応の必要性は無い。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) 法人番号・事業所コードは、今後の CI-NET 普及に向けた導入コスト削減策の一つともなり得ることから、新設することが承認された。 役職名は一般的な注文書等に記載される事項であると考えられることから、新設することが承認された。
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 特になし。

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外/該当しない
- ×：問題あり/指摘事項への対応が必要

(3) B-2017-003 契約条件に係るデータ項目（[1363]法定福利費）の新設

(a) チェンジリクエスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST)

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2018年 2月 9日	受 信 日 2018年 2月 9日
会 社 名 標準 BPWG	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名	
担当者名	
TEL:	
連 絡 先 FAX:	
件 名 契約条件に係るデータ項目（[1363]法定福利費）の新設	
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)	
【要求内容】	
契約条件に係る以下のデータ項目を新設する。	
(1) 改訂対象	
・ [1363]法定福利費	
(2) 改訂内容	
以下の箇所について、【CR 別添①】データ項目定義一覧表および【CR 別添②】メッセージ一覧表のとおり改訂する。	
＜標準 BP Ver.1.5→Ver.1.7＞	
「2.4 データ項目定義およびマトリックス。」(p.54-p.83)	
「2.5 標準メッセージ一覧表」(p.84-p.173)	

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

「建設産業における社会保険加入の徹底について」(平成 24 年 3 月の国土交通省土地・建設産業局長通知)等を受けて、実施後 5 年を目途に、企業単位では許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して取り組むこととされている。国土交通省より「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」も示されており、CI-NET においてもこれに対応した項目を新設する必要が生じた。

法定福利費(社会保険料)は、健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)、雇用保険料、労災保険料があるが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分を指す。内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としているが、各社が個別に表1の「×」の部分の内訳明示しても構わない。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要がある。

表 1 標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	雇用保険料	労災保険料
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

出所：国土交通省「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

上記を受けて、「法定福利費」を新設する改訂を行う必要が生じた。

ただし、運用の統一化は困難なため、明細には新設せず、鑑に内数として直接入力(属性は N14)する。

なお、法定福利費の内訳(健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料など)を表示したいとの要望は未だない。

【既存ユーザ等への影響】

法令遵守の観点から、本改訂はすべてのユーザにて対応されるべきであると考えられる。

(b) チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年 2月 9日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 契約条件に係るデータ項目（[1363]法定福利費）の新設
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 法制度改正に従い、法定福利費を明記する運用は既に実施されており、従来業務からの変更は特に生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 広く利用されているデータ項目の追加である。 また、追加データ項目は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

チェック項目	チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か △	注文書の帳票出力に変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか ○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か ○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか ／	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無 ○	注文業務において利用される項目の追加であるが、従来も別のデータ項目を利用して伝達しており、即時対応の必要性は無い。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) 「建設産業における社会保険加入の徹底について」(平成24年3月の国土交通省土地・建設産業局長通知)等を受け、法令遵守の観点から新設することが必須であるとして承認された。
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 特になし。

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

／：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

8. 2. 1. 2. <参考>CI-NET 標準ビジネスプロトコル 改善要求(平成 28 年度分)

(1) B-2017-001 建設業許可工事業種の追加

(No. B-2016-001)

CI-NET標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	2016 年 9 月 13 日	受 信 日	年 月 日
会 社 名 : 標準 BPWG		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名			
担当者名			
TEL:			
連 絡 先 FAX:			
件 名 受注者建設業許可工事業種の追加			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
<p>【要求内容】</p> <p>建設業許可工事業種を使用するデータ項目について、建設業法の改正を受けて、改訂することを要求する。</p> <p>(1) 改訂対象</p> <p>建設業許可工事業種リスト</p> <p>CI-NETNo. [450] タグNo. [1167] : 「受注者建設業許可工事業種」</p> <p>CI-NETNo. [600] タグNo. [1171] : 「発注者建設業許可工事業種」</p> <p>(2) 改訂内容</p> <p>以下のとおり変更する。</p> <p><CI-NET ビジネスプロトコル Ver. 1.6 P. 63></p>			
変更前	<p><本文></p> <p>3.5.3 建設業許可工事業種リスト</p>		

表 16 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業

変更後

<本文>

3.5.3 建設業許可工事業種リスト

表 16 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業
解体	解体工事業

--	--

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 55 号)が平成 26 年 6 月 4 日に公布、平成 28 年 6 月 1 日に施行されたことを受けて、改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

建設業許可工事業種については、広く周知を図る必要があることから、CI-NET のホームページ等において、掲載場所やコードメンテナンス時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。

(2) B-2017-004 データ交換運用マニュアルへの ASP の追加

(No. B-2016-004)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	2016 年 X 月 XX 日	受 信 日	年 月 日
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名	標準委員会／標準 BPWG		
担当者名			
TEL:			
連 絡 先			
FAX:			
件 名 CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用マニュアル(参考例)における ASP サービス 経由の利用状況を追加する改訂			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】			
CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル(参考例)について、電子メールを前提とした 記載を、ASP サービス経由の利用を前提とした記載に改訂することを要求する。			
(1) 改訂対象			
電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル(参考例)			
(2) 改訂内容			
以下のとおり変更する。			
<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.6 P. 141～>			
変 更 前	<本文> ■電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル(参考例) 1. 目的 . . .		

2. 運用条件確認書

...

3. システムの内容

(1) システムの概念図及びシステム構成

CI-NET による EDI 実施に際し、甲はインターネットを介して取引関係情報等を乙との間で交換する。また乙はインターネットを介して取引関係情報等を甲との間で交換する。

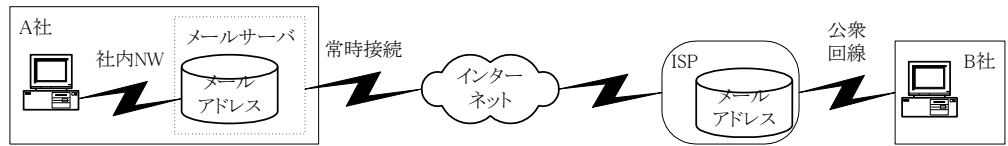


図 41 システム構成の例

【補足】

ISP：インターネット・サービス・プロバイダ：ユーザーにインターネットへの接続を提供する組織、事業者。

...

6. 費用負担

...

(2) 運用費用；運用費用は、以下の項目があげられる。

インターネット通信回線利用料、コンピュータ運用経費（用紙、電気代など）、メールサービス等利用料、CI-NET 対応ソフト・ASP サービス等利用料、企業識別コード、電子証明書更新料、等

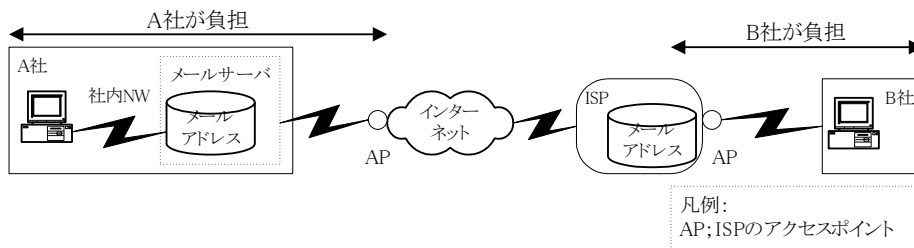


図41 費用負担例

...

7. 責任範囲

甲および乙の責任範囲は、自身の使用するアクセスポイント（メールアドレスを含む）までとする。

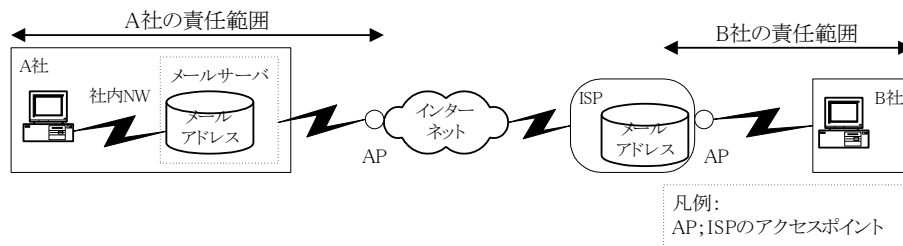


図 42 責任範囲の例

...

変更後

<本文>

■電子メールを前提としたCI-NETによる電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）

1. 目的

...

2. 用語の定義

- ・ EDI(ElectronicData Interchange)

電子データ交換。企業間における取引関係情報を、標準的な方法によりネットワークを利用して交換すること。

- ・ AP(access point)

ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。

- ・ ASP サービス

インターネットなどを通じてソフトウェアを利用させるサービス。ASP (Application Service Provider) は、そのようなサービスの提供者。

- ・ ISP(Internet Services Provider)

インターネット接続業者。

3. 運用条件確認書

...

4. システムの内容

(1) システムの概念および構成

CI-NETによるEDI実施に際し、甲はインターネットを介して取引関係情報等を乙との間で交換する。また乙はインターネットを介して取引関係情報等を甲との間で交換する。

<発注側（甲）>

<受注側（乙）>

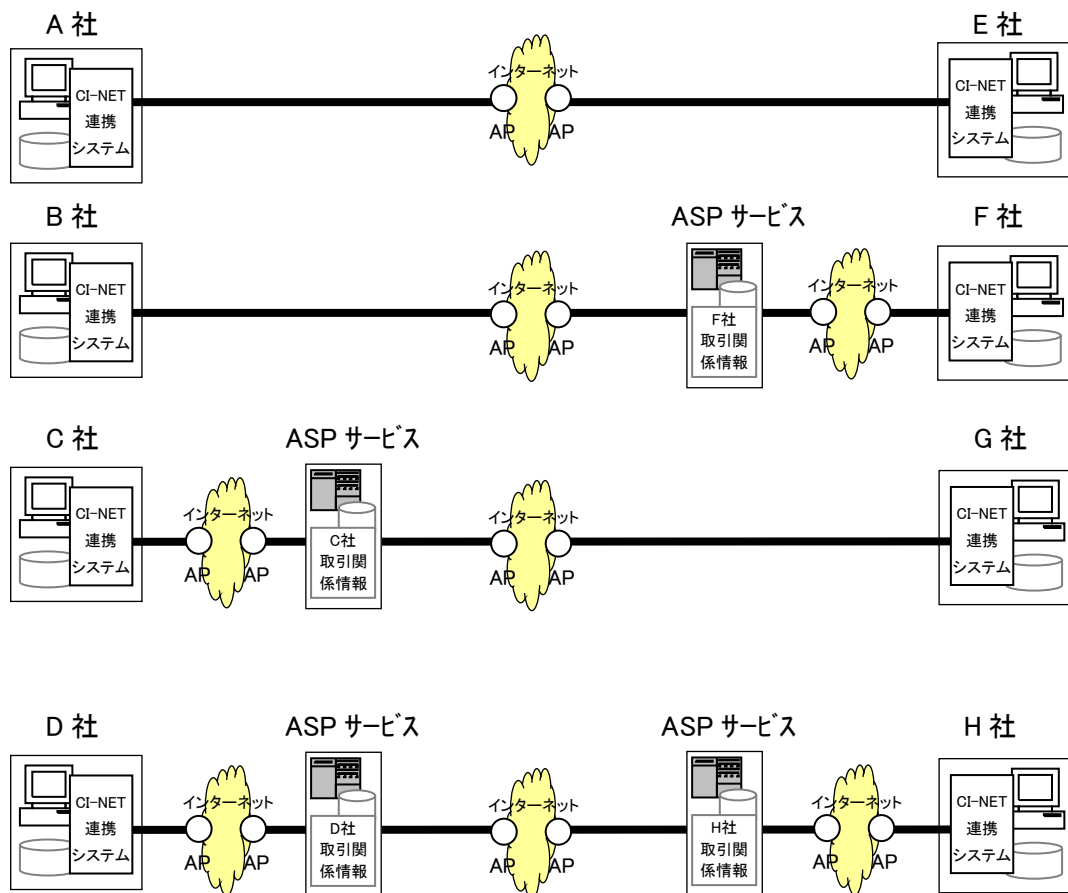


図 4.5-1 システム構成の例

【補足】

CI-NET を導入する企業は、A～H 社のようなシステム構成の事例がある。

- ・ A、B および G 社：自社で CI-NET による電子データ交換システムを構築する場合
- ・ C、D、E、F および H 社：CI-NET による電子データ交換サービスを提供する ASP 等を利用する場合

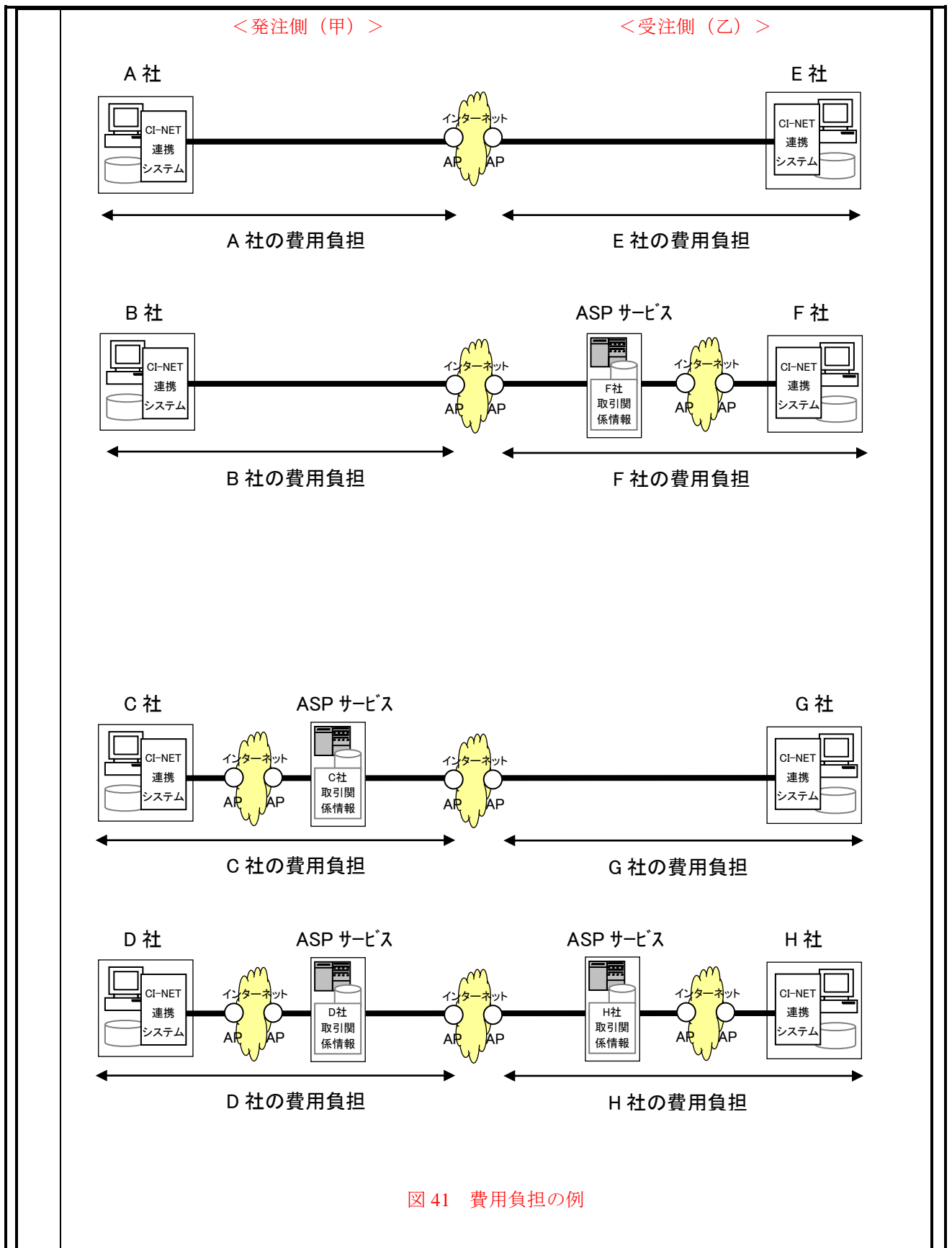
...

7. 費用負担

...

(2) 運用費用；運用費用は、以下の項目があげられる。

インターネット通信回線利用料、コンピュータ運用経費（用紙、電気代など）、メールサービス等利用料、CI-NET 対応ソフト・ASP サービス等利用料、企業識別コード、電子証明書更新料、等



8. 責任範囲

甲および乙のネットワークに係る責任範囲は、~~自身の使用するアクセスポイント（メールアドレスを含む）まで~~下図に示す通りとする。

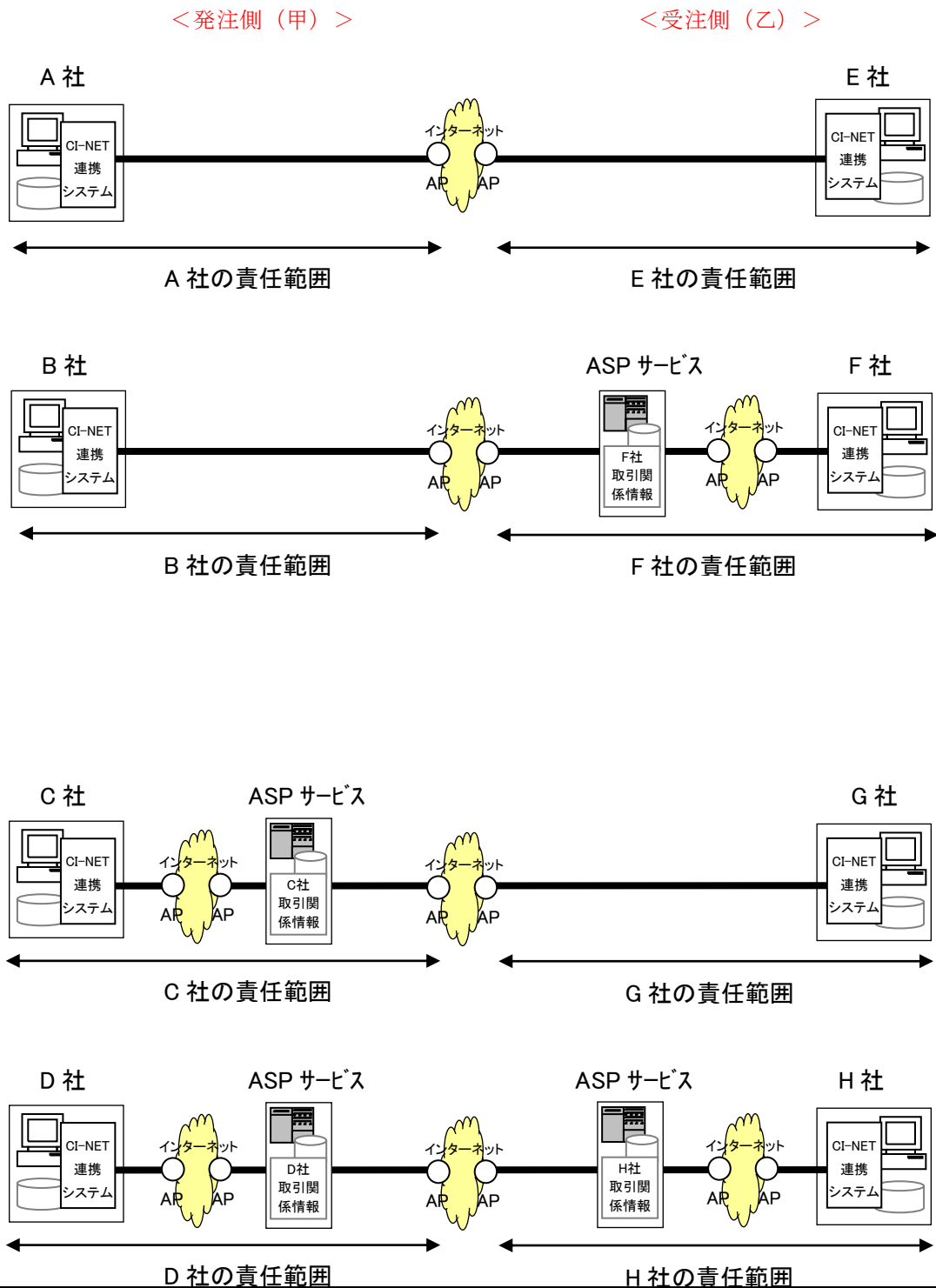


図 42 責任範囲の例

【補足】

ASP サービスあるいは市販ソフトウェアを利用する場合の責任範囲については、採用するシステム構成に応じて、そのベンダとの契約内容を確認していただきたい。

...

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

ASP サービス経由の利用が主流となったことを受けて、システムの概念および構成、費用負担、責任範囲に関して、ASP サービス経由の利用を例示することが適切と考えられるため。

【既存ユーザ等への影響】

システムの概念および構成、費用負担、責任範囲については、導入時にユーザおよびサービスベンダーが十分に理解しておく必要がある。

(3) B-2017-005 暗号変更に伴うデータ交換協定書への追記

(No. B-2016-005)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	2016 年 12 月 2 日	受 信 日	年 月 日
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名	標準 BPWG		
担当者名			
連 絡 先	TEL: FAX:		
件 名 第 4 節 CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例) 第 11 条 (個別契約の成立) における、契約等の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを明記する必要性に係る追記。			
◎ 改善要求内容 (問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】			
新暗号アルゴリズムへの対応に伴う電子証明書に格納する属性の変更に対応して、「CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)」について、以下のとおり改訂することを要求する。			
(1) 改訂対象			
第 4 節 CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)			
(2) 改訂内容			
以下のとおり変更する。			
<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.5 P. 257-258>			
変 更 前	<本文> ■インターネットの CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例) . . . 第 11 条 (個別契約の成立) 1.本協定に係わる個別契約は、甲の乙に対する個別契約申込の意思表示 (確定注文メッセージ)		

が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請メッセージ）が甲に到達した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲のメールアドレスに着信した時をいう。

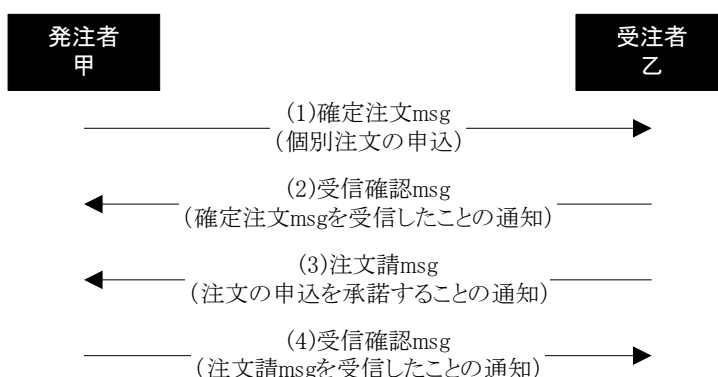
2.本協定に係わる個別契約の内容の変更は、甲の乙に対する個別契約変更申込の意思表示（鑑項目合意変更申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（鑑項目合意変更承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

3.本協定に係わる個別契約の解除は、甲の乙に対する個別契約解除申込の意思表示（合意解除申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意解除承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

4.本協定に係わる個別契約の打切は、甲の乙に対する個別契約打切申込の意思表示（合意打切申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意打切承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

【留意点】

- ・次図の（3）が乙のメールアドレスに着信した時に個別契約が成立する。
- ・受信者が（2）の受信確認メッセージを送信することは、確定注文メッセージが着信したことを通知するものであり、注文の承諾を通知するものではない。注文の申込を吟味のうえ（3）の注文請メッセージを送信し発注者に着信した時点で、注文の承諾の



意思表示が成立する。

Msg：メッセージ

変更後

<本文>

■インターネットのCI-NETによる電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）
 ……

第 11 条（個別契約の成立）

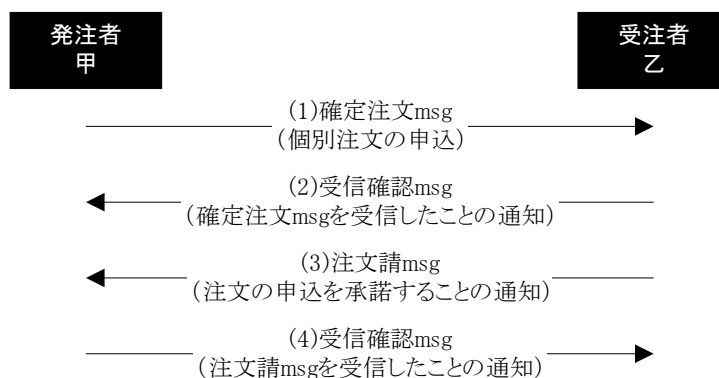
1.本協定に係わる個別契約は、甲の乙に対する個別契約申込の意思表示（確定注文メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請メッセージ）が甲に到達

した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲のメールアドレスに着信した時をいう。

- 2.本協定に係わる個別契約の内容の変更は、甲の乙に対する個別契約変更申込の意思表示（鑑項目合意変更申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（鑑項目合意変更承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。
- 3.本協定に係わる個別契約の解除は、甲の乙に対する個別契約解除申込の意思表示（合意解除申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意解除承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。
- 4.本協定に係わる個別契約の打切は、甲の乙に対する個別契約打切申込の意思表示（合意打切申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意打切承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。
- 5.本協定に係わる基本契約及び個別契約において、利用する電子証明書に記載されている正当な権限を有する者は、当該基本契約及び個別契約の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを事務処理の規定^(注)に定め、当該規定に沿った運用を行わなければならない。
- 6.本協定に係わる基本契約及び個別契約に関する正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って行うことを前提としたものであるため、甲乙は基本契約及び個別契約の成立を否認はしてはならない。また、社内の制限は相手方に主張してはならない。

【留意点】

- ・次図の~~(2)~~ (1) が乙のメールアドレスに着信した時に個別契約注文の申込みの意思表示が成立する。
- ・受信者が (2) の受信確認メッセージを送信することは、確定注文メッセージが着信したことを通知するものであり、注文の承諾を通知するものではない。注文の申込を吟味のうえ (3) の注文請メッセージを送信し発注者に着信した時点で、注文の承諾の



意思表示が成立する。

Msg : メッセージ

- ・5.にある「事務処理の規定」については、CI-NETによるEDIに関わる者の運用諸規則をまとめたものであり、当該基本契約及び個別契約の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを明示することが特に求められる。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

電子証明書は、公開鍵暗号方式にて、利用者の公開鍵が本人に帰属していることを証明するために電子認証局が発行する電子的な証明書であり、個人を特定できることが条件となる。

一方で、従来より CI-NET においては、契約等は個人ではなく役職の権限で行う運用としてきた経緯があり、新暗号アルゴリズムへの対応に伴う電子証明書に格納する属性の変更においても、この運用を踏襲することとなった。このため、電子証明書に記載されている役職名が、契約等の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを、別途事務処理規定等に明記しておく必要があり、データ交換協定書でもこの点に言及する必要性が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

新暗号アルゴリズムへの移行に伴い、すべてのユーザの電子証明書が更新されることから、この更新に併せて、各ユーザにおいてデータ交換協定書の改訂を行う必要がある。

(4) B-2017-006 機械設備機材コード改訂

CI-NET 建設資機材コード専用 改善要求書(案) (CHANGE REQUEST)

※ E-mail 等で送付の場合、項目を全て網羅していれば本様式を使用していなくとも可

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2012 年 11 月 15 日	受 信 日 年 月 日
会 社 名 普及委員会 設備見積WG	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名 標準 BPWG	
担当者名	
TEL : 連 絡 先 FAX : E-mail :	
件名 CI-NET 建設資機材コードのうち機械設備機材コードの改訂	
改善要求内容【既存資料（JIS 規格書など）のコピーを添付することにより代用可】	
(1) 区分（該当するものにチェック） ■コード追加 ■コード変更 ■コード削除	
(2) 資機材の分類（CI-NET コードの大分類・中分類・小分類・細分類で該当する分類） 機械設備分野のうち、機器設備（空調、衛生共通機器）、衛生・防災機器について、CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統合、および大分類以下のコード体系について整理を行う。 詳細は別添「CI-NET 機械設備機材コード」「(新旧) 対比一覧」に記載のとおり。	
(3) 資機材の概要と用途 CI-NET と C-CADEC の資機材コード統合にあたって行う改訂内容は以下の通り。 ① 大分類・中分類の整理 対象となる資機材は上記分野の機器設備、衛生・防災機器となるが、これらについて CI-NET コードと Stem コードの統合にあたって、以下のような分類名整理を行う。 (a)大分類：衛生器具設備→衛生・防災機器 (b)中分類：都市ガス設備→ガス関連機器 ② 専門工事部分に入っていた機器類に係る見直し	

CI-NET コードにおいて中分類までのコードが「50-90」（機械設備専門工事）となっている分類に関し、「90」に機器類が入っていたことから、これに関連して従来「90」の機器コードを「30」として再設定し直し、以下の分類について変更を行う。

- ・「50-30-150」キッチン（厨房器具家庭用）
- ・「50-30-200」浄化槽機器
- ・「50-30-250」ガス関連機器
- ・「50-30-300」消火機器
- ・「50-30-350」厨房器具（業務用）
- ・「50-30-400」中水、濾過機器
- ・「50-30-800」その他特殊機器

※両コードの統合にあたり、Stem コード側での変更も合わせて行われている。これにより Stem コードを CI-NET コードと統合する下地が整えられた。具体的には、コード表現を行う階層の途中において、「不明」にあたるコード値を C-CADEC では「999」としている一方、CI-NET では「000」としており、このずれを以下のようにして解消した。

不明にあたるコードを 1 階層上にした場合に

- －小分類：今の Stem コード「9000」の体系を「0000」に置き換え
- －細分類：今の Stem コード「999」の体系を「000」に置き換え

これらに基づき変更を行ったものは別添のコード一覧表に記載のとおりである。

(4) 資機材のスペック書式と単位（必要であれば）【例：長さ（m）、本数（本）】

今回の改訂においては資機材のスペックレベルの変更はなし。

(5) 要求理由

建設の設計段階から調達、生産、保守の段階までの CI-NET と C-CADEC の情報連携性を高めることを目的として、CI-NET 建設資機材コードと C-CADEC の設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード（Stem コード）との統合を行うためである。

この統合を実現することにより、CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統一化および統一化されたコード体系をもとにした設備機器情報の商流連携について、特に「CAD ⇄ 見積」連携実現が必須であるとの認識であったコード統合を現実のものとするのが可能となる。

また事務局内で 2 つの資機材コードが存在するという状況の解消にもつながり、ユーザにも統一コードを案内、展開していくことが可能となる。

(6) その他特記事項

(5) B-2017-007 電気設備資機材コード改訂

CI-NET CI-NET 建設資機材コード専用 改善要求書(案) (CHANGEREQUEST)

※ E-mail 等で送付の場合、項目を全て網羅していれば本様式を使用していなくとも可

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2016年9月27日	受 信 日 年 月 日
会 社 名 普及委員会 設備見積WG	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名 標準 BPWG	
担当者名	
TEL : 連 絡 先 FAX : E-mail :	
件名 CI-NET 建設資機材コードのうち電気設備機材コードの改訂	
改善要求内容【既存資料（JIS 規格書など）のコピーを添付することにより代用可】	
(1) 区分（該当するものにチェック） ■コード追加 ■コード変更 ■コード削除	
(2) 要求内容 CI-NET 電気設備機材コード（以下「電設コード」という。）について、煩雑なコード体系の再編成、新機材コードの追加、および不要なコードの削除を行い、電設コードの改訂を要求する。詳細は、別添の改訂版、修正履歴一覧表の通り。	
(3) 改訂の概要 現在の電設コードは、機械的に繰り返したコードが作成されているため、照明器具だけで「25,400行」となっており、旧電設コード1,050行の24倍となっている。 その為、積算の際の利用などで、目的品目を探す際に非常に手間がかかり、また旧電設コードとソフトウェア等で引き当てる際にも、対比データが多く煩雑となっている。 各社が、現在の電設コードを採用していない時期に、使用しないコードの検討調整、並びに、現在の電設コード編成の際に、記載を漏らした旧電設コードの復活および採番ミスを訂正し、電設コード改訂(案)を作成した。(3,950行 約1/6.5) 今回の電設コードの改訂(案)については、本CR承認後、C-CADECの設備機器	

ライブラリーデータ交換仕様コード (Stem コード) との統一化が検討されている。

- a 「配電機器」「特高機器」をコード編成に復活させた。(編成追加)
- b 小分類(用途区分)「00：一般」は、上位階層「00」を利用することとし「削除」。
- c 非常照明、誘導等、照明器具に該当がない「コードペンダント」「システム」「投光器」「庭園灯」「外灯」などを「削除」。
- d 屋外照明器具、建物周辺部照明器具、景観・道路用照明器具、屋外特殊施設用照明器具に該当がない「下面開放」「埋込み(半埋込)」「埋込カバー」「ブラケット」「ダウンライト」「コードペンダント」「システム」などを「削除」。

- e 誘導灯：細分類名称が「標準区分」(003 直付け～030 外灯)になっていたため、「誘導灯区分」(011～017)に「訂正」。
- f 細分類(誘導灯区分)「小型」「中型」「大型」区分は、照度区分(A・B・C級)表現に改訂されたため区分なし表現に修正「統合」。
- g 小分類(用途区分)「80：その他屋内用照明器具」を削除。
- h 中分類(光源区分)「500：未定・その他光源器具」を一括削除。
- i 各項目全般に該当がない商品を削除。
- j C-CADEC サイト掲載「equip_code_1.61」に掲載漏れデータの復活編成。

(4) その他特記事項

(6) B-2017-008 ebMS 利用に対応したデータ交換協定書の変更

(No. B-2016-008)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	2017 年 2 月 3 日	受 信 日	年 月 日
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名	標準 BPWG		
担当者名			
連 絡 先	TEL: FAX:		
件 名 ebMS の利用を想定した「第 4 節 CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)」の改訂			
◎ 改善要求内容 (問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】			
<p>今後に ebMS の利用が想定されることから、これに対応して、「CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)」について、以下のとおり改訂することを要求する。</p> <p>(1) 改訂対象 第 4 節 CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)</p> <p>(2) 改訂内容 以下のとおり変更する。</p> <p><CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.5 P. 257-258></p>			
変 更 前	<p><本文></p> <p>■ インターネットの電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)</p>		

_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における平成 年 月 日締結の工事下請基本契約書および平成 年 月 日締結の物品等売買基本契約書（以下「基本契約書」という）にもとづく取引に関し、第4条（1）に規定する CI-NET 標準ビジネスプロトコルにもとづく第4条（2）に規定の電子データの交換（以下「CI-NET による EDI」という。）をインターネットの電子メールを利用して行うにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

【留意点】

- 使用するシステムの名称（取引当事者間で取り決めた固有もの）を明記することもあり得る。

第1条（目的）

本協定は、甲乙が CI-NET による EDI を利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条（基本契約書との関係）

甲乙間で締結した基本契約書に定めた事項と本協定に定めた事項との間に相違がある場合には、本協定の定めが優先的効力を有するものとする。

【留意点】

- 基本契約書と本協定との内容が整合しない場合、一般的には、CI-NET による EDI に関しては本協定が優先する。ユーザーはこの点に留意してデータ交換協定書の内容を検討する必要がある。

第3条（適用範囲）

- 1.本協定は、CI-NET による EDI を利用して行う個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等の付帯業務について適用する。
- 2.CI-NET による EDI を利用して行う業務の内容は、第5条に規定する運用マニュアルに定める。

【留意点】

- CI-NET を導入する企業は、CI-NET の適用業務を運用マニュアルに定める。

第4条（用語の定義）

本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルであり（財）建設業振興基金 建設産業情報化推進センター発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。

(2) CI-NET による EDI

甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態でメールアドレスに送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。

(3) 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等相手方に対する意思表示または通知のうち、CI-NET による EDI により甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。このうち本協定が対象とする取引関係情報は、第 5 条に規定する運用マニュアルに定める。

(4) 個別契約

甲から乙に対する注文の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する取引契約をいう。

(5) メールアドレス

CI-NET による EDI の利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信するインターネットの電子メールアドレスをいう。

以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するメールアドレスを「乙のメールアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引関係情報等を送信するメールアドレスを「甲のメールアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のメールアドレスまたは乙のメールアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。

(6) 取引用設備

甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

(7) 取引用電気通信回線

甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線である（以下「通信回線」という。）。

【留意点】

- (3) 取引関係情報は、CI-NET を導入する企業が、CI-NET を適用する範囲の標準メッセージを運用マニュアルに定める。

第 5 条（運用マニュアル）

- 1.本協定にもとづく CI-NET による EDI について、その実施に必要なシステム、送信手順、データ書式、運用時間その他の細目は、甲乙間で別に定める「CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）」に定める。
- 2.甲および乙は、運用マニュアルが本協定と一体をなし、本協定と同一の効力を有することを相互に確認する。

3.システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

第6条（CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールの遵守）

甲乙は、CI-NET による EDI を利用するにあたり CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールの遵守する。

第7条（実施手順）

甲乙は、以下の各号に定める要領および運用マニュアルに定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。

- (1) 甲乙は CI-NET による EDI の利用に際し、メールアドレスを定め、相手方に通知する。
- (2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙のメールアドレスに送信する。
- (3) 乙は、前号により乙のメールアドレスに送信された取引関係情報を乙の装置内に受信し、利用する。乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲のメールアドレスに送信する。
- (4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲のメールアドレスに送信する。
- (5) 甲は、前号により甲のメールアドレスに送信された取引関係情報を甲の装置内に受信し、利用する。甲は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙のメールアドレスに送信する。
- (6) 甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報等を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態に変換する業務および運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態の取引関係情報等を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。

【留意点】

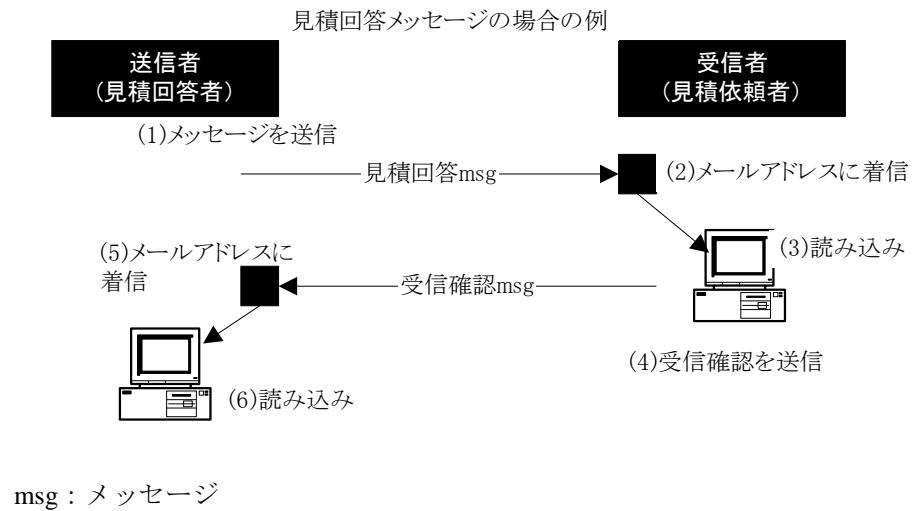
- (2) ～ (5) のセキュリティ処理方式は運用マニュアルに定める。

第8条（意思表示等の時期）

CI-NET による EDI による甲乙間の意思表示あるいは通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方のメールアドレスに記録させた時に、相手方に到達したものとする。

【留意点】

- 下図の例の(2)の時点で見積回答の意思表示が到達したものとする。
- データが相手方に到達することにより、その意思表示は効力を発生する(民法97条1項: 隔地者に対する意思表示はその通知の相手方に到達したる時よりその効力を生じる)。



第9条 (取引関係情報の効力)

...

変更後

<本文>

■インターネットの電子メールを前提としたを用いた CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)

_____ (以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)
とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における平成 年 月 日締結の工事下請基本契約書および平成 年 月 日締結の物品等売買基本契約書 (以下「基本契約書」という) にもとづく取引に関し、第4条 (1) に規定する CI-NET 標準ビジネスプロトコルにもとづく第4条 (2) に規定の電子データの交換 (以下「CI-NET による EDI」という。) をインターネットを用いて実施する際、利用する通信手段にインターネットの電子メールや ebMS 等を利用して行うにあたり、次のとおり協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

【留意点】

- 使用するシステムの名称 (取引当事者間で取り決めた固有もの) を明記することもあり得る。

第1条（目的）

本協定は、甲乙が CI-NET による EDI を利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条（基本契約書との関係）

甲乙間で締結した基本契約書に定めた事項と本協定に定めた事項との間に相違がある場合には、本協定の定めが優先的効力を有するものとする。

【留意点】

・基本契約書と本協定との内容が整合しない場合、一般的には、CI-NET による EDI に関しては本協定が優先する。ユーザーはこの点に留意してデータ交換協定書の内容を検討する必要がある。

第3条（適用範囲）

- 1.本協定は、CI-NET による EDI を利用して行う個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等の付帯業務について適用する。
- 2.CI-NET による EDI を利用して行う業務の内容は、第5条に規定する運用マニュアルに定める。

【留意点】

・CI-NET を導入する企業は、CI-NET の適用業務を運用マニュアルに定める。

第4条（用語の定義）

本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルであり（財）建設業振興基金 建設産業情報化推進センター発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。

(2) CI-NET による EDI

甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態でアドレスに電子メールや ebMS 等の通信手段を用いて送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。

(3) 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等相手方に対する意思表示または通知のうち、CI-NET による EDI により甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。このうち本協定が対象とする取

引関係情報は、第5条に規定する運用マニュアルに定める。

(4) 個別契約

甲から乙に対する注文の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する取引契約をいう。

(5) アドレス

CI-NETによるEDIの利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信するインターネットの電子メールアドレス際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMSの場合にはFQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくはIPアドレスドメイン(IPアドレス)をいう。

以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するメールアドレスを「乙のメールアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信するメールアドレスを「甲のメールアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のメールアドレスまたは乙のメールアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。

(6) 取引用設備

甲および乙が、CI-NETによるEDIを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

(7) 取引用電気通信回線

甲および乙が、CI-NETによるEDIを利用するために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線である（以下「通信回線」という。）。

【留意点】

・(3) 取引関係情報は、CI-NETを導入する企業が、CI-NETを適用する範囲の標準メッセージを運用マニュアルに定める。

第5条（運用マニュアル）

- 1.本協定にもとづくCI-NETによるEDIについて、その実施に必要なシステム、送信手順、データ書式、運用時間その他の細目は、甲乙間で別に定める「CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）」に定める。
- 2.甲および乙は、運用マニュアルが本協定と一体をなし、本協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
- 3.システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

第6条（CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCIIシンタックスルールの遵守）

甲乙は、CI-NETによるEDIを利用するにあたりCI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCIIシンタックスルールの遵守する。

第7条（実施手順）

甲乙は、以下の各号に定める要領および運用マニュアルに定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。

- (1) 甲乙は CI-NET による EDI の利用に際し、~~メール~~アドレスを定め、相手方に通知する。
- (2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙の~~メール~~アドレスに送信する。
- (3) 乙は、前号により乙の~~メール~~アドレスに送信された取引関係情報を乙の装置内に受信し、利用する。乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲の~~メール~~アドレスに送信する。
- (4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲の~~メール~~アドレスに送信する。
- (5) 甲は、前号により甲の~~メール~~アドレスに送信された取引関係情報を甲の装置内に受信し、利用する。甲は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙の~~メール~~アドレスに送信する。
- (6) 甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報等を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態に変換する業務および運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態の取引関係情報等を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。

【留意点】

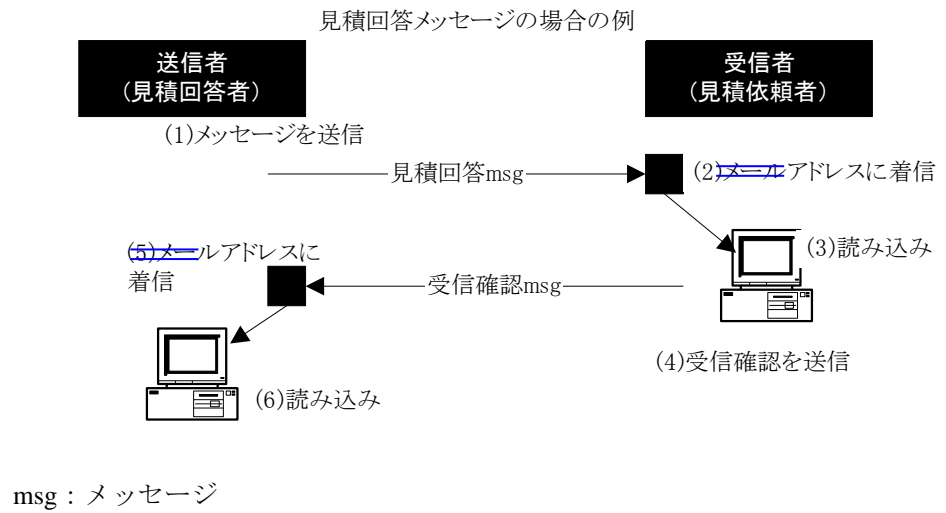
(2) ～ (5) のセキュリティ処理方式は運用マニュアルに定める。

第 8 条（意思表示等の時期）

CI-NET による EDI による甲乙間の意思表示あるいは通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方の~~メール~~アドレスに記録させた時に、相手方に到達したものとする。

【留意点】

- ・下図の例の (2) の時点で見積回答の意思表示が到達したものとする。
- ・データが相手方に到達することにより、その意思表示は効力を発生する（民法 97 条 1 項：隔地者に対する意思表示はその通知の相手方に到達したる時よりその効力を生じる）。



第 9 条 (取引関係情報の効力)

...

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

電子証明書は、公開鍵暗号方式にて、利用者の公開鍵が本人に帰属していることを証明するために電子認証局が発行する電子的な証明書であり、個人を特定できることが条件となる。

一方で、従来より CI-NET においては、契約等は個人ではなく役職の権限で行う運用としてきた経緯があり、新暗号アルゴリズムへの対応に伴う電子証明書に格納する属性の変更においても、この運用を踏襲することとなった。このため、電子証明書に記載されている役職名が、契約等の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを、別途事務処理規定等に明記しておく必要があり、データ交換協定書でもこの点に言及する必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

新暗号アルゴリズムへの移行に伴い、すべてのユーザの電子証明書が更新されることから、この更新に併せて、各ユーザにおいてデータ交換協定書の改訂を行う必要がある。

8.2.2. LiteS 規約 WG

8.2.2.1. CI-NET LiteS 実装規約 改善要求（平成 29 年度分）

(1) L-2017-002 発注者および受注者の特定に係るデータ項目の新設

(a) チェンジリクエスト

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST)

発信者記入欄					事務局記入欄					
発 信 日 2018 年 2 月 9 日					受 信 日 2018 年 2 月 9 日					
会 社 名 LiteS 規約 WG					改訂対象：					
企業識別コード					Ver.	2	.	2	ad.	1
部 署 名					事務局処理記入欄					
担当者名										
TEL：										
連絡先										
FAX：										
件 名 発注者および受注者の特定に係るデータ項目の新設										
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)										
【要求内容】										
発注者および受注者の特定に係る以下のデータ項目について、新設することを要求する。										
(1) 改訂対象										
<ul style="list-style-type: none"> ・ [1307]受注者法人番号・事業所コード ・ [1308]発注者法人番号・事業所コード ・ [1386]受注者決裁者役職名 ・ [1387]発注者決裁者役職名 ・ [1388]受注者代表者役職名 ・ [1389]発注者代表者役職名 										
(2) 改訂内容										
(2-1) 以下の箇所について、【CR 別添①】 および 【CR 別添②】 のとおり改訂する。										
<LiteS 実装規約 Ver. 2. 1ad. 7→LiteS 実装規約 Ver. 2. 2ad. 1>										

「B. 情報表現規約 X. メッセージごとの使用データ項目」(p. 499-p. 520)

(2-2) 以下の箇所について、以下のとおり改訂する。

<LiteS 実装規約 Ver. 2. 1ad. 7→LiteS 実装規約 Ver. 2. 2ad. 1>

「2. 3. データ項目定義と運用の詳細」

(p. 68-, p. 112-, p. 155-, p. 194-, p. 263-, p. 345-, p. 423-, p. 463-)

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2. 1 ad. 7 p. 68-, p. 112-, p. 155-, p. 194-, p. 263-, p. 345-, p. 423-, p. 463->

変更前	<本文> (記載なし)
変更後	<本文> <div data-bbox="319 1041 1484 1131" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[1308]発注者法人番号・事業所コード 注文を発する側の企業などを示す「法人番号」と事業所コードで構成されるコード。</p></div> <p>・”JCN” + 法人番号 (13 桁) + 事業所コード (6 桁) の計 22 桁。 (注 1) ”JCN” は日本電子認証株式会社の定める国コード。 (注 2) 「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された 13 桁 (チェックデジットを含む) の番号。 (注 3) 「事業所コード」は「標準企業コード」 (建設産業情報化推進センター等が発番する「企業識別コード」6 桁固定と各企業が自由採番する「枝番」最大 6 桁の計 12 桁) の枝番。</p> <div data-bbox="319 1377 1484 1467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[1307]受注者法人番号・事業所コード 注文を受ける側の企業などを示す「法人番号」と事業所コードで構成されるコード。</p></div> <p>・”JCN” + 法人番号 (13 桁) + 事業所コード (6 桁) の計 22 桁。 (注 1) ”JCN” は日本電子認証株式会社の定める国コード。 (注 2) 「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された 13 桁 (チェックデジットを含む) の番号。 (注 3) 「事業所コード」は「標準企業コード」 (建設産業情報化推進センター等が発番する「企業識別コード」6 桁固定と各企業が自由採番する「枝番」最大 6 桁の計 12 桁) の枝番。</p> <div data-bbox="319 1713 1484 1803" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[1388]受注者代表者役職名 受注者のメッセージデータに対する代表者の役職名。</p></div> <p>【例】 取締役社長</p> <div data-bbox="319 1904 1484 1948" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[1386]受注者決裁者役職名</p></div>

	<p>受注者のメッセージデータに対する決裁者の役職名。</p> <p>【例】 積算部長</p>
	<p>[1389]発注者代表者役職名</p> <p>発注者のメッセージデータに対する代表者の役職名。</p> <p>【例】 取締役社長、支店長</p>
	<p>[1387]発注者決裁者役職名</p> <p>発注者のメッセージデータに対する決裁者の役職名。</p> <p>【例】 購買部長</p>

(2-3) 以下の箇所について、以下のとおり改訂する。

<LiteS 実装規約 Ver. 2. 1ad. 7→LiteS 実装規約 Ver. 2. 2ad. 1>

【見積不採用通知メッセージにおいて、購買見積依頼メッセージの値と異なってもよいデータ項目】
(p. 184)

【注文請けメッセージにおいて、確定注文メッセージの値と異なってもよいデータ項目】 (p. 236)

【注意事項】 鑑項目合意変更承諾メッセージにおいて、鑑項目合意変更申込メッセージの値と異なってもよいデータ項目 (p. 251)

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2. 1 ad. 7 p. 184、 p. 236、 p. 251>

変更前	<p><本文></p> <p>【見積不採用通知メッセージにおいて、購買見積依頼メッセージの値と異なってもよいデータ項目】</p> <p>【注文請けメッセージにおいて、確定注文メッセージの値と異なってもよいデータ項目】</p> <p>【注意事項】 鑑項目合意変更承諾メッセージにおいて、鑑項目合意変更申込メッセージの値と異なってもよいデータ項目</p> <p>[1]データ処理 No. [2]情報区分コード [3]データ作成日 [1197]サブセット・バージョン [9]訂正コード [1007]帳票 No. [1008]帳票年月日 [1009]参照帳票 No. ★ [1010]参照帳票年月日 ★</p>
-----	---

	<p>[1165]受注者決裁者名 ※</p> <p>[1166]受注者建設業許可区分・登録コード ※</p> <p>[1167]受注者建設業許可工事業種 ※</p> <p>[1168]受注者建設業許可日 ※</p> <p>[59]課税分類コード ※</p> <p>[1004]消費税率 ※</p> <p>[1088]明細金額計 ※</p> <p>[1089]明細金額計調整額 ※</p> <p>[1090]調整後明細金額計 ※</p> <p>[1096]消費税額 ※</p> <p>[1097]最終帳票金額 ※</p> <p>[1014]送り状案内</p> <p>[1183]使用メーカー名</p> <p>[1184]使用メーカー見積金額合計</p> <p>[1185]使用メーカー購入品名、数量単位</p> <p>[1186]使用メーカー購入品数量</p> <p>[1187]使用商社名</p> <p>[1188]使用商社見積金額合計</p> <p>[1189]使用商社購入品名、数量単位</p> <p>[1190]使用商社購入品数量</p>
変更後	<p><本文></p> <p>【見積不採用通知メッセージにおいて、購買見積依頼メッセージの値と異なってもよいデータ項目】</p> <p>【注文請けメッセージにおいて、確定注文メッセージの値と異なってもよいデータ項目】</p> <p>【注意事項】鑑項目合意変更承諾メッセージにおいて、鑑項目合意変更申込メッセージの値と異なってもよいデータ項目</p> <p>[1]データ処理 No.</p> <p>[2]情報区分コード</p> <p>[3]データ作成日</p> <p>[1197]サブセット・バージョン</p> <p>[9]訂正コード</p> <p>[1007]帳票 No.</p> <p>[1008]帳票年月日</p> <p>[1009]参照帳票 No. ★</p> <p>[1010]参照帳票年月日 ★</p> <p>[1388]受注者代表者役職名 ※</p> <p>[1015]受注者代表者氏名 ※</p> <p>[1386]受注者決裁者役職名 ※</p> <p>[1165]受注者決裁者名 ※</p> <p>[1166]受注者建設業許可区分・登録コード ※</p> <p>[1167]受注者建設業許可工事業種 ※</p> <p>[1168]受注者建設業許可日 ※</p> <p>[59]課税分類コード ※</p> <p>[1004]消費税率 ※</p> <p>[1088]明細金額計 ※</p>

	[1089]明細金額計調整額	※
	[1090]調整後明細金額計	※
	[1096]消費税額	※
	[1097]最終帳票金額	※
	[1014]送り状案内	
	[1183]使用メーカー名	
	[1184]使用メーカー見積金額合計	
	[1185]使用メーカー購入品名、数量単位	
	[1186]使用メーカー購入品数量	
	[1187]使用商社名	
	[1188]使用商社見積金額合計	
	[1189]使用商社購入品名、数量単位	
	[1190]使用商社購入品数量	

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

(3) 企業コードに関する事項

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、CI-NET においても「法人番号」を指定する以下の項目を新設することが要望された。

- ・ [1307]受注者法人番号・事業所コード
- ・ [1308]発注者法人番号・事業所コード

バイト数は、「JCN」＋法人番号(13桁)＋事業所コード(6桁)の計 22 桁とする。

(注 1)「JCN」は日本電子認証株式会社の定める国コード。

(注 2)「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された 13 桁(チェックデジットを含む)の番号。

(注 3)「事業所コード」は CI-NET の独自コード。

なお、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の p.57「I. シンタックスルール」の「①受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容」は以下を設定することとする。

- ・ 発信／受信センターコード(各 12 桁)＝ASP 法人番号
- ・ 発信／受信 VAN コード(各 12 桁)＝事業所コード
- ・ リザーブ(12 桁)＝法人番号区分

(4) 役職名に関する事項

受発注企業の「代表者名」と「決裁者名」は、一致しない場合が多く(例：代表者は取締役社長、決裁者は支店長)、双方を指定する必要がある。また、現状では代表者名／決裁者名と役職名がともに「決裁者名」に記載されており、データ受信後に分割管理することができない。

このため、「代表者名」と「決裁者名」の双方を記載できるようにすること、ならびに、「決裁者名」と「役職名」のデータ項目を分割できるようにすることを目的として、以下の項目を新設することが要求された。

- ・ [1386]受注者決裁者役職名
- ・ [1387]発注者決裁者役職名
- ・ [1388]受注者代表者役職名
- ・ [1389]発注者代表者役職名

さらに、新暗号アルゴリズムへの対応に伴う電子証明書に格納する属性の変更において、電子証明書に「個人名」ではなく「役職名」を記載することが認められたことを受けて、電子証明書の役職名に対応した役職名をメッセージ上に記載しておくべきと考えられる。

【既存ユーザ等への影響】

上記はいずれも、任意項目として追加されるため、既存ユーザ等への影響は少ないと考えられる。

なお、将来的に「法人番号」の記載が義務付けられる可能性も考えられ、その際には[1307]受注者法人番号・事業所コードおよび[1308]発注者法人番号・事業所コードが必須項目に変更される可能性もある。

(b) チェックリスト

チェックリストは 8.2.1.1(2)(b)を参照。

(2) L-2017-003 契約条件に係るデータ項目（[1363]法定福利費）の新設

(a) チェンジリクエスト

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST)

発信者記入欄					事務局記入欄					
発 信 日 2018 年 2 月 9 日					受 信 日 2018 年 2 月 9 日					
会 社 名 LiteS 規約 WG					改訂対象：					
企業識別コード					Ver.	2	.	2	ad.	1
部 署 名					事務局処理記入欄					
担当者名										
TEL：										
連 絡 先 FAX：										
件 名 契約条件に係るデータ項目（[1363]法定福利費）の新設										
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)										
【要求内容】										
契約条件に係る以下のデータ項目を新設する。										
(1) 改訂対象										
・ [1363]法定福利費										
(2) 改訂内容										
(2-1) 以下の箇所について、【CR 別添①】データ項目定義一覧表および【CR 別添②】メッセージ一覧表のとおり改訂する。										
＜LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7→LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.1＞										
「B.情報表現規約 X.メッセージごとの使用データ項目」(p.499-p.520)										
(2-2) 以下の箇所について、次表のとおり改訂する。										
＜LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7→LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.1＞										
「2.3. データ項目定義と運用の詳細」										

(p.68-,p.112-,p.155-,p.194-,p.263-,p.345-,p.423-,p.463-)

なお、帳票レイアウトの変更については、他の新設項目と併せて、別途、改善要求を提出する。

変更前	<本文> 2.3. データ項目定義と運用の詳細 ・・・ (記載なし)
-----	---

変更後	<本文> 2.3. データ項目定義と運用の詳細 ・・・ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[1363]法定福利費</p><p>健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分の法定福利費（社会保険料）。</p></div> <ul style="list-style-type: none">・ [1090]調整後帳票金額計に[1363]法定福利費が含まれる。・ [1089]明細金額計調整額に[1363]法定福利費が含まれてはならない。・ 法定福利費（社会保険料）は、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料があるが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分を指す。内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としているが、各社が個別に表1の「×」の部分の内訳明示しても構わない。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要がある。 <p style="text-align: center;">表1 標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">健康保険</th><th colspan="2">厚生年金保険</th><th>雇用保険</th><th>労災保険</th></tr><tr><th>健康保険料</th><th>介護保険料</th><th>厚生年金保険料</th><th>児童手当拠出金</th><th>雇用保険料</th><th>労災保険料</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業主負担分</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td></tr><tr><td>本人負担分</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">—</td></tr></tbody></table> <p style="text-align: right;">出所：国土交通省「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」</p>		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	雇用保険料	労災保険料	事業主負担分	○	○	○	○	○	×	本人負担分	×	×	×	—	×	—
	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険																						
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	雇用保険料	労災保険料																						
事業主負担分	○	○	○	○	○	×																						
本人負担分	×	×	×	—	×	—																						

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

「建設産業における社会保険加入の徹底について」(平成 24 年 3 月の国土交通省土地・建設産業局長通知)等を受けて、実施後 5 年を目途に、企業単位では許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して取り組むこととされている。国土交通省より「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」も示されており、CI-NET においてもこれに対応した項目を新設する必要が生じた。

法定福利費(社会保険料)は、健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)、雇用保険料、労災保険料があるが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分を指す。内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としているが、各社が個別に表1の「×」の部分の内訳明示しても構わない。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要がある。

表 1 標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	雇用保険料	労災保険料
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

出所：国土交通省「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

上記を受けて、「法定福利費」を新設する改訂を行う必要が生じた。

ただし、運用の統一化は困難なため、明細には新設せず、鑑に内数として直接入力(属性は N14)する。

なお、法定福利費の内訳(健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料など)を表示したいとの要望は未だない。

【既存ユーザ等への影響】

法令遵守の観点から、本改訂はすべてのユーザにて対応されるべきであると考えられる。

(b) チェックリスト

チェックリストは 8.2.1.1(3)(b)を参照。

(3) L-2017-015 新暗号アルゴリズムへの移行に伴うセキュリティ方式および電子証明書プロファイルの改訂

(a) チェンジリクエスト

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST)

発信者記入欄					事務局記入欄					
発 信 日 2018 年 2 月 9 日					受 信 日 2018 年 2 月 9 日					
会 社 名 LiteS 規約 WG					改訂対象：					
企業識別コード					Ver.	2	.	1	ad.	8
部 署 名					事務局処理記入欄					
担 当 者 名										
TEL：										
連 絡 先 FAX：										
件 名 新暗号アルゴリズムへの移行に伴うセキュリティ方式および電子証明書プロファイルの改訂										
◎ 改善要求内容 (問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)										
【要求内容】										
<p>内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)が、2008年4月22日に「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズム SHA-1 及び RSA1024 に係る移行指針」を公開したことを受けて、2014年度9月下旬以降に政府機関などで使用する電子証明書とその利用システムが新暗号方式へ更新された。これにより、暗号アルゴリズム SHA-1 および RSA1024 に対応した製品やサービスが廃止される懸念から、CI-NET においても新暗号アルゴリズム SHA-2 および RSA2048 への対応が進められている。これに伴い、電子証明書に格納する属性に変更が生じたため、以下のとおり改訂することを要求する。</p>										
(1) 改訂対象										
<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ方式について、「暗号アルゴリズム SHA-1 および RSA1024」のみの記載を「暗号アルゴリズム SHA-2 および RSA2048」との併用とする記載に改訂する。 ・電子証明書プロフィールの記載内容を改訂する。 										
(2) 改訂内容										

以下のとおり変更する。

なお、本 CR の一部に、CR 管理 No. L-2016-002 にて承認済みの改訂内容を含んでいる。

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad. 7 P. 2>

変 更 前	<本文>						
	表 2 CI-NET LiteS 実装規約の概要						
	規約	内容					
	A.情報 伝達規約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">通信方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301：購買見積依頼 CINT0302：購買見積回答 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">セキュリティ方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は SMIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術データ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 </td> </tr> </table>	通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301：購買見積依頼 CINT0302：購買見積回答 	セキュリティ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は SMIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 	技術データ
通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301：購買見積依頼 CINT0302：購買見積回答 						
セキュリティ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は SMIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 						
技術データ	<ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 						

変 更 後	<本文>		
	表 3 CI-NET LiteS 実装規約の概要		
	規約	内容	
	A.情報 伝達規約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">通信方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■情報伝達手段は、電子メール方式または ebMS 方式 ■電子メール方式における通信方式プロトコルは、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■ebMS 処理方式における通信プロトコルは、ebXML Message Service v2.0 および ebXML CPPAv2.0 ■電子メール方式における電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301：購買見積依頼 CINT0302：購買見積回答 </td> </tr> </table>	通信方式
通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ■情報伝達手段は、電子メール方式または ebMS 方式 ■電子メール方式における通信方式プロトコルは、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■ebMS 処理方式における通信プロトコルは、ebXML Message Service v2.0 および ebXML CPPAv2.0 ■電子メール方式における電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301：購買見積依頼 CINT0302：購買見積回答 		

	セキュリティ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA256 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048 bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048 bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7
	技術データ	<ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 ・ZIP 方式による圧縮

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P.27、P.45>

変更前	<p><本文></p> <p>4. 暗号化アルゴリズム</p> <p>CI-NET LiteS で使用する暗号化アルゴリズムは以下の通り。</p> <p>(a) データ部のメッセージ・ダイジェストを作成するダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA-2。</p> <p>(b) ダイジェスト暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit または 2048bit。</p> <p>(c) 共通鍵暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit または 2048bit。</p> <p>(d) コンテンツ暗号化アルゴリズムはシングル Key DES。鍵長 56 bit。エンコーディング方式 CBC。</p>
変更後	<p><本文></p> <p>4. 暗号化アルゴリズム</p> <p>CI-NET LiteS で使用する暗号化アルゴリズムは以下の通り。</p> <p>(a) データ部のメッセージ・ダイジェストを作成するダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA256。</p> <p>(b) ダイジェスト暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit または 2048bit。</p> <p>(c) 共通鍵暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit または 2048bit。</p>

(d) コンテンツ暗号化アルゴリズムはシングル Key DES。鍵長 56 bit。エンコーディング方式 CBC。

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P.28、P.46>

変更前

<本文>

5. 電子証明書

(a) CI-NET LiteS で使用する電子証明書は ISO/IEC 規定の X.509 Version3 フォーマットを使用する。

(b) 電子証明書プロフィールは以下の通り。

表 A-1 電子証明書プロフィール

フィールド名	設定者	区分	設定値
証明書基本部			
バージョン (version)	認証局	必須	V3
シリアル番号 (serialNumber)	認証局	必須	正の整数
署名 (signature)	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)
発行者 (issuer)	認証局	必須	CN=発行者
有効期間 (validity)	認証局	必須	開始時刻 (例: 年月日時分秒) 終了時刻 (例: 年月日時分秒)
所有者 (subject)	認証局	必須	C=国名 (例: JP)
	登録局	必須	O=組織名 (例: CI-NET)
	ユーザ/ 登録局	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザの標準企業 コード (12 桁)
	登録局	必須	CN=ユーザ名または識別コード
登録局	必須	E=ユーザの電子メールアドレス	
所有者公開鍵 (subjectPublicKeyInfo)	顧客/ 登録局	必須	R S A 公開鍵 (例: 1024 ビット)
証明書標準拡張部			
認証局鍵識別 (authorityKeyIdentifier)	認証局	任意	keyID= (例: 発行者の公開鍵の SHA-1 ハッシュ (160bit)) authorityCert=発行者の DN (識別名) とシ リアル番号
所有者鍵識別 (subjectKeyIdentifier)	認証局	任意	(例: 公開鍵の SHA-1)
鍵種別 (keyUsage)	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0xA0)
拡張鍵種別	認証局	任意	—

	(extendedKeyUsages)			
	証明書ポリシー (certificatePolicies)	認証局	任意	認証局の OID
	所有者別名 (subjectAltName)	顧客 / 登録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアドレス
	基本制約 (basicConstraints)	認証局	任意	cA=FALSE pathLenConstraint=フィールドなし
	CRL 分配点 (cRLDistributionPoints)	認証局	任意	(例: URL 等)
	netscape-cert-type	認証局	任意	—
変更後	<p><本文></p> <p>5. 電子証明書</p> <p>(a) CI-NET LiteS で使用する電子証明書は ISO/IEC 規定の X.509 Version3 フォーマットを使用する。</p> <p>(b) 電子証明書プロフィールは以下の通り。</p> <p>表 A-2 電子証明書プロフィール</p>			

行	フィールド名	設定者	設定値				
			区分	値	区分	値	
				SHA-1対応 (平成29年3月31日発行まで)	SHA256対応 (平成29年4月1日発行から)	SHA-1 対応からの変	
証明書基本部							
1	バージョン (version)	認証局	必須	V3	必須	V3	
2	シリアル番号 (serialNumber)	認証局	必須	正の整数(16桁)	必須	正の整数(16桁)	
3	署名 (signature)	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)	必須	sha256 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.11)	拡張 (160から 256ビット)
4	発行者 (issuer)	認証局	必須	CN=発行者	必須	C=JP, O=Nippon Denshi Ninsho Co.Ltd., OU=CI-Standard2 Certification Authority	
5	有効期間 (validity)	認証局	必須	開始時刻(例:年月日時分秒) 終了時刻(例:年月日時分秒)	必須	開始時刻(例:年月日時分秒) 終了時刻(例:年月日時分秒)	有効期 間は3年 30日
6	所有者 (subject)	認証局 登録局	必須	C=国名(例:JP)	必須	C=国名(例:JP)	
7		認証局 登録局	必須	O=組織名(例:CI-NET)	必須	O=組織名(例:CI-NET)	
8		ユーザ/ 登録局	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザの 標準企業コード(12桁)	必須	OU=「CPN-」の4桁に続けて、ユー ザ企業名(64桁=4+60) ^{注1}	記載場 所の変 更
9		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「CMN-」の4桁に続けて、 「JCN」+法人番号+「+」+枝番相当 (27桁=4+3+13+1+6) ^{注1}	新設
10		ユーザ/ 登録局	任意	なし	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザ標 準企業コード(24桁=12+12)	記載場 所の変 更
11		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「TID-」の4桁に続けて、端末ID (64桁=4+60) ^{注1,注2}	新設
12		ユーザ/ 登録局	必須	CN=ユーザ名または識別コード (現行はユーザ企業名)	必須	CN=職務権限者である職務権限名 あるいは個人名(64桁) 職務権限名の場合、「SHOKUMU- KENGENSHA」と固定 ^{注3}	記載内 容の変 更
13		ユーザ/ 登録局	必須	E=ユーザの電子メールアドレス	必須	E=ユーザの電子メールアドレス (80桁)	
14	所有者公開鍵 (subjectPublicKeyInfo)	顧客/ 登録局	必須	RSA公開鍵(例:1024ビット)	必須	RSA公開鍵(例:2048ビット)	拡張 (1024か ら2048 ビット)
証明書標準拡張部							
15	認証局鍵識別 (authorityKeyIdentifier)	認証局	任意	keyID=(例:発行者の公開鍵の SHA-1ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別 名)とシリアル番号	任意	keyID=(例:発行者の公開鍵の SHA-1ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別 名)とシリアル番号	
16	所有者鍵識別 (subjectKeyIdentifier)	認証局	任意	(例:公開鍵のSHA-1)	任意	(例:公開鍵のSHA-1)	
17	鍵種別 (keyUsage)	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0xA0)	必須	digitalSignature, nonRepudiation, keyEncipherment ^{注4}	「nonRep udiation」 を追加 (新設)
18	拡張鍵種別 (extendedKeyUsage)	認証局	任意	—	任意	—	
19	証明書ポリシー (certificatePolicies)	認証局	任意	認証局のOID	任意	認証局のOID	
20	所有者別名 (subjectAltName)	顧客/ 登録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールア ドレス	任意	rfc822name=ユーザの電子メールア ドレス	
21	基本制約 (basicConstraints)	認証局	任意	cA=FALSE	任意	cA=FALSE	
22	CRL分配点 (cRLDistributionPoints)	認証局	任意	(例:URL等)	任意	https://rep.cistd.com/cis2/cis_crl.c rl	
23	netscape-cert-type	認証局	任意	—	任意	—	

注

- 1) 8、9、11行：OU=CPN-(ユーザ企業名)、OU=CMN-(法人番号・枝番相当)、OU=TID-(端末ID)は、使用しないものでも接頭語は「あり」とし、パラメータはなし(Null)とする。

OUの記載例

8行ユーザ企業名:CPN-abc(全部で60桁)xyz (ユーザ企業名:abc(全部で60桁)xyz)

9行法人番号:CMN-1234567890123+123456 (法人番号:1234567890123、枝番:123456)

11行ユーザ標準企業コード:CompanyCode-123456789012 (ユーザ標準企業コード123456789012)

- 2) 11行：端末IDは機種により一律な設定にできないため、接頭語は「MAC-、IMEI-、UDID」等の検討が必要である。

- 3) 12行：CI-NET仕様では、CI-NET電子証明書は、職務権限者を証明する。ただし、CNに個人名を記載することも許容する。

個人名記載の場合、異動、退職などにより、都度発行が発生し請負契約や物品調達等の円滑な運用に適しない。また、建設産業の調達業務では、業務フローの各場面で職務権限者が異なり、業務は調達、施工、支払と遷移するが、ひとつの案件はひとつの電子証明書で処理を行うことが一般的である等の理由により、企業内で定めた職務権限者(SHOKUMU-KENGENSHA)をCNに記載し、電子証明書はそれを証明する。

- 4) 17行：利用用途を指定する。

digitalSignature 電子署名利用

nonRepudiation 否認防止

keyEncipherment 重要情報送信(例えば、共通鍵、パスワード等短い情報に限る)

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)が、2008年4月22日に「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズム SHA-1 及び RSA1024 に係る移行指針」を公開したことを受けて、2014年度9月下旬以降に政府機関などで使用する電子証明書とその利用システムが新暗号方式へ更新された。これにより、暗号アルゴリズム SHA-1 および RSA1024 に対応した製品やサービスが廃止される懸念から、CI-NET においても新暗号アルゴリズム SHA-2 および RSA2048 への対応が進められている。これに伴い、電子証明書に格納する属性に変更が生じたため、改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

すべてのユーザが新暗号アルゴリズムに移行する必要があるため、すべてのユーザに対して、電子証明書の更新時に文書で通知する等、十分に周知を図る必要がある。

(a) チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年2月9日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 新暗号アルゴリズムへの移行に伴うセキュリティ方式および電子証明書プロファイルの改訂
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 業務の見直し、変更は生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ システムベンダーに負担を生じる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 新暗号アルゴリズムへの移行が段階的に進められていることと併せての対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

チェック項目	チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か ／	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか ／	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か ／	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか ／	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無 △	新暗号アルゴリズムへの移行と併せて対応される必要がある。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) 新暗号アルゴリズム SHA-2 および RSA2048 への移行に関する CR は平成 28 年度までに承認されており、これに対応した記述改訂となる本 CR は承認された。 また、技術データの圧縮・解凍方式に ZIP 形式を追加することについても、CR は平成 28 年度までに承認されており、これに対応した記述改訂となる本 CR は承認された。
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 新暗号アルゴリズム SHA-2 および RSA2048 への移行は既に 2017 年 4 月より開始されており、早急に CI-NET LiteS 実装規約を改訂すべきである。なお、新暗号アルゴリズムへの移行は 2020 年 3 月に完了見込みであることから、2020 年 4 月以降に旧暗号アルゴリズム SHA-1 および RSA1024 に関する記述を CI-NET LiteS 実装規約から削除する改訂を行う必要がある。 また、技術データの圧縮・解凍方式を ZIP 形式とするサービスの提供を求めるユーザの声が強いことから、サービス提供開始に先駆けて、早急に CI-NET LiteS 実装規約を改訂すべきである。

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

／：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(4) L-2017-016 全体工期等の新設

(a) チェンジリクエスト

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST)

発信者記入欄					事務局記入欄					
発 信 日 2018年 2月 9日					受 信 日 2018年 2月 9日					
会 社 名 LiteS 規約 WG					改訂対象：					
企業識別コード					Ver.	2	.	2	ad.	1
部 署 名					事務局処理記入欄					
担当者名										
TEL：										
連 絡 先										
FAX：										
件 名										
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)										
【要求内容】										
以下のデータ項目を新設する。										
(1) 改訂対象										
・ [1379] 全体工事開始日										
・ [1380] 全体工事終了日										
(2) 改訂内容										
(2-1) 以下の箇所について、【CR 別添①】および【CR 別添②】のとおり改訂する。										
< LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7→LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.1 >										
「B.情報表現規約 X.メッセージごとの使用データ項目」(p.499-p.520)										
(2-2) 以下の箇所について、次表のとおり改訂する。										
< LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7→LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.1 >										

「2.3. データ項目定義と運用の詳細」

(p.68-,p.112-,p.155-,p.194-,p.263-,p.345-,p.423-,p.463-)

変更前

<本文>

2.3. データ項目定義と運用の詳細

・・・

(記載なし)

変更後

<本文>

2.3. データ項目定義と運用の詳細

・・・

[1379]全体工事開始日

元請負人が注文者から請け負った全体工期の開始日。

[1380]全体工事終了日

元請負人が注文者から請け負った全体工期の終了日。

[1052]工事・納入開始日

工事・納入の開始年月日・時分秒。(時分秒については省略可)

・下請契約の場合は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請契約の施工期間の開始日を記載する。

[1053]工事・納入終了日・納入期限

工事・納入の終了年月日・時分秒。または納入期限の年月日・時分秒。(時分秒については省略可)

・下請契約の場合は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請契約の施工期間の終了日を記載する。

(注) [1379]全体工事開始日、[1380]全体工事終了日、[1052]工事・納入開始日、[1053]工事・納入終了日・納入期限、のデータ項目定義の文案は、国土交通省資料 (<http://www.mlit.go.jp/common/000125260.pdf>) より引用。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月、国土交通省)にて、下請契約の場合は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請負人の施工期間を明記することが定められたことを受けて、「全体工期」の開始日、終了日を記載するデータ項目を新設する必要が生じた。

また、工事請負契約外請求／請求確認メッセージが策定されたことを受けて、小数点以下3桁の単価を新設する必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

[1379]全体工事開始日、[1380]全体工事終了日に関しては、法令遵守の観点から、本改訂はすべてのユーザにて対応されるべきであると考えられる。

[1375]単価(小数3桁)は、工事請負契約外請求／請求確認メッセージの利用ユーザのみの影響となる。

(b) チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年1月29日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 全体工期等の新設
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 業務の見直し、変更は生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ CI-NETにて見積業務および注文業務を行うすべてのユーザにおいて、システム改修の負担が生じる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

チェック項目	チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か ／	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか ／	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か ／	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか ／	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無 △	[1379] 全体工事開始日、[1380] 全体工事終了日については、見積等で明記することが国土交通省のガイドラインで定められていることから、早急に対応されるべきである。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) 全体工期を見積等に明記することは国土交通省のガイドラインで定められていることから、対応必須であるとして本 CR は承認された。
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 法令遵守の観点から、本 CR については早急に対応される必要がある。

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい
- ／：対象外／該当しない
- ×：問題あり／指摘事項への対応が必要

8.2.2.2. <参考>CI-NET LiteS 実装規約 改善要求 (平成 28 年度分)

(1) L-2016-001 建設業許可工事業種の追加

(No. L-2016-001)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄						事務局記入欄					
発 信 日 2015 年 9 月 13 日						受 信 日 年 月 日					
会 社 名						改訂対象：					
企業識別コード						Ver. 2 . 1 ad. 8					
部 署 名						事務局処理記入欄					
担 当 者 名											
TEL：											
連 絡 先											
FAX：											
件 名											
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)											
【要求内容】											
建設業許可工事業種を使用するデータ項目について、建設業法の改正を受けて、改訂することを要求する。											
(1) 改訂対象											
建設業許可工事業種リスト											
CI-NETNo. [450] タグNo. [1167] : 「受注者建設業許可工事業種」											
CI-NETNo. [600] タグNo. [1171] : 「発注者建設業許可工事業種」											
(2) 改訂内容											
以下のとおり変更する。											
<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad. 7 P. 201-202、 P. 273-274、 P. 357-358>											

変更前

<本文>

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・K 属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大 5 業種まで記載（マルチデータ項目）。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

表 B.V-1 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業

	建具	建具工事業
	水道施設	水道施設工事業
	消防施設	消防施設工事業
	清掃施設	清掃施設工事業

変更後

<本文>

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・K 属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大 5 業種まで記載（マルチデータ項目）。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

表 B.V-2 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業

	建具	建具工事業
	水道施設	水道施設工事業
	消防施設	消防施設工事業
	清掃施設	清掃施設工事業
	解体	解体工事業

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 55 号)が平成 26 年 6 月 4 日に公布、平成 28 年 6 月 1 日に施行されたことを受けて、改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

建設業許可工事業種については、広く周知を図る必要があることから、CI-NET のホームページ等において、掲載場所やコードメンテナンス時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。

(2) L-2016-002 圧縮解凍方式の変更

(No. L-2016-002)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄					事務局記入欄					
発 信 日 2017 年 2 月 2 日					受 信 日 年 月 日					
会 社 名					改訂対象：					
企業識別コード					Ver.	2	.	1	ad.	8
部 署 名					事務局処理記入欄					
担 当 者 名										
TEL：										
連 絡 先										
FAX：										
件 名										
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)										
【要求内容】										
技術データの圧縮・解凍方式について、以下のとおり改訂することを要求する。										
(1) 改訂対象										
技術データの圧縮・解凍方式										
(2) 改訂内容										
以下のとおり変更する。										
<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad. 7 P. 2>										

変更前	<p><本文></p> <p style="text-align: center;">表 4 CI-NET LiteS 実装規約の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">規約</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">A.情報 伝達規約</td> <td style="vertical-align: top;">通信方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301 : 購買見積依頼 CINT0302 : 購買見積回答 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">セキュリティ方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">技術データ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 </td> </tr> </tbody> </table>		規約	内容	A.情報 伝達規約	通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301 : 購買見積依頼 CINT0302 : 購買見積回答 	セキュリティ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 	技術データ	<ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式
	規約	内容									
A.情報 伝達規約	通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301 : 購買見積依頼 CINT0302 : 購買見積回答 									
	セキュリティ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 									
	技術データ	<ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 									
変更後	<p><本文></p> <p style="text-align: center;">表 5 CI-NET LiteS 実装規約の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">規約</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">A.情報 伝達規約</td> <td style="vertical-align: top;">通信方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301 : 購買見積依頼 CINT0302 : 購買見積回答 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">セキュリティ方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA-2 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">技術データ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 ・ZIP 方式による圧縮 </td> </tr> </tbody> </table>		規約	内容	A.情報 伝達規約	通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301 : 購買見積依頼 CINT0302 : 購買見積回答 	セキュリティ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA-2 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 	技術データ	<ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 ・ZIP 方式による圧縮
	規約	内容									
A.情報 伝達規約	通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301 : 購買見積依頼 CINT0302 : 購買見積回答 									
	セキュリティ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA-2 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7 									
	技術データ	<ul style="list-style-type: none"> ■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 ・ZIP 方式による圧縮 									

変更前

<本文>

(3) 技術データの送信方法

CI-NET LiteS では、CI-NET 形式データ以外のデータ（以下「技術データ」という。）を電子メールに格納して送信する場合、圧縮して送信する。
この場合、以下の通りとする。

① 圧縮方式は、WindowsOS 上で自己解凍可能なものとする。

...

⑥ 圧縮された技術データは、自己解凍後のファイルの状態においてフォルダをもつディレクトリ構造となつてはならない。

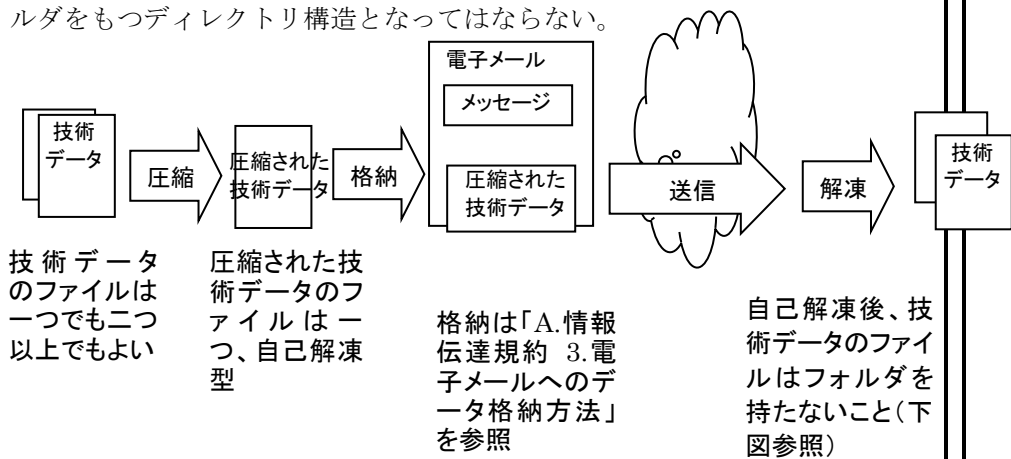


図 A-1 技術データの送信方法

変更後

<本文>

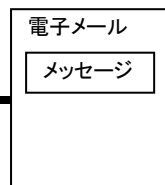
(3) 技術データの送信方法

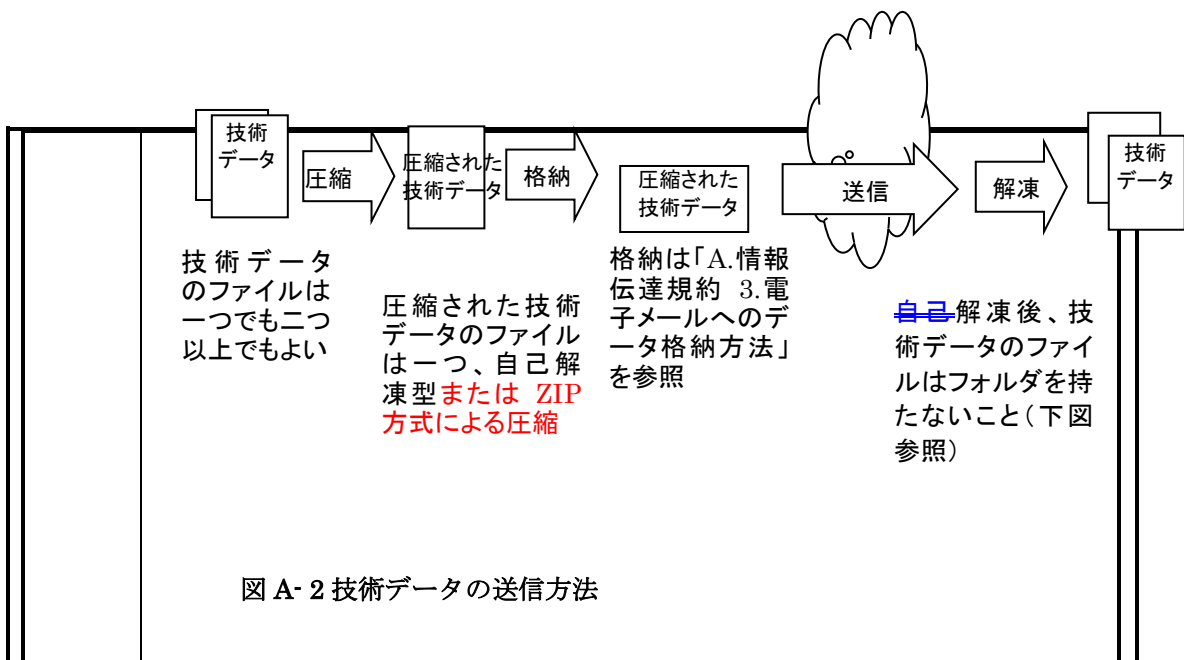
CI-NET LiteS では、CI-NET 形式データ以外のデータ（以下「技術データ」という。）を電子メールに格納して送信する場合、圧縮して送信する。
この場合、以下の通りとする。

① 圧縮方式は、WindowsOS 上で自己解凍可能なもの **または ZIP 方式による圧縮**とする。

...

⑥ 圧縮された技術データは、**自己**解凍後のファイルの状態においてフォルダをもつディレクトリ構造となつてはならない。





<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P. 24>

変更前

<本文>

1) データ部

データ部は以下のパートを含む。

表 A-3 データ部のマルチパート構成

	形式(a)	形式(b)	形式(c)
	CI-NET 形式データのみのみ	CI-NET 形式データ +圧縮された技術データ	コメント +圧縮された技術データ
データ部 MIME ヘッダ	必須	必須	必須
第 1 パート	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 コメントを Base64 エンコードしたデータ
第 2 パート	無し	必須 圧縮された技術データを Base64 エ	必須 圧縮された技術データを Base64 エンコ

		ンコードしたデー タ	ードしたデータ
--	--	---------------	---------

(a) (データ部 MIME ヘッダ)

データ部 MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/mixed; boundary="-----boundary2"
```

図 A-3 データ部 MIME ヘッダの内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

(b) 第1パート、第2パート

両パートの MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/octet-stream
```

```
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A-4 両パートの MIME ヘッダ

application type は octet-stream とする。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

両パートの内容は、それぞれ前表に示した通り。

2) 署名部

署名部の MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/x-pkcs7-signature; name =  
"smime.p7s"
```

```
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A-5 署名部の MIME ヘッダ

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

本パートの内容は、以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたもの。

(a) 署名データ

(a-1)送信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号

(a-2)上記「(2)データ部」の情報に対する電子署名

(b) 送信者の電子証明書

変更後

<本文>

1) データ部

データ部は以下のパートを含む。

表 A-4 データ部のマルチパート構成

	形式(a) CI-NET 形式データのみ	形式(b) CI-NET 形式データ +圧縮された技術データ	形式(c) コメント +圧縮された技術データ
データ部 MIME ヘッダ	必須	必須	必須
第 1 パート	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 コメントを Base64 エンコードしたデータ
第 2 パート	無し	必須 圧縮された技術データを Base64 エンコードしたデータ	必須 圧縮された技術データを Base64 エンコードしたデータ

(a) ~~データ部~~ MIME ヘッダ

データ部 MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/mixed; boundary="-----boundary2"
```

図 A-6 データ部 MIME ヘッダの内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

(b) 第1パート、~~第2パート~~

~~両パート~~第1パートの MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/octet-stream
```

```
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A-7 ~~両パート~~第1パートの MIME ヘッダ

application type は octet-stream とする。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

両パートの内容は、それぞれ前表に示した通り。

(c) 第2パート

第2パートの圧縮された技術データのファイル形式には、自己解凍可能なものと ZIP 方式による圧縮の2通りがある。これらを識別するため、第2パートの MIME ヘッダの Content-Type において、ファイル形式を明記する必要がある。

ZIP 方式による圧縮ファイルの場合は、application type は"zip"とする。

```
Content-Type: application/zip; name="tmp.zip "
```

```
Content-Transfer-Encoding: base64
```

```
Content-Disposition: attachment; filename="tmp.zip"
```

図 A-8 第2パートの MIME ヘッダ (技術データが ZIP 方式による圧縮ファイルの場合)

application type にて"zip"以外が指定された場合は、自己解凍可能なファイルと認識される。

```
Content-Type: application/octet-stream; name="tmp.exe "
```

```
Content-Transfer-Encoding: base64
```

```
Content-Disposition: attachment; filename="tmp.exe"
```

図 A-9 第2パートの MIME ヘッダ (技術データが自己解凍可能なファイル形式による圧縮ファイルの場合)

2) 署名部

署名部の MIME ヘッダは以下の通り。

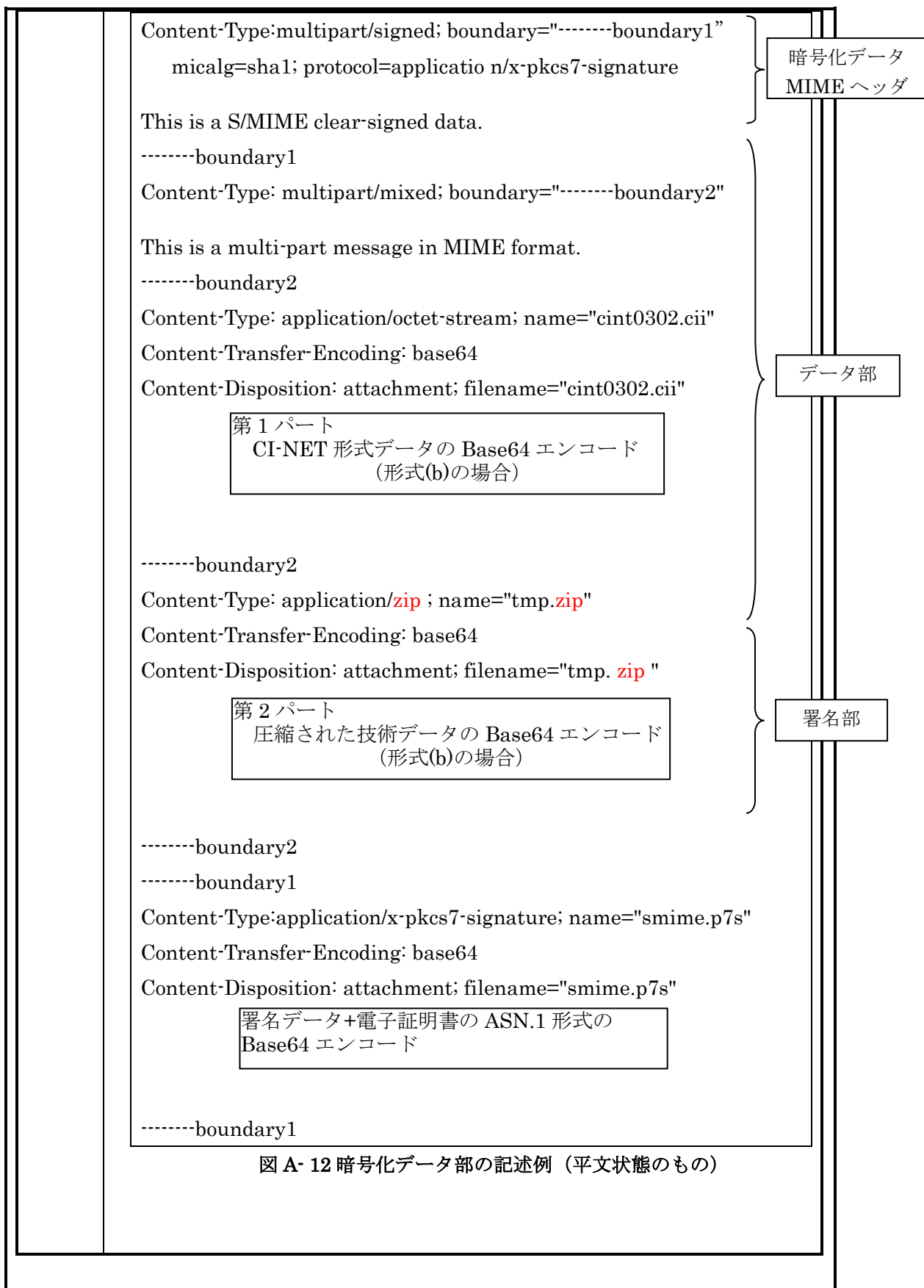
```
Content-Type: application/x-pkcs7-signature; name =
```

	<p>"smime.p7s"</p> <p>Content-Transfer-Encoding: base64</p> <p style="text-align: center;">図 A-10 署名部の MIME ヘッダ</p> <p>上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。 本パートの内容は、以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたもの。</p> <p>(a) 署名データ</p> <p style="margin-left: 40px;">(a-1)送信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号 (a-2)上記「(2)データ部」の情報に対する電子署名</p> <p>(b) 送信者の電子証明書</p>
--	--

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P. 26>

変更前	<p><本文></p> <p>以下に、暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）を示す。</p> <pre>Content-Type:multipart/signed; boundary="-----boundary1" micalg=sha1; protocol=application/x-pkcs7-signature This is a S/MIME clear-signed data. -----boundary1 Content-Type: multipart/mixed; boundary="-----boundary2" This is a multi-part message in MIME format. -----boundary2 Content-Type: application/octet-stream; name="cint0302.cii" Content-Transfer-Encoding: base64 Content-Disposition: attachment; filename="cint0302.cii" 第1パート CI-NET 形式データの Base64 エンコード (形式(b)の場合) -----boundary2 Content-Type: application/octet-stream; name="tmp.exe "</pre>	<p>暗号化データ MIME ヘッダ</p> <p>データ部</p> <p>署名部</p>
-----	---	---

	<pre> Content-Transfer-Encoding: base64 Content-Disposition: attachment; filename="tmp.exe" 第 2 パート 圧縮された技術データの Base64 エンコード (形式(b)の場合) -----boundary2 -----boundary1 Content-Type: application/x-pkcs7-signature; name="smime.p7s" Content-Transfer-Encoding: base64 Content-Disposition: attachment; filename="smime.p7s" 署名データ+電子証明書の ASN.1 形式の Base64 エンコード -----boundary1 </pre> <p style="text-align: center;">図 A- 11 暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）</p>
変更後	<p><本文></p> <p>以下に、暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）を示す。</p>



◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

自己解凍形式の場合、送信先にて解凍ソフトが不要であるというメリットの反面、技術データの容量が大きくなるというデメリットが生じる。このため、技術データの保存時の容量を軽量化したいとのユーザからの要望を受けて、自己解凍形式以外の圧縮・解凍形式も追加することとした。

なお、自己解凍形式以外の圧縮・解凍形式として選定した「ZIP 方式による圧縮」は、現時点で世界的に最も普及している圧縮・解凍方式である。

【既存ユーザ等への影響】

受信者側にて ZIP 方式による圧縮ファイルの解凍ソフトを設定しておく必要があるため、十分な周知が必要である。なお、ZIP 方式の圧縮・解凍ソフトは、フリーウェアとして入手が可能である。

(3) L-2016-003 バージョン命名ルールの作成

(No. L-2016-003)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	2016年 9月 13日	受 信 日	年 月 日
会 社 名		改訂対象：	
企業識別コード		Ver.	2 . 1 ad. 8
部 署 名	標準委員会/LiteS 規約 WG	事務局処理記入欄	
担当者名			
TEL：			
連 絡 先			
FAX：			
件 名 CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
<p>【要求内容】</p> <p>CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続きについて、以下のとおり改訂することを要求する。</p> <p>(1) 改訂対象</p> <p>CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き (新設)</p> <p>(2) 改訂内容</p> <p>以下のとおり変更する。</p> <p><CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad. 7 P. i></p>			
変更前	<p><本文></p> <p style="text-align: right;">目次</p> <p>CI-NET LiteS 実装規約について</p> <p>1. CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ</p> <p>2. CI-NET LiteS 実装規約の概要</p>		

	3. CI-NET LiteS 実装規約の対象業務とメッセージ 4. 企業識別コードと標準企業コード
変更後	<本文> <p style="text-align: center;">目次</p> CI-NET LiteS 実装規約について <ol style="list-style-type: none"> 1. CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ 2. CI-NET LiteS 実装規約の概要 3. CI-NET LiteS 実装規約の対象業務とメッセージ 4. 企業識別コードと標準企業コード 5. CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P.9>

変更前	<本文> (記載なし)						
変更後	<本文> 5. CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き (1) CI-NET LiteS 実装規約のバージョン番号体系 CI-NET LiteS 実装規約のバージョン番号体系は、以下の3桁とする。 CI-NET LiteS 実装規約 Ver. □.□ad.□ 表1に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。 <p style="text-align: center;">表1 CI-NET LiteS 実装規約のバージョンアップの定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">バージョンアップのパターン</th> <th style="width: 50%;">改訂内容</th> <th style="width: 30%;">バージョン番号体系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A)</td> <td>取引基本規約、業務運用規約、情報表現規約、情報伝達規約のいずれかに大きな変更が生じた場</td> <td>1桁目 (Ver. ■.□ad.□)</td> </tr> </tbody> </table>	バージョンアップのパターン	改訂内容	バージョン番号体系	(A)	取引基本規約、業務運用規約、情報表現規約、情報伝達規約のいずれかに大きな変更が生じた場	1桁目 (Ver. ■.□ad.□)
バージョンアップのパターン	改訂内容	バージョン番号体系					
(A)	取引基本規約、業務運用規約、情報表現規約、情報伝達規約のいずれかに大きな変更が生じた場	1桁目 (Ver. ■.□ad.□)					

	合 (例: CII から EDIFACT や ebXML に変更された場合等。ただし、今回の ebMS の導入は例外とする。)	
(B)	対象業務あるいはメッセージが拡大した場合 または 旧バージョンとの並行運用において、バージョンの識別が必要な変更が生じた場合	2桁目 (Ver.□.■ad.□)
(C)	上記に該当しない変更が生じた場合	3桁目 (Ver.□.□ad.■)

表1の改訂内容をより具体的に示すため、表2には、改訂対象別に、表1の「バージョンアップのパターン」のいずれに該当するかを整理している。

表2 バージョンアップの要件

	改訂対象					バージョンアップのパターン	備考
	業務	メッセージ	データ項目	コード	運用ルール		
①	○					(C)	
②	●					(C)	
③		○				(B)	

④		●				(B)	⑤または⑥に該当する。
⑤			○			(B)	
⑥			●			(B)	
⑦				○		(C)	
⑧				●		(C) または (B)	コードの変更により、システム処理に変更が生じる場合は(B)
⑨					○	(C)	
⑩					●	(C)	

凡例：○は新規追加、●は既存の定義に変更があった場合を指す。

(2) メッセージのサブセット番号体系

メッセージのサブセット番号体系は、以下の4桁とする。

サブセット Ver□□.□□

表3に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。

表3 サブセットのバージョンアップの定義

バージョンアップのパターン	改訂内容	バージョン番号体系
(A)	取引基本規約、業務運用規約、情報表現規約、情報伝達規約のいずれかに大きな変更が生じた場合 (例: CII から EDIFACT や ebXML に変更された場合等。ただし、今回の ebMS の導入は例外とする。)	Ver.■■■.□□
(B)	(A) 以外で、旧バージョンとの並行運用において、バージョンの識別が必要な変更が生じた場合。	Ver.□□.■■■

表3の改訂内容をより具体的に示すため、表4には、改訂対象別に、表3の「バージョンアップのパターン」のいずれに該当するかを整理している。

表 4 バージョンアップの要件

	改訂対象			バージョン アップの パターン	備考
	メッセ ージ	デー タ 項目	コード		
①	○			(B)	
②	●			(B)	
③		○		(B)	
④		●		(B)	
⑤			○	変更なし	
⑥			●	変更なし または(B)	コードの変更により、システム処理に 変更が生じる場合は(B)

凡例：○は新規追加、●は既存の定義に変更があった場合を指す。

(3)BPID (Business Protocol ID) のセット方法

BPID の番号体系は、以下の 8 桁（上 6 桁は「CINTLT」に固定。）とする。

CINTLT□□

表 3 に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。

表 5 BPID のバージョンアップの定義

BPID の 構成	Byte 数	例示	例示の説明
機関	文字 4byte	CINT	CI-NET は「CINT」をセットする。
サブ機関	文字 2byte	LT	CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 では「01」と定義されるが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1 において「LT」に改訂された。
版	文字 2byte	20	「表 1 CI-NET LiteS 実装規約のバージョンアップの定義」のバージョンアップパターン(A) (1 桁) および同(B) (1 桁) の計 2 桁をセットする。 例：CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1 の場合は、「21」が設定される。

(4) 申請手続き

(a) 申請手順

- 標準 BP のバージョン改訂案は、標準 BPWG が作成する。
- LiteS 実装規約のバージョン改訂案は、LiteS 規約 WG が作成する。
- 承認に係る申請様式は、標準 BPWG、LiteS 規約 WG とともに、チェンジリクエストおよびチェックリストを使用する。
- LiteS 実装規約のチェンジリクエストには、改訂対象となるバージョン名を明記する。
- 標準委員会ではチェンジリクエストおよびチェックリストにより、標準 BPWG または LiteS 規約 WG のバージョン改定案の適正性を評価の上、承認を行う。

(b) 公表期間

- 標準委員会にて標準 BPWG または LiteS 規約 WG のバージョン改訂案が承認された後、改訂内容の周知および改訂対応準備を目的として、公表期間を設ける。
- 公表期間は、標準委員会にてバージョン改訂案が承認された時点から 1 年間を基本とするが、改訂内容等に応じて個別に設定可能とする。

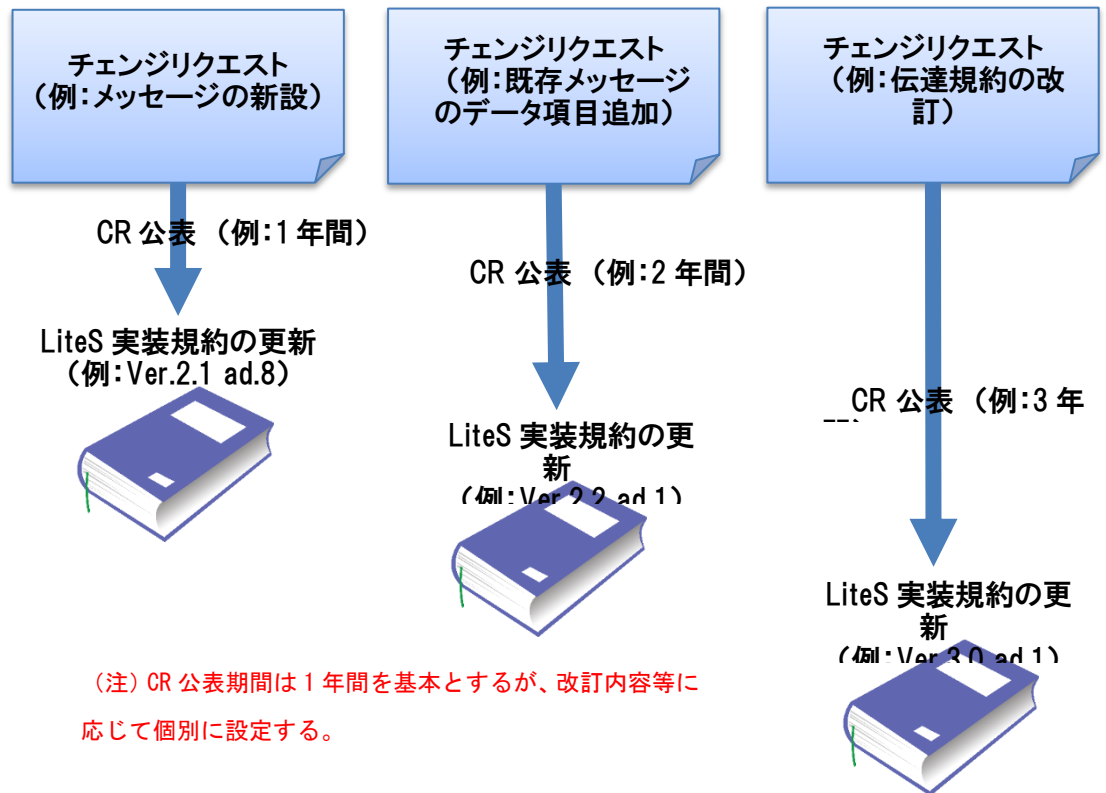


図 42 LiteS 実装規約改訂とチェンジリクエストの運用イメージ

(c) 公表方法

- 年次報告書への掲載
- CI-NET ホームページに掲載する。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

バージョン番号の管理方法が明記されていなかったことから、バージョン番号の管理方法を明記するための改訂を行うこととした。

【既存ユーザ等への影響】

バージョン番号の識別方法については、広く周知を図る必要があることから、CI-NET のホームページ等において、改訂時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。

(4) L-2016-006 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目の明記

(No. L-2016-006)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄					事務局記入欄					
発 信 日 2017 年 2 月 2 日					受 信 日 年 月 日					
会 社 名					改訂対象：					
企業識別コード					Ver.	2	.	1	ad.	8
部 署 名					事務局処理記入欄					
担 当 者 名										
TEL：										
連 絡 先										
FAX：										
件 名 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目の明記										
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)										
<p>【要求内容】</p> <p>確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目を明示するため、注文メッセージのキー項目について、以下のとおり改訂することを要求する。</p> <p>(1) 改訂対象</p> <p>「V. 購買見積メッセージ」の「2.1. メッセージのキー項目」、「VI. 注文メッセージ」の「2.1. メッセージのキー項目」、「VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ」の「4.1. メッセージのキー項目」</p> <p>(2) 改訂内容</p> <p>以下のとおり変更する。</p> <p><CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad. 7 P. 255～></p>										
変 更 前	<p><本文></p> <p>V. 購買見積メッセージ</p> <p>...</p>									

2.1. メッセージのキー項目

取引当事者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

購買見積依頼・回答、見積不採用通知メッセージにおいて、取引を特定するデータ項目は次表の通り。これらのデータ項目により、

- ・どの発注者の : [4]発注者コード
- ・どの工事物件における : [1006]工事コード
- ・どの工事の見積を : [1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.
- ・誰に依頼したものか : [5]受注者コード

を表す。

表 B.V-3 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
購買見積依頼	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。
購買見積回答	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
見積不採用通知	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。

¹ メッセージ：「V. 購買見積メッセージ」は購買見積業務（購買見積依頼・回答・見積不採用通知）の内容を規定するものである。したがって、購買見積業務以外の注文、出来高、請求業務のメッセージについて言及している箇所は購買見積業務のメッセージを説明する際の参考として記載したものであり、注文業務については「VI. 注文メッセージ」、出来高・請求業務については「VII. 出来高・請求・立替金・契約打ちメッセージ」を参照のこと。

確定注文	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード [1300]注文番号枝番	・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する注文番号を記載する。 ・ 注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。
------	---	---

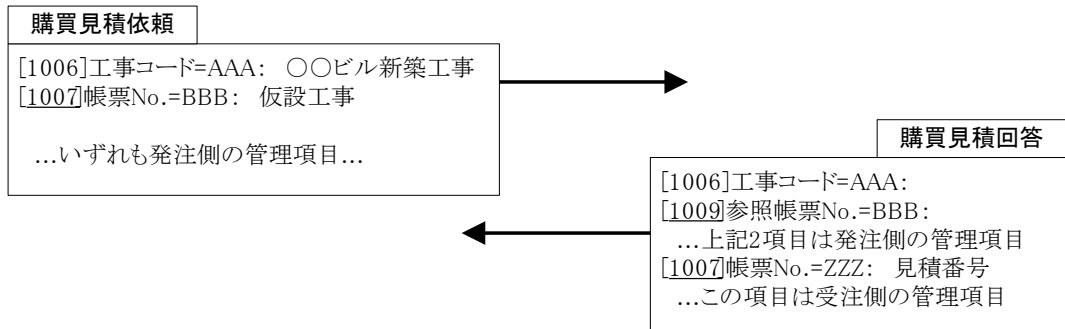


図 B.V-1 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

【注意事項】

同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、[4]発注者コード、[1006]工事コードおよび[5]受注者コードは、同一取引の購買見積依頼から請求に至るメッセージ間において同一の値とする。

【補足】[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.、[1301]参照帳票 No.2、[1008]帳票年月日、[1010]参照帳票年月日の運用ルール

表 B.V-4 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月 日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
購買見積依頼	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	見積番号	—	—	—
購買見積回答	見積番号	見積を回答 した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	—	—

見積不採用通知	不採用 通知番号	不採用を通 知した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	—	—
確定注文	*注文番号	注文した 年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	請書番号	注文を請けた 年月日	*注文番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

*：取引を特定するキー項目

【注】太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

【注意事項】購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.

購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.は、受注者から受信した購買見積回答メッセージにもとづき、発注者が再度の購買見積依頼メッセージを作成、送信する際、元になる購買見積回答メッセージを特定するために使用する。

(2) 同一取引において帳票種類を特定するデータ項目

変
更
後

<本文>

V. 購買見積メッセージ

・・・

2.1. メッセージのキー項目

取引当事者が送信、受信したメッセージ²を特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- 取引
- 帳票種類
- 同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

² メッセージ：「V. 購買見積メッセージ」は購買見積業務（購買見積依頼・回答・見積不採用通知）の内容を規定するものである。したがって、購買見積業務以外の注文、出来高、請求業務のメッセージについて言及している箇所は購買見積業務のメッセージを説明する際の参考として記載したものであり、注文業務については「VI. 注文メッセージ」、出来高・請求業務については「VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ」を参照のこと。

購買見積依頼・回答、見積不採用通知メッセージにおいて、取引を特定するデータ項目は次表の通り。これらのデータ項目により、

- ・どの発注者の : [4]発注者コード
- ・どの工事物件における : [1006]工事コード
- ・どの工事の見積を : [1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.
- ・誰に依頼したのか : [5]受注者コード

を表す。

表 B.V-5 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
購買見積依頼	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード	・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。
購買見積回答	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
見積不採用通知	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。
確定注文	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード [1300]注文番号枝番	・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する注文番号を記載する。 ・ 注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。

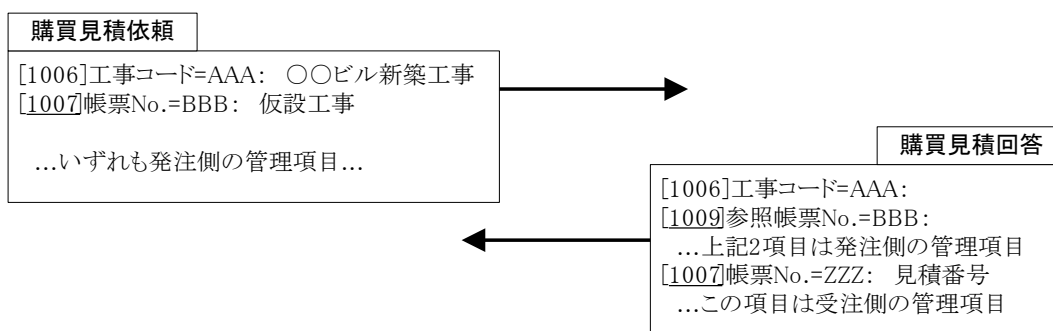


図 B.V-2 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

【注意事項】

同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、[4]発注者コード、[1006]工事コードおよび[5]受注者コードは、同一取引の購買見積依頼から請求に至るメッセージ間において同一の値とする。

【補足】[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.、[1301]参照帳票 No.2、[1008]帳票年月日、[1010]参照帳票年月日の運用ルール

表 B.V-6 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月 日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
-------	------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	------------------------

購買見積依頼	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	見積番号	—	—	—
購買見積回答	見積番号	見積を回答 した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	—	—
見積不採用通知	不採用 通知番号	不採用を通 知した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	—	—
確定注文	*注文番号	注文した 年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	請書番号	注文を請けた 年月日	*注文番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

*：取引を特定するキー項目

【注】太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

【注意事項】購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.

購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.は、受注者から受信した購買見積回答メッセージにもとづき、発注者が再度の購買見積依頼メッセージを作成、送信する際、元になる購買見積回答メッセージを特定するために使用する。

(2) 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目

確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード+[1006]工事コード+見積依頼番号（[1301]参照帳票 No. 2）で一意に特定できるようにしなければならない。

~~(2)~~ (3) 同一取引において帳票種類を特定するデータ項目

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P. 255～>

変更前

<本文>

VI. 注文メッセージ

...

2.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引（注文契約）
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。

これらのデータ項目により、

- ・どの発注者の： [4]発注者コード
- ・どの物件における： [1006]工事コード
- ・どの工事を： [1007]帳票 No. + [1300]注文番号枝番
あるいは
[1009]参照帳票 No. + [1300]注文番号枝番
- ・誰に発注したのか： [5]受注者コード

を表す。

表 B.VI-1 取引を特定するデータ項目

メッセージ、機能	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
確定注文	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No.	・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の注文契約の管理番号（注文番号）を記載する。 ・ 注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。

	[1300]注文番号枝番	
注文請け	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
合意解除申込 合意打切申込 鑑項目合意変更申込 一方的解除通知 一方的打切通知	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、対応する確定注文メッセージに記載された注文番号を記載する。
合意解除承諾 合意打切承諾 鑑 確定注文 更承諾	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する契約変更申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[1006]工事コード=AAA: □□病院工事 [1007]帳票No.=BBB: タイル工事</p> <p>...いずれも発注側の管理項目...</p> </div>		注文請け
<p>【注意事項】</p> <p>購買見積業務から継続して注文業務を行う場合には、とのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コー</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[1006]工事コード=AAA: [1009]参照帳票No.=BBB: ...上記2項目は発注側の管理項目 [1007]帳票No.=ZZZ: 請書番号 ...この項目は受注側の管理項目</p> </div>
<p>図 B.VI- 4 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定</p>		
<p>表 B.VI- 2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法</p>		

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票 年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
確定注文	*注文 番号	注文した 年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	請書番号	注文を請 けた年月 日	*注文 番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
鑑項目 合意変更申込	*注文 番号	変更を申 込んだ年 月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
鑑項目 合意変更承諾	変更 承諾番号	変更を承 諾した年月 日	*注文 番号	変更を申 込んだ年 月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意解除申込	*注文 番号	解除を申 込んだ年 月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意解除承諾	解除 承諾番号	解除を承 諾した年月 日	*注文 番号	解除を申 込んだ年 月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的解除通 知(発注者発行)	*注文 番号	解除を通 知した年 月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的解除通 知(受注者発行)	*注文 番号	解除を通 知した年 月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意打切申込	*注文 番号	打切を申 込んだ年 月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意打切承諾	打切 承諾番号	打切を承 諾した年月 日	*注文 番号	打切を申 込んだ年 月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的打切通 知(発注者発行)	*注文 番号	打切を通 知した年 月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的打切通 知(受注者発行)	*注文 番号	打切を通 知した年 月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

【注】 「*」 は取引を特定するキー項目。

【注】 太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

(2) 同一取引における帳票種類（注文書または請書等）を区分するデータ項目

変更後

<本文>

VI. 注文メッセージ

・・・

2.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引（注文契約）
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(2) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。

これらのデータ項目により、

- ・どの発注者の： [4]発注者コード
- ・どの物件における： [1006]工事コード
- ・どの工事を： [1007]帳票 No. + [1300]注文番号枝番
あるいは
[1009]参照帳票 No. + [1300]注文番号枝番
- ・誰に発注したのか： [5]受注者コード

を表す。

表 B.VI- 3 取引を特定するデータ項目

メッセージ、機能	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
確定注文	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の注文契約の管理番号（注文番号）を記載する。 ・注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。
注文請け	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。

合 合 鑑 一	確定注文	[4]発注者コード	・[1007]帳票 No.には、対応する確定注文メッセージに記載された注文番号を記載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">注文請け</div>
	[1006]工事コード=AAA: □□病院工事 [1007]帳票No.=BBB: タイル工事 ...いずれも発注側の管理項目...	[1300]注文番号枝番	
一方的打切通知	[4]発注者コード	[1007]帳票No.=ZZZ: 請書番号 ...この項目は受注側の管理項目	・[1009]注者に は、対応する契約変更申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。 て受 の値
合意解除承諾	[5]受注者コード		
合意打切承諾 鑑項目合意変更承諾	[1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番		

【注意事項】

購買見積業務から継続して注文業務を行う場合には、見積に係わるデータと注文に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは購買見積依頼および購買見積回答メッセージと同一の値としなければならない。

図 B.VI- 5 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

表 B.VI- 4 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票 年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
確定注文	*注文 番号	注文した 年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	請書番号	注文を請 けた年月 日	*注文 番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
鑑項目 合意変更申込	*注文 番号	変更を申 込んだ年 月日	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
鑑項目 合意変更承諾	変更 承諾番号	変更を承 諾した年 月日	*注文 番号	変更を申 込んだ年 月日	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
合意解除申込	*注文 番号	解除を申 込んだ年 月日	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
合意解除承諾	解除 承諾番号	解除を承 諾した年 月日	*注文 番号	解除を申 込んだ年 月日	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
一方的解除通 知(発注者発行)	*注文 番号	解除を通 知した年 月日	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
一方的解除通 知(受注者発行)	*注文 番号	解除を通 知した年 月日	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
合意打切申込	*注文 番号	打切を申 込んだ年 月日	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
合意打切承諾	打切 承諾番号	打切を承 諾した年 月日	*注文 番号	打切を申 込んだ年 月日	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
一方的打切通 知(発注者発行)	*注文 番号	打切を通 知した年 月日	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号
一方的打切通 知(受注者発行)	*注文 番号	打切を通 知した年 月日	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号

【注】 「*」は取引を特定するキー項目。
【注】 太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

(2) 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目

確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード+[1006]工事コード+見積依頼番号（[1301]参照帳票 No. 2）で一意に特定できるようにしなければならない。

~~(2)~~ (3) 同一取引における帳票種類（注文書または請書等）を区分するデータ項目

...

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad. 7 P. 337～>

変更前

<本文>

Ⅶ. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ

...

4.1. メッセージのキー項目

...

(1) 取引を特定するデータ項目

...

表 B.VII- 1 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ		[1007]帳票 No.	[1009]参照帳票 No.	[1303]注文番号	[1300]注文番号枝番	[1301]参照帳票 No.2	[1304]参照帳票 No.3
建築見積	依頼	*見積依頼番号	—	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼番号	—	—	—	—
設備見積	依頼	*見積依頼番号	—	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼番号	—	—	—	—
購買見積	依頼	*見積依頼番号	見積番号	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼番号	—	—	—	—
	不採用通知	不採用通知番号	*見積依頼番号	—	—	—	—
注文	確定注文	*注文番号	—	—	*注文番号枝番	見積依頼番号	—
	注文請け	請書番号	*注文番号	—	*注文番号枝番	見積依頼番号	—
鑑項目合意変更	申込	*注文番号	—	—	*注文番号枝番	見積依頼番号	—
	承諾	変更承諾番号	*注文番号	—	*注文番号枝番	見積依頼番号	—

合意解除	申込	*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
	承諾	解除承諾 番号	*注文番号	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
一方的解除通知		*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
合意 打切	申込	*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
	承諾	打切承諾 番号	*注文番号	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
一方的打切通知		*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
出来高	要請	出来高要請 番号	—	—	—	—	—
	報告	出来高報告 番号	出来高確認 番号 [#1]	*注文番号	—	見積依頼 番号	出来高要請 番号
	確認	出来高確認 番号	出来高報告 番号	*注文番号	—	見積依頼 番号	出来高要請 番号
請求	請求	請求番号	出来高確認 番号	*注文番号	—	出来高報告 番号	出来高要請 番号
	確認	請求確認 番号	*請求番号	注文番号	—	—	—
立替金	報告	立替金報告 番号	立替金確認 番号 [#2]	*注文番号 [#3]	—	—	—
	確認	立替金確認 番号	立替金報告 番号	*注文番号 [#3]	—	—	—

【注】「*」は、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードと合わせて取引を特定するデータ項目となる。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

変
更
後

<本文>
Ⅶ. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ
 ……
4.1. メッセージのキー項目
 ……
(1) 取引を特定するデータ項目
 ……

表 B.VII- 2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ		[1007] 帳票 No.	[1009]参照 帳票 No.	[1303] 注文番号	[1300]注文 番号枝番	[1301]参照 帳票 No.2	[1304]参照 帳票 No.3
建築 見積	依頼	*見積依頼 番号	—	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
設備 見積	依頼	*見積依頼 番号	—	—	—	—	—

	回答	見積番号	*見積依頼番号	—	—	—	—
購買見積	依頼	*見積依頼番号	見積番号	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼番号	—	—	—	—
	不採用通知	不採用通知番号	*見積依頼番号	—	—	—	—
	注文	確定注文	*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け		請書番号	*注文番号	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
鑑項目 合意 変更	申込	*注文番号	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号	—
	承諾	変更承諾 番号	*注文番号	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号	—
合意 解除	申込	*注文番号	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号	—
	承諾	解除承諾 番号	*注文番号	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号	—
一方の解除通知		*注文番号	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号	—
合意 打切	申込	*注文番号	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号	—
	承諾	打切承諾 番号	*注文番号	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号	—
一方の打切通知		*注文番号	—	—	* (当初契約 の) 注文番 号枝番	(当初契約 の) 見積依 頼番号	—
出来高	要請	出来高要請 番号	—	—	—	—	—
	報告	出来高報告 番号	出来高確認 番号 [#1]	*注文番号	—	見積依頼 番号	出来高要請 番号
	確認	出来高確認 番号	出来高報告 番号	*注文番号	—	見積依頼 番号	出来高要請 番号
請求	請求	請求番号	出来高確認 番号	*注文番号	—	出来高報告 番号	出来高要請 番号
	確認	請求確認 番号	*請求番号	注文番号	—	—	—
立替金	報告	立替金報告 番号	立替金確認 番号 [#2]	*注文番号 [#3]	—	—	—
	確認	立替金確認 番号	立替金報告 番号	*注文番号 [#3]	—	—	—

【注】 「*」は、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードと合わせて取引を特定するデータ項目となる。

【注】 太枠 は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

注文業務における[1301]参照帳票 No.2 の利用に関しては、確定注文メッセージ～請求メッセージの各メッセージにおいて、見積依頼時に発注者が採番した「見積番号」を記載することが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 に明記されている。しかし、CI-NET で見積業務を行わずに CI-NET で注文業務を行うユーザにおいては、該当する「見積番号」が CI-NET 上に存在しないことから、[1301]参照帳票 No.2 に適切な値がセットされず（例：確定注文／注文請けメッセージを複数回交換する場合に、異なるメッセージ間で同一の[1301]参照帳票 No.2 がセットされる等）、これによる運用上の問題（例：ASP サービスのシステム上では、[1301]参照帳票 No.2 がキーとなっている場合があり、[1301]参照帳票 No.2 の重複はエラーとなる等）が多発した。

このような状況を受けて、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の購買見積依頼／回答メッセージ及び確定注文／注文請けメッセージにおいて、“ [1301]参照帳票No.2”（購買見積依頼番号）に関する注意事項を追記することが要望された。

なお、枝番を持つ複数の注文契約において、初めの契約（原契約、元契約）を指す呼称を「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省 土地・建設産業局建設業課，平成23年8月）に倣い、「当初契約」とした。

【既存ユーザ等への影響】

既に運用上の支障を生じていることから、購買見積依頼／回答メッセージ及び確定注文／注文請けメッセージにおいて、“ [1301]参照帳票No.2”（購買見積依頼番号）を正しく設定することについては、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の改定に加え、CI-NET ホームページの Q&A へも対応策を掲載する等して、早急に利用者への周知を進める必要がある。

(5) L-2016-007HTTP1.1 の RFC 改訂に伴う変更

(No. L-2016-007)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄					事務局記入欄					
発 信 日 2017 年 2 月 2 日					受 信 日 年 月 日					
会 社 名					改訂対象：					
企業識別コード					Ver.	2	.	1	ad.	8
部 署 名					事務局処理記入欄					
担 当 者 名										
TEL：										
連 絡 先										
FAX：										
件 名 HTTP/1.1 の RFC 改訂に伴う変更										
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)										
<p>【要求内容】</p> <p>HTTP/1.1 の RFC に関して、2014 年に RFC7230～7239 が発行され、RFC2616 が廃止されたことに伴い、「A.情報伝達規約」について、以下のとおり改訂することを要求する。</p> <p>(1) 改訂対象 LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 p.38 表 A-5 HTTP ヘッダの内容</p> <p>(2) 改訂内容 以下のとおり変更する。</p> <p><CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P. 38></p>										
変 更 前	<p><本文></p> <p>1.2. HTTP ヘッダ</p>									

HTTP ヘッダには以下の内容を記述する。

表 A-6 HTTP ヘッダの内容

ヘッダ要素	説明
POST	POST 先には企業間で相互に決めた URL を設定する。
Content-Length	HTTP 仕様に従って、HTTP ボディの長さに厳密に一致した長さを設定する。
Host	RFC2616 に従って設定する。
SOAPAction	"ebXML"(固定)を設定する。
Content-type	ビジネス文書がある (MIME パートの Payload に XML データが格納される) 場合は、"multipart/related;"を設定する。その他属性は以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> boundary : メッセージ中の本体を区切るために使用する。区切り文字は本体に現れない任意の文字列を設定する。 type : "text/xml"(固定)を設定する。 start : 任意であるため、SOAP エンベロープの存在するパートの Content-ID を設定する。

変更後

<本文>

1.2. HTTP ヘッダ

HTTP ヘッダには以下の内容を記述する。

表 A-7 HTTP ヘッダの内容

ヘッダ要素	説明
POST	POST 先には企業間で相互に決めた URL を設定する。
Content-Length	HTTP 仕様に従って、HTTP ボディの長さに厳密に一致した長さを設定する。
Host	RFC2616 RFC7230~7239 に従って設定する。
SOAPAction	"ebXML"(固定)を設定する。
Content-type	ビジネス文書がある (MIME パートの Payload に XML データが格納される) 場合は、"multipart/related;"を設定する。その他属性は

	<p>以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ boundary : メッセージ中の本体を区切るために使用する。区切り文字は本体に現れない任意の文字列を設定する。 ・ type : "text/xml"(固定)を設定する。 ・ start : 任意であるため、SOAP エンベロープの存在するパートの Content-ID を設定する。 	
--	--	--

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

HTTP/1.1 の RFC に関して、2014 年に RFC7230～7239 が発行され、RFC2616 が廃止されたことを受けて、改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

主にシステム開発者向けに、広く周知を図る必要がある。

8.2.3. 技術検討WG

(1) 「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」に係るチェックリスト実施方法

「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」に係るチェックリスト実施方法（案）

1 目的

当資料は、前述の「CI-NET LiteS 実装規約」及び「CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料」の基準に準拠しているかを判断するための「CI-NET 適合性試験手順書」、「CI-NET 相互運用性試験手順書」の実施にあたり、当資料のチェックリストを用いて、各メッセージのデータ項目が実装規約に準拠された形式であるかを確認する。

2 適合性試験チェックリスト

CI-NET LiteS 実装規約に準拠した ASP サービスであるかを確認するため、「適合性試験チェックシート」を用いて、自社内で確認を行う。

No.	項目	チェック OorX	チェック内容
1	A. 情報伝達規約 1二方式の情報伝達手段を採用した経緯	—	—
2	2二方式の情報伝達手段の特長	—	—
3	A-1. 情報伝達規約（電子メールの場合） 1前提条件	—	データ送信手段に電子メールを使用すること 一つの電子メールには最大一つのメッセージ（CI-NET形式データ）を格納すること
4	2通信プロトコル	—	CI-NET LiteSのデータ送受信は、電子メール方式（SMTP）により行うこと
5	3電子メールへのデータ格納方法	—	実装規約情報伝達規約に準拠すること
6	3.2.メール・ヘッダ	—	実装規約に記載のデータ格納構造に準拠すること
7	3.3.シングル・パートMIMEラッピング部	—	電子証明書識別情報、共通鍵、暗号化データ部をASN.1形式でカプセル化したデータをBase64エンコード
8	4暗号化アルゴリズム	—	実装規約に記載の暗号化アルゴリズムに準拠すること
9	5電子証明書	—	CI-NET LiteSで使用する電子証明書はISO/IEC規定のX.509 Version3フォーマットを使用すること
10	6留意事項	—	実装規約情報伝達規約に準拠すること
11	A-2. 情報伝達規約（eBMSの場合） 1前提条件	—	データ送信手段にeBMS2.0を採用すること 一つのeBMSペイロードに複数のメッセージ（CI-NET形式データ）を格納可能とすること CI-NET形式データ以外のデータ（以下「技術データ」という。）をeBMSペイロードに格納して送信する場合、圧縮して送信すること
12	2通信プロトコル	—	eBMS処理方式の通信プロトコルには、eBXML Message Service v2.0 およびeBXML CPPAv2.0を採用すること
13	3データ格納方法	—	eBMS2.0のメッセージフォーマットは、0に示すとおり、SOAP Messages with Attachments仕様に準拠した構造を持つこと
14	3.1.HTTPヘッダ	—	実装規約に記載のHTTPヘッダを記述すること
15	3.2.ヘッダコンテナ	—	実装規約に記載のMIMEヘッダ、SOAPヘッダ、SOAPボディを記述すること

3 相互運用性試験チェック

2で確認したASPサービス、自社開発システム及びパッケージベンダーについて、ASP業者間でEDIを実施した場合に、適切に動作するかを確認するため、相互運用性試験を行う。相互運用性試験は、対象業務ごとに試験を行う。対象業務ごとに確認するメッセージは、下記のとおりとする。

業務フェーズ	メッセージ名
見積業務	建築見積依頼メッセージ
	建築見積回答メッセージ
	設備見積依頼メッセージ
	設備見積回答メッセージ
	設備機器見積依頼メッセージ
	設備機器見積回答メッセージ
物件受注	
購買見積業務	購買見積依頼メッセージ
	購買見積回答メッセージ
	見積不採用通知メッセージ
注文業務	確定注文メッセージ
	注文請けメッセージ
	鑑項目合意変更申込メッセージ
	鑑項目合意変更承諾メッセージ
	合意解除申込メッセージ
	合意解除承諾メッセージ
	一方的解除通知メッセージ
	合意打切申込メッセージ
	合意打切承諾メッセージ
	一方的打切通知メッセージ
納入業務	工事物件案内メッセージ
出来高業務	出来高要請メッセージ
	出来高報告メッセージ
立替業務	出来高確認メッセージ
	立替金報告メッセージ
支払業務	立替金確認メッセージ
	請求メッセージ
	請求確認メッセージ
	支払通知メッセージ
	工事請負契約外請求メッセージ
	工事請負契約外請求確認メッセージ

3.1 相互運用性試験の基本的な考え方

CI-NET LiteS 実装規約に準拠した ASP サービスで行う EDI においては、メッセージのやり取りの方法として、下記に示す 3 ケースがなされている。

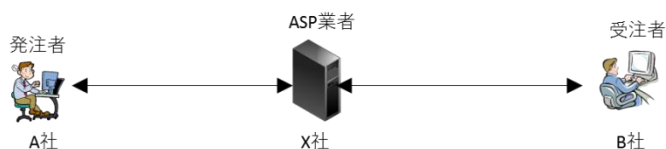
そこで、相互運用性試験では、ケースごとの試験を行う必要がある。そのため、既にサービスを提供している ASP ベンダー、の協力の基、試験を実施する。

<想定ケース>

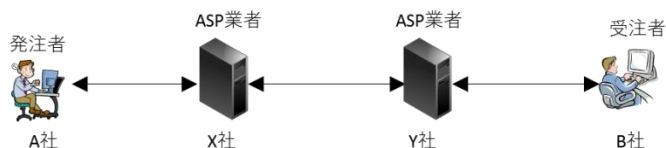
ケース1：直接連絡している場合（ASPサービスを介さない場合）



ケース2：同一のASPサービスを利用している場合



ケース3：異なるASPサービスを利用している場合



3.2 相互運用性試験の実施方法

相互運用性試験は、以降に示す業務ごとのチェック方法に則り、試験を行う。

「以下は作成中のため、注文業務のみ提示」

(1) 注文業務

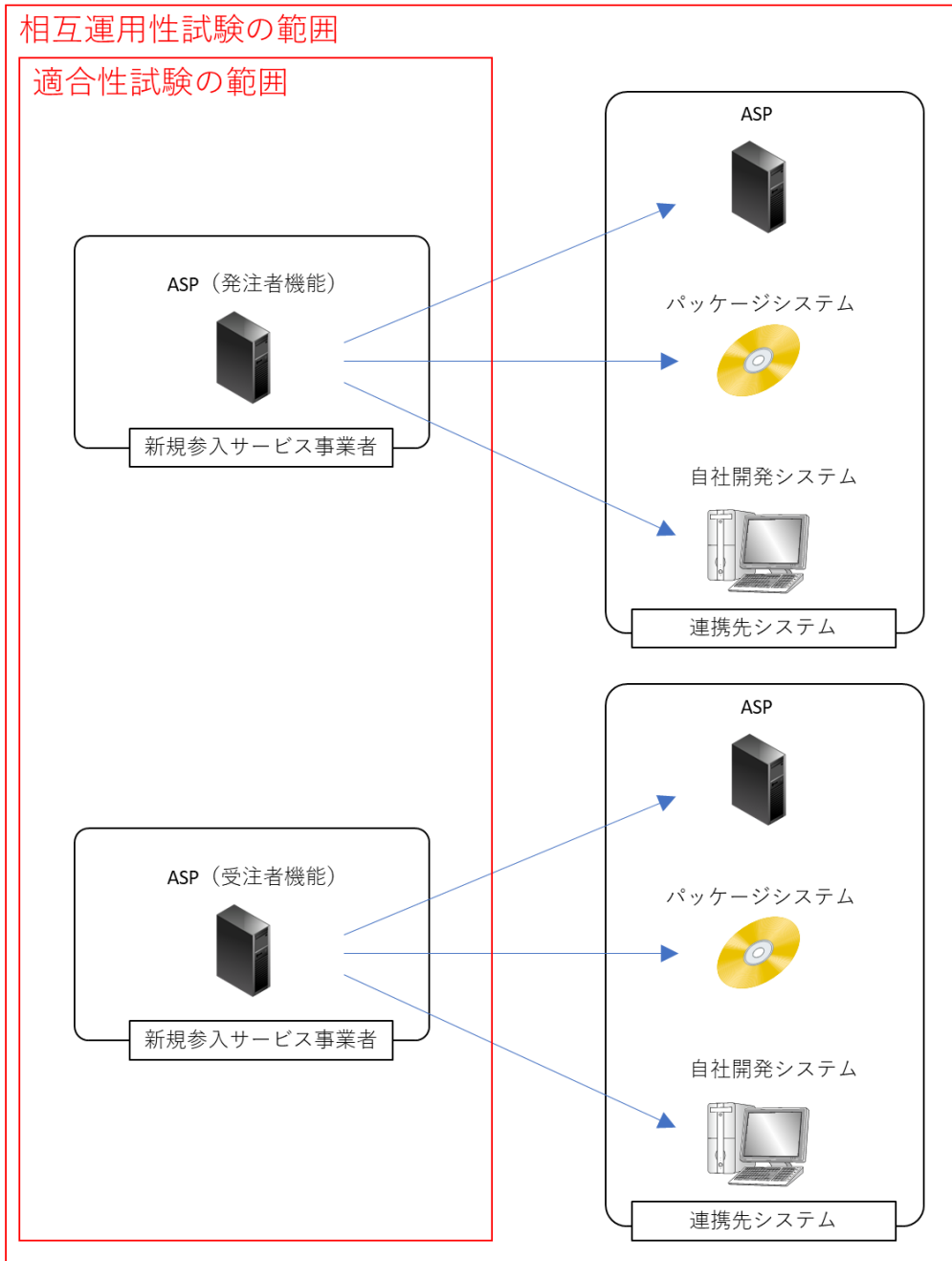
注文業務の主な業務フローと送受信しているメッセージは以下のとおりである。各メッセージについて、データ項目が適切にセットされているか、チェックリストを参考として確認を行う。

【確認方法】

- ① 下記の試験範囲でメッセージの送受信テストを実施。
- ② メッセージの送受信後、メッセージにセットされているデータ項目が、チェックリスト※に記載されている定義に則しているか確認。
- ③ 不適切なデータ項目となっている場合、不適切となったコード No を記録。
- ④ 不適切なデータ項目が生じなくなるまで、試験を実施。

※チェックリストは、別紙1参照

<適合性試験及び相互運用試験の範囲>



「CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料」に、どのような環境であっても EDI が可能という基本方針を提示しており、CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針が示されている。指針では CI-NET liteS 対応ソフト利用企業が ASP サービス利用企業と EDI を行う場合と、ASP サービス利用企業が自社利用の ASP とは異なる ASP のサービス利用企業との間で EDI を行う場合にわけて実装規約を記述している。

■相互運用試験チェックシート

○対象業務：注文業務

○記載例

発注企業： システム名称：	株式会社〇〇〇〇 C DXXX	⇔	受注企業： システム名称：	株式会社□□□□ W EB xxx
------------------	--------------------	---	------------------	----------------------

No.	工程	確認日	チェック ○ ×	アクション	メッセージ種類	方向	メッセージ種類	アクション	チェック ○ ×	確認日	備考
1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信	確定注文メッセージ	→	確定注文メッセージ	受信	○	06/22	
2	受信確認の受信	06/22	○	受信	確定注文メッセージ	←	確定注文メッセージ	送信	○	06/22	
3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	注文請けメッセージ	←	注文請けメッセージ	送信	○	06/22	
4	受信確認の受信	06/22	○	送信	注文請けメッセージ	→	注文請けメッセージ	受信	○	06/22	
5	[確定注文]原本確認	—	—	確認	—	—	—	確認	○	06/22	
6	[注文請け]原本確認	06/22	○	確認	—	—	—	確認	—	—	

○確定注文・注文請けメッセージ

発注企業： システム名称：		⇔	受注企業： システム名称：	
------------------	--	---	------------------	--

No.	工程	確認日	チェック ○ ×	アクション	メッセージ種類	方向	メッセージ種類	アクション	チェック ○ ×	確認日	備考
1	[確定注文]の送信			送信	確定注文メッセージ	→	確定注文メッセージ	受信			
2	受信確認の受信			受信	確定注文メッセージ	←	確定注文メッセージ	送信			
3	[注文請け]の送信			受信	注文請けメッセージ	←	注文請けメッセージ	送信			
4	受信確認の受信			送信	注文請けメッセージ	→	注文請けメッセージ	受信			
5	[確定注文]原本確認	—	—	確認	—	—	—	確認			
6	[注文請け]原本確認			確認	—	—	—	確認	—	—	

業務フローとの対応	項目名	CIメッセージグループ・ヘッダ					CI-NETメッセージ				
		シーケンス番号	C05	C06	C08	C09	コードNo	1	2	4	
		名称	発信センターコード(標準企業コード(企業識別コード6桁+枝番6桁))	発信者コード(標準企業コード(企業識別コード6桁+枝番6桁))	受信センターコード(標準企業コード(企業識別コード6桁+枝番6桁))	受信者コード(標準企業コード(企業識別コード6桁+枝番6桁))	名称	データ処理No.	情報区分コード	発注者コード	
定義						定義	受信者での受信データの処理順序を示す番号・受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること	情報の種類を示すコード	注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード(企業識別コード6桁+枝番6桁)		
①	確定注文msg	規約					規約	運番	メッセージ機能の種類ごとに固有の情報区分コード	標準企業コード(企業識別コード6桁+枝番6桁)	
		セット内容					セット内容				
②	確定注文msgの受信確認 ※該当ケースを選択してチェック	ケース1 :直接連絡	規約	—	—	—	規約				
			セット内容	—	—	—	セット内容				
		ケース2 :発⇄ASP⇄受	規約	—	受注者の標準企業コード	ASP業者X社の標準企業コード	発注者の標準企業コード	規約			
			セット内容	—				セット内容			
		ケース3 :発⇄ASP⇄ASP⇄受	規約	—	受注者の標準企業コード	ASP業者Y社の標準企業コード	発注者の標準企業コード	規約			
			セット内容	—				セット内容			
③	注文請けmsg	規約					規約	運番	メッセージ機能の種類ごとに固有の情報区分コード	標準企業コード(企業識別コード6桁+枝番6桁)	
		セット内容					セット内容				

本資料を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

2018年3月30日 発行

【禁無断転載】

発行 一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

〒105-0001
東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル2号館
tel. 03-5473-4573
fax. 03-5473-4580
E-mail ci-net@kensetsu-kikin.or.jp
URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>